

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2009.4 No.119

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X

基礎経済科学研究所創立40周年記念

『資本論』と労働研究の40年

WTO農業交渉／国連自由権規約
ネパールのチベット難民／日本の自動車産業
国際税制改正／新学力テスト

基礎経済科学研究所

5-8月期の主要企画のご案内

ポスト冷戦研究会 + 基礎研合同集会

日時 5月16日(土) 会場 専修大学(神田学舎1号館8階8A会議室)

10:30—報告 後藤康夫(福島大学)

「ポスト冷戦20年の世界史的帰結、基本構造と変革主体の形成」

コメント 大西 広(京都大学)

13:00—報告 野口 宏(関西大学)

「サービス革命としてのICT革命」

コメント 藤田 実(桜美林大学)

15:00—報告 矢吹満男(専修大学)

「21世紀初頭アメリカ資本主義の構造と循環」

コメント 新岡 智(関東学院大学)

アジア・アフリカ研究所 + 基礎研合同集会

日 時 7月18日(土) 10:00—会場 京都大学経済学部

全体テーマ 食糧・資源価格と途上国経済

報 告 者 江尻彰(大阪電気通信大学非常勤), 水島多喜男(徳島大学),
千葉典(神戸市外国語大学), 松下冽(立命館大学)

『時代はまるで資本論』刊行記念企画

5/10(日) 14:00—JR大津駅前アルプラザ内
滋賀大学サテライト

8/30(日) 13:00—兵庫県私学会館
兵庫労働総研との合同企画

経済科学通信

Letters of Economic Science

第119号（2009年4月）



基礎経済科学研究所創立40周年記念

理事長挨拶 基礎研の栄えある40周年を増勢で迎えて	大西 広	2
記念講演 『資本論』と労働研究の40年—基礎研創立40周年によせて—	森岡 孝二	4
懇親会での挨拶 基礎研発足時の3つの合い言葉	重森 曜	11
大会特別挨拶 基礎研40周年にあたって	池上 悠	14
40周年記念事業実行委員長挨拶と懸賞論文講評	森岡 孝二	17
40周年記念懸賞論文 奨励賞受賞論文		
信用恐慌と現実資本—信用の膨張・収縮と現実資本の蓄積との関連について—	宮田 惟史	19

NEWSを読み解く

WTO農業交渉と農業政策	江尻 彰	30
国連自由権規約委員会総括所見	中村 浩爾	36
ネパールにおける「チベット難民」について	大西 広	39
金融・経済危機と日本の自動車産業	猿田 正機	40
平成21年度国際税制改正	大畑 智史	45
数値化される教育—新学力テスト問題の現状と対抗—	北川 健次	51

SPECIAL EDITION

特集 『資本論』と労働研究の40年

変化の中の労働研究の課題と方向	樋原 正澄	56
新自由主義と労働政策—労働再規制に向けての動きを中心に—	五十嵐 仁	60
非正規雇用の拡大と現代の貧困	伍賀 一道	66
戦後日本の過度労働と批判経済学・社会医学の連携に関する一試論	中根 康裕	73
現代の雇用労働問題考—東南アジア諸国の事例によせて—	和田 幸子	78
資本主義とテクノロジー	野口 宏	89
私の所有論としての株式会社論	有井 行夫	96
人間発達論と社会主义—自由・民主主義と市場経済を基礎として—	芦田 文夫	106
人間発達の経済学の新地平—『資本論』に学ぶ21世紀的視点—	十名 直喜	114

投稿論文

論争史のなかの経済学—根井雅弘著『経済学とは何か』を評する—	塙本 恭章	126
--------------------------------	-------	-----

読書ノート

グローバル経済社会を読む（中）	増田 和夫	133
-----------------	-------	-----

勤労・実践を捉えかえす学び（15）

「格差社会」の現場から、人間発達と社会進歩をめざして —働き、学び、教え 自らも成長を求めて—	桜井 善行	138
--	-------	-----



基礎研40周年記念理事長挨拶

基礎研の栄えある40周年を 増勢で迎えて

理事長 大西 広

基礎経済科学研究所は、創立40周年記念事業のうち、関西大学での記念大会、『時代はまるで資本論』の出版、懸賞論文の審査・授与を終え、創立41年目の活動を開始しています。創立40周年記念事業は、これらの他にも基礎研Web事典の編集・公開、5本の記念出版プロジェクトの推進といった課題が残されており、その活動が継続されますが、それでもこの時点で互いに喜びあいたいと思うのは、この40年目を所員、所友、研究生の増勢をもって迎えられたということです。記念大会から年末までの間だけでも10名近い所員・所友・研究生の入会がありました。基礎研の活動は過去にひとつのピークを迎える後は必ずしもパワフルに活動できたわけではありません。ですが、「時代はまるで資本論」の時代に改めて基礎研の存在意義を自覚し、またその期待に応えられる組織への前進を再開し得ています。こうして私どもは基礎研の栄えある40周年を迎えることができました。

しかし、もちろん、私たちが自覚する「基礎研の存在意義」は労働に根ざし、『資本論』に基づき付けられた経済学を勤労者と共に彫琢していくことですから、その活動の中身は何よりもまず研究活動です。そして、その意味で、今回の研究大会はまさにその課題を正面に据えた、とりわけ現代においてより鮮明となっている労働現場の問題に焦点に当てたものとして重要な意義を持ちました。特に本誌に掲載したふたつの共通セッションは、正規雇用と非正規雇用、労働政策の転回、途上国労働者との同盟、人間発達、技術、所有の正当性などをキーワードにして、労働の現状がどのような理論的諸問題と関連しているのか、そして、それらがまだどのように解明しきれていないのか

についての討論の場となりました。

読者はその様子を本誌本号で追体験することができます。また、この中で第2日目のセッションでの「主体形成」につながる諸論点も大変興味深いものでした。というのは、十名報告や野口報告が問題とした人間発達は「主権者としての成長」でもなければならないだけではなく、それが非正規雇用増大という労働の現状においてどのように現れるのか、それには技術的必然性があるのか、といった論点の発展性を潜在的に持っていたからです。抽象度の高さにより分かりにくい印象を持った有井報告も、資本家取得がなぜ正当化されるのかという『資本論』の最終課題を扱ったという点で人々を支配する「現状肯定」観念の克服という論点に通じたものです。こうした論点に討論が今後さらに発展していく、そうした予感を得ました。

たとえばこういうことです。私はこの間、いくつかの労働組合運動にかなり深く関わって来ましたので、これまで正規労働者が担ってきた仕事が非正規労働者によって担われるようになる過程をたくさん見てきました。これは当初はスーパーマーケットのような流通業で広がり、今は大学職場や製造業にまで拡大していますが、これが可能となった背景には技術の変化があります。考えてみれば、スーパーのレジをここまで単純な作業にするにはレジの電子化という技術変化が不可欠でした。大学職場の「電腦化」も同じ効果を持っていると思います。こうして機械制大工業の登場による労働過程の変化と同じ性質の変化が生じています。

ですが、こうして全体としての仕事の標準化が進んでくるということは、以前に正規労働者がや

っていた仕事を非正規労働者が担うということですでの、当然になぜこんなにも違う賃金で働くかねばならないのか、という不自然さを皆が認識せざるを得なくなります。私の職場では現在、本来非正規の労働者が正規労働者の産休期間中、「正規」の身分で働いていますが、彼女の十分な働きぶりは「正規」と「非正規」が本来同等の能力を持っていること、同じ仕事を十分担えることを誰の目にも明らかとさせています。そして、この中で非正規労働者の待遇改善の運動は正規労働者をも巻き込むものとなって来ています。私の見るところ、現在発展中の労働組合運動はすべてこの非正規労働者の組織を中心課題としています。

もうひとつ、この3月に開催した阪南大学での春期研究集会ではアメリカ経済の崩壊を議論しました。これは関西大学大会で議論した労働問題とともに、私たちが指針とするマルクス経済学の存在意義を誰もが否定できないものとするものです。「労働の規制緩和」も「アメリカ経済の金融資本主義化」も近代経済学の教科書どおりの政策でしたが、それらがものの見事に破綻しました。

つまり、彼らは間違っていて、我々は正しかった。マルクス経済学者は今こそ自分たちの正しさにこそ自信を持つべきです。

基礎研40年の歴史の丁度真ん中にあたる1989年はベルリンの壁が崩壊した年であり、その後世界のマルクス経済学者は自分たちの何が間違っていたかを考えました。そして、その検討ももちろん非常に大事な作業です。ですが、それはマルクス経済学の基本的なところの誤りを意味しません。基礎研のその後の研究活動は『資本論』を握って離さず、そのことを主張し続けた歴史でした。そのことをこの40年目には是非確認しておきたいと思います。

先にも述べましたように、基礎研の所員・所友・研究生は現在増勢にあり、東京地区などでの活動も再開されつつあります。勤労者・研究者を含む全国のマルクス経済学徒が結集する集約点として、基礎研の更なる発展にお力添えいただきますよう理事長として皆様にお願いし、この巻頭言とします。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)



大会で挨拶をする大西理事長



基礎研40周年記念研究大会での記念講演

『資本論』と労働研究の40年

——基礎研創立40周年によせて——

MORIOKA Koji

森岡 孝二

I はじめに

こんにちは。今日は大変寒い日になりました。気候的には厳しい研究大会となりましたが、中身はとてもホットで和やかで、午前中の私が出た分科会では熱心な発表と討論がありました。午前中に午後のこの講演の準備をするつもりでいましたが、分科会の議論に引き込まれて、肝心の講演のことをすっかり忘れておりました。したがって巧くまとまるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひいたします。

これより三つの柱で簡潔に話を進めていきたいと思います。まず一つは、基礎研はどんな時代に誕生したか、なぜ人間発達の経済学を唱えたか。第二番目は、基礎研が発足して今日まで日本の経済、あるいは世界の資本主義はどう変わってきたか。それから、第三番目に、『資本論』と労働研究に関連して、過労死とワーキングプアの問題について少し触れたいと思います。そして最後にまとめ若干のことを提起いたします。

II 基礎研創立時の時代的背景

基礎研は「経済学基礎理論研究所」という名称で1968年にスタートしました。今から振り返ると、この時期に基礎研が創設されたのは、それなりの時代背景ないし歴史的環境があったと思います。

一つは、『資本論』学習の新しい気運の高まりです。基礎研が前身の京都労働者学習協議会の支部

研究会として活動していた1967年は、ちょうど『資本論』初版刊行100年の年でした。その年には経済学会や経済雑誌でいろいろな記念の催しや討論がありました。その年に限らず、1960年代は、日本では『資本論』研究の気運が非常に高まった時代でした。1963年から64年にかけて、青木書店から『資本論講座』全7巻が出ています。私はこの1、2巻を大学のゼミで読みました。青木書店とはその後も長く付き合いが続きました。基礎研は池上先生を中心に、いろいろな本を出してきましたが、なかでも出版社として最大のご支援をいただいたのが青木書店であります。

それから、1963年から66年には、『マルクス経済学講座』全4巻が有斐閣から出了しました。私は本に線を引いて読むということをあまりしないのですが、このときだけは大学院受験の準備もあって、この4巻本を真っ赤になるまで線を引いて勉強しました。これらの本は今も研究室にあります。それから、今日も読まれている『資本論』の古典的な案内書と言っていい、内田義彦さんの『資本論の世界』が岩波新書で出たのが1966年です。

この当時はまた、全国の地域と自治体を眺めますと、革新自治体の上げ潮の時期であったことがわかります。京都では1950年から鷹川府政が続いておりましたが、東京で1967年に美濃部都政が誕生する。大阪で1971年に黒田府政が誕生する。時期はずれますが、1975年には神奈川県で長洲知事が誕生しています。こういうふうに革新自治体が拡がっていくなかで、経済学、社会科学のなかに、家族、保育、教育、地域、自治体、公務労働、などが大きな位置を占めてくるようになります。そして、これらを議論することが、基礎研の初期の大きな課題になりました。

それからもう一つは、大学民主化闘争、世に言う大学紛争の時代がまさしくこの時期でした。今年は1968年から数えて40年、大学闘争の、あの大規模な全国的な紛争状況から40年経ったということです。ついでに、過労死110番が1988年にスタートして、それから今年は20年です。基礎研40年というのは、このような節目でもあります。40年ほど前に、『資本論』100年があって、革新自治体の高揚があって、大学民主化闘争があったことを頭に入れておきましょう。

III 人間発達の経済学の提起

今言ったような時代状況のなかで基礎研は何を解明しようとしたか。キーワードは人間発達であります。「人間発達の経済学」という大テーマは、最初に池上先生の呼びかけで基礎研の前身の研究会ができたときからの共通の課題意識に含まれていたと思います。基礎研がスタートしてからは、『資本論』に依拠して目的意識的に人間発達の経済学を展開しようということになりましたが、その一つの大きなステップは、『経済科学通信』の第7号（1973年11月）で「資本論研究入門」が開始されたことです。これは池上先生が毎回書かれました。並行して私は同誌に「帝国主義論入門」を連載しました。

この当時はマルクスの『資本論』とレーニンの『帝国主義論』がマルクス経済学の古典中の古典として読まれた時代がありました。1975年にいわゆる基礎研大学院が「夜間通信研究科」の名でスタートしていますが、そこでも「資本論・帝国主義論講義」が開講されました。『資本論』は、第1巻の「序文」を手がかりに第8章「労働日」から始めました。この章は1日の労働時間を扱っています。それから第13章「機械と大工業」、機械経営と工場制度を扱った章に進みました。この8章や13章を含む、歴史的な事実を最も多く取り扱っている章を中心に読み進め、キーワードで言えば人間発達の諸条件を、工場法の意義を中心に検討しました。

今日、受付にできたてほやはやの基礎研編『時代はまるで資本論——貧困と発達を問う全10講』（昭和堂）が積んでありました。1989年に同じ昭

和堂から出た『ゆとり社会の創造——新資本論入門12講』の新版として、40周年記念研究大会に間に合うように出したものです。今回の「新々資本論入門」で私が受け持った第1講で、『資本論』第1巻のキーワードの一つは「奴隸制」だと書きました。工場法あるいは労働基準法のような労働時間の法的規制が確立していないもとの労働は、奴隸制度の奴隸労働と大きな違いはない。逆に言えば、規制緩和を徹底し工場法を取り除いた社会は、奴隸労働に限りなく近くなる。こういうことを第1講で強調いたしました。

詳しくは『時代はまるで資本論』を読んでほしいと思いますが、一方に基礎研創立時の時代状況が一つあって、他方に『資本論』をベースとする人間発達の経済学があって、その二つが相まって今日の基礎研があると言ってもいいでしょう。

IV 40年の日本経済と世界資本主義の変化

では、この間、資本主義はどう変わってきたか。ここでは1968年から2008年までのこの40年間を、時期の長短はありますが、第1期、第2期、第3期とわけます。第1期は68年を基点とする60年代末から70年代。第2期が80年代から2005年まで。2006年からを第3期とします。

1. 第1期（1968～1970年代）

資本主義の変化を語るうえで、第1期でみなさんに紹介しておきたい本があります。それは、基礎研の当時の若手研究者が最初に共同で著した労作といってよい、池上先生の編になる『現代世界恐慌と資本輸出』（青木書店、1973年5月）です。当時では標準的なものだったかもしれません、基礎研の本としては珍しく、ハードカバーの函入りです。

1973年5月というと、第四次中東戦争、したがって最初のオイルショックで日本経済が高度成長から低成長に変わる、あるいは世界が経済停滞とインフレが同時進行するスタグフレーションに陥る直前でした。経済理論学会が「現代資本主義と恐慌」という共通論題で恐慌論を取り上げたのは1975年です。それより2年早く、時代を先取りし

て分析したという点で、この本は、今でも自負をしてよい共同研究の成果の一つではないかと思います。今また、それこそ世界金融危機、世界恐慌という状況になってきて、あらためて1970年代の基礎研の議論が参考にされてよいのではないでしょうか。

2. 第2期（1980年代～2005年）

第2期は1980年代からですが、実はその時期は資本主義の反動期で、新自由主義が支配的な政治思想として台頭してくる。それから古い社会主義体制が次から次に瓦解していく。旧ソ連邦、東欧が市場経済に移行するという変化が起きた時期でもあります。新自由主義の流れを見ると、1979年からイギリスでサッチャー、ついでアメリカで81年にレーガン、日本で82年に中曾根が政権の座に就いています。それに先立ち1970年代に前史があって、例えば74年のノーベル経済学賞は新自由主義の先駆者のフリードリヒ・ハイエクですね。それから76年には、新自由主義の理論的支柱となつたミルトン・フリードマンがノーベル経済学賞を受賞するということがありました。

新自由主義というのは、社会主義にもケインズ主義にも対抗する市場個人主義の政策イデオロギーであります。第二次大戦後、先進資本主義諸国では、政府が財政支出を通じて高水準の雇用を維持する。それから社会保険制度や医療制度を含む

社会保障を整える。この二つが政策体系として定着した国家制度を福祉国家と呼ぶようになりました。新自由主義はこの福祉国家に対して、官僚機構の肥大化や財政危機を招く、経済効率を低下させる、市場経済の活力を奪う、といった理由で攻撃して、「小さな政府」を主張しました。民間企業の営利機会を拡大するために、民営化と規制緩和を徹底させ、公共部門の労働組合運動を解体する。それを実行に移したのが、サッチャー、レーガン、中曾根です。

私は1985年にロンドンに留学していましたが、当時イギリスでは民営化の嵐が吹き荒れ、炭坑労働者のストライキ闘争を騎馬警官を動員して潰すような労働組合解体攻撃が繰り替えされていました。「鉄の宰相」と言われたサッチャーは大学予算を削ったために大学関係者からひどく嫌われていました。後の話ですが、実はオックスフォード大学出身の首相で名誉博士号をついに授与されなかったのは、サッチャーだけだと言われています。

私は「アメリカの1946年雇用法の成立過程」をテーマに修士論文を書きました。この法律は、連邦政府の財政支出を通じた「完全雇用政策」によって戦後の平時経済における高水準の生産と雇用を達成することを政府政策の目的に掲げ、「大統領経済報告」や「経済諮問委員会」などの政策運営の枠組みを整備したものであって、とりたてて社



記念講演をする森岡氏

社会保障の拡充をうたったものではありませんでした。しかし、そのアメリカでも1960年代にはジョンソン大統領の「偉大な社会」計画や「貧困に対する戦争」に示されるように福祉国家に向かう流れが強まった時期がありました。ところが80代のレーガンomicsのもとでは完全雇用政策が投げ捨てられ、代わって台頭したのが新自由主義政策でした。

新自由主義という政治思想は、経済思想としては市場個人主義を特徴としています。これは一般には、市場原理主義といわれていますが、イデオロギーの核心には、経済のことは市場に任せなさい、市場のことは個人に任せなさいという思想があります。政府の政策運営に当たっては市場に全幅の信頼をおき、市場の選択は個人の判断に委ねるのがもっとも確かで効率的であるという思想です。軍事や警察を除き、国家の介入は極力排除する、公共的・社会的な空間は最小化するのがよい。そういう思想もあります。

雇用・労働に関して言えば、労働市場と雇用関係に対する国家の介入、調整、規制を原則的に否定する。雇用政策は労働者個人の利益を中心に考える。したがって、集団としての労働者の保護を意図して作られてきた法律や制度についてはできるだけ緩和・撤廃するというのが一貫した主張です。労働時間については、標準化して全体を短縮化するという方向ではなくて、労働時間の規制を可能な限り緩和・撤廃し、国家の介入をなくして、何時間働くか／働くかは個人の自由にすべきで、もっと働きたい人は週60時間でも100時間でも働きなさい、そうでない人はパートかアルバイトで働きなさい、という考えです。そういう労働政策が実践されると、本来、集団的で標準的な性格をもつ労働時間のあり方が多様化し、個人化してくるようになります。

雇用形態や就業形態を多様化し、働き方／働き方の選択肢を増やして、個人の自律的な判断で自己決定をしていく。この数年流行りになっている「ワークライフバランス」も、そういう政策イデオロギーに立って唱えられています。これはフルタイム、パートタイム、在宅、フレックスなどのメニューから、働き方／働き方を選ぶという制度であって、労働時間を短縮して余暇を拡大するという制度ではありません。

3. 第3期（2006年～）

日本の時代状況に即して最近の四半世紀をみると、企業も労働も非常に大きく変わりました。新自由主義の大波に襲われた結果、株主資本主義が強まるとともに、徹底して雇用が解体されて、格差と貧困が拡がってきました。この変化は劇的といつていいほどに大きなものです。そのことを念頭において、1980年代以降を新自由主義が隆盛を極めた時代ととらえて、一つの時期区分としました。この時期はたんに新自由主義の時代であっただけでなく、私が『働きすぎの時代』（岩波新書、2005年）で使った言葉でいえば、グローバル資本主義、情報資本主義、消費資本主義、フリーター資本主義、株主資本主義が一つになったような時代でもありました。

しかし、新自由主義の盛衰に着目すれば、2006年あたりを境に一つの新しい時代が始まったと言ってもよいと思います。五十嵐仁さんの昨日の報告にもありましたが、2006年あたりから日本では非正規労働者を中心にワーキングプアの問題が噴出する。それとともに、雇用・労働問題あるいは働き方／働き方の問題をめぐる議論が、以前からの過労死問題と相まって、沸点に達する。そこにもってきてホワイトカラー・エグゼンプション制度が提案されて、政治問題化する。こういう一連の変化が起きたのです。

2006年9月に「ストップ・ザ・エグゼンプション」をスローガンに、「働き方ネット大阪」という市民団体がスタートし、その最初の集まりで講演をする機会がありました。その際に、2005年から2006年に出た経済雑誌をひとわたり見ましたが、驚くほど雇用と労働についての特集が多い。気がつくと、新自由主義と市場個人主義が幅をきかせていました時代と打って変わって、規制緩和に批判的な論調が強まり、以前であればマスメディアからは声のかからなかった人たちも登場して発言するという時代になっているんです。

潮目の変化を端的に示しているのが2006年末から2007年初めにかけてのホワイトカラー・エグゼンプションについての大きな世論の動きでありました。2007年の年初には、「1年365日好きな時間働けばいいでしょう、祝日もいりません。ましてや労働基準監督署もいりません。過労死は自己管理の問題です」という主旨の奥谷禮子氏の発言が

『週刊東洋経済』に載りました。これが労働界と世論の猛反発を招いたという事情も背景にあって、当時の安倍首相は、ホワイトカラー・エグゼンブションの導入を見送るということになりました。

これは非常に大きな変化です。それまでは、労働者派遣法の規制緩和に例を見るように、財界が唱えれば、財界の政府内出張所である経済財政諮問会議や規制改革会議に言われて、厚生労働省が動き、自公多数の国会でいとも簡単に法律になる。そういう流れがここで止まったということです。その点で非常に大きな変化が生じたということに留意しておくことが必要です。

アメリカでいうと、2006年の下院選挙で民主党が勝利しました。これは、ブッシュの対外的な戦争拡大、国内的な貧困拡大の政策に国民がそっぽを向いた結果だと言えます。

2001年、私はニューヨークに留学していて、9.11（セブテンバー・イレブン）のテロアタックに遭遇いたしました。その年、5月半ばにボストンに行き、ジュリエット・ショアさんの誘いで、言語学者で社会評論家として著名なノーム・チョムスキーサンの「ブッシュ政権の100日」と題した講演を聴きました。ショアさんはチョムスキーサンと親しく、彼女の紹介で彼と言葉を交わすことができました。講演は、ブッシュ政権は宇宙まで軍事的に支配しようとしており、対外的にも軍事介入を強めるだろうという内容でした。実際、9.11後のアメリカはアフガンからイラクへと戦争拡大路線を突っ走りました。

ついでに言うと、私は1988年にも大学から研修の機会を与えられて、1ヶ月ほど中国の上海と北京に行きました。そのとき、上海では100万人デモを目撃し、北京では学生たちがテントを張って座り込んでいた天安門広場にたびたび足を運びました。6月2日の天安門周辺の緊迫のデモを目の当たりにして、軍の出動を知り、天安門が戦車で席捲された4日の朝、大阪に帰るという体験をしました。

話をアメリカに戻せば、皆さんよくご承知のように、つい先日の大統領選挙でオバマが大勝しました。この変化は様々に解釈できますが、アメリカ民衆のあいだに広がるポスト新自由主義の新しい大きなうねりとして見ることができます。

そういうなかで資本主義がどう変わるかを考えると、近未来は新自由主義の延長線上にはないこ

とは明らかです。それでは新自由主義から福祉国家に戻るのか、福祉国家を超える第三の社会経済システムを切り開くことができるのか。その選択がいま問われているのだと思います。

V 基礎研の課題と今後の発展

「『資本論』と労働研究の40年」という表題を掲げながら、なかなか核心に触れる話にならずに申し訳ありません。レジメには「労働研究における過労死とワーキングプア」と書きました。この二つは、『時代はまるで資本論』でも取り上げたキーワードです。

「時代はまるで資本論」というタイトルは、実はもともとは私の担当章（第1講）のタイトルでした。しかし編集会議で、これがいいんじゃないのということで本そのもののタイトルになりました。その代わりに第1講は「悪化する労働環境と『資本論』的現実」という題になりました。その冒頭に「言葉のレンズと書物の力」という小見出しで、「社会に生起するさまざまな現象はそれを明確に表す言葉が与えられて、突然のように多くの人びとに見え始めることがあります。それは、じつはすでに存在しながらあまり気づかれていなかった現象が広がることによって、その事態を端的に表現する言葉が探し当てられ、次にはその言葉のレンズを通して、その現象や事態が多くの人びとの目に入るようになるということかもしれません」と書きました。

今の時代を写すそういう言葉の代表例として「過労死」と「ワーキングプア」を挙げることができます。過労死は1988年に「全国過労死110番ネットワーク」がスタートして、一挙にメディアが注目して現代用語として拡がりました。それから20年が経った。過労死は減るどころか、とくに20代から30代のホワイトカラーのあいだに、強い精神的ストレスによる過労自殺が拡がっています。厚生労働省による、サービス残業、いわゆる賃金不払い残業防止の最初の取組み、あるいは健全配慮についてのさまざまな行政指導はあきらかに強化されてきました。そういう意味では労働行政の前進があります。あるいは、裁判を通して過労死についての司法の判断は、企業の責任をます

ます厳しく問うものになってきています。

にもかかわらず、相変わらず過労死が減らない、というより増えてきたのはなぜか。今、アメリカ発の恐慌が日本を襲っていますが、近年ではアメリカ発の新しい働きすぎが入ってきました。それが株主資本主義です。配当第一、株価第一で、配当が増え、役員報酬が増えていく反面で、従業員の賃金は下がる。したがって、労働分配率は低下する。

情報資本主義もアメリカ発の働きすぎの一因になっています。インターネット、Eメール、携帯電話、さらにはパソコンですね。そういう情報通信技術が働き方を変えてきた。仕事を本来軽減し、苦痛を減らすはずが、むしろ長時間労働と強いストレスを生むようになっている。こういう状況が広がっています。

グローバリゼーションの津波が世界を変えてきていますが、それも震源地はアメリカで、アメリカの多国籍企業が牽引してきた。これらが重なって働き方がかわり、日本の古い働きすぎだけではなく、新しい働きすぎが広がってきた。現代資本主義のこういう変化を見ないと、過労死がなぜ減らないのか、あるいはなぜ過労自殺が若い世代で増えているのかは説明できません。

基礎研は、当初から『資本論』第1巻の第8章「労働日」に着目し、人間発達と貧困の問題を問い合わせてきました。今、社会を見渡しますと、「過労死」でも「ワーキングプア」でも、まるで『資本論』そのままの世界が目の前に広がっています。こうした現実の難題と格闘して、経済学の基礎的な概念を鍛えなおしていく。そういうことが要請される時代になっています。したがって、いよいよ時代は基礎研の時代だという意味と、時代はまるで『資本論』だという意味が重なりあってるのが昨今の日本の状況だと思います。

VI おわりに

『資本論』に依拠して貧困と発達を問い合わせて40年経ちました。この間、自治体に関わる労働者、研究者が中心になって発達保障労働としての公務労働の役割にも注目してきました。同時に、労働過程研究としての企業社会研究の重要性を提起し

てきました。

2002年の12月に『経済科学通信』第100号が出ました。そこでは、100号の各時期を10号ずつに区切って、それぞれの時期の特徴的なテーマについて討論する機会がありました。その討論にも出てきますが、企業社会というのは1980年代後半から今に至るまでの基礎研の研究テーマの一つの基軸の位置を占めてきました。また、企業社会の研究に関連して、労働時間論や大工業論を重視した『資本論』研究の重要性を再三提起してきました。

これは1960年代から21世紀の今日にいたるまでいえることですが、日本のマルクス経済学における『資本論』の経済原論的な理解においては、基礎研が重視した第8章「労働日」や第13章「機械と大工業」は、マルクスがあれほどのページを割いて論じているにもかかわらず、著しく軽視されてきました。企業システムは、生産システム、金融システム、流通システムや、経営システムとして広がりがありますが、その土台をなすのは、労働時間と作業組織と技術体系を三要素とする生産システムです。労働過程を重視するということは生産システムを重視するということですが、生産システム論的なアプローチは、経営学では大きな研究成果があっても、経済理論ではほとんど考慮されることはありませんでした。

教科書体系の経済原論で重視されてきたのは、具体的労働の世界が問題になる労働過程論や生産システム論ではなく、どちらかというと抽象的労働の世界が問題になる価値論や剩余価値論や平均利潤論です。『資本論』を資本主義経済の一般的・抽象的な原理論として、したがって無政府的生産を貫く平均法則の理論として読むことが間違いだと言っているではありません。マルクスは「価値一般の認識のためには価値をたんなる労働時間の凝固として、たんに対象化された労働として把握することが決定的であるように、剩余価値の認識のためには、それをたんなる剩余労働時間の凝固として、たんに対象化された剩余労働として把握することが決定的である」(『資本論』第1巻、大月書店版、282ページ)と述べています。これは『資本論』が資本主義経済の一般的・抽象的な原理論の書でもあることを意味しています。しかし、それだけに目を奪われて具体的な仕事の世界を見失ってはならないということを言いたいのです。

労働過程研究の重要性については、私は『経済科学通信』でも何回か発言しています。同誌の第56号（1988年7月）では、「いま、なぜ労働過程研究か」というテーマで特集を組んでいます。それから第58号（1988年12月）では、この号には、この後の共通セッションで報告していただく有井行夫さんも書いておられます、「現代経済をどうとらえるか」という特集になっています。そのなかに「現代資本主義論の反省課題」と題した拙稿があります。

その拙稿では、資本主義の段階論的把握の限界を問題にして、『資本論』に帰れ、労働過程論に戻れという趣旨でおよそ次のように述べています。

すなわち、『資本論』がアリアリティをもつ世界を資本主義の一時代にとじこめるような段階論に立つかぎり、経済理論は産業資本主義論>独占資本主義論>国家独占資本主義論>現代資本主義論と、先に行くほど細っていく、あるいは一般性を失っていく。それとともに、現代資本主義の歴史的経験をもとに『資本論』を現代的に豊富化する道も閉ざされてしまう、と。

そこで私はアダム・スミスの『国富論』から、「一方にひどく曲げすぎた竿をまっすぐにするには、それだけ逆の方に曲げねばならぬ」（大河内一男監訳『国富論』中公文庫、第2分冊、471ページ）という諺を引いています。言いたかったのは、経済理論がこれまで被ってきた段階論的な歪みを正すためには、経済学の竿を独占資本主義論や国家独占資本主義論から、資本主義論に曲げなおし、基礎研で行おうとしているように、労働過程研究を基礎において、資本の生産過程と蓄積過程の最新の諸形態を分析するところから、現代資本主義

分析を進めるべきだということです。

こういう曲げなおしは、なにも基礎研の専売特許ではなく、ブレイヴァーマンの『労働と独占資本』（富沢賢治訳、岩波書店、1978年）や、アグリエッタの『資本主義のレギュレーション理論』（若森章孝ほか訳、大村書店、1989年）すでに始まっていました。経営学において日本の生産システムの研究が発展したのも1980年代末から90年代半ばにかけてのことです。

最後に自戒を込めて言っておきたいことがあります。一つのメガネで世の中を見て、独占だ、国家独占だと言っているだけでは視野狭窄に陥るのと同様に、労働過程だ、生産システムだと言っているだけは逆の一面的思考に陥る恐れがあります。

そのことを言うために、さきの「現代資本主義論の反省課題」の冒頭に引用したフランシス・ベーコンの言葉を振り返っておきたいと思います。パラパラとめくって目に留まった断片の引用であることを断っておきます。

「人間の知性は一度こうだと考えきめた（それが承認され信じられているので、あるいは自分の気に入るの）からには、他のすべてのことをも、それを支持し、それに合致するようになる。そして反証となる事例のほうが多数で有力であっても、それらの事例を無視したり、軽蔑したり、あるいは区別立てをして除外し排斥したりして、実に大きな破滅的な損害をきたすのであって、それはまさにきめた考え方の権威をきずつけられないためである」（フランシス・ベーコン、服部英次郎訳「ノヴム・オルガスムス」河出書房新社『世界の大思想』第6巻『ベーコン』239ページ）。

（もりおか こうじ 所員 関西大学）

基礎研究足時の3つの合い言葉

SHIGEMORI Akira
重森 曜

I 基礎研究足時の経緯

みなさん、こんばんは。お久しぶりです。基礎研の催しに参加するのは何年ぶりでしょうか。本当に長い間ご無沙汰しておりました。

1968年11月に、基礎研が設立されました。出発時は「経済学基礎理論研究所」といっていました。今年で40周年を迎えるということですが、始めたころはとても40年も続くとは思っておりませんでした。何年くらい続けるかということなど考えることなく、とにかくまあ、そのときの勢いでつったというところあります。実は基礎研にも前身がありまして、それは「京大学習センター」といいました。それは1967年につくられていますが、さらにその前身がありまして、1966年に「京大学習センター準備会」というのができました。

その出来たいきさつですけれども、私と小野秀生さん（今日もお見えですが）と松木麟平さんとの三人が池上惇先生を訪ねたところから始まります。三人は文学部生だったので、大学院の経済学研究科に進みたいという希望を持っていました。それにはやはり経済学の勉強をしなければならない、とくに『資本論』が大切で、それをちゃんと読まなければいけないだろうと思いました。それでどうするかということで、その当時、京大の職員組合の、たぶん書記長をやっていたと思いますが、池上先生を職員組合ボックスに訪ねて、『資本論』を勉強したいのだけれども指導してもらえないかとお願いしたのです。

二つ返事で「やりましょう」ということになりました。そのころ池上先生は学習協（現在は京都

労働者学習協議会）運動を京大でも進めていきたいと思っておられ、ちょうどいいのが来た、ということで「京大学習センター」というのをつくったわけです。そこで「経済学基礎理論研究会」というのをやって、それを続けながら、労働者の学習運動を応援する、そういうこともやりましょうということで、1966年に京大学習センターの準備会ができ、67年に学習センターができ、そして68年に、「経済学基礎理論研究所」になったわけです。

私たちはゆっくりと『資本論』を勉強したいと思ったのに、またいろいろ運動に入っていく羽目となりました。その当時は、大学院への現職自衛官の入学問題や大学紛争などがあり、そのような状況の中で『資本論』を読み、あるいは、経済学をやるためにには哲学が必要だということで、職員組合のボックスでレーニンの『唯物論と経験批判論』などを読んだことが記憶に残っております。

II 働きつつ学ぶ権利を担う！

その当時は、いろいろな合言葉といいますか、スローガンというか、キャッチフレーズをつくることが流行っていました。我々も自分たちの運動がどういう運動なのか、教育研究運動論というか、そういう議論をずいぶん盛んに行っていました。そういう中でいろいろな合い言葉のようなものが生まれてきました。今主なものを3つくらい思い起こすことができます。

第1番は、先ほどもお話がありました、「働きつつ学ぶ権利を担う」という、この考え方でありま



挨拶をする重森氏

す。ここに『経済科学通信』の、1970年にでた第1号がありますが、この巻頭言で吉村民人の名で、これはたぶん池上先生だったと思いますけれど、我々の運動がどういうものかということを述べた文章があります。これはなかなか見事だなあと思いましたし、その思いは今も変わりません。

「急激な技術の進歩は労働者の熟練を常に台無しにしてしまう。その結果、たえざる研究と教育によって労働能力の開発をはかることは、労働者の生存にとって不可欠の重要問題とならざるを得ない。ここに生活権、生存権の一部分としての研究、教育の国民的権利がますます拡大されなければならない物質的基礎がある」というふうにいつておられます。

この文章が40年くらい前に書かれていますが、今日でもぴったりと当てはまるのではないかと思います。今日でこそ、社会人の大学院入学というか、そういう流れは一般化しておりますし、社会人大学院の制度も発展しておりますけれども、40年前にこういう分析のもとに、働きつつ学ぶ、学部レベルではなく大学院レベルの教育研究の保障が必要だということを考えた。これはたいへん先

III 労働者と知識人の 民主主義的協同！

それからもう1つの言葉で、その当時我々がよく言っておりましたのは、「労働者と知識人の民主主義的協同」ということあります。働きつつ学ぶ権利を担う、という場合に、どこかに支援をお願いするとかいうことではなくて、自分たちの自主的な運動によってそれを実現させていくこうという、そういう考え方方が根底にあったように思います。

ここに『基礎研15年の歩み』という、1983年に出了小冊子があります。私が高知から関西のほうにもどってきた丁度その年に、基礎研が15周年を迎えて、それまでの歴史を書いた小冊子でありますけれども、その巻頭に、これは私が書いた文章ですが、次のような一節がございます。

「私たちは、労働者と知識人が対等の立場で教えあい、学びあい、育ちあうという姿勢を貫いてきました。私たちの運動は、いかなる権力や金力

からも独立した自主的・民主的運動でありました。貧しい者たちが資金を出し合い、忙しい者たちが労力を出し合うことによって、互いの学習権と発達権を保障する協同組合運動として、私たちの運動は発展してきたのです。」

今日の総会を見ておりますと、まさに貧しいものたちが資金を出し合い、忙しい者たちが労力を出し合って、みんなで協同組合的な運動をしているなあという、その伝統が生きているなということを感じました。我々はこのとき協同組合運動といっておりますが、今日でいえばNPOということになるのだと思います。当時はまだNPOということは流行しておりませんでしたけれど、そのNPOの思想を先取りしていたのではないかと思います。

IV 生き生きとした現実感覚と基礎理論の結合！

それからもう1つの、3つ目のキャッチフレーズは、「生き生きとした現実感覚と基礎理論の結合」ということであります。

基礎研、すなわち「基礎経済科学研究所」は、最初は「経済学基礎理論研究所」と称していました。基礎理論という言葉がその中に含まれていました。その基礎理論というのは、いわゆる古典の解釈をするのではなく、また現状分析だけに流れるのではなくて、自ら働く職場や生活する地域に根ざした鋭い現実感覚、問題意識、それを古典の

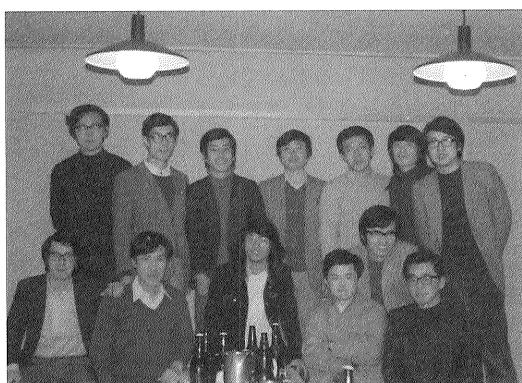
学習につなげていくことによって、基礎理論の創造的な発展をはかっていこうという、こういう考え方方が最初から一貫していると思います。これは経済学のオーソドックスな学習・研究方法です。我々は経済学の勉強を一緒に進めていくにあたって、この「生き生きとした現実感覚と基礎理論の結合」ということを合言葉にしてやってきたわけです。

その後40年経ちました。今の基礎研の活動を見ておりますと、まさにその基礎が生きているという感じがいたします。そういう中から人間発達の経済学というのも生まれてきたのだと思います。「働きつつ学ぶ権利を担う」、「労働者と知識人の民主主義的な協同」そして「生き生きとした現実感覚と基礎理論の結合」という思想に支えられて、基礎研がここまで発展してきたのではないか、その原動力になったのはこれらの3つの合言葉ではないかと思います。

今日の様子を見ていますと、これからよいよ、いや、ますます、基礎研の時代がやってくるのではないかと、そういう予感がいたしました。40年経ちましたけれども、これからさらに40年ということになろうかと思います。ぜひ基礎研が80周年を盛大に迎えられますように、これからも若い人にどんどん参加してもらって、がんばっていただきたいと思います。

以上でご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(しげもり あきら 所員 大阪経済大学)



1976年4月 大学院への若手層送り出しコンペ



1976年12月 通信大学院の合宿写真

大会特別挨拶

基礎研 40周年にあたって



IKEGAMI Jun
池上 慎

本日は皆様方の前でお話できる機会を与えていただきまして、心から感謝しております。基礎研の40周年にあたって思い出を、2つか3つばかりお話ししさせていただきたいと存じます。

I 働きつつ学ぶ、 労働者研究者を目指して

基礎研を創りましたときは、私はかろうじて大学教員となっていたばかりの頃で、これからは労働者の大学院だ、という目標をつかみ始めているときでした。私は、学問を志した人間は、いったん志したからには職が無いなどとは言わずに、就労して、自ら自立して自分の学術的資質で所得を獲得するように、そしてその所得を蓄積したら、必ずや自らが大学を創り、大学院を創って、そこで多くの労働者や学生に講義し、彼らを研究者に育てるように、と言っておりました。たいていの大学院の学生は嫌がりましたけれども、ここに残っておられる先生方は、もちろん嫌がらずにお付き合いいただいてきたのです。

かなりの大学院生は、それは厳しすぎるというふうに言われました。確かに大変に厳しい要求でございましたが、これを継続していただいて、多くの研究者、そして労働者研究者を輩出することができました。心からそのご努力と高い精神に敬服を表します。おそらく今の時代に一番求められているのも、この労働者研究者の養成ということだったかと思います。これは私の思い出の中でもとりわけ嬉しい思い出です。

もう1つは、働きつつ学ぶ、ということです。労働の現場と高度な先端理論とを絶えず往復しながら、そこで自らを高めていってもらいたい、ということであります。これもまた大変に難しいことでございまして、労働現場で働いている人たちが、高度な理論を学習すること自体難しいですし、学者が現場に赴いて、その現場から学ぶことも、これもまたこの上なく難しいことです。日本の学術世界では長い間そういう伝統がありません。それを皆さんのがたが切り拓かれてこそ、新しい解決ができるわけです。基礎研で長らく研究に関わった方々は、見事にその課題を達成されました。様々な現場から大量に生まれた学問が大きく

発展しまして、それが今の日本の社会科学を支えていると私は思っております。その意味で大変に嬉しいことと思っております。

II 『資本論』「労働日」の 学習の意義

もう1つは、『資本論』の学習を始めるにあたりまして、私はそのときにエンゲルスの指示に従って、「労働日」の章から入ることを奨励いたしました。それは何故かと申しますと、理論を勉強し、概念や範疇をマスターしてその透徹した論理性を理解することはたやすいことではございません。そのうえに、さらに現実に直面して、膨大な資料と、日々進行する貧困の現実に応えていく、それを過去の調査を踏まえながら、自らも調査して理論化するということが、一番難しいことであります。それを「労働日」では見事に達成しております。ですからこの意味では、労働日の研究ということはある意味で『資本論』の中でもっとも価値のある部分です。生きている部分なのです。過去にできあがった理論を継承するのではなくて、これから新しい理論を創ろうとする人は、そこから勉強してほしいと思いました。

そこでは、疎外された人間が労働時間の短縮によって自らの時間を確立することは、まさに人権を確立することであると主張されています。これは、働く者が自分の時間を自らのものとして、自ら発達の契機をつかみとらなければならない、ということを意味します。このためには工場労働者とオーエンのような知識人が協力して、民主主義的な法律を創ることによって初めて可能となります。それがなかったらできない。この民主主義的法律を支えるのは公務労働者です。とりわけ当時は医者でありましたけれども、彼らが手を携えて、科学的に彼らの健康や教育を見守ることによって人権の確立は実現するものです。工場の空間を自由空間に変えろと、このようにマルクスは主張しました。この40年の節目に、今日の労働日の問題を再び取り上げていただいて、また研究成果を出版していただいて、大変嬉しいことと思いました。

まさに職場を発達の場に変えるということ、これは社会変革の究極の姿であります。これをどの

よう、現代の民主主義的な潮流の中で一歩一歩実現していくのか、というのが課題であります。この課題に、今まさに日本が直面しております。その意味では、この職場において、いかなる権利を確立して、働きながら学習していく人格を、しかも一個人ではなくて、社会に対して責任をもち、人々が発達に対して責任を持つ人格をどう育てるか、というのが人間発達論の原点であります。

III 仕事おこし、 自らが働く場を作り出す

実はこのあたりで終わろうと考えていたのですが、あと5分ほどあるということです。この5分で、次に、どうして研究者が育ってきたのか、その研究者が力をあわせて新たな教育組織をどう創って、その教育組織がどのように現場の調査を持続的に実行するかという課題を取り上げたいと思います。これに今、基礎研も直面していると思いますし、私自身も多くの大学で基礎研とかかわった皆さんと一緒に教育活動をやっておりますが、その職場創りのなかで考えましたことを申し上げたいと思います。

仕事をおこしていく、ということがこの場合もっとも必要なことであります。大学を創るということ、これも一つの仕事おこしです。私は今、大学院大学を創っておりますが、もう大変に妨害されまして、今きゅうきゅう言っているところなのですが、しかし非常に良い仕事でございまして、いかに困難であろうともやりぬきたいと思っております。とにかく仕事をおこして、そこにおいて、社会的に価値のある仕事をして、そこで新たな雇用の場を創りながら、人を育てるということは、ある意味では人間発達の究極の姿ともいえましょう。例えば今、必要とされている多くの方々に、ほとんどの方に奨学金が行き渡るくらいのお金を集めまして、そのお金でひとりひとりが大学や大学院に行けるようにしながら、その方々が一人前になられたならば、新しい職場を次々におこして、そこで新たに人を雇用できるような社会。そういうものを我々は創らなければなりません。

IV 後継者を育成する：学んだ人が教える役割を担うシステムを作る

これはむかし空海が知識結いということ提唱したことからも学んだことです。彼は土木や医療などの高い技術力と、人の心を動かす高い人格をもった人でした。彼は、収入がなく、仕事がなく、死に直面した人々を目の前にして人間はなにをなすべきかということを言っております。一番大切なことは人々に学習の機会を与えて、一人前の、いわば仕事のできる人間として育てつつ、その職場を社会が責任をもって創り出そう。そして仕事を覚えた人間自身も、そういう仕事をおこすための活動に参加をして、自ら仕事をひらかねばならないということを言っております。これは非常に優れた見方であって、単に誰かが職場を創ってくれるだろう、俺はそこで働くんや、というようなことを言っているだけでは、これは今の世の中を救うことはできません。自らがそこを拓くという決意がなければならない。

今、これをまさに実践しているのが、バングラディッシュのユヌスという人が始めたマイクロクレジットというものです。世界中から集めたお金を、特に地域の女性に貸し出して、ものの見事に多くの高等教育を受ける人々を創り出しております。そしてまた多くの仕事をおこし、伝統産業を回復し、地域の文化をおこし、村そのものを変えております。非常にすばらしいことです。そのような実践を、どのようにしてこれから働きつつ学ぶ研究者が構築するのか。彼らが全国に、世界に広がるネットワークを創っていくことをどのようにサポートするのか。この仕事は、困難ではあるもののやってみようかと考えております。

幸いにして私たちの動きは多くの皆様方からご激励をいただきました。ご支援をいただいたことで、小さな金額であろうとも、人が沢山集まれば、それはすごい金額になります。そういったものが人的能力の、いわば開発、教育への投資になります。その投資された結果が、社会の中に成果とし積み上げられています。

V 自らの知的財産を蓄積し、発信するシステムの形成を目指して

幸いにもこれから仕事をおこして自立してゆかれる若者、中高年層、女性にとって、誰もが挑戦できる事業が生まれつつあります。それは自らの経験価値や研究成果を知的財産とし、安いコストで多くの享受者を創り出すことあります。出版関連ではこうしたシステムができあがりつつあります。オンデマンド出版やケータイ、DS配信ですね。文字通り、読者と執筆者が直に対話できる世界が今、広がっております。大手新聞や出版社による今の出版体制は、この領域に大きくとって代わられることは間違ひありません。それは若い研究者にとってはチャンスです。どうか創造的成果をデジタル化して社会に出され、印刷物としても出版されて、最終的には読者と対話しつつ、印税を稼いでいただきたいと思います。出版の入り口が革命的に変わるということはいいことです。その意味では既成の出版社や様々なところに妨害されることなく、多くの創造的活動に読者が多く参加して、様々なことを発言する時代に入っていっています。

どうか皆様がた、自らの創造的成果を直接に、インターネットをとおして消費者と共有されますように、そして対話のなかで、より創造的な活動に進むことで成果をあげていただきたいと思う次第であります。

また、これは人間が自立して百歳まで生きる時代に、収入を確保するにあたっても非常に重要な基盤であります。どうか自ら読者を獲得しながら生き抜いていただきたい、そのように考えております。そして、このなかで研究成果の質を上げるために、各地域や企業の現場を歩き、人々の声に耳を傾け、国際交流によってより新鮮なアイディアに触れてくださいますように。

本日は非常に貴重な機会とお時間をいただき、ありがとうございました。

(いかがみ じゅん 所員

文化政策・まちづくり大学院設立準備室長)

挨拶と懸賞論文講評

森岡 孝二

40周年記念事業実行委員長

1 記念事業の到達点と総括

基礎研創立40周年に際しまして、いくつかの記念事業を行いました。最大の事業は、40周年記念募金です。これは今日現在400万円余りが集まり、後一頑張りで500万円を達成できるんじゃないかと期待しています。年度単位で事業に取り組んでいますから、年を越してからも、今一度、多くの方にお願いをして、なんとか目標に少しでも近づけたいと思っています。

それ以外にもいくつかあります。第2のメイン事業は懸賞論文の募集でした。基礎研として今後いっそう研究を発展させていくということです。とくに社会人と若手に期待をするところが大であります。社会人と若手を対象に今回、基礎研40周年記念懸賞論文を募集しました。全国から8点の作品が寄せられました。その8点について査読を重ねた結果、後でお名前を申し上げますが、2名の方について、奨励賞として今日、表彰することになりました。

次は記念出版の助成です。各研究会、グループから企画を募って、40周年実行委員会で審査をして、1プロジェクト当たり最高50万円の支援をします。この後2年内に研究を結実させ、出版をする。そういう意味を込めて、基金を創設しております。

それ以外に基礎研ウェブ政治経済学事典の編集事業があります。これは今、作業が開始されたところで、結果がネット上に出てくるのは半年ないし1年先になる予定です。この事業によってマルクス経済学の基礎概念や、基礎研の理論的蓄積が、ホームページ上で読めるようになります。

『時代はまるで資本論—貧困と発達を問う全10

講—』(昭和堂)は、1989年に出した『ゆとり社会の創造—新資本論入門12講—』の新版として、今回の研究大会に間に合うように出版を企画しました。大車輪の編集作業でさいわい、ご寄付いただいた大会参加者のみなさんに今日手渡すことができました。しかし、中身はけっして泥縄ではなく、十名直喜さんを中心に、編集委員会と執筆者が何度もやり取りをして集団的な推敲を重ねた共同労作になっているはずです。お読みになつたらご感想をお聞かせください。

2 懸賞論文審査結果と講評

先ほど言いましたように、懸賞論文を募集しましたところ、8本の力作が寄せられました。

今回は残念ながら優秀賞の該当はありませんでしたが、以下の2本が奨励賞を受賞されることになりました。

その1つは、宮田惟史さんの「信用恐慌と現実資本」、もう1つは、谷口博紀さんの「福祉の市場化と介護労働の変容」です。

今回ご応募いただいた作品は、理論や思想の研究が約半分、現実の労働現場の研究が約半分でした。社会思想につながるものなど、いろいろあります。その中で以上のお2人が選ばれました。それについてごく簡単な、私からの、しかし審査委員といいますか、丁寧に読んでいただいた方々の意見もなるべくとりいれて講評申し上げたいと思います。

宮田惟史さんの「信用恐慌と現実資本」は、産業循環の諸局面を通じて金融資産の膨張・収縮の運動として現れる貨幣資本の蓄積と利潤率の運動として現れる現実資本の蓄積とはどのような関連にあるのかを考察した論文です。アメリカの金融

危機に端を発する経済危機が世界恐慌の様相を呈してきているなかで、恐慌および産業循環の把握に関わる理論問題を首尾よく整理している点で評価できる労作です。

とはいって、今日の世界恐慌を前に、『資本論』研究の到達点を確認し、『資本論』の論理をどのように現代的に展開、発展させるかという点では物足りないところがあります。そういう大きな課題から見れば、今ひとつ突っ込んだ理論的な展開が期待されるということで、奨励賞になりました。

谷口博紀さんの「福祉の市場化と介護労働の変容」は、福祉の現場で、自らが従事している介護労働を研究対象にした労作です。まさしく働きつつ学ぶという基礎研の精神、自ら従事する産業を研究対象とするという研究の原点を絵に描いたような論文です。今、日本の現場のなかでも医療と

宮田論文は今号、以下に収録されますが、谷口論文は紙数の関係上次号収録となります。

《投稿論文8編の氏名と論題》

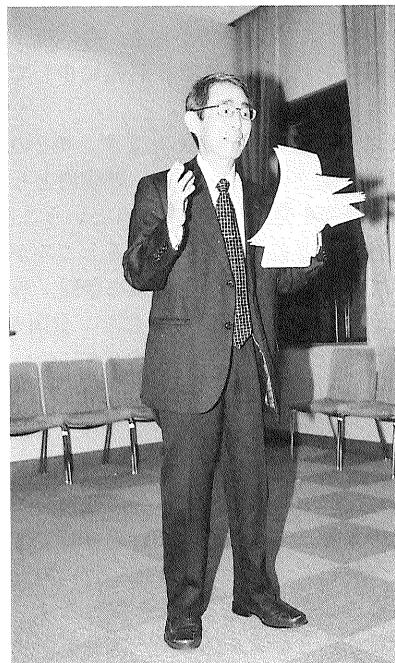
- 富山禎信 「授業改善に関するフォレット管理論の射程」
横山章祐 「単純再生産による資本蓄積と商品生産の所有法則」
宮田惟史 「信用恐慌と現実資本—信用の膨張・収縮と現実資本の蓄積との関連について—」
吉成孝夫 「日本の社会福祉学は『貧乏物語』をどのように評価してきたか—『貧乏物語』・貧困の原因論を中心にして—」
鈴木稔 「複式簿記原理のケネー経済循環への適用方法と問題点の考察」
谷口博紀 「福祉の市場化と介護労働の変容」
大谷満 「アダム・スミスの『道徳感情論』と『国富論』の問い合わせるもの」
大畑智史 「最適課税論—国際的視点から—」

福祉の現場はとりわけ深刻な状態におかれています。その医療と福祉の現場をつないでいるのが介護労働でありまして、その介護労働の分野を、介護保険制度の仕組みから介護労働の本質にまで掘り下げている点は評価できます。

しかし、もうひとつ欲をいいますと、その労働の現場をせっかく対象としながらも、考察が平板で、審査委員からは、介護福祉の専門家としての情熱をもっと表に出してもいいのではないかという感想がありました。私もまたそういう印象を持ちました。

今後はお二人とも、願わくば基礎経済科学研究所の研究活動に参加されて、一緒に理論研究、実証研究を深めていっていただきたいと思います。

以上をもって私の講評といたします。



講評をする森岡氏

信用恐慌と現実資本 ——信用の膨張・収縮と現実資本の 蓄積との関連について——

MIYATA Korefumi

宮田 惟史

はじめに

現在、米国の金融市場に端を発した金融危機——信用恐慌——が世界的な規模で未曾有の広がりを見せており、異常なまでに膨張した信用が強力的に収縮しつつある。株価急落などによる金融資産の悪化は実体経済にも波及し、実体経済を急速に悪化させている。各国中央銀行は、さらなる危機への突入を回避すべく短期金融市場に大量の資金供給を行い、また各区政府も、公的資金による資本投入の決断にまで迫られている。目前の金融危機および景気後退は一層の悪化の様相を呈している。

こうした事態は、あらためて経済学に、恐慌および不況を周期的にもたらす、資本主義経済における恐慌・産業循環のメカニズムを解明するという課題を想起させている。なかでもとくに重要な論点は、産業循環の諸局面を通じて信用の膨張・収縮の運動として現れる貨幣資本 (monied capital)¹⁾ の蓄積と利潤率の運動として現れる現実資本の蓄積とは相互にどのような関連²⁾にあるのか、という問題である。

本稿の課題は、『資本論』第3部におけるマルクスの論述を正確に読むことを通じて、この問題をその最深の基礎から再考することである³⁾。そのさい、マルクスの草稿 (MEGA II/4.2 収録の第3部第1稿) から得られた新たな知見を生かすことにこの作業の眼目を置きたい⁴⁾。

1. 信用恐慌

さて、資本主義経済ではなぜ、いかにして周期

的に恐慌が生じるに至るのか、それを最も基礎的に規定する経済法則について論じる前に、はじめに恐慌はどのように露呈するのかを確認しておこう。

言うまでもなく、すべての恐慌は直接には信用恐慌（信用逼迫）としてはじめて表面化する。兌換制下では、国内信用の強力的収縮の前触れとして、典型的には景気の過熱期に国際収支赤字の拡大によって中央銀行の金準備流出が生じた。兌換制下では中央銀行信用は金にたいする請求権なのだから、金準備の減少が現れれば、中央銀行は金融の引き締めを余儀なくされる。この金利引き上げのシグナルにつづいて、恐慌が現れたのである。

金流出につづいて、一方では、ある主要部門で現実資本の過剰生産が露呈し、商業信用の連鎖が切断されることによって市中銀行にたいする支払手段の殺到が生じ、貨幣資本への需要が増大するため利子率が急騰する。他方で、利子率急騰は有価証券価格を下落させ、また貨幣への転換を求めて有価証券が貨幣市場に大量に売られることから、その価格は二重に下落する⁵⁾。こうした利子率の急騰、金融資産価格の急落として信用逼迫が現れるのである。

このように、恐慌は直接には金融部面で起こる信用逼迫、信用恐慌としてはじめて顕在化する。とはいって、この信用恐慌それ自体からは、それを引き起こした実体的諸契機、現実資本との関連を直接見てとることはできない。恐慌の原因は覆い隠されているのである。

「全恐慌が、一見したところでは、信用恐慌および貨幣恐慌として現れざるをえないことは自

明である。……とにかくすべてがねじ曲げられて現れるのである。というのは、この紙の世界ではどこにも実体的な価格やそれの実体的な諸契機は現れないのであって、現れるのは地金や銀行券や手形（〔貨幣への〕転換可能性）や有価証券なのだからである。ことに、国内の全貨幣取引が集中する中心地（たとえばロンドン等々）では、このような転倒〔が現れる〕。（MEGA, II/4.2, S.543.）

他方で、このような信用崩壊は恐慌を「激化」する⁶⁾。現実の再生産過程は信用によって媒介されているのだから、信用崩壊によって再生産過程の攪乱がいっそう激しいものになる。ある生産部門の資本が支払に瀕し、信用が途絶えることで、それが連鎖的に現実資本蓄積の全面的な停滞、一般的利潤率のさらなる急落、諸資本の淘汰をいっそう押し進めるのである。さらに、金融資産価格の下落による銀行の資産状況の悪化や、ピール銀行法のような特異な銀行立法によって、市中銀行からの流通手段の前貸までもが制限されるならば、運転資金が得られず健全な資本までもが淘汰に追い込まれる。

こうして、信用恐慌は現実資本の攪乱をいっそう激しいものにし、さらなる利潤率の低下、不況局面（停滞）へと導くのである。

さて、これまで恐慌はどのように露呈するのか、信用崩壊は現実資本にどのように影響を与えるのかについて簡単に論じた。見たように恐慌は直接には信用逼迫としてしか見ることができない。しかし、言うまでもなく信用逼迫はあくまで、これまでの過程の結果であって、恐慌の原因ではない。また、信用逼迫に続く不況局面、すなわち現実資本蓄積の停滞もあくまで恐慌の結果である。だから、信用恐慌そのもの、金融部面の諸現象を観察するだけでは、恐慌およびそれに続く不況がなぜ生じたのかを把握することはできない。では、そもそもこうした恐慌はなぜ生じるに至るのだろうか。この問題に答えるために、はじめに恐慌に先立つ現象から見ていくことにしよう。

2. 現実資本蓄積からの貨幣資本蓄積の乖離

2.1. 現実資本蓄積からの貨幣資本蓄積の乖離

信用崩壊、信用収縮に先立つのは、言うまでもなく過度の信用膨張である。信用膨張は、一方では急速な投資の拡大として、他方では金融資産価

格の上昇として現れる。

とくに、株式や債券などの有価証券の蓄積は、支出される貨幣資本が現実の事業に向かうかぎりでは、現実の再生産過程の拡大を表現するとともに、現実資本によって生産される剩余価値の一部分にたいする所有権原の蓄積である。とはいえる、「それ自身商品として取引できるものであり、それ自身資本価値として流通する複製としては、幻想的であって、それらの価値額は、それらが権原としている現実資本とはまったく無関係に増減することができる」（MEGA, II/4.2, S.530-531.）。また、有価証券は貸付可能貨幣資本を「（投下するための）形態」（MEGA, II/4.2, S.531.）であり、「投下部面」（MEGA, II/4.2, S.531.）である。したがって、信用膨張に支持されこの部面に資本が流入すると、現実資本蓄積をはるかに上回る蓄積が、したがってまた金融資産の価格上昇が生じる。

そして、恐慌に先立つ景気の繁栄期から過熱期にかけて、信用膨張に支えられた投資の拡大と並行して、現実資本蓄積をはるかに上回る貨幣資本の蓄積が進行し、両者の乖離が現れるのである。

この貨幣資本蓄積の自立的乖離が、恐慌、信用崩壊に先立つ最も目立った現象である。恐慌は、直接には、信用膨張による現実資本への投資が返済の見込めない過剰投資であったこと、また株式などの有価証券への投資がまったく実体的な裏付けのない架空資本への投資であったことが露呈した結果、生じたのである。

しかし、さらに一歩進めて考える必要がある。いったい過剰投資と過剰信用、現実資本蓄積をはるかに上回る貨幣資本の蓄積、両者の乖離はなぜ生じるのだろうか。現実資本の蓄積から貨幣資本の蓄積を乖離、独立化させる原動力とはなんなのだろうか。言うまでもなくそこには過度の信用膨張を可能にし、その起点をなす契機が存在するのである。

2.2. 貨幣資本のプレトラ（Plethora）と信用膨張の促進

現実資本の蓄積をはるかに上回る貨幣資本の蓄積を生み出す直接の契機は、投下先を求める貨幣資本のプレトラ⁷⁾の存在である。

そこでまず、貨幣資本のプレトラとはなにか、それはいかにして形成されるのか、を見ておこう。

貨幣資本のプレトラ（過剰貨幣資本）とは、最も基礎的には、現実資本を蓄積するための有利な投下部面を見いだすことができず、信用制度のもとに堆積される貨幣資本である。つまり、現実資本として投下しても一定の利潤率を得る見込みがないことから、貨幣資本に転化せざるをえなかつた資本である。ここでいう「過剰」とは、まさに現実資本の蓄積にとっての「過剰」、資本の価値増殖欲求に比しての「過剰」であり、現実資本の蓄積から期待する利潤率を得る見込みがないからこそ生じた「過剰」なのである。貨幣資本のプレトラとは、こうした現実の資本蓄積の「制限」から形成されるのである。

では、このような貨幣資本のプレトラは、産業循環のどの局面で形成されるのだろうか。

一つは、たしかに恐慌に続く不況期（停滞期）に形成される。現実の再生産過程が縮小している不況期には、商品価格や労賃が低下し、手形割引も減少しているため、流通手段や支払手段としての貨幣の必要が小さくなる。世界貨幣としての金への要求も同様である。また、資本は新たな投資を縮小するのだから、貨幣資本に対する需要は減退し、それは低い利子率として現れる。こうして、不況期には現実資本に投下先のない「過剰」貨幣資本が形成される。

しかし、いまここで問題にしなければならないのは、こうした不況期に形成される貨幣資本のプレトラではない。問題は、現実資本からの貨幣資本の乖離の起点をなす貨幣資本のプレトラの発生である。これは、繁栄期から過剰生産期への転換点で生じる⁸⁾。そしてこれこそが、過度の信用膨張と投機の源泉となるものである。繁栄期から過剰生産期にかけて、現実資本としての有利な投下部面が見いだせない資本が、新たな投下部面を求めて金融資産への投資（したがってまた投機）へと進み、現実資本からの貨幣資本蓄積の乖離を推し進める。同時に、これが恐慌をいっそう引き寄せることになる。

「諸事情がすべて変わらないものと仮定すれば、資本への再転化に予定される利潤の量は、得られる利潤の量によって、したがってまた、諸事情がすべて変わらないものだと前提すれば、現実の再生産過程の拡張によって左右されるであろう。しかし、この新たな蓄積がその充用にさいして投下部面の不足から生じる困難にぶつ

かる……とすれば、このような貨幣資本のプレトラが証明するものは、資本主義的生産過程の諸制限以外のなものでもない。そのあとにくる信用詐欺は、この剩余価値の充用にたいする積極的な障害がないということを証明している。とはいえる、資本の価値増殖の諸法則への障害、つまり資本が資本として価値増殖できる諸限界への障害はあるのである。」（MEGA, II /4.2, S.586.）

「循環の一定の諸局面ではつねにこの貨幣資本のプレトラが生ぜざるをえないのであり、また、信用制度の発展につれて、このプレトラが発展せざるをえないのであり、したがって同時に、生産過程をその資本主義的諸制限を乗り越えて駆り立てるこの必然性が——過剰取引、過剰生産、過剰信用が——発展せざるをえないのである。しかもこのことは、つねに、跳ね返りを呼び起こすような諸形態で起こらざるをえないのである。」（MEGA, II /4.2, S.586.）

このように、繁栄期から過剰生産期にかけて形成される貨幣資本のプレトラは、現実資本への「新たな蓄積がその充用にさいして投下部面の不足から生じる困難にぶつかる」ことから生まれる。それが証明するものは資本主義的生産の「制限」であり「障害」である。そして、この現実資本の蓄積にさいしての「制限」を突破するために「信用詐欺」が横行する。つまり、積極的な「投下部面」（MEGA, II /4.2, S.531.）を株式等の有価証券に見いだし、現実資本の蓄積を上回る貨幣資本の蓄積を促進して、両者の乖離を推し進めるのである。

このように、貨幣資本のプレトラとは、最も基礎的には現実資本の蓄積との関係で規定される概念である⁹⁾。しかし、さらに一歩考察を進めようとすれば、次の問題が提起されるだろう。繁栄期から過剰生産期にかけて貨幣資本のプレトラを生み出す、現実資本蓄積によって一定の利潤率を確保できない局面、有利な投下部面の不足、つまり現実の資本蓄積にとっての「制限」はなぜ、いかにして生じるのだろうか。また、この「制限」とは、具体的にはどのように規定されうるのだろうか。

3. 現実資本の蓄積過程——一般的利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環——

3.1. 問題の所在

そこで問題は、なぜ、いかにして、一定の利潤率を獲得できないような——利潤率の急落をも含む——局面が生じて、現実の資本蓄積にとっての「制限」が生み出されるのか、ということである。

結論を先取りすれば、現実資本の蓄積における「制限」とは、期待する一定の利潤率を獲得することができないという「制限」、利潤率の低下から生じる「制限」、要するに利潤による制限である。そしてこれは、「一般的利潤率の傾向的低下法則」が貫く結果である。つまり、この法則こそが、現実資本蓄積にとっての制限を生み出し、過剰貨幣資本を形成し、過度の信用膨張を促進することによって、過剰投資を、貨幣資本蓄積の現実資本蓄積から乖離を引き起こす起点である。この経済法則が、産業循環の諸局面を形成し、最終的に恐慌を引き起こす過程の根底にあるのである。

そこではじめに、一般的利潤率の傾向的低下法則とはどのような経済法則であるのかを見たうえで、この法則の作用が具体的にどのような諸現象を生みだし、当事者である資本家自身によって意識され、どのようにして産業循環の諸局面をかたちづくるのかを見ていこう。

周知のように、一般的利潤率の傾向的低下法則をめぐっては、きわめて多くの論争がある¹⁰⁾。ここではそれに立ち入る余裕はないが、論争の最大の問題点を端的に言えば、その大部分が、利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環との関連を分断したうえで行なわれてきた、という点にある。すなわち、利潤率の傾向的低下法則はあくまで「長期法則」であり、恐慌・産業循環とは直接には関連しない法則であるという見方を前提としたうえで「恐慌の必然性」をめぐる論争が行なわれてきた。いわゆる「資本過剰論」の立場からの宇野[1973]、「商品過剰論」の立場からの井村[1984]、そして両者の立場を統一的に把握すべきであるとする富塚[1962]のあいだでの論争がそれである。これらの論者に共通するのは、利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環との関連が分断されており、恐慌および産業循環の周期的運動をとらえるさいに、一般的利潤率の傾向的低下法則が理論的な基軸となっていないことである。

以下では、こうした論争の経過を念頭におきながら、第3部第3篇の草稿（第3部第1稿第3章）から得られた新たな知見に基づき、一般的利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環との関連を明らかにしていきたい。

3.2. 一般的利潤率の傾向的低下法則の一般的規定

資本主義的生産は利潤を目的とした生産であり、資本にとっては、利潤を最大限に増大させ、一定率以上の利潤を獲得することがその運動の目的である。できるだけ多くの利潤を獲得しようとする資本の衝動は、諸資本間の競争に強制されて、まざもって労働の生産力を無制限に発展させようとする資本の不断の傾向として現れる。なぜなら、生産力の発展は超過利潤の獲得を可能にし、一般的利潤率以上の利潤率を実現するからである。

しかし、労働の生産力の発展は、一方で利潤量を増大させるが、他方で不变資本にたいする可変資本の割合を相対的に低下させ、資本の有機的構成を高度化する。そして、資本の有機的構成の高度化をともなう蓄積は、利潤率を低下させる。そこで資本は、利潤率の低下という資本にとっての制限の克服を迫られることになる。資本はこの制限を、前貸総資本を利潤率の低下よりも急速に増大させ、利潤の絶対量の増大によって乗り越えようとする。こうして、社会的資本にとどめても個別資本にとどめても、利潤率の低下を利潤量の増大で補うための加速的蓄積が条件づけられ、強制されるのである。さらにこの過程は、資本投下に必要な最低資本量を増大させるとともに、資本の集中を伴いながら進行する。

このように、一般的利潤率の低下法則とは本質的に、「生産力の発展によって引き起こされる利潤率の低下には利潤量の増大が伴うという法則」(MEGA, II/4.2, S316.) であり、「増大する絶対的な利潤量を同時に伴う利潤率の低下という二重性格の法則」(MEGA, II/4.2, S394.) なのである。すなわち、「[利潤]率の低下には絶対的な大きさあるいは絶対的な量の増大が対応する(充用総資本量の増大による)」(MEGA, II/4.2, S304.)のである。

他方で、生産力の発展から生じる利潤率の低下は一方的には進行しない。利潤率の低下は「傾向的」である。利潤率を低下させる生産力の発展は、同時に、剩余価値率の上昇、不变資本の低廉化、

可変資本量を規定する必要生活手段の価値の低下、既存資本の減価、相対的過剰人口の排出などの対抗的な契機を生み、利潤率を上昇させる。また、生産力の発展と直接には関わらない、労働日の延長、労働力の価値以下への労賃の引き下げ、貿易の発達による生産諸条件の低廉化などによっても利潤率は高められる。これらの契機は、利潤率の低下に対抗的に作用し、それを「傾向的」なものにするのである。

3.3. 一般的利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環

3.3.1. 恐慌の本質規定と産業循環の始点

では、一般的利潤率の傾向的低下法則は、具体的にはどのような現象を生みだし、資本家に意識され、産業循環の諸局面をかたちづくり、最終的に恐慌をもたらすのだろうか。

この問題に答えるためには、まず次の二つのことを確認しておかなければならない。ひとつは、恐慌の最も本質的な規定をどこに見るか、ということであり、いまひとつは、恐慌に至る産業循環の始点をどの局面に見るか、ということである。はじめに、前者から論じよう。

恐慌とは、最も抽象的に言えば、生産力と生産関係との矛盾の強力的調整であり強力的爆発である¹¹⁾。一方で、独自な生産関係によって消費がある範囲に制限され（「消費制限」）、また、利潤を目的とした生産は、一定の利潤が得られる限りでのみ生産を行うということによって制限されている（「利潤による制限」）。他方で資本は、生産関係によるこの制限とは無関係に、生産力を無制限的に発展させようとする。つまり、資本は、一方で独自な生産関係による内的制限をもちながら、他方でこの制限を突破して生産力を絶対的に高めようとする矛盾した性格を持つ。最も本質的に言えば、恐慌はこの矛盾の強力的調整であり、恐慌の究極の根柢はこの矛盾にある。したがって恐慌は、生産力が前期の産業循環で達成された水準を超えて無制限的に発展し、この発展が制限された生産関係と相容れなくなったことから生じるのである。だから、恐慌にいたる新たな産業循環は、前期の産業循環が達成した生産力水準を超えた新たな生産力水準の出現から開始されるのだと見なければならない。

さきにも触れたように、利潤率が低迷する不況（停滞）局面は、恐慌の結果であって原因ではない。新たな産業循環は、不況期を終えて、前期の産業循環には存在しなかった新たな条件、新たな生産力水準をもつ「中位の活気（mittlere Lebendigkeit）」から開始されるのである。

しかし、新たな産業循環の始点となる新たな生産力水準は、不況期に過剰資本が整理されれば自律的に現れるわけではない。そこには新たな諸契機が必要である。すなわち、「新生産方法による新使用価値の生産」、「新市場の開拓」などによって、新たな産業循環を牽引する新たな主要産業が出現することが条件として必要である。言うまでもなく、これはたんに外部から偶然的に与えられるものではなく、基本的には、利潤率が低迷している不況期に、資本自身によって準備されたものである。

マルクスはこのような条件、契機が登場することを「最初の衝撃（Anstoß）」と表現し、不況（停滞）を経たのちにひとたびそうした衝撃が与えられるならば、中位の活気、繁栄、過剰生産、恐慌という新たな循環が繰り返される、と指摘した¹²⁾。このように、新たな産業循環は、前期を超える高められた生産力が出現し、「最初の衝撃」が与えられる中位の活気からはじまるのである。

3.3.2. 一般的利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環——中位の活気から恐慌へ——

停滞から中位の活気への転換点に「最初の衝撃」の契機によって現れる新たな生産力の出現は、同時に一般的利潤率の傾向的低下法則が貫き、資本が一方で自己自身の制限を生み出すとともに他方でそれを突破していく過程を形成する¹³⁾。では、この法則はどのような現象、諸契機を生み出しながら進行し、最終的に利潤率の急落として現れる恐慌をもたらすのだろうか。

さきに述べたように、生産力の発展は資本の有機的構成を高度化させ個別資本にとっても社会的資本にとっても利潤率を傾向的に低下させる。とはいえ、この法則は、資本家に「利潤率の低下を利潤量の増大で補う」という二面的な法則として直接に意識されるわけではない。では、この法則は資本家にはどのように感知されるのだろうか。

言うまでもなく、資本が生産力を上昇させようとするのは、それによって平均利潤率よりも高い

利潤率、すなわち超過利潤を獲得できるためである。諸資本の生産力の上昇は、直接には市場における生産部門内の商品の価格競争として現れる。一般的利潤率が与えられているもとで、ある個別資本が超過利潤を得るためにには、個別の生産価格を市場生産価格よりも引き下げなければならない。その実現には、第1に生産力を上昇させ費用価格を引き下げる必要がある。ただし、生産力の上昇によって「可変資本の削減分>不变資本の增加分」とならなければ、費用価格は同じかまたは高くなる。つまり、生産価格を引き下げるためには、費用価格を引き下げることが条件であり、そのためには「可変資本の削減分>不变資本の增加分」とならなければならないのである。

他方で、生産力の発展は、商品生産量の増大に伴いそれに対応する拡大された市場を必要とするのだから、その個別資本は市場生産価格よりも低い価格であり、かつ個別の生産価格よりも高い市場価格で売ることが強制され、また市場シェアを拡大することが条件となる。

不況期から好況期の転換点で、新たな産業循環を牽引する主要産業部門に新生産方法が導入されると、その生産部門の特殊的個別資本は超過利潤を獲得でき、一時的にその個別資本の利潤率は上昇する。しかし、遅れた生産方法で生産を行っていた諸資本もまた、市場における価格競争を通じて新生産方法の導入が強制される。こうして競争は、新生産方法を普及させるのである。そして、この生産性の他資本への普及につれてその生産部門の市場生産価格も低下していく、最初に新生産方法を導入した個別資本の超過利潤は消えその利潤率は低下していく。さらに、新生産方法の普及は一層拡大された市場を必要とし、また量的に拡大された規模での商品生産は供給超過（生産能力から見ても供給超過）にするのだから、資本は生産価格よりも低い市場価格で商品を売ることが強制される。つまり、一般的利潤率以下の利潤率しか含まない市場価格で売ることが迫られるのである。だから、資本は、市場において個々の商品の市場価格の低下として現れる利潤率の低下を商品の大量販売によって、つまり利潤量を増大させることで確保しなければならない。同時に、この大量生産、大量販売のためには投資拡大、つまり前貸資本量の増大、加速的蓄積が強制され、それが条件付けられる。これは、まさに「薄利多売」に

ほかならない。このように、生産力上昇の結果、「利潤率の低下は資本家の意思にはまったく依存しない」（MEGA, II/42, S.338）で生じることになる。

このように、利潤率の傾向的低下法則は、新生産方法が導入され普及する過程で、直接には市場で生産部門内の価格競争として現れる「薄利多売」として意識される。同時に「薄利多売」のための大規模投資として現れるのである。「利潤率の低下を、投下総資本増大による利潤量の増大で補う」法則は、このように現象し意識される¹⁴⁾。

こうした過程は、主要生産部門だけでなくさまざまな生産部門におこりうるが、他方で生産力の発展は生産部門ごとに非常に不均等である。したがって、新生産方法が普及し、主要生産部門で利潤率の低下がみられたとしても、部門ごとの不均等な生産力の発展とあいまって、一般的利潤率の顕著な低下が現れるわけではない¹⁵⁾。しかし、生産性の上昇が急速な部門や主要生産部門を中心に、新生産方法が普及するにつれて繁栄末期には、利潤率の傾向的低下法則が薄利多売、加速的蓄積、利潤率の低下として現れてくる。

このような繁栄末期に薄利多売として現象する利潤率の低下は、現実の資本蓄積にとってのまさに「制限」である。利潤の絶対量は増大しているとはいえ、加速的な投資拡大を進めなければ利潤量までもが減少しかねないからである。資本はこの制限を「突破」しなければならない。特定部面の大資本は信用を利用し、他方で資本の集中を進めながらさらに加速的蓄積を行い、薄利ではあるが大量販売によって利潤量を増大させることでこの制限の突破をはかるとする。さらに、大規模な資本投下によって利潤量の確保が困難な中小資本はまた、これに抗して行動しなければならず、そこで新たな「競争戦」¹⁶⁾が展開されることになる。「競争戦」は少なからず労賃の上昇、生産手段の価格高騰をまねく。こうして景気は一挙に過熱期（過剰生産期）に突入する。

他方で、こうした一連の過程は一定利潤率を確保できる投下部面を一層減少させる。この投下部面の不足は、これまで現実資本の蓄積として積極的に投資に回されていた資本を「過剰」なものにする。このような投資に投下先を見出せなくなつた「過剰」な資本、つまり「貨幣資本のプレトラ」が、繁栄期から過剰生産期にかけて株式等の有価証券、特殊商品などの投機部面に向かうのである。

「利潤率が下がれば、……地方では、詐欺師たちに思惑や便宜が与えられる。——（それは）一般的水準にかかわりなくそれを超えるなにがしかの剰余利潤を確保するための、あれこれの新しい一連の生産や資本支出や投機における熱狂的な試みによって（与えられる）。」（MEGA, II/4.2, S.332.）さらに、こうした有価証券等の投機部面に投下先を求める過剰貨幣資本は証券市場に流入し、銀行の信用膨張によって支持され、資産価格の過度の上昇を生みだす。こうして現実資本蓄積をはるかに上回る速さで貨幣資本蓄積、両者の乖離がおし進められるのである。

しかし、利潤率の傾向的低下という現実資本蓄積の制限とそれを突破しようとしたことから生じた現実資本蓄積からの貨幣資本蓄積の乖離は一方的に続くものではない。乖離には収縮が対応する。さきに見たように現実資本蓄積の制限を突破し景気が過熱期に突入する過程は、「競争戦」を媒介し、少なからず労賃上昇、生産手段価格上昇等の新たな制限を生み出す。利子率もまた上昇する。労賃の上昇や生産手段の価格高騰は前貸資本（費用価格）の増大を意味するのだから、利潤率の一層の低下を引き起す。特に、損益分岐点が高くなっているこうした局面ではこれらは利潤率を急落させ恐慌に至らしめる「一契機」¹⁷⁾となりうる。こうして追加投資をしても一定利潤を生まず、利潤率が急落する局面が生じるのである。マルクスは、こうした一連の過程が生み出す労賃上昇¹⁸⁾によって、追加投資をしても剩余価値量が同じままあるいは減少さえし、搾取率が低下することで全領域にわたり利潤率が急落する事態を、現実に生じうる事態として「資本の絶対的過剰生産」（MEGA, II/4.2, S.325,330.）と呼んだ¹⁹⁾。

他方、上記の制限突破の過程は、拡大された生産力で商品が過剰に生産される過程でもあった²⁰⁾。制限された消費、独自な生産関係において拡大された生産は、「主要な部面」で販売が行き詰れば、信用を媒介にして他資本へと連鎖する。同時に利子率急騰、金融資産価格の急落を引き起こすのである。

このように、資本が自己の制限を突破することが労賃上昇等を「一契機」として利潤率の急落を引き起し、他方で消費制限へと近づけるのであり、これらの制限に突き当たるところで恐慌局面に突入するのである。

以上見てきたように、中位の活気に始まる前期を上回る生産力の発展は利潤率の低下を引き起し、資本蓄積にとっての制限を生み出す。そして、まさにこうした利潤による制限が過剰貨幣資本を形成し、現実資本蓄積からの貨幣資本蓄積の乖離を促進する。同時にこの制限を突破する過程が、「競争戦」を媒介して利潤率を一層低下させ恐慌を引き寄せる諸契機を生み出し、他方で消費制限へと近づけるのである。

こうした過程を通じて一般的利潤率の傾向的低下法則は、産業循環の諸局面をかたちづくり、最終的に恐慌へと至らしめるのである。

4. 恐慌期の貨幣需要

このように、信用恐慌の根底には現実資本の蓄積があり、その制限を生み出す利潤率の傾向的低下法則が貫いている。信用恐慌、産業循環の起点はどこまでいっても生産力の発展とそれをともなう現実資本の蓄積にある。

以上のような過程を通じて信用恐慌が現れるのであるが、さらに突き詰めれば、最後につぎのような問題が残るだろう。信用恐慌を貨幣政策（金融政策）によって回避することは可能なのだろうか、という問い合わせである。結論を先取りしていえば、「恣意的な銀行立法（1844-45年のそれのような）がこの貨幣恐慌をさらに重くすることもありうる。しかし、どんな種類の銀行立法でも恐慌をなくしてしまうことはできない。」（MEGA, II/4.2, S.543.）

単純な貨幣数量説にしたがえば、恐慌はたんなる貨幣あるいは流通媒介物の不足を意味するにすぎないのでから、通貨の増発によって恐慌を回避することができるという論理が成り立つことになる。適切なタイミングで貨幣数量をコントロールし、資金供給を行えば恐慌は回避できるのだというわけである。現在の新古典派経済学に通じるこうした理論は、周知のようにマルクスの時代には通貨学派によって主張され、ピール銀行法として施行された。しかし、恐慌のたびにピール銀行法は停止され、その理論は現実によって否定された。

では、なぜ貨幣数量説にしたがい貨幣供給量をコントロールすることによって恐慌を回避することはできないのだろうか。

この問題は、恐慌期に需要される貨幣の形態規定性を明確にすることではじめて解決できる。すなわち、流通手段（通貨）の前貸と資本の前貸と

の区別²¹⁾である。周知のように、流通手段前貸と資本前貸との区別については多くの論争がある。だが、いまここでそれに立ちる紙幅の余裕はない。ここでは筆者の理解を前提に話を進めよう。

社会的再生産の見地からの流通手段と資本の区別について誤解を恐れずきわめて要約的に言うならば、つぎのように言えるだろう。社会的総資本の再生産の見地から見た流通手段とは、商品流通を媒介し、社会的総商品資本の価格総額を実現するのに必要な貨幣、W—G—Wの媒介としての形態規定性における貨幣である。これにたいして、資本の前貸といった場合の資本とは、W—G—Wを媒介する貨幣ではなく、新たに投下されるG—Wを行う貨幣（= W—Gの先取りではないG—W），資本の運動の出発点として前貸される貨幣である。また、こうした社会的再生産の見地からえられる両者の区別は、個別資本（当事者意識）にとってはつぎのように現れる。前者は資本の回転上の契機として一定の生産過程の連續性を保つための追加的貨幣資本、いわゆる運転資金として現れる。後者は、ひとつは繁栄期にかけて新投資を行うさいの追加的貨幣需要として現れ、いまひとつは恐慌期に販売がなされず、もはや還流を伴わないが、倒産を免れるために必要とされる追加的貨幣需要として現れる。

以上の規定を念頭におき恐慌期の貨幣需要を見てみよう。マルクスが明確に規定しているように、恐慌期における貨幣需要とは、過去の取引に行き詰まり決済のための支払手段にたいする需要である。しかしこの支払手段には二つの場合がある。

ひとつは、「有価証券が優良なものであるかぎりでは貨幣の転換可能性にたいする需要でしかない」（MEGA, II / 4.2, S.593.）とされる場合である。これは貨幣での還流が確定なものであり、広義の流通手段にあたる貨幣需要である。恐慌期においても流通手段前貸の必要がなくなるわけではなく、広義の流通手段は少なからず必要である。そしてマルクスは、ピール銀行法などによって人為的に広義の流通手段の前貸までも制限することは、利子率を人為的に高騰させ、恐慌を激化させるとして批判しているのである。

いまひとつは、支払手段が「支払のための真正の出所をもたないかぎり」、「不足している支払等価物を与えるかぎり」（MEGA, II / 4.2, S.593.）での、「転換不可能な資本」（MEGA, II / 4.2, S.594.）,

「不足している資本」（MEGA, II / 4.2, S.543.）を意味する場合である。この場合の手形が表しているのは、失敗に終わった、また他人資本でなされた投機であり、けっしてなされえない還流である。マルクスは流通手段としての支払手段需要については、銀行はこれに応じればパニックを緩和させることができるが、ピール銀行法によってそれを制約すれば恐慌を激化すると述べている。しかし、「不足資本」を補填する場合はそうではない。「再生産過程の強力的な拡張のこの人為的なシステムの全体を、いま銀行（たとえばイングランド銀行）が紙券ですべての山師に彼らに不足している資本を与え、すべての商品を以前の名目価値で買い取る、というようなことによって治癒されることはできない。」（MEGA, II / 4.2, S.543.）銀行がたんなる紙券の発行によって、不足した資本を補填することによっては、恐慌は回避できないのである。貨幣の形態規定性が欠如している単純な貨幣数量説にしたがえば、恐慌はたんなる貨幣あるいは流通媒介物の不足を意味するのだから、通貨の増発によって恐慌を回避できるという妄想が生じることになる。しかし、恐慌はけっして流通手段の不足から生じるものではない。問題の根柢をなすのは、還流をともなわないすでに失敗した「不足資本」の補填だからである。

では、なぜ銀行は資金供給を行い不足資本を補填することによって恐慌を回避することができないのだろうか。不足資本の補填はそれが銀行を媒介するかぎり信用＝債権債務関係に基づいている。したがって、銀行がたんなる紙券の増発によってもはや還流しないたんなる不足資本のための貸出需要に応じるようをすれば、その多くは不良債権化するからである。また、銀行がこうした貸出を増やせば銀行のバランスシートが傷つき信用が揺らぐことになるからである。兌換制下では中央銀行信用は金債務＝金支払い約束であるため、すべての不足資本を貸出すようをすれば、不良債権を抱え込み中央銀行信用までが揺らぎかねない。したがって、銀行は広義の流通手段としての支払手段需要に応じるかぎりではパニックを緩和させるが、他方、不足資本の補填によって恐慌ないし不況を回避することは不可能なのである。

不換制下では金からの直接の制約をはなれて貨幣供給が可能であるため、大量に資金供給を行う

ことによってパニック的恐慌を緩和させる力が飛躍的に増大する。そこで一見、資金供給によって恐慌ないし不況が回避できるように見えてくる。しかし、不換制といえども「不足資本」を補填することには限度があるだろう。そのようなことを無制限に行えば膨大な不良債権化をまねき、また、中央銀行信用によってすべての不良債権を買い取るようなことをすれば、中央銀行信用が動搖し本国通貨の下落をまねきかねないからである。

不換制下である現代では不良債権の処理を迫られれば、最終的には公的資金=税金が登場する。税金とはまさに現実の再生産過程における労働によって生み出された価値物にはかならない。信用の膨張は結局のところ現実の生産にかかっており、最後はそれに引き戻されざるをえない。つまり、信用を信用によって補填するというようなことは不可能なのである。このようにして、不換制下においてもかたちを変えて価値法則もまた貫徹するのである。そして、言うまでもなく公的資金=価値物で金融機関の不良債権を買い取ったとしても恐慌から不況局面への突入を回避することはできない。なぜなら、利潤率は急落し現実資本蓄積がすでに低迷しているからである。不況からの脱却もまた根本的には現実資本の一定利潤率の回復にかかっているのである。

おわりに

不換制下である現代資本主義においても、恐慌は直接には信用恐慌として露呈するため、その根源が金融システムの不全にあるかのように見え、現実資本の運動とは切り離された「金融問題」としてたびたび矮小化され論じられる。しかし、本稿で見てきたように恐慌・産業循環の諸局面を通じての膨張・収縮を最も根底的に規定するのは現実資本の蓄積である。そして、現実の資本蓄積に貫く一般的利潤率の傾向的低下法則こそが、産業循環の諸局面をかたちづくり、恐慌へと至らしめるのである。また、貨幣数量説的見地に依拠し、いかに貨幣数量をコントロールしたとしても、不換制下である今日なお、兌換制下で生じたようなパニック的恐慌を緩和させることはできるが、不況への突入を回避することはできないのである。

『資本論』第3部の草稿でのマルクスの論述について、その展開の筋道を注意深く追うならば、恐慌および産業循環の把握にとって、一般的利潤

率の傾向的低下法則の理解が決定的と言えるほどの意味をもつことが明らかとなる。本稿は、この意味を具体的に把握するための一つの試論である。

* 本研究は、2007年度立教大学学術推進特別重点資金からの研究助成の成果の一部である。

注

- 1) 信用制度下における利子生み資本の具体的姿態をなすmonied capital（現行版『資本論』では大部分エンゲルスによってLeihkapitalに変更されている）は、資本の循環形態としての貨幣資本（Geldkapital）から区別される。本稿では、断りがない限り貨幣資本という語ですべてmonied capitalを指す。
- 2) 貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積との関連は、第3部第5章「5」「III」〔現行版第3部第5篇第30-35章該当〕で、一貫した問題として分析されている。本稿では、そこでの論述に拠って考察を進めるが、草稿そのもののより立ち入った検討は別稿に期す。
- 3) 久留間敏造編『マルクス経済学レキシコンNo.6-9』（大月書店、1972-1976年）は、徹底的にマルクスに即した恐慌・産業循環分析である。第3部第3篇の草稿（第1稿第3章）に依拠して新たな見地を拓いた論考に、前畑〔2001〕、〔2006〕、〔2007〕がある。本稿はこれらの研究からきわめて多くの示唆を受けている。
- 4) 本稿では、『資本論』第3部に該当する箇所はすべて第3部第1草稿（MEGA II/4.2）に拠っている。現行版『資本論』第3部第5篇に相当する第3部第1稿第5章はすでに大谷禎之介氏によってすべて邦訳されており、『経済志林』（第50巻第3号-第70巻第3号、1983-2002年）に掲載された一連の論稿に收められている。本稿での当該箇所の訳文はこの邦訳に拠っている。なお、本稿の草稿引用部分の下線はすべてマルクスによるものである。
- 5) MEGA, II/4.2, S.543を参照されたい。
- 6) 信用が恐慌を「促進」、「激化」する点については、三宅〔1970〕第6,7章を参照されたい。
- 7) マルクスは、第3部第5章「5」「III」〔現行版第3部第5篇第30-35章該当〕で貨幣資本蓄積と現実資本蓄積との関連を論じるとともに、「貨幣資本のプレトラ」と「過剰生産」との関係を一貫した中心問題として設定し、論じている。しかし、これまでの「貨幣資本と現実資本」の研究史では、この問題は事実上無視されるか、「貨幣資本のプレトラ」と「過剰生産」との両者の関連が切り離されて論じられるかのいずれかであった。この点は、代表的な研究者である川合〔1954〕、川波〔1995〕、小林〔2008〕などに共通している。こうした「貨幣資本のプレトラ」と「過剰生産」の分析の欠如は、本稿で論じている現実資本蓄積の具体的な

- 運動の考察の欠如、つまり第3部第3篇（草稿第3章）の理解の欠如に起因する。
- 8) 大部分の論者は、第2部第2篇第15章の記述（MEW, Bd24, S. 285）に依拠し、貨幣資本のプレトラは不況期にしか存在しないものと考える。したがって、第3部第5篇第30-32章で述べられている貨幣資本のプレトラについても、繁栄期から過剰生産期にかけて生じるものではなく、不況期に形成されるものだと把握する。そのために第5篇第5章「5」「III」の全体が理解不能なものとなるのである。たとえば伊藤[2006]もそうである。こうしたことが生じるのも、現実資本蓄積の具体的な運動の考察が、つまり第3部第3篇の理解が欠如しているからである。第3部第3篇では、繁栄期から過剰生産期にかけて生じる貨幣資本のプレトラについて論じられる（MEGA, II/4.2, S.310, 324-325, 330-332）。なおこのなかには、現行版では削除された記述があることに注意が必要である。
- 9) マルクスは他方で、「貨幣資本そのもののプレトラは必ずしも過剰生産を、あるいは資本の充用場面の不足を意味するものではない」（MEGA, II/4.2, S.586.）として、現実資本蓄積とは直接関係しない諸契機によっても貨幣資本のプレトラは形成され、それをも含む意味でも論及している。すなわち、信用制度の発達によりあらゆる貨幣が信用制度の下に集中すること、また諸階級の収入が貨幣資本に転化することから形成されるプレトラを含む広義の意味でも論じる場合がある。狭義のそれと広義のそれとの区別と関連を把握することが必要である。
- 10) この論争については谷野[1994]が詳しい。
- 11) 詳しくは久留間(鮫)[1965], [1972]を参照されたい。
- 12) 産業循環の始点および「最初の衝撃」については、久留間(鮫)[1965] p221-233, [1976] p3-51および「マルクス経済学レキシコンの葉No.9」(以下では「葉」と略記する) p2-5, 小西[2007]に拠ることができる。また、MEGA, II/4.2, S.542-543.をも参照されたい。
- 13) 内的制限の突破という見地はきわめて重要である。久留間(鮫)[1965], [1972]「葉No.6」p2-8, [1973]「葉No.7」p11-14で立ち入って論じられている。
- 14) 以上のことから、そもそも個別資本が利潤率を低下させるような新技術を採用することはありえないとして一般的利潤率の傾向的低下法則そのものを否定する、置塙[1987]等の見解が誤りであることは明らかであろう。詳しくは、MEGA, II/4.2, S.316-321, S.337-338.を参照されたい。
- 15) この点は、MEGA, II/4.2, S.333-334, 336.を参照されたい。
- 16) 繁栄期から過剰生産期の転換点に生じるこの場合の「競争戦」については、MEGA, II/4.2, S.330-332.で論

及されている。この「競争戦」を把握することの意義については久留間(鮫)[1973] p99-125, 前畑[2006]が論じている。

- 17) 第3部第3篇第15章該当部分の草稿では、利潤率急落を招く恐慌の「一契機」（MEGA, II/4.2, S.330.）〔現行版ではエンゲルスによって削除されている〕として数ある諸契機の中から労賃上昇のみを取り上げているが、なぜ労賃上昇のみを取り上げたのかについては、前畑[2007]が論じている。
- 18) 宇野[1973]は、利潤率の傾向的低下法則が、利潤率の低下には投下資本量の増大が条件づけられ利潤量の増大を伴う「二重性格の法則」であり、したがって相対的過剰人口の「排出」と同時に「吸収」を伴う法則であることを理解できず、そのため「利潤率の傾向的低下法則」と「賃金上昇」、「資本の絶対的過剰生産」との関連を断絶するに至った。これまで論じてきたように、「賃金上昇」、「資本の絶対的過剰生産」は一般的利潤率の傾向的低下法則が貫く一連の過程から生じるのである。
- 19) 「資本の絶対的過剰生産」、また「現実的」、「相対的」な資本の過剰生産については、現行版には草稿から削除された重要な記述もあるので説明を要するところであるが、本稿では紙幅の制限から立ち入ることができない。これについては前畑[2001], [2007]が詳しく論じている。
- 20) 井村[1984]を代表的な論者とするいわゆる「商品過剰論」は、利潤率の傾向的低下法則と恐慌・産業循環との関係を切断した上で、恐慌を「生産と消費の矛盾」から把握する。生産と消費の矛盾そのものは、本稿で見たような産業循環の諸局面を形成し資本のアクティブな運動を生み出す要因ではない。これについては、久留間(鮫)[1973]「葉No.7」p11-14がこの点を指摘している。
- 21) この点については、久留間(健)[1999]第II部第1-3章の先駆的研究があり、そこから多くの示唆を受けている。また小西[1998b] p263-272を参考にしている。

参考文献

- 飯田裕康[1971]『信用論と擬制資本』、有斐閣。
 伊藤 武[2006]『マルクス信用論と再生産論』、大月書店。
 井村喜代子[1973]『恐慌・産業循環の理論』、有斐閣。
 —————[1984]『「資本論」の理論的展開』、有斐閣。
 宇野弘蔵[1973]『恐慌論』(『宇野弘蔵著作集』第5巻所収、岩波書店)。
 大友敏明[2001]『信用理論史』、慶應義塾大学出版会。
 置塙信雄[1987]『マルクス経済学II——資本蓄積の理論』、筑摩書房。
 川波洋一[1995]『貨幣資本と現実資本』、有斐閣。

- 川合一郎 [1954] 『資本と信用』, 有斐閣。
- 久留間鮫造 [1965] 『増補新版・恐慌論研究』, 大月書店。
- [1972, 73, 75, 76] 『マルクス経済学レキシコンNo. 6, 7, 8, 9』, 大月書店。
- 久留間健 [1999] 『貨幣・信用論と現代』, 大月書店。
- 小西一雄 [1998a] 「一般的利潤率の傾向的低下の法則と『置塩の定理』」『立教経済学研究』第51巻第4号。
- [1998b] 「金融ビッグバンと現代の金融危機：マルクスの貨幣・信用論と現代」『経済理論学会年報第36集』。
- [2007] 「現代の産業循環・恐慌と信用——ドル体制下の世界——」(『21世紀とマルクス』所収, 桜井書店)。
- 小林賢斎 [2008] 「「貨幣貸付資本と現実資本」論, その現代的意義」『季刊経済理論』第45巻第2号。
- 富塚良三 [1962] 『増補 恐慌論研究』, 未来社。
- 長島誠一 [2007] 『現代の景気循環論』, 桜井書店。
- 前畠憲子 [2001] 「「利潤率の傾向的低下法則」と「資本の絶対的過剰生産」——恐慌研究の一論点——」『立教経済学研究』第55巻1号。
- [2006] 「利潤率の傾向的低下法則と恐慌——「現実の資本の過剰生産」をめぐって——」『経済学研究（北海道大学）』第56巻第2号。
- [2007] 「利潤率の傾向的低下法則と恐慌——『資本論』第3部第15章の主題との関連で——」(『21世紀とマルクス』所収, 桜井書店)。
- 三宅義夫 [1970] 『マルクス信用論体系』, 日本評論社。
- 谷野勝明 [1994] 「4 利潤率の傾向的低下法則の論定をめぐる論争（1）」(本間要一朗・富塚良三編『資本論体系5』所収, 有斐閣)。
- Fllarton, J. [1844] *On the Regulation of Currencies*, London. (福田長三訳『通貨論』岩波書店, 1941年)。
- Marx, K. [1861-1863] *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, Marx, Engels Gesamtausgabe, MEGA, II / 3.5, Diez Verlag, Berlin, 1980. (『マルクス資本論草稿集』8, 大月書店, 1984年)。
- [1863-1867] *Karl Marx Ökonomie Manuscript 1863-1867*, Text. Teil2, Marx, Engels Gesamtausgabe, MEGA, II / 4.2, Diez Verlag, Berlin, 1992.
- Overstone, J. [1857] *Tracts and Other Publications on Metallic and Paper Currency*, London, Kelley, 1972.
- [1858] *The Evidence, given by Lord Overstone before the Select Committee of the House of Commons of 1857, on Bank Acts*, London, Kelley, 1973.
- Tooke, T. [1844] *An Inquiry into the Currency Principle*, London, Longman, rpt. 1997. (玉野井芳郎訳『通貨原理の研究』日本評論社, 1947年)。
- Wilson, J. [1847] *Capital, Currency, and Banking*, London. (みやた これふみ 所員 東京大学大学院)

WTO 農業交渉と農業政策

EJIRI Akira
江尻 彰

I WTO 農業交渉のゆくえ

(1) ドーハ・ラウンドの特徴

2001年にカタールのドーハで始まったWTO農業交渉は現在大詰めを迎えている。昨年7月、ジュネーブで開催されたWTO閣僚級会合は米国と途上国の中国・インドが対立したため交渉は決裂し、米国の次期大統領の政権発足後に再開されることになった。決裂の直接の要因は、米国と中国・インドとが途上国向けの農産物緊急輸入制限措置（特別セーフガード）をめぐる対立であった。今年に入ってオバマ政権はビルザック新農務長官とカーク新USTR（米国通商代表部）代表を指名し交渉が再開される予定である。米国の新政権がWTO農業交渉にどのような方針で臨むかは現在のところ不透明である。

ところで、現在のWTO農業交渉は99年末のシアトル閣僚会議で交渉開始予定であった。しかし、国際環境団体などの「反グローバリズム」の反対運動によって流れし、01年のカタールのドーハ閣僚会議で新ラウンドが開始された。（それゆえ今回の交渉を「ドーハ・ラウンド」と呼んでいる。）前回のガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）との大きな違いは、URの場合は米国とEU、日本などの先進国間での対立が中心であったが、ドーハ・ラウンドでは米国とEUなどの先進国と中国、インド、ブラジルなど途上国（G20）との対立が中心となってきている。先進国の途上国への農産物貿易の自由化要求に対し、途上国側は自国の食料確保を重視しており米国など先進国と対立する構図となっている。URでは米国とEUの基本合意で大きく前進し、それを基本に合意にこぎつけた。ドーハ・ラウンドでも03年8月に米国とEUが基本合意に達したが、これに基づいて開催されたカンクン閣僚会議は先進国主導の合意に反発した途上国の反対にあって決裂した。また先に述べた08年7月の「特別セーフガード」をめぐる対立の背景も途上国側が自国の食料主権を強く主張したため

決裂することになった。ドーハ・ラウンドでは途上国の合意なしに進展は困難になっている。

(2) ドーハ・ラウンドの論点

ドーハ・ラウンドでの論点はUR同様に次の3点である。関税の引き下げなどの「市場アクセス」、貿易歪曲的国内農業補助金の削減を目指す「国内支持」、輸出補助金の廃止を目指す「輸出競争」の3つである。これらの論点の合意に向けて大きな前進があったのは、04年7月の閣僚協議での「枠組み合意」であった。この「枠組み合意」では「市場アクセス」については①関税の削減を階層方式でおこない高関税ほど削減率を大きくする、②「一般品目」の他に「重要品目」を設定し、「重要品目」は「一般品目」より低い関税削減と関税割当の拡大の組み合わせで市場アクセスの改善をはかる、③「重要品目」の数は今後の交渉で決定する、④関税の上限については、いっそうの検討をおこなう、などである。また、「国内支持」については、①市場価格支持や不足払いなど最も貿易歪曲的な国内支持政策の「黄」の政策（AMS）についてはUR以上の大幅な削減をおこなう、②農業生産額の5%以下の国内助成にとどまっている「デミニミス」についてはURでは対象外であったがドーハでは削減対象とする、③直接支払いのうち特定の要件を満たす「青」の政策については、URでは生産制限をしていないものについては削減対象外であったが、ドーハでは生産を義務付けて直接支払いを青の政策として追加する（新青の政策）、④「試験研究」「基盤整備」などの貿易歪曲性がないか最小限の政策である「緑」の政策については削減の対象外とする、⑤「黄」の政策、「デミニミス」、「青」の政策について助成金を合計したものを階層別に削減し、助成金の高水準国ほど大きな削減をおこなう、などを決めた。さらに「輸出競争」については、①輸出補助金を、期日を設けて撤廃する、②輸出信用（米国）、輸出国家貿易（豪州・カナダ）なども輸出補助金的な部分は同じ扱いとする、などで合意した。

05年12月の香港で開催された閣僚会議では2013

年までに輸出補助金を撤廃することを決まった。そして、関税削減方式などの詳細な要件を入れた各国の共通ルールである「モダリティ合意」に向けての交渉が開始されることになった。「重要品目」の数の割合をどうするか、「重要品目」の関税削減率を「一般品目」の何パーセントにするか、関税割り当ての拡大幅の割合などについて各国で議論し、これに基づいて議長テキストを作成することになった。

07年7月に最初の議長テキストが提示され、それ以降、集中的な議論が行われ、08年2月には議長テキスト改定案が提示された。改定案では、「市場アクセス」については、①一般品目の最高階層の削減率を66%～73%とし平均削減率を先進国は54%とする、②上限関税は設定しないが、100%超の高関税品目が一定以上（4%以上）残る場合は関税割り当ての追加拡大をする、③「重要品目」の数は有税品目または全品目の4%～6%とし、条件付・代償ありで8%も可能とする、④「重要品目」の関税削減が「一般品目」の3分の1以下の場合は関税割り当てを国内消費量の4～6%とし、関

税削減率に応じて0.5ポイントか1ポイント減らす、などである。「国内支持」については、貿易に影響を与える補助金（「黄」「青」「デミニミス」合計）の総額を130億～164億ドルの範囲に抑えるなどである。また、途上国に対して食料の安全保障、国民の生計保障、農村開発などを考慮し、「特別品目」を指定できることとし、これらの品目数を10～18%，関税の平均削減率を10～14%に抑えることなどが提案された。

さらに08年7月のジュネーブでの閣僚級会議前に議長から第3次改訂版が提示され、議論が進む中で25日にラミー事務局長の調停案が提出された。（下表、参照）ラミー事務局長の市場アクセスに関する調停案は議長の第3次改訂版より、日本にとってさらに厳しい内容になっており、「重要品目」の数を全品目の4%，条件・代償付きでも6%なっており、「重要品目」からはずされた場合は階層方式で70%の削減されることになる。最新の08年12月に提示された議長第4次改訂版は基本的にラミー調停案を土台としたものとなっている。また、「国内支持」については12月の第4次改訂版

表 WTO農業交渉での主な提案の内容

分野	論点	議長案第3次改訂版 (7/10)	ラミー事務局長調停案 (7/25)	議長案第4次改訂版 (12/7)
市場アクセス	一般品目	最高階層の削減率 66～73%の削減	最高階層の削減率 70%削減	最高階層の削減率 70%削減
	上限関税	設定しない 100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大が必要	設定しない 100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大が必要	設定しない 100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大が必要
	重 要 品 目	全品目の原則4～6% 条件・代償付で2%追加	全品目の原則4% 条件・代償付で2%追加	全品目の原則4% 条件・代償付で2%追加
	低 関 稅 拡 大 幅 輸 入 枠 の	関税削減率が最小の場合は国内消費量の4～6%	関税削減率が最小の場合は国内消費量の4%	関税削減率が最小の場合は国内消費量の4%
		関税削減率に応じ0.5ポイントか1ポイント減らす最小3%	他については言及なし	関税削減率に応じ0.5ポイント減らす 最小は3%
	特別品目 (SP)	SPの数10～18% うち削減率ゼロの数6%まで又は0% 平均削減率10～14%	SPの数12% うち削減率ゼロの数5%まで 平均削減率11% 145億ドル	SPの数12% うち削減率ゼロの数5%まで 平均削減率11% 145億ドル
国内支持		130～164億ドル 66～73%削減	70%削減	70%削減

（出所）農水省「WTO農業交渉の主な論点」（2008年12月）より作成

では上限を145億ドルとしているが、米国の貿易歪曲的国内支持総額が05年段階では189億ドルで改訂議長テキストを上回っていており、米国が議長案を呑むかどうかが問題である。近年の国際穀物相場の上昇によって米国の市場価格が目標価格を上回り補助金が「価格変動対応型支払い」(CCP)が大幅に減少しており米国も合意が近いと思われた。しかし、後で述べるように08年農業法で09年から新しく「平均作物収入選択制」(ACRE)が導入されたことと、昨年の世界の金融危機後に国際穀物相場から投機マネーが流出し穀物価格が下落傾向にあり、09年以降米国の貿易歪曲的補助金が急増するおそれも出ている。今後、「国内支持」についての合意についても予断は許さなくなっている。

II WTO農業交渉 と市場主義農業政策

(1) 米国の市場主義農業政策の失敗と農業保護への回帰

WTO農業交渉は現在も継続中ではあるが欧米では合意を予測して、WTO農業協定に沿った農業政策の変更を迫られている。米国とEUの近年の農業政策の動向について見てみよう。

米国では1994年にUR合意以降、国際穀物相場の上昇のもとで「1996年農業法」(正式名称「1996年農業改善・改革法」)が成立する。この農業法は伝統的な米国農政から市場主義農政へ大転換をおこなうものであった。内容的には①生産調整の廃止、②所得保障としての「不足払い制」の廃止、③これにかわる「直接固定払い」の導入、④価格支持の「ローン・レート」は存続するなどであった。UR合意に沿って「黄」の政策である「不足払い制」を廃止し、直接固定支払いに移行した。しかし、この市場主義農政は結果的には失敗に終わる。90年代後半以降、米国の穀物価格は大きく下落し、「不足払い制」の廃止によって米国の農業経営は大きな打撃を受けた。とりわけ中西部の穀物生産の中心的担い手であった家族農場は大きな打撃を受けた。このため米国政府は、農業経営の危機救済のため1998年から2001年までの4年間で総額273億ドルの緊急農家支援をおこなって危機の回避を図らざるをえなくなった。

この失敗を受けて「2002年農業法」(正式名称「2002年農業保障・農村振興法」)が成立した。これによって市場主義的農業政策から国内農業の保護政策に転換する。「2002年農業法」の主な内容は、①生産調整の再導入はしない、②「ローン・レート」の対象品目の拡大とレート水準の引き上げ、③「直接固定支払い」は継続、対象品目に大豆を追加、④「価格変動対応型支払い」(CCP)の新設、⑤環境保全制度の拡充などである。「02年農業法」の最大の特徴はCCPの導入であり、これは事実上の「不足払い制」の復活であった。CCPは、市場価格と直接固定支払い、ローン・レート支払い価格の合計価格が予め決定している目標価格を下回ると、その不足分を支払うという内容であった。従来の「不足払い制」との差異はUR合意を配慮して支払額が過去の作付面積実績に基づくことと耕種部門だけでなく酪農部門にも適用されたことである。その他にもローン・レートの引き上げ、直接固定支払いの対象品目の拡大など国内農業に対する保護を強化する内容であった。WTO農業交渉中での、この保護農政への転換に対し、当然のことながらEU、ケアンズグループ、途上国グループから大きな批判がおこった。

「02年農業法」の有効期限が切れたため、昨年5月に新しい「2008年農業法」(正式名称「2008年食料・保全・エネルギー法」)が成立した。農業法にエネルギーという言葉が入ったのが新しい特徴である。この農業法はバイオ・エタノール・ブームのなかで成立し、農業政策とバイオ燃料政策の一体化を図ろうとするものである。政府によるトウモロコシを中心とするバイオ燃料増産計画がトウモロコシの国内需要を創出し、従来の輸出依存型の米国農業の一定の転換を図るものである。

従来からある農業政策について見てみると、大統領選挙と議会選挙直前であったこともあり「02年農業法」からの大きな転換はなく保護農政は継続されることになった。①作付けの自由化の継続、②「直接固定支払い」「価格変動対応型支払い」についても存続する、③「価格変動対応型支払い」と並んで、新たに価格だけでなく単収の変動にも対応した所得保障となる「平均作物収入選択制」(ACREプログラム)を09年度から導入される、などである。新しいACREプログラムは、穀物価格の上昇でCCPが十分に機能しなくなっていたため、価格だけでなく収入に着目した経営安定化策

として導入された。ACRE保証額は過去5年間の平均州単収のうち最大と最小を除く3年間の平均に過去2年間の平均全国価格を乗じ、その90%を保証額とし、州ベースでの実績収入がそれに満たないときに支払いが行われる。農業経営者はCCPに代わってACREを選択できることとなった。ただし、ACREへの加入を選択すると直接支払いが20%減額され、ローン・レートも30%引き下げられる。このACREの保証額は07年、08年の高い農産物価格に基づいて計算されると高くなり、09年に農産物価格が下落すると相当な受取額となる可能性が高い。これに対しEU委員会は米国の貿易歪曲的な国内助成が、これによって再び増加する恐れがあると批判している。

米国の近年の農業政策はWTO農業交渉と矛盾する政策を続けており、国際ルールより自国の農業政策を優先させてきた。米国政府は途上国などが要求する内容に沿った安いWTO農業合意はできなくなっている、これを忌避して地域間の貿易自由化交渉、つまりFTAに傾斜しつつあると言われている。

(2) EUの市場主義的農政改革

EUもUR合意以降、次々と市場主義的農政改革をすすめてきた。1997年にEU委員会は「アジェンダ2000」を発表した。これまでの伝統的な農産物価格支持政策による農政を転換し、価格支持を大幅に削減、価格の損失を米国同様に直接支払いに置き換えた。また、農村開発政策をCAPの第2の柱に位置づけ、農村開発の総合的な発展、環境・条件不利地域への補助金の増額などを決めた。(中野一新・岡田知弘編『グローバリゼーションと世界の農業』参照)

さらに2002年7月には03年3月予定のWTO農業交渉の「モダリティ確立」に対応するために「CAP改革中間見直し」(第3次CAP改革)を発表し、03年1月にEU委員会で「持続可能農業のための長期的政策展望」が採択された。これによって、これまで作物別の生産高ベースであった直接支払いを「デカップル」された単一農場支払いに転換し、作物別の直接支払いを統合し2000年~02年の耕作面積と家畜飼育頭数を基準期間とする基準額に基づく農場直接支払いに転換した。生産と補助金を切り離し、従来は「青」の政策であったものをWTO農業交渉での国内支持の削減対象外であ

る「緑」の政策にした。また、これによって土地放棄が増えることを防ぐために受給者には農地の維持や農業・環境を守る新たなクロス・コンプライアンス(環境遵守事項)を義務付けた。しかし、EU諸国の中でも、この単一農場支払いへの転換に反発する国も出てきたため2003年6月の農相理事会で生産に基づく直接支払いと单一支払い(デカップリング)を組み合わせることで合意した。現在、EU域内では单一支払いの割合が高まっており、WTO農業交渉に対応して生産と補助金の切り離しが進んでいる。そして、これと同時に削減の対象外である農業環境支払いや条件不利地域助成金などの補助金が増加している。

III WTO農業交渉と 日本の農業政策

1994年のUR合意によって、日本のコメは「関税化の特別措置」によって「ミニマム・アクセス機会」を義務付けられたが、これを政府は「輸入義務」と勝手に解釈し自ら輸入してきた。98年12月には政府と全国農協中央会は「関税化の特別措置」を止め、99年度からコメ輸入に高関税(従量税1kg当たり351円)をかけることでUR合意の「例外なき関税化」を実現したが、この通常の関税措置への切り替えた後も政府はミニマム・アクセス米の輸入を継続してきた。

UR合意以降、日本の農政も大きく変化した。1994年に従来ガットで「例外規定」として輸入制限が合法であったコメが例外として認められなくなったこともあって「食管法」が廃止され、食糧法が成立した。コメ流通の大幅な規制緩和がおこなわれ、それにともなってコメ価格の自由化が進んだためコメ価格の大幅な下落が起きた。

また、99年には「農業基本法」が廃止され「食料・農業・農村基本法」が制定された。国際化農政への全面的な転換である。国際化に対応した「望ましい農業構造の確立」が謳われ、「効率的かつ安定的な農業経営」の育成が急務であるとした。また、農産物価格政策では市場志向的価格形成の促進がすすめられることになった。同法では、5年ごとに「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の目標を掲げることになったが、これまで目標が達成されるどころか、自給率は低下を

続け40%を切るまでに至っている。

日本農業の根幹であるコメ政策についても近年大きく変更されてきた。02年の「米政策改革大綱」で、政府による減反目標の策定を廃止し08年から農業者・農業団体が中心とする需給調整に移行する方針が出された。国による生産調整の配分の放棄である。これによって07年産からコメの生産調整は農業者・農業団体の主体的な需給調整システムに移行した。さらに05年10月には「経営所得安定対策等実施要綱」が発表され、「品目横断的経営安定対策」が打ち出された。これまでの品目別補助ではなく扱い手の経営に施策を集中・重点化させ、直接支払いに移行させる方針を打ち出した。しかも新しい施策の対象者は認定農業者では北海道10ha、都府県4haと大規模経営者に、「集落営農」は20ha以上と限定された。この結果、多くの中小の農業者は施策の対象外に置かれることになった。これはEUでの単一農場支払いや米国の直接固定支払い同様に生産と補助金を切り離すWTO農業交渉の内容に沿った方針である。この結果、従来のコメの扱い手安定対策は、「品目横断的経営安定対策」に移行されることになった。

IV 市場主義農政は 何をもたらしたか

先進国の農業政策は、90年代後半以降UR合意に沿った市場主義的農業政策をすすめてき。また現在も続けられているWTO農業交渉合意を見越した施策をすすめてきている。その結果、世界の食料価格のいっそうの乱高下化がすすみ、各地の中小農業経営は危機に瀕し、途上国の食糧不足は深刻化している。

米国農業はこの間、国際農産物価格の乱高下に振り回されてきた。特に1990年代後半の農産物価格の下落は「96年農業法」による市場主義農政の失敗で穀物生産の中心であった中西部の家族農場の崩壊をもたらした。市場主義農政は大規模経営への生産を集中させ、直接固定支払いも大規模経営に有利に働き家族経営への恩恵は限られたものであった。その後、00年代後半以降のバイオ燃料ブームと国際穀物市場への投機資金の流入による農産物価格の急騰によって、米国農業は空前のブームとなったが、飼料価格の高騰は畜産農家に大

きな打撃を与えた。今後、08年後半から始まった世界的金融危機によって農産物価格の下落などの反動が心配されている。

EU農業も市場主義的CAP改革が進められるなか、90年代後半以降、イギリス、フランス、ドイツとも中小農業経営は経営危機に陥ったため農業経営数は大きく減少し、大規模経営に生産が集中し、農場への補助金も大規模経営に多くが支払われることになった。デカップリングによる生産と補助金を分離させ、農村への環境保護や農村開発政策に移行しているが、成功しているとは言えない。中小農業経営による農業生産の維持なしに農村の環境維持が保たれるかどうかは大いに疑問である。

他方、途上国農業はこの間に中国やインドなどで生産を増大させてきたが、サハラ以南アフリカ地域などでは依然として食糧不足は深刻であり、世界の栄養不足人口はここ10年間ほとんど減少していない。また食糧不足にともなう農地をめぐる部族間紛争は食糧不足をいっそう深刻なものとしている。近年の国際農産物価格の急騰は、途上国の食糧不足をいっそう深刻なものとしている。途上国にとってUR合意による恩恵はほとんどなかったと言える。農産物貿易のいっそうの自由化は途上国の食料・農業の危機を高めると感じている。このため途上国もWTO農業交渉でも欧米の先進国に対し安易な妥協はできない。

日本でも、この間に農業崩壊の危機が急速に進んできた。日本の農業総生産額は1980年代半ば以降、減少を続けており、農業の扱い手の高齢化と耕作放棄地が急増している。日本の農業予算はGDP比で先進国でも最低レベルにある。農水省は相変わらず農業生産法人の農業への参入などによる経営規模拡大、株式会社への農地の開放などを進めようとしている。破綻した市場主義農政を依然として続けようとしている。

昨年からの世界的金融危機の中で、これまでの日本の輸出立国型成長戦略は見直しを余儀なくされている。米国の「過剰消費」に基づく輸出戦略は、今後、米国の景気が回復したとしても続かないであろう。また、最近のわが国の貿易収支をみても輸出の大幅減少によって貿易赤字が続いており、「食料はいつでも海外から輸入できる」との「食料神話」は終焉を迎えようとしている。また「冷凍餃子」事件に代表されるように食料の海外依

存は、日本の食の安全性を危うくしている。

最近、「派遣切り」などによる大量失業時代に農業への関心は高まっている（週刊ダイヤモンド特集「農業がニッポンを救う」など）。しかし、これらの期待も国や自治体による農業者への安定的な

所得保障が現在のように不十分なままで一時的なものに終わることは確実である。

（えじり あきら 所員

大阪電気通信大学非常勤講師）

国連自由権規約委員会総括所見

NAKAMURA Koji
中村 浩爾

I はじめに

日本政府が提出した第5回定期報告書に対して、2008年10月30日に、国連自由権規約委員会（Human Rights Committee—以下「委員会」と略記する）が総括所見〔原文英語〕を採択した。34項からなり、第3、第4、第5項は肯定的評価、第6項以下は主要な懸念事項と勧告である。この所見の紹介を中心にして、国際的視野の中の日本の人権及び委員会の状況を見てみたい。

II 総括所見紹介の意義

委員会はこの所見の最後で、次のように日本政府に対して要請している。「締約国の第5回定期報告書及び本総括所見が、日本語、そして可能な範囲において、国内少数言語で、一般市民に対し、また、司法、立法、行政当局に対しても公表され、かつ、広く普及されるよう、要請する。委員会はまた、第6回定期報告書が、市民社会及び締約国内で活動するNGOに入手可能とされることを要請する」と。この所見の紹介は日本国民の立場で政府に対してその実行を迫るだけではなく、国民自ら所見入手し、翻訳し、広く普及しようとする試みの一つである。原文の入手に際して便宜をはかっていただいた国際法律家協会の新倉修氏に感謝する。外務省の仮訳も出ているが、比較してみると日本弁護士連合会仮訳の方が、正確と思われる所以、というより外務省仮訳には明らかに意図的に原意を曲げたと思われる箇所が多くある（たとえば、死刑に関する箇所で、"as necessary"

を「必要があれば」とするなど一日弁連仮訳では「必要に応じて」）ので、基本的には日弁連仮訳に依拠した。以下〔 〕内は筆者による補足説明である。

III 国際人権規約および条約機関について

紹介に先だって、その根拠となっている国際人権規約及び総括所見の性格について、簡単に触れておきたい。国際人権規約は、1966年に、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約〔社会権規約〕」(a)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約〔自由権規約〕」(b)，そして「自由権規約第一選択議定書〔個人通報制度〕」(c)に分かれて成立した。当時は冷戦の最中で、東西対立の先鋭化のため、人権も政治化した結果である。その後第二選択議定書〔死刑廃止促進〕(d)も採択された。日本は、(a)と(b)は批准しているが、(c)と(d)は批准していない。

規約人権委員会は、(b)に基づく「条約機関」である。同様な委員会が、(a)についても、また他に人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約などについてもあり、定期的政府報告、国家通報、個人通報などを通じて、締約国による条約の実施状況を審査する仕組みになっている。

総括所見の法的効力に関しては、両極端の見解があるが、穏健なのは、「無視してはならず、とくに説得力のある理由がない限り、できるだけ尊重することが政治的、道義的に求められている」というものである。日本も、たとえば、女性の社会進出の促進やアイヌ民族を先住者として認めるなどに関しては、勧告を受け容れて改善措置

をとっている。

ただし、以上のこととは、2006年3月の人権理事会（Human Rights Council）創設以前の一般論であって、それ以後には変化が生じており、依然として流動的である。

IV 政府報告書の肯定的側面

さて、委員会が肯定的に受けとめているのは、男女平等を推進するために採られたいいくつかの措置（男女共同参画社会基本法の制定、担当大臣の任命など）、家庭内暴力や人身売買撲滅のための措置、そして、国際刑事裁判所に関するローマ規程への加入（2007年）である。

V 主要な懸念事項と勧告

(1) 勧告の履行や規約の遵守（第6～9、第33）

過去の勧告の不履行（第6懸念事項）、規約違反（第7）、第一選択議定書の未批准（第8）、独立した国内人権機関の未設立（第9）、報告書提出の遅延（第33）。

これらの懸念事項に対して、履行、批准、設立、遵守を勧告しているが、ここで注目すべきは、第7勧告：「締約国は、規約の適用と解釈が、裁判官、検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれること及び規約に関する情報が下級審も含めすべてのレベルの司法機関に普及されることを確保すべき[確実なものにすべき一筆者訳]である」（傍点筆者）である。

(2) 女性の人権（第11～13）

民法中の女性に対する差別的な条項の存在（第11懸念事項）、公職への女性の参画の少なさ（第12）、民間企業の管理職的立場に占める女性の割合の少なさ、女性の非正規雇用比率の高さ、賃金の低さ、福利厚生からの排除、セクシャルハラスメントにさらされやすいこと（第13）。

これらの懸念事項に対して、民法の改正、参画実現のための努力を勧告しているが、第13勧告が重要である。そこでは、(a) ポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）、(b) 労働時間の長時間化をもたらす労働基準の規制緩和の見直

し、(c) 保育施設増設、(d) パートタイム労働者が均等待遇を得るための条件の緩和、(e) 職場でのセクシャルハラスメントを刑事罰の対象とすること、(f) 間接差別の形態の拡大と間接差別を防止するための効果的な措置、女性の正規職員としての雇用を促進し、性別による賃金格差を解消するための措置を取るべきこと、を勧告している。

(3) 被害者・被疑者・死刑確定者の人権（第14～21）

刑法177条の強姦の定義の狭さ、被害者の抵抗を要件としていること（第14懸念事項）／ドメスティック・バイオレンス加害者の量刑の軽さ、適用の甘さ、被害者に対する長期的支援の欠如、外国人被害者に対してなされるべき特別の配慮の不足（第15）／死刑執行の増加、死刑囚の処遇の劣悪さ（第16）／上訴権行使しないまま有罪とされ死刑を科される被告人の数の増加など（第17）／代用監獄制度の下での被疑者の無防備状態（第18）／取調過程における弁護士の排除、不透明性、自白に基づく高い有罪率（第19）／留置施設の外部査察・不服審査メカニズムの不備（第20）／死刑確定者の単独室への拘禁（第21）。

注目すべきは、次の諸勧告であり、日弁連と外務省の訳の違いである。第14勧告「…締約国はまた、裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的研修を導入すべきである」。第16勧告「締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し〔公衆に対して、必要があれば一外務省仮訳〕死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間〔"in the meantime"廃止までの間一外務省仮訳〕、規約第6条第2項にしたがい、死刑は最も深刻な犯罪に厳格に限定されるべきである。締約国は、死刑確定者の処遇、高齢者ないし精神障害者の執行に関し、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきである。締約国は、死刑執行に自ら備える機会がないことにより被る精神的苦痛を軽減するとの観点から、死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について適切な余裕をもって〔外務省仮訳では脱落〕合理的な事前の告知が与えられることも確保す〔保証する一外務省仮訳〕べきである。恩赦、減刑及び執行延期〔"reprieve"執行免除一外務省仮訳〕は、死刑を科された者にとって真に利用可能なものとされる

["genuinely available" 実際にも適用可能である—外務省仮訳] べきである。」第21勧告「…保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行い[最長期間を明確化し、保護室に留置される者の事前の健康診断や精神鑑定を—外務省仮訳] …」(傍点筆者)。

(4) 従軍慰安婦及び人身売買（第22～23）

「慰安婦」制度に対する無責任、加害者の未訴追、公的賠償の欠如と民間の募金による補償額の少なさ、歴史教科書における「慰安婦」問題への言及の不在、政治家やマスメディアによる被害者の尊厳の毀損、あるいは当該事実の否定（第22懸案事項）／人身売買に関するデータの欠如、加害者に対する懲役刑の数の少なさ、被害者に対する公的保護・支援の不足、被害者の在留特別許可機関の短さと適用範囲の狭さ（第23）。

ここで重視すべきは、第22勧告である。「締約国は、その法的責任を受け入れ、被害者の大多数に受け入れられるようなやり方で『慰安婦』制度について留保なく謝罪し、被害者の尊厳を回復し、生存中の加害者を訴追し、すべての生存被害者に対し権利の問題として十分な賠償を行うための速やかで実効的な立法的・行政的措置をとり、この問題について学生 ["students"生徒・学生一筆者訳] 及び一般大衆を教育し、被害者の尊厳を損なったりこの事実を否定したりするいかなる企てに対しても反駁し制裁を与える [加える] べきである。」

(5) 表現の自由及び政治に参与する権利（第26勧告）

「委員会は、表現の自由と政治に参与する権利に対して加えられた、公職選挙法による戸別訪問の禁止や選挙活動期間前に配布することのできる印刷物の数と形式に対する制限などの不合理な制限に、懸念を有する。委員会はまた、政府に対する批判の内容を含むビラを郵便受けに配布する行為に対して、住居侵入罪もしくは国家公務員法に基づいて、政治活動家や公務員が逮捕され、起訴されたという報告に、懸念を有する。」

VI 特徴

上に挙げたものの中では、委員会が次の諸点を懸念し勧告を出していることに注目したい。①第一選択議定書の批准（第8勧告）②裁判官、弁護士、検察官、警察官及び刑務官に対する研修（第7、第14勧告）③「公共の福祉」概念の明確化（第10勧告）④死刑制度・代用監獄制度、取調過程における弁護士の立ち会い、取調過程の透明性、死刑確定者の処遇など ⑤従軍慰安婦制度に対する公的責任、被害者の尊厳の回復、加害者の訴追、国民の教育 ⑥表現の自由と政治に参与する権利の保障

上では省略したが、他に次のような諸点に懸念を表明し勧告を出している。「公共の福祉」概念の曖昧さ（第10懸念事項）、外国人研修生・教育実習生の不当な扱い（第24）、難民申請者の不適切な扱い（第25）、性的同意年齢〔刑法176条のわいせつ行為の対象となる男女の年齢は13才未満一筆者注〕の低さ（第27）、婚外子差別（第28）、異性のカップルやレズビアン、ゲイ、バイセクシユアル及び性同一性障害の人々に対する差別（第29）、年金制度における外国人差別（第30）、朝鮮学校に対する国庫補助金の少なさ、朝鮮学校卒業生の大学受験資格（第31）、アイヌ民族及び琉球民族の先住民としての権利（第32）。

VII 総括所見の活用のために

次に、普及の問題であるが、その一部を示したように、外務省仮訳と日弁連仮訳とで異なる箇所が多数存在する。この勧告を広く普及させることが要請されているが、そのためにより客観的で正確な訳の作成を外務省に求めることは重要なのは言うまでもないが、国民が自ら主体的に原文を読むことも大事なことだと思われる。いくつかの例を既に指摘したが、さらに付け加えれば、この勧告の普及を要請している第33項で言われている "civil society" は、直訳すれば確かに「市民社会」であり、この種の多くの文書でこの訳が使われている。誤訳とは言えないであろうが、日本人の感覚としては、わかりにくい。私は、むしろ「市民

NEWS を読み解く

団体」とする方が原意に近く、文法の面からも適切だと思われる。原文は"available to civil society and to non-governmental organizations operating in the State party"であるから、"civil society"とNGOは文法的に同格である。したがって、「締約国内で活動する市民団体およびNGOに入手可能なように」と訳すのが妥当であろう。

VIII 人権委員会総括所見の意味 —人権委員会と人権理事会

さて、私自身、この総括所見の存在を知ったのは、国際法律家協会の友人を通してであり、政府の広報によってではない。法学徒とはいえ、専門外ということもあって、全部を読み、理解するのに苦労した。また、委員会の目の鋭さに驚かされ、再認識したことも少なくない。たとえば、「公共の福祉」や公職選挙法の表現の自由の制限への着目、そしてビラ配布の取り締まりなどの実態の把握、琉球民族をアイヌ民族とともに先住民族として規定していること、等々。おそらく、日弁連などのNGOのカウンター・レポートが、大きな役割を果たしているものと思われる。しかしながら、読み進むにつれて、新たな疑問も湧く。最も大きな疑問は、人権委員会と人権理事会との関係はいかなるものか、ということである。人権委員会は、その勧告に法的効力がないものの、高い権威を持ち、無視し得ない存在であった。他方、2006年に新設された人権理事会は、2008年度から本格的な活動を開始し、4月に「普遍的定期的審査（Universal Periodic Review）」と呼ばれる審査を実施し、日本に対しても行った。この審査と、ここで紹介した規約人権委員会の総括所見との関係が問題となる。移行期に特有の問題とはいえ、専門家以外にはわかりにくい状況である。

IX 真の国際貢献とは？

日本の中だけに目を向けていると、悲観的になりすぎたり、見方が偏りがちであるが、このような勧告に接すると新鮮な刺激を受ける。裁判官や検察官への研修・教育の勧告は、裁判官や検察官が万能ではないことを示しており、裁判員制度における裁判官と国民との関係を考える上でも注目すべきである。死刑制度や被疑者の処遇など人身の自由に関して多くの勧告が出されているところは、表現の自由制限への勧告とともに、日本人権保障の遅れの最たるものであるが、それでも、国際社会の中では、相対的に人権状況の良い国に入る。問題は、相対的に高いという地歩を利して、他国に対して上からものを言うのか、絶対的基準からすれば、低いという反省の上に立って、自らを正していくかである。上からものを言うのではなく、自国の欠けている部分や遅れている部分を改善する努力をしてから、謙虚に助言することこそ、人権理事会理事国としての責務であり、「遅れている」他国への最大の援助である。また、次回（第6回）報告期限は2011年10月22日であるが、まずその期限を守ることが、国際的信用を高める道である。

参考文献

- [1] 日本弁護士連合会編『国際社会が共有する人権と日本—国連人権理事会UPR日本審査2008』明石書店、2008年12月。
- [2] 横田洋三編『国際人権入門』法律文化社、2008年4月。
- [3] 自由権規約委員会総括所見（文書番号CCPR/C/JPN/CO/5）
- [4] 人権理事会による審査報告（A/HRC/8/44）
(なかむら こうじ 所員 元大阪経済法科大学)

ネパールにおける 「チベット難民」について

OHNISHI Hiroshi
大西 広

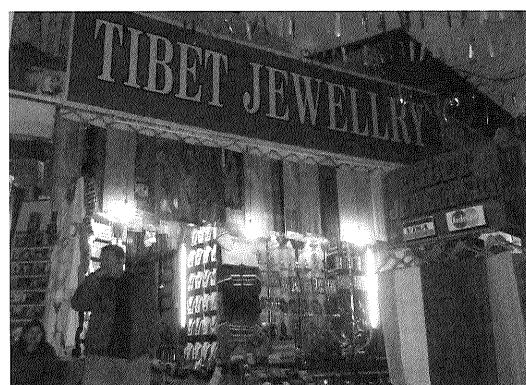
年末年始にネパールに行って来た。マオイストを中心とする新政府の実態を知るのがそのひとつの目的であったが、もうひとつにはネパールにいる「チベット難民」の実態を知りたいということもあった。したがって、現地ではそうした「難民キャンプ」や彼らの経営する多くの商店やチベット仏教寺院を訪問し、さらに水野日本大使と邱中国大使にも会見することができた（この二人の大使との会見には上海センター協力会の大森副会長にお世話になった。邱大使は前々大阪総領事時代に私も何度かお会いしている）。以下では、その地でこの「チベット難民」について考えたことを述べてみたい。

それで、その「チベット難民」であるが、まずは彼らがこの地で非常に活発に経済活動をできているということを紹介できる。チベット自治区では漢族の進出が激しく経済的に押され気味の彼らもこの地では逆転して現地ネパール人を押しのけて土産物屋やレストランを数多く出し、チベット仏教寺院周辺や「難民キャンプ」周辺、さらには観光客の集まるその他の観光地にも相当目立っている。私の主な問題関心は伝統経済下にある農牧民はどのようにして企業家になるか、というところにあるので率直に喜んだというのが実際である。中国国内のチベット族地区についても、実は別稿（「ラサ暴動の真実とチベット問題再論」『季刊中国』第95号、2008年）で述べたようにチベット族企業家は主に他民族と接触するその周辺地区から成長してきている。そして、この「ネパール」という地も周辺地区に違いないから、この理論はここでも当てはまっている。民族の交流の重要性を改めて認識した。

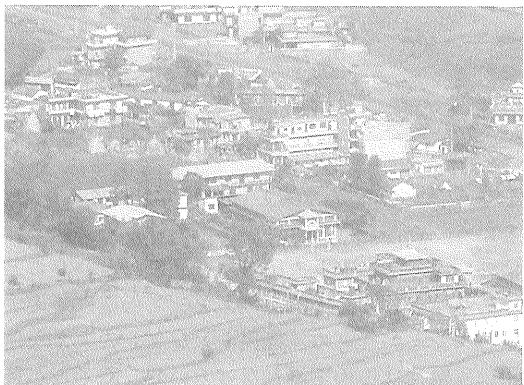
しかし、それでも、そうして諸民族が互いに刺激し合うということは、紛争の原因にもなる。昨年のラサ暴動の直後、それに呼応した「チベット難民」のデモがカトマンズ市内で発生し、それが現地警察によって弾圧されている様子が全世界に流されたが、この背景にはネパール人に彼らが嫌われているという事情もあるようである。現地のネパール人は異句同音に「チベット難民」のこと

を悪く言い、「あんなものは難民でも何でもない」という。たとえば、ネパール人の作った絨毯の三倍の値段でチベット人は絨毯を売る、ということである。そして、実際、カトマンズの南に隣接するパタンという町の「難民キャンプ」の大きな建物は実際にはこの工場となっていて、欧米人が買ひに集まっていた。チベット自治区ではチベット族が漢族にその経済的利益を奪われていると感じているが、ここネパールではネパール人がチベット人にその経済的利益を奪われていると感じている。皮肉なものである。

もうひとつ、この関連でバクタブルというカトマンズ近郊の古都での興味ある体験も紹介しておきたい。それは、この旧王宮周辺でアルバイトのガイドを雇ったところ「チベット難民」が描くタンカと呼ばれる仏教画の店に連れられ、そこで「この絵の図案はダライラマが作ったものである。そのため売上げの15%はダラムサラのチベット亡命政府に支払われる」という説明を受けたことである。同行した私の家の判断はそれは嘘だらうというものであったが、嘘か本当かは別として、こういうと外国人がよく買うということであろう。ネパール人が「ネパール人の作った絨毯の三倍の値段でチベット人は絨毯を売る」ということもこれでよく理解できる。この説明が彼らの付加価値となっており、かつまたそうしてネパール人のマーケットが浸食されている。この地におけるチベット族の商魂は相當たくましい。



商魂たくましいチベット族の土産物店



カトマンズ西方200kmポカラの「難民キャンプ」

しかし、ここまで商魂逞しくなると、この原因は「他民族との接触によってそうなった」とは言えないかも知れない。ここでの「他民族」はネパール人であり、彼らとの接触が彼らをそうしたという方式では彼らを追い越すまでに商魂逞しくなることが説明しにくいからである。そして、もしそうすると、ここでありうる「追加的説明」とは、そもそも企業家精神に逞しいチベット族がここに「難民」としてやって来ている、というものであろう。彼らは当初1959年のダライラマの亡命時に連れ添った者たちであるから、当然農奴主や貴族が多かろう。無知な農奴たちではなく、こうした「文明化」された社会階層がこの地に移動しているとなると当然企業家としての成長はありうる。これはひとつ可能性である。

が、まったく別の視点から、彼らのこの地にお

ける生活基盤の無さがそうしたのだと説明もありえよう。私が見た「難民キャンプ」は上記のパタンのものだけではなく、カトマンズから西へ200km行ったポカラという農村部のものもある（これは付近の丘の上から眺めた）が、その地区に住居が集中している理由は土地を持たないからであるとも思われた。農村であるから大部分のネパール人は農民ではあるが、この地のチベット族は農業以外で生計を営まねばならない。そして、もしそうすると観光客相手の土産物屋やレストラン、あるいは先のような仏教画描きとなろう。つまり、やむなく「企業家」にさせられたという仮説である。

この冬、私は学生の卒論審査でマルサスの『人口論』を学ぶ機会を得たが、マルサスはその著書の中で「貧しさこそが人間を発達させる」というような「反動的」なことも言っている。これは当時の進歩的な人々から当然に反発を得たものであるが、私には分からぬわけではない。資本主義に適合した人格の形成がどのような条件によって行なわれるか、を考えるとき、これは実際的に意味ある意見もある。逆に言うと、チベット自治区におけるチベット族たちが「補助金漬け」にされても良いのかどうかという問題である。

問題の多い資本主義ではあっても、それがまだ必要とされているところでの政策は様々に配慮されたものでなければならない。

（おおにし ひろし 所員 京都大学）

金融・経済危機と 日本の自動車産業

SARUTA Masaki

猿田 正機

I はじめに

サブプライムローンに端を発し、2008年9月のリーマンブラザーズの経営破綻によって、金融恐慌は急速に全世界に拡大した。日本にもその影響の波は押し寄せ、販売減や円の独歩高による輸出への影響は国内の自動車産業へも甚大な影響を与えるつつある。

生産・販売で世界一となったトヨタ自動車は2008年12月22日、2009年3月期連結決算の業績予想を大幅に再下方修正し、通期の営業損益が1500億円の赤字になるとの見通しを発表し、世界に「ショック」を与えた。トヨタが上げた営業損益増減要因としては、「原価改善の努力」は200億円のプラスであったが、「為替変動の影響」はマイナス8900億円、「販売面での影響」がマイナス1兆1800億円と巨額にのぼり、加えて「諸経費の増加ほか」がマイナス3703億円であった。その後も円高、販

売却が続き、09年1月末の発表ではトヨタの経営は更に悪化し営業損益4000億円の赤字になる見通しである。最終損益も赤字になる見込みで、これは最終損益の公表を始めた1963年11月期（トヨタ自工）以来初めてのことである。日産も1000億超の営業赤字になる公算が大きい。

II 世界不況と各国自動車産業の危機対策

世界自動車産業の経営破綻を特徴づけるものはGMやクライスラーなど、いわゆるアメリカ「ビッグ3」の経営危機であった。オバマ米次期大統領（当時）はブッシュ大統領との会談でビッグスリーへの支援拡大を要請した。それは米自動車産業の雇用規模は100万人に上り、「ビッグ3」の一角が破綻すれば深刻な経済混乱が起きる可能性が強いことが背景にある。オバマ政権は環境関連分野に重点投資する「グリーン・ニューディール」を掲げ、自動車の排ガス規制強化で、環境分野を軸とした米製造業の競争力の底上げを図ろうとしている。しかし、2009年に入ても、アメリカの雇用情勢は悪化の一途を辿っており回復の兆しありえない。日米欧の自動車産業の規模を比較すると、図表1のごとくである。

トヨタの「赤字転落」が世界に衝撃を与えたのは、最優良企業と国際的に評判の高いトヨタが「赤字」になったということと、各国自動車産業の製造業に占める比重の大きさがある。例えば、日本では自動車は主要製造業の設備投資、研究開発の2割前後を占め、関連産業を含めて国内で約500万人の雇用を生んでいる。自動車産業が失速すれば、連鎖的に機械・鉄鋼などの関連産業へ影響が広がる危険性が大きい。

2006年頃からトヨタは1台当たりの利益が大きく米「ビッグ3」が「ドル箱」とする大型車と高級車の2枚看板でさらなる利益を上げる戦術に出た。ところが、それから2年後、ローンで大型車や高級車を購入していたお客様が、金融危機になると消滅したのである。これがトヨタの大きな躊躇の石のひとつとなった。その影響はトヨタのみではなくかった。一方では、不況下の中国市場での競争が激化し、各社の明暗がハッキリしてきている。外資系では日系のトヨタ、ホンダ、日産や韓国系

の現代自の売り上げが大きく伸びている。

2008年12月19日に米政府による174億ドルの公的資金投入が決まった米ゼネラル・モーターズ（GM）とクライスラーは、2009年春の期限へ向けて再建計画に着手している。24日には米FRBは現在の経済情勢は金融危機を受けた「緊急かつ異例」の状況だとして、GMACの銀行持ち株会社への移行を承認した。09年1月20日にオバマが大統領に就任し、2月17日がGM・クライスラーが政府への再建計画を提出する期限であり、3月31日に米政府がGM・クライスラー再建の実現可能性を審査することになっている。最大の焦点とされているのが政府融資の条件の一つとなっている、労務コストの削減で全米自動車労組（UAW）がどこまで譲歩するか、である。

今回の金融不況により世界中のほとんどの企業で販売・生産台数が激減し、大幅な収益低下なし赤字を生み出す事態となっている。そのため世界各国の政府は競うように自国の自動車産業の救済に乗り出さざるを得なくなっている。2008年12月23日時点でみた各国の主な自動車産業支援策は図表2のごとくである。

GMやクライスラーなどの危機は日本の自動車産業にとって有利な面もないではないが、万が一両社が危機に陥るようになると、部品メーカーの破たんなどを通じてトヨタやホンダも影響を免れないだろう。現在、石油価格の高騰を経験し、また環境保護を要請されている各国自動車企業は、今後、公的支援や金融支援を受けながら経営危機の立て直しを図り、ハイブリッド車や電気自動車、水素自動車などによる環境対応で激しいグローバル競争を繰り広げることになるだろう。

図表1 日米欧の自動車産業の規模

	米国	EU	日本
生産台数(07年)	1078万台	1945万台	1159万台
直接雇用規模(部品を含む)	100万人	220万人	85万人
間接含む総雇用規模	1300万人	1210万人	500万人
生産額のGDP比	約4%	約5%	9.6%
			(出荷額ベース)

注) 1. 各国・地域の工業会資料や政府統計などから作成。「間接含む総雇用規模には自動車流通や保険、ガソリン販売、運輸業などを含む。

2. 日経新聞、2008年11月12日による。

III 日本自動車企業の危機への対応—トヨタを中心として—

21世紀に入り「戦後最長の景気拡大」(2002年2月～2007年10月)といわれる状況が続いたが、そこで生じたことは大企業が経常利益をバブル期の2倍近くに増やしつつ、従業員の給料を減らしたこと、その一方で株主への配当金は3倍近くまで増やし、また、内部留保が230兆円にまで膨れ上がったことである。その代表的企業がトヨタであった。

新自由主義政策による規制緩和策の強行の下で、「過労死・過労自殺」問題の深刻化が労働者を脅かし、また、出現した「格差社会」の底辺では働いても働いても貧しさから抜け出せない「ワーキングプア」が激増し社会不安を呼び起こすなかで、今回のアメリカの金融危機に端を発した経済危機は自動車産業の多くの非正規労働者を、仕事と住居を同時に失う失業者・生活難民へと一気に転落させた。その背景にはアメリカの金融危機があるとはいえ、日本の自動車産業において期間工や派遣労働者などの非正規労働者の解雇が短期間に急速に深刻化した原因は、第1には、日本の自動車企業に浸透しているトヨタ生産システムや「人間かんばん方式」で有名なトヨタ的な人事・労使関係がある。第2に、トヨタ出身の奥田前経団連会長と小泉元首相によって進められた労働者派遣法の改悪がある。この両者の負の側面がこの経済危機によってろに露呈することになったのである。

日本の自動車各社は、営業収支の悪化の下で経営計画を見直すとともに、競うように「派遣切り」「期間工の雇い止め」など非正規労働者の解雇を行っている。ホンダはF1レースへの参加を中止するなど、また、日産はインドなど海外への生産移管を表明したり、役員報酬や管理職の賞与をカットする方向で調整している。

ではトヨタはどうか。トヨタは、販売減への対応として減産態勢を強化した。2009年1月以降、全世界に75ある車両生産ラインのうち16ラインで二交代制勤務を半分に短縮した。また、期間従業員を3月までに3000人へと大幅に削減する。また、利益確保のため、今期1兆4千億を見込む設備投資も2009年度以降1兆円以下に減らすことになっている。工場新設や能力増強の実施時期も延期し、生産規模を縮小する。2008年11月には社内に「緊急収益改善委員会」を立ち上げ、設備投資など事業に直結する費用だけでなく交際費、交通費、広告費の「3K」などあらゆる項目にメスを入れるコスト削減を急ピッチで進めている。

雇用管理面での対応としては、派遣契約の解除や期間工の任期切れ解雇、そのほかに残業の規制や田原工場などの一部ラインなど二直制から一直制へ切り替え、さらには、年末の休日を2日増やしたり、2009年1月の金曜日を休日としたり、トヨタカレンダーで出勤を予定されていた土曜日を休日にして、販売の縮小に対応している。

トヨタは海外では「正社員の削減」の検討に入っているという。特に北米と欧州の販売の落ち込みが激しく、北米とイギリスで正社員を削減する

図表2 世界の主な自動車業界支援策

アメリカ	GMとクライスラーに総額174億ドル（約1兆5千億円）のつなぎ融資
カナダ	GM、クライスラーの現地法人に計40億カナダドル（約3千億円）を緊急融資
E U	自動車産業に少なくとも50億ユーロ（約6千億円）の金融支援
スウェーデン	GM傘下の「サーブ」などに債務保証や緊急融資で280億クローナ（約3200億円）
フランス	車の廃棄に1千ユーロ（約12万円）の奨励金
ドイツ	自動車税の一時免除
イギリス	インドのタタ・モーターズ傘下の「ジャガー」などへの緊急融資を検討中
ロシア	政府の車両購入費を1.8倍に増額、自動車ローン利息の一部補助
中国	政府系銀行が奇瑞汽車に100億元（約1300億円）を融資
韓国	車購入時の個別消費税を来年6月末まで30%引き上げ

注) 朝日新聞、2008年12月23日による。

方向で検討しており、合計で千人を超す可能性もある。賃金カットなど他の人件費削減策も検討し、正社員削減の場合も規模を極力小さくしたい考えだという。米自動車メーカーのような解雇という手法はとらず、退職金の割り増しや再就職先の紹介などの措置をとり社員の生活に最大限配慮する構えと報道されている。トヨタは非正規社員の少ない海外企業の場合には、社会的批判をかわすために最大限の配慮をしているとみることができる。

また、関連下請け企業の経営も深刻である。トヨタが昨年末から取引のある部品メーカーの資金繰りについて緊急調査を実施したところ、トヨタの減産を受けて部品会社の財務状況は急速に悪化していることが明らかになった。「場合によっては資金援助の必要が出てくるかもしれない」とトヨタの経営者は述べている。トヨタの減産規模は月を追うごとに拡大し、2、3月の1日当たりの国内生産台数は前年同月のほぼ半分になる見込みという。

販売不振によるトヨタの減産が、すでに2008年9月時点でトヨタグループ各社の雇用に深刻な影響を与えていた。各社の中で最も多く期間従業員を抱えるデンソーは、約8200人から580人減らした。また、220人を正社員化したが、一方で、10月上旬には新規採用を停止している。豊田自動織機は期間従業員と派遣社員を合わせて516人削減した。7月末から期間従業員の新規採用を止めていたアイシン精機も合計266人を減らした。関東自動車工業は8月以降、東富士工場で生産するカローラの輸出減を見込み、派遣社員を約300人から約200人に減らした。これ以降も、非正規従業員の削減は続いている。

トヨタ車体でも08年12月に派遣や期間工の雇い止めの通告がなされている。注目すべきは、トヨタ九州の社員がトヨタ車体に出向し、玉突き的に長年トヨタ車体に貢献してきた派遣や期間工が解雇されていることである。

トヨタや関連下請企業は「中国に負けるな」とばかりに、期間工や派遣労働者を最大限に低賃金で徹底的に利用した挙句の果てに、ここへきて一気に不要労働力とばかりに解雇したのである。このような状況にもかかわらず、トヨタは技術者の採用や先端技術への設備投資はほとんど削減していない。また、技術系では相変わらず残業が行わ

れている。

IV 急激な労働市場環境の悪化と自動車労働者の状態

このような急激な労働者の雇用・生活不安の顕在化は、トヨタと他企業ではかなりの違いはあるが、直接的には自動車産業全体に浸透している「トヨタ生産方式」と人事管理・労使関係がもたらしたものといえる。10月以降、金融危機の日本への影響は一層深刻化し、雇用・生活不安は一気に高まった。自動車各社の従業員削減計画は図表3のごとくである。08年12月23日の日経新聞の調査では同じ12社合計で17000人規模となっている。それから1ヵ月も経たずに6000人ほど増えたことになる。また、厚労省の発表では、08年10月から09年3月までに職を失う非正社員は全国で124,802人に上る見込みだという。なかでも愛知県が20,113人と突出しており、愛知・岐阜・三重の三県で約3万人という多さである。

「派遣切り」「期間工の雇い止め」は東京日比谷公園の「年越し派遣村」で一躍有名になったが、愛知県では事情はより深刻である。日本一良好であった地域労働市場は、トヨタやグループ企業の派遣労働者や期間工の解雇により一気に悪化した。近隣から流れ込む人も含めて名古屋駅近くの中村区役所などに殺到している。市によると、「自立支援センター」などの各施設と民間の簡易宿泊所などの利用者は09年1月13日現在、約600人、昨年同期比の約2倍で、「これ以上は限界」として、新たに受け入れ先を探すのを止めている状態である。

トヨタの「期間工」が雇い止めでホームレスとなった事例もある。たとえば、次のようにある。「彼は、日研総業という派遣会社からトヨタに派遣されていましたが、2008年7月からトヨタ田原工場で期間工として働くことになりました。当然のように期間更新を期待していたのですが、更新がならず、雇い止めにあった3日後の11月初旬には寮を追われました。30万円の所持金があったので、サウナに泊まりながら仕事を探していましたが、今は、求人は20分の1くらいに減っていて、仕事が見つからず、支払うものを支払うとやがて手持ちのお金が尽きましたのです」。結局、名古屋市内の区役所へ行って自立支援センターの利用を

NEWS を読み解く

申し込むことになる。トヨタ系企業を「派遣切り」になり、ネットカフェに暮らし、年明けに上京し、東京の「年越し派遣村」を頼って上京した男性もいる。大企業による「非正規切り」で雇用も住居も奪われることへの批判が高まるなか、トヨタは、2月までに期間満了で雇い止めする期間従業員に対し、寮などを出る期限を3日以内から1カ月に延長した。

V 労働者・労働組合の対応

自動車産業の労働組合は解雇や賃下げなど、「働く仲間」の雇用・生活危機に遭遇してどう闘うかが問われている。現在のところ、大企業労働組合は非正規労働者の解雇を阻止するための運動をほとんどなしていないだけでなく、賃金闘争でも後退を続けている。自動車総連は「4千円以上の賃金改善要求を基本」としているが、三菱自労組はすでに09春闘でのベースアップを断念している。

トヨタ労組は、08年冬の管理職一時金（賞与）の1割カットに続き、組合員の年間一時金の要求額を基準内賃金の5カ月プラス20万円（組合員平均で200万円弱）とする方針を固めている。これは2008年の要求・回答と比べて約53万円の減額となる。また、春闘で期間従業員の賃上げ・雇用確

图表3 自動車12社の従業員削減計画

社名	削減対象・人数
トヨタ	期間従業員 6,000人
日産	派遣従業員 2,000人
ホンダ	期間従業員 4,310人
マツダ	派遣従業員 1,500人
スズキ	期間・派遣 960人
三菱自	期間・派遣 2,700人
富士重	期間・派遣 1,100人
ダイハツ	期間・派遣 500～600人
いすゞ	期間・派遣 1,400人
日野自	期間従業員 1,150人
三菱ふそう	期間・派遣 580人
日産ディーゼル	派遣 650人
合計	約2万2,950人

注) 毎日新聞、2009年1月17日による。

保も会社側に求めるとしているが、あまりにも反応が遅く鈍すぎ、本気でやる気があるのかどうか疑われても仕方がないだろう。

一部では非正規労働者の組織化が進み、トヨタ車体やフタバ産業などではJMIU愛知の支部が結成された。JMIUには短期間に300人以上の加入者がおり、それも主として日系ブラジル人などの外国人であることから喜び・驚き・困惑している。

トヨタ関連企業の光精工では08年12月、組合つぶしも狙ってすべての外国人労働者を対象に希望退職の募集を行った。09年4月には契約の更新はしないと宣言し、希望退職に応じれば40日分の基本賃金と帰国の旅費15万円を支給するというものであった。希望退職には320人中、非組合員を中心にして170人ほどが応じて退職した。組合員65名のうち約3分の1がこれに応じたが、拒否した組合員は団結して闘っている。1月末時点では、大量退職の結果、人手不足となり管理職も現場に応援に入ってフル稼働で働いているという。

トヨタでは現在、勤続2年以上の期間工2200人が準組合員になっているが、今後、彼らの雇用が守られるかどうかは分からぬ。少数派組合である全トヨタ労組の結成を追うように2007年4月から期間従業員の組織化に走ったトヨタ労組が、準組合員の雇用を守るために何をなしうるか、今回の事態はトヨタ労組の性格を判断する良い材料となるだろう。トヨタ労組の幹部が、期間工を大量に解雇した後でよかったと胸を撫で下ろしているという声も聞こえてくる。全期間工を組織化していたら、トヨタ労組はもっと深刻な問題に直面することになっていたんだろう。

VI おわりに

今回の経済危機で世界一企業・トヨタが本当に困っているかというと必ずしもそうではない。営業収益の赤字にショックを受けたことは確かであるが、この機をチャンスと捉えていることは間違いない。GMやクライスラーのように公的資金援助を受けたり、ヨーロッパ諸国の自動車会社のように金融支援を受けたりすることなく、13兆円という膨大な内部留保を抱え自前で立ち直るだけの余裕を充分に持っているトヨタが、この危機にただ怯えているとは思えない。このような時に、ト

ヨタが何時もやることは危機を煽り、従業員に徹底的に危機意識やトヨタウェイを植えつけることである。今回の場面に、その象徴的な意味を持つのが創業家・豊田一族である豊田章男氏が6月末に社長に就任するというニュースであろう。「豊田」の旗の下で、拡大偏重主義の元凶となった世界基本計画「グローバルマスター・プラン」を破棄し、「マーケット・ビジョン」という新計画を準備している。大量の「期間工」の解雇は残った本工の結束力を強める作用を果たすことにもなろう。

危機の中にあってもトヨタ生産方式やトヨタウェイは依然として健在である。また、トヨタの環境への対応もハイブリッド車など世界的にみても最先端を行っている。しかし、下請企業や非正規労働者に蓄積されていた技術や熟練の喪失は再び躍進する場合のネックとなる可能性はある。

トヨタ生産システム、トヨタ的人事管理・労使関係というのは、本来、トヨタが勝ち残るためのトヨタ的な「ムダ」のない生産のためには正規労働者や下請労働者・非正規労働者をどれだけ犠牲にしても、それをむしろ「人間性尊重、継続的改善」として「評価」するシステムである。それだ

けに今回のような世界的な危機の場合には、期間工や下請企業やその労働者には残酷な運命が待っている。とりわけ悲惨なのは日系ブラジル人などの派遣労働者やベトナム人や中国人の研修生・実習生である。解雇されたり、また長時間低賃金で人権無視の労働を強いられたりしている。その結果、子どもの就学が困難となり退学したり、豊田市などへ就学援助を申請する外国人家族が急増している。

このような危機のなかで注目されるのは労使関係の動向である。労働市場の現状は、非正規労働者はいくらでも組織できる状態にあるが、それを受け止めることのできない日本の大企業労働組合の非力さが顕著になっている。トヨタ労組をはじめとする大企業労働組合がどこまで労働者全体の立場に立って非正規労働者を組織し、経営側に要求を突きつけていくことができるのか、また、JMIUや全トヨタ労働組合などの横断的な少数派労働組合がどこまで成長していくのか注目される点である。

(さるた まさき 中京大学)

平成21年度国際税制改正

OHATA Satoshi
大畑 智史

I 序 文

アメリカ合衆国におけるサブプライム問題に端を発する金融危機、原油等の価格高騰、等によって、2008年度の日本経済の景気は減速傾向にある。こうした傾向は日本だけでなく、EU等の先進諸国、中国等の新興国においてもみられるものである。より詳細には、日本では、10月に株価が激的に下落し、また円高が進み、「派遣切り」等による失業者数の増大、自動車産業等の産業で進む減産、倒産社数の増大、等が見られるようになった。日本では2008年度はマイナス成長になる可能性が高まっている。地域によってその程度の差はあるが、こうした経済衰退の傾向は、他の先進諸国や、中国等の新興国においても見られることはよく知ら

れている。日本経済には外需依存の傾向があり、世界的な景気減速は日本経済に対し、先に述べたような形で大きな悪影響を与えていている。

以上のような状況は、日本の国家財政や地方財政にも悪影響を与える。2008年度の税収は、当初の見積額を大幅に下回り、47兆円前後に留まるのではなかろうか、との見方が強まっている。また、国債は最終的に30兆円を上回り33兆円規模になると考えられている。日本においては、高齢化進展等による社会保障費の増大、といった状況が続いている、歳出抑制は困難である。今回の景気後退は、1990年代のバブル崩壊によって生じた国債発行残高の急増という危機的状況を更に悪化させることになる。地方財政に目を向けても同様の傾向が見られる。

そこで検討しなければならないことの一つに、ここで述べたような日本の財政状況や、格差拡大

等の社会状況を踏まえた上での経済活性化のための税制がある。本考察では、これについてなされた日本の政府税制調査会の提言をまとめ、これについて検討を加えることにする。政府税制調査会は内閣府に設置されており、主として中長期的視点からの租税論議がなされている。当該審議会が提出する各種租税対策に関する論議は、的確な租税政策を施行するためには欠かせない。なお、当審議会は、自民党が設置する自由民主党税制調査会とは別の組織である。

II 日本経済と世界経済の現状と予測¹⁾

本考察をより現実的にするために、政府税調の見解の検討に入る前に、2008年度の日本経済の状況をより具体的に把握しておく。2008年12月に出された内閣府の経済財政報告書（「日本経済2008-2009：急速に厳しさが増す景気後退」）序章では、主として次の点が指摘されている。

日本経済全般の動向

- ・日本経済は2007年の年末頃までに景気後退局面に入った可能性が高い。
- ・2008年秋以降、企業部門は異例の速さで悪化しつつある。
- ・景気後退のテンポが速まり、長期化することにより、デフレに逆戻りする懸念もある。

企業部門

- ・設備の稼働率の更なる低下が予想される中で、企業の設備投資意欲の一層の弱まりが懸念される。
- ・株価が下落し、不良債権処分損も膨らむ中で、金融機関が「自己資本比率の維持が制約となって貸出を増やせない」といった状況に陥らないようになることが課題となる。

家計部門

- ・個人消費も住宅投資もおおむね横ばい圏内でとどまってきたが、雇用情勢が悪化し、大きく落ち込む可能性がある。
- ・雇用情勢については、非正規雇用を中心に急速に悪化し、雇用者数が減少に転じることが懸念される。
- ・景気の先行きについては、個人消費や住宅投資

の動向が重要である。

以上のような経済状況についてのデータも公表されている。以下の第1図では、実質GDP成長率とその寄与度について示されている。また、第2図では、雇用環境の悪化について示されている。この両図をみても、日本経済の悪化は明瞭である。（両図は、「日本経済2008-2009：急速に厳しさが増す景気後退」より抜粋、第1図：p.170、第2図：p.134。）

一国の経済を成立させる上で外需が重要な要素になっている、等の理由から日本経済を回復させるには、国際経済の動向も把握しておく必要がある。内閣府の経済財政報告書（「世界経済の潮流 2008年Ⅱ：世界金融危機と今後の世界経済」）の中では、新興国の高成長率が日米欧の経済成長率鈍化を補って直近の世界経済の成長率を維持あるいは拡大することは困難である、世界同時不況からの回復時には、消費、特にアメリカの消費が世界全体の回復をけん引したが、今回はアメリカの消費の早期回復は期待できず、世界の景気をけん引するエンジンに乏しい状況が続く可能性が高い、等のことが指摘されている。字数の制約上詳細に解説できないが、今後の経済成長率等に関する図表を載せておいた。

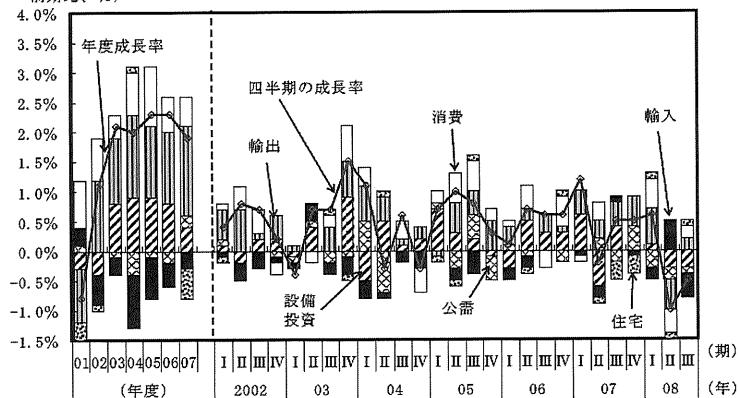
第3図では、2008年度9月以降の経済不況の原因の一つとなったアメリカにおける金融危機の波及メカニズムについて説明されている。第1表では、2008・2009年の国際機関による経済予測について示されている。（両図は、「世界経済の潮流 2008年Ⅱ：世界金融危機と今後の世界経済」より抜粋）

III 政府税制調査会の方針

2008年11月28日に、政府税制調査会の「平成21年度の税制改正に関する答申」が提示された。この答申において、これまで述べたような今回の経済危機下における税制改正の基本の方針が示されている。この答申でも、世界経済の景気悪化に伴う、日本経済の景気失速に関する懸念が示されており、このような状況を踏まえ、下記のような方針を説いた。

このような状況のもとで政府は、「当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には、改革に

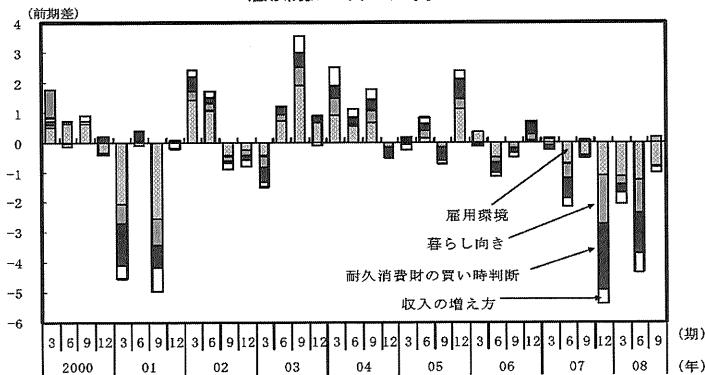
[第1図] 実質GDP成長率とその寄与度

(前年度比、
前期比、%) 2008年4-6月期、7-9月期ともに前期比でマイナス成長

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

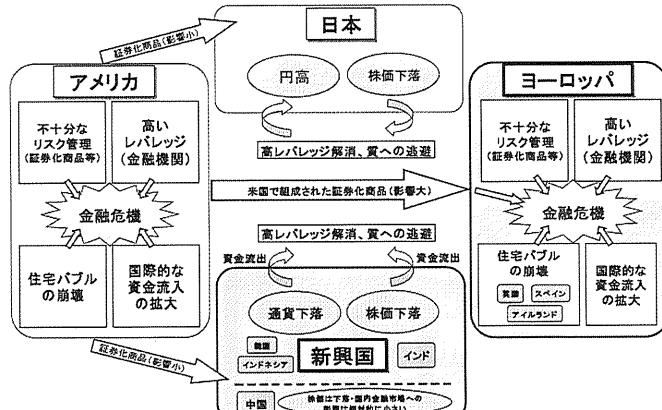
[第2図] 消費者態度指数を構成する要素

(雇用環境がマイナスに寄与)



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」による。
2. 一般世帯、季節調整値。
3. 図中の各意識指標は個別に季節調整を行っているため、各意識指標の寄与率の合計は全体の消費者態度指数（季節調整値）とは一致しない。

[第3図] 金融危機の波及メカニズム



(備考) 1. 第一次的な影響のみを示す。
2. 実体経済を通じた影響は除く。

NEWS を読み解く

[第1表] 実質経済成長率

国際機関名	(前年比、%)			
	2006年 (実績)	2007年 (実績)	2008年 (実績) 見込み	2009年見通し (08年1月) (前回) (今回)
IMF (市場レートベース)	3.9	3.7	2.6	(2.6) ↘ 1.1
IMF (購買力平価ベース)	5.1	5.0	3.7	(3.8) ↘ 2.2
欧州委員会	5.0	5.0	3.7	(3.6) ↗ 2.3

国/地域名	(前年比、%)			
	2006年 (実績)	2007年 (実績)	2008年 (実績) 見込み	2009年見通し (08年1月) (前回) (今回)
アメリカ	2.8	2.0	1.4	(0.8) ↘ ▲ 0.7
韓国(+)	5.1	5.0	4.2	(4.9) ↘ 2.9
アゼルバイジャン(+)	11.4	11.9	9.7	(9.3) ↘ 8.2
ASEAN5(+)	5.7	6.3	5.4	(6.0) ↘ 4.2
ヨーロッパ4(+)	2.6	2.4	0.9	(1.2) ↘ ▲ 0.6
日本(+)	2.9	2.6	1.1	(1.4) ↘ ▲ 0.3
(参考) 日本	2.4	2.1	0.5	(1.4) ↘ ▲ 0.2

(出所) 1. 国際機関は、IMF (08年1月6日)、OECD (08年1月24日)、欧州委員会 (08年1月3日)。
 2. ASEAN5は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム。
 3. 税別国の実績、又遅延した国も税別。(3税別)の場合は平均値による。
 ただし、「韓国」はOECD・財政当局会議、「中国」はIMF・欧州委員会、「ASEAN5」はIMFの算出した実績、「ヨーロッパ4」は4か国(のうちGDP(07年実績)でウェイト付けしたもの)(各指標のそれぞれの値を平均化)。

よる経済成長」との経済財政運営の方針を踏まえ、本年10月に「生活対策」をとりまとめるなど、積極的な景気対策を打ち出し、住宅ローン減税や中小企業対策税制をはじめとする各種税制上の措置を実施することとした。

さらに「生活対策」では、経済成長と財政健全化の両立を図る観点から、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度の構築等に必要となる安定的な財源を確保するため、「中期プログラム」を、年末までに策定することとし

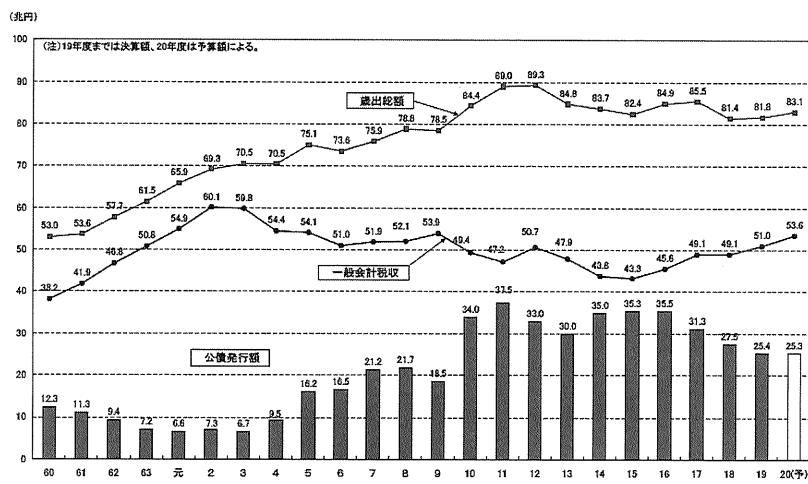
ている。(「平成21年度の税制改正に関する答申」、pp.1-2。)

より具体的には、政府税調では、日本社会における格差問題や雇用問題等の現状を踏まえた上で、下記の点について詳細な議論が進むことになる。高齢社会の進展、所得等の格差問題の深刻化、景気低迷、税収等の地域的な偏在性、地球規模での環境問題の深刻化、等の状況からすると、これらの点を追究することは重要である。本稿では、字数の制約上、現在の日本税制についてはこれらの点が重要である、としておく。

- ①社会保障の機能強化・効率化と国・地方を通じた安定財源の確保とそのあり方
 - ②格差問題等を踏まえた税体系における所得再分配のあり方の見直し
 - ③経済・社会・地域の活力に資する税体系のあり方の見直し
 - ④偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ⑤環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方
- (「平成21年度の税制改正に関する答申」、p.4。)

このような方針に基づき、相続税、国際課税、固定資産税についての平成21年度税制改正について言及されている。この詳細は「平成21年度の税制改正に関する答申」に書かれているが、字数の

[第4図] (平成20年度まで) 一般会計税収、歳出総額、公債発行額の推移



出典：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/003.htm>

[第2表] 2009年度予算概略

	金額	備考
一般会計総額	88兆円台	社会保障費増大、年金改革等により、過去最大規模。
一般歳出	51兆円	
税収見込み額	46～47兆円	法人税収下落等のため、見込みより7兆円程度下落。
新規国債発行額	33兆円台	
プライマリーバランス	13兆円程度の赤字	2011年度の黒字化達成は困難。

制約上、今後の日本経済回復にとって重要であると考えられている国際課税に焦点を当てて論じることにする。

ここで、少し、日本の財政状況に関して言及していく。これまでの歳入、歳出の状況については、[第4図]に示されている。

2009年度予算についてであるが、これは、財務省の「平成21年度一般会計歳入歳出概算」(<http://www.mof.go.jp/genan21/yosan003.pdf>)で示されている。ここで示されている金額を示すと、上の表のようになる。2008年12月18日にこれに関する報道があった。これに関する毎日新聞の報道によると、財務省は基礎年金の国庫負担引き上げや緊急予備費など「経済対策」の財源には、財政投融資特別会計の積立金（埋蔵金）を約5兆円取り崩して充てる方針を掲げている、とされている。

観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが適当である。本制度を導入することにより、国内に還流する利益が、設備投資、研究開発、雇用等幅広く多様な分野で我が国経済の活力向上のために用いられることが期待される。

また、租税回避的な行為を抑制する措置を講じていく観点から、企業活動の実態等を注視しつつ、外国子会社合算税制や移転価格税制等の見直しを不斷に検討する必要がある。

租税条約は、二重課税の調整、租税回避への対応、投資交流の促進といった国際課税の役割を国内法制と共に果たす重要な経済インフラであり、引き続きそのネットワークの拡充に努める必要がある。（「平成21年度の税制改正に関する答申」、p.7。）

IV 国際課税改正

1 平成21年度国際税制改正の概要

「平成21年度の税制改正に関する答申」（税制調査会、平成20年11月）当該答申の中では、次のように述べられる。

進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化のもとで、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要がある。我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけ戻すことができる事が重要である。外国税額控除制度については、こうした企業の配当政策の決定に対する中立性の

ここでは、字数の制約上、今回の改正で重要な観点の一つである、日本企業の海外利益の国内還流について考察することにする。²⁾ 日本における、現在の税収減少、国債の累積、投資の減少、消費の低迷、雇用悪化、等の先に示したような現状や、今後、日本経済を活性化させるには拡大を続けている海外の市場を活用しこからの利益を社会保障費等に回す工夫が必要であること、等を考慮すると、この引用文で述べられている日本企業の海外利益の国内還流政策は、現在あるいは将来の日本経済の改善上、極めて重要であると考えられる。この政策の一環として、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが考えられている。租税全般について言えることであるが、当然、税制は、政治、経済等、社会の多様な側面に影響を与えるものである。そこで、もちろん、その目的を達成できるような、的確なその施行の

NEWS を読み解く

ため、今回の改正についても、その問題点や効果等を詳細に分析する必要がある。³⁾

当該税制についての今回の改正に関しては、その還流の程度、産業の空洞化、投資活性化の程度、等の点について議論がなされていることは、注2でとりあげた文献を参照しても分かる。これらを論じる前に、まず、国際租税小委員会の見解（「我が国企業の海外利益の資金環流について：海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて」（国際租税小委員会、平成20年8月））を交えながら、これらの問題点をより詳細にまとめておく。まず、その還流の程度については、国内資金需要、為替等によって左右されるため、還流された利益の額を推測することは極めて困難だ、と考えられている。産業の空洞化は、海外子会社の利益が日本で非課税であれば海外流出が促進されるのではないかとの見解に基づいているが、今回の税制改正は、海外市场の将来性や安い労働力といった海外事業展開の直接的動機にはならないため、今回の改正が日本の産業空洞化を促進することにはならない、と考えられている。投資活性化の程度は、この用途は企業の経営判断によって決定されるため事前にその程度の予測は困難であるが、アンケートによると、それによる資金は、主として、設備投資、研究開発等に使用されることが予想される、とされている。少し付言しておくが、言うまでもなく、この改正については、税制が簡素化されるという利点が指摘されている。字数の制約上、ここでは、他の論点を挙げず、以上の内容をより深く検討することにする。

2 今回の国際税制改正とIT化

近年、世界的規模でIT化が多様な側面で進展していることは周知のことである。例えば、電子商取引、電子政府、機械類の電子化、等が進展している。こうした状況のため、国内外の課税体制は大きく変動している。無形有形の電子商取引への課税、申告納税の電子化、等の課税上の要因が、国内外の課税体制構築時に考慮されることが多くなっている。このような状況を考えるのであれば、今回の国際税制改正を論じる際に、以上のようなIT化が詳細に考慮されていないことは大きな問題の一つであると考えられる。そうしたIT化がこの課税体制の性質にどのような影響を与える、これが、日本経済、あるいは日本の財政にどのような影響

を与えるのか、という点は考察されなければならない。以下、より具体的にこの問題を掘り下げてみる。ただし、字数の制約上、株価や為替等の金融面への影響は詳細に言及できない点を付言しておく。

徴税側のIT化の進展で、今回の税制改正の効果が促進されることはあるまでもないことがある。しかし、その他のIT化の効果は簡単には分からぬ。電子商取引の活性化で経済取引に必要な費用が低下することは、利益の国内還流の程度を引き下げる要因の一つになるが、電子商取引や製作工程のIT化の進展でIT投資が増えることは、その逆の要因の一つになる。もちろん、この後者は、先に言及した投資活性化についての言及でもある。産業の空洞化について言えば、海外の課税等の体制次第で一定程度の空洞化現象が生じると考えられる。これについては、電子商取引のIT化には取引費用低下作用があり、このことには産業空洞化の速度を抑える効果があるので、産業空洞化防止のため、この方面的IT化を促進すべきである。次に、還流した利益が設備投資等の投資に向かうか、という点であるが、各企業の経営方針等によるところが大きく、この点の判別は極めて困難である。つまり、別の費用の充填に支出される、暫くその利益が使用されない、等の可能性がある。IT面の技術革新に関し、この導入が低費用であれば、それはその利益を設備投資等の各種投資に向ける影響力を持つ。この側面から言えば、今回の改正を充実させるため、研究開発促進税制や情報基盤強化税制（IT促進税制）等の投資拡大に繋がる税制をより充実させるべきであると考える。この方面的投資拡大策が今後の経済成長にとって極めて重要な点であることは、2008年第2第3四半期において設備投資の経済成長に対する寄与度が負であることを示している〔第1図〕からも分かる。この点の改善は、これが雇用改善や消費の拡大等によって経済成長に繋がれば、今後の日本の経済成長にとってより効果的なものになるが、この政策も併せて考えねばならないことは〔第1図〕や〔第2図〕等から明瞭である。

IT化を考慮した場合について、ここで取り上げた国際税制改正は、Ⅲ章で取り上げた政府税調が考える税制改正に関する重点項目とどの程度整合的であるか。この考察で、当該改正の日本財政への影響を考察することにする。まず、先述のIT面

の技術革新やその税制改正による経済効果は、経済・社会の活力の向上に繋がるものである。また、その技術革新が環境保護側面に向けば、このことが、低炭素化の促進に繋がり、この革新が先に述べた経済成長に繋がれば日本の財政状況の改善に繋がる。更に、その技術革新が医療等の面にも向ければ、一定程度、社会保障の機能強化や効率化が達成され得ると考えられ、これによる経済効果は社会保障の財源増大に繋がるが、これがその安定的財源になるかどうかは明瞭ではない。その他、その改正は直接的には地方税体系の改正とは異なり、また、その改正は、非正規雇用拡大等が原因となって必要とされる所得再分配に資するものであるか、という点については明瞭ではない。これまで問題にしてきた益金不算入体制の施行が、地方税体系とどのように関わるのか、また、その所得再分配に対してどのような効果があるのか、という点の精査は、その体制の性質を見極める上で、あるいは、その体制を改正していく上で、必ずしなされなければならないものであると考える。もち

ろん、IT化を考慮した場合についての考察も必要であると考える。租税の政策的目標を達成するには、一つの税制が、他の税制の効果をどのように搅乱するのか、という点が精査されねばならないことは言うまでもない。

注

- 1) 日本経済、世界経済については、共に、字数の制約上、然程詳細に解説できないが、本章で紹介する文献に詳細な解説が載せられている。
- 2) 今回の国際税制改正については、「平成21年度の税制改正に関する答申」(税制調査会、平成20年11月)だけでなく、「我が国企業の海外利益の資金還流について：海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて」(国際租税小委員会、平成20年8月)等においても述べられている。
- 3) 2009年1月23日に提出された平成21年度税制改正についての閣議決定内容は、「平成21年度税制改正の要綱」に示されている。

(おおはた さとし 所員 京都大学研修員)

数値化される教育 —新学力テスト問題の現状と対抗—

KITAGAWA Kenji
北川 健次

I はじめに

大阪の橋下知事が、全国学力テストの市町村別結果公表をすると発言した。それを拒む教育委員会に対し、「くそ教育委員会」と罵言を浴びせた。さらにその「テスト結果の開示・非開示によって予算をつけるかどうかを決める」とも発言している。結局、橋下知事にしても、テスト結果だけに目が行ってしまったということである。

昨年4月に2回目の学力テストが実施されたわけだが、小学校教師Kさんに、教育現場の状況を聞いてみよう。そこからから学力テストの問題点を考えていきたいと思う。

II Kさんの報告 …学力テスト初年度の状況

私は、一昨年度6年生を担任し、奇しくも第1回目の新学力テストの実施者となってしまった。悔しさを胸に抱きながら、テスト当日の夜、とあるメーリングリストに次のような投稿をした。

「今日は、全国学力テストでした。半日、テスト責めの日で、6年生の子どもにとっては苦痛の時間だったと思います。PISAのテストを意識した問題があり、今までの詰め込み教育では、なかなか解きにくい問題だったように思います。

『こんな無駄な時間』と相方の担任もぶんぶん。記述問題が多く、解答用紙を見ると空白の部分の多いこと…。算数、国語がA、Bの2種類。基礎的な設問のAと生活応用的な設問のB。質問紙の

NEWS を読み解く

方もかなり多く99問。子どものプライバシーに関わりそうな設問もありました。子ども達の生活と学力の相関関係が集計され…。「朝ご飯をちゃんと食べている子どもは学力が高い」なんて結果が出て報道されたらどうなるのかな…？？？？。

それと、テストの結果が全部ペネッセに行くと思うと、文部科学省の無責任さに腹が立ちます。64億円あれば、もっと有効なことができるはず。

テスト用紙を前日に運送会社が配達し、校長が直接受け取ります。そのまま金庫にしまい、当日を迎えます。1時間ごとに問題と解答を持って行き、終われば校長室で確認。テストが終われば金庫に保管し、翌日、あらかじめ用意されている段ボール箱に梱包し、ふたを止められる分だけ用意されているガムテープでふたをとめて、時間通りに運送会社が来たら、校長が直接渡すという手はずになっています。

このことが一本のビデオにマニュアルとして録画されました。職員みんなで確認のため、視聴させられました。なんか幼稚な内容のビデオだなあとも思いましたし、校長先生が見ておけばいいだけじゃんと思いつつ見てしまいました。こんな事にお金が使われているのか…。

テストに子どもが氏名を記入するのは阻止できました。これはほんのちょっとの成果かも。でも、子ども達の家にペネッセから何か受験や塾の案内が送られてくるに違いありません。こんな取り組みは長続きしないでしょう。いや、させてはなりません。

職場に組合からファックスが入っていました。組合の県本部が学力テストへの抗議声明を出して記者会見をしたら、各新聞社が取材に来たそうです。これはいいことだけど、ちゃんと報道するのかな。」

さらに、子どもが日記にこのテストのことを書いてきた。

「今日、全国きょう通テスト（調査）が一日ありました。Aの国語とAのさんすうはわかったけど、Bの国とBの算はいみふめいでした。算すうは全くわかりませんでした。でも、最後までやったのでヨカッタです。」（あさみ）

と書いてあった。案の定、Bのテストに四苦八苦したようだ。「いみふめい」と書いているように、この子にとってもBテストの問題は難しかつ

たようだ。とにかく普段の授業でもテストでも触れない内容だから。広告のコピーを問う問題などはもっての外だっただろう。「最後までやった」この子は、とりあえず答えを埋めたのだろう。

「今日、全国一斉学力検査がありました。私は、全然わからんかったらどうしようと思っていた。そう思いながら国語Aが始まりました。いつもとはちがった感じの問題なのでちょっととまどったけど思っていたよりはかん單だったのでよかったです。一番むずかしかったのは、算数Bでした。なんとか全部やりきました。でもテストでこんなきん張したのは初めてだったので、これも苦いいい体験だったのじゃないかなと思います。日本の子の頭、あまり悪くないといいなと思いました。」（みほ）

やはり、いつもと違う感じを受け、「テストでこんなにきん張したのは初めてだった」と感じているが、「苦いいい体験」だと考えている。「苦い」は、マイナスイメージだが、「いい体験」という言葉で前向きにとらえようとしている。最後に「日本の子の頭、あんまり悪くないといいなと思いました」とあるように、これで学力が測定され、国際的に比較されるんだと心配しているのかも知れない。PISAのテストで国際比較されたりしたわけだから、テスト結果が悪ければ、日本の子どもの頭が悪いと決めつけられるのか。子どもの意識においても学力競争は、国内だけでなく国際的なものへと広がった。まさにグローバリズムの時代を象徴している。さらに何かしらの取り組みがなされるのではないかと思っているのだ。

9月になって、テスト結果がそれぞれの子どもたちに返される前に、組合の分会長会で話題になった。子どもたちがそれを受け取ってどう思うのだろうかと。国の責任でテストを実施し、しかも今までやったことのないような傾向の問題を解かせ、出来ていないと学力がついていないと批判する。平均点より下だと上だとで評価される。担任の責任で子どもに渡すのか。対応が難しいと思った。

そこで、テスト結果返却について校長に質問した。「特に結果の悪い子にとっては、国自体から『お前はできないぞ』と言われていることになる。誰の責任でこれを渡すのか」と。回答は、「校長の責任で渡して下さい」だった。それでも、手渡すのは結局担任の仕事だ。

竜一が食い入るように個票を見ていた。ほとんどが不正解だ。彼自身も解答出来ていない所が多くたことを自覚しているわけだが、その上に、個票で点数の低さをたたきつけられたのだから、たまたまではない。彼にとって、全国の度数分布は必要だったのだろうか。国がこの子に「お前はバカだ」とレッテルを貼っているように思えてならなかつた。それに手を貸した自分が悔しくてならなかつた。

III Kさんの報告… 学力テスト2年目の声

昨年4月、2回目の学力テストが実施された。しかし、今度は該当学年ではない。テスト実施日は前と同じようにチャイムの設定も万全だった。なるほど該当しない学年だとテストのことなど関係ないし、チャイム設定が特別でなければ、テストが行われていることすら感じなかつた。

もう少し資料が欲しいと思い、6年担任に頼んで当日の日記などはないかと尋ねたが、誰も書かせてはいなかつた。そこで、あるクラスで簡単なアンケートを取つてもらった。10月の時点なので十分なものではないが、子どもの思いを知る一つの資料となると思う。

一つ目の「テストを受けたときどんな感想を持ちましたか」の設問では、やっぱり子どもの感想としては、「難しかつた」が多いようである。また、普段のテストと比べて傾向の違う問題もあって戸惑う子どもも多かったのだと思う。そして、解答用紙が別になっていることに違和感を持つたり、受検番号が指定され整然と並ばれたり、時間で厳密に区切られ「大学のしけんみたいだつた」というように、「きんぱくした」空気を感じた子どももいたりして、この日は全国的に非日常的な雰囲気の学校になつた。「何でこんな時にやるん?」という意見もあった。また、「いやなほどのりょうだつた」とか「ことばのいみがあまりわからなかつた」、「今までやつしたことのないような問題がたくさんあつた」という意見にも納得せざるを得ない。

二つ目は「学力テストの結果を返してもらって、どう思いましたか」と問うてみた。この項目の回答を見て、結果の見方がわかりにくいう意見

の多さに驚いた。日ごろ、何点採ったかという見方にならされているせいか、各設問の正否だけでは分かりにくいくらいだと思われる。どうせならばつきり100点中何点なのかと言ってほしいと思っているようだ。

そして何より、子どもは健気だなと思わされた。ある子は、「私達子どもの学力が自分自身思っている学力と比べて低いということ」に気付き、「もっと勉強しようと思った」のである。学力が低いと突き付けられても、自分で努力しようと言うのである。さらには、自分の出来ていなかつたところに対しての「アドバイスが欲しい」と書いている子どもが多いのだ。考えてみればもっともなことである。鳴り物入りで始められたこのテスト。受ける側からすれば、もっと良くなるにはどうすればいいかというアドバイスは当然の要求かも知れない。結果だけを報告しそれで終わり。これでは、テストをしたメリットがないと思われても当然だ。

最後に「学力テストのこと、お家人の人と話しましたことはありますか。ある場合、どんなことを話しましたか」と設問した。この結果にも驚かされた。24人中14人が、テストのことで話し合っていないというのである。ある子は、「ないです。というか、いたら怒られましたよぜつた。言ってない」とまで書いていた。さらに子どもと同じく、保護者も結果が見にくくとも言うのである。「家の人に見せました。けど家の人は、『結果がみにくいし、わからない』と言っていました」と書いて「私的にはやりたくない！」と念を押していた。

報道では都道府県別の平均正答率が出され、関係者があれこれと意見を述べた。しかし、もちろん全国の中のただ一校の一クラスのアンケートだけで決めつけるのは危険なことだが、子どもたちや各家庭ではそれほど大きな問題にはなつておらず、まわりが大袈裟に騒いでいるのではないかと思わされた。

IV Kさんの報告を聞いて… テスト結果だけが問題になる

報告を聞いて、学力テストの実態が少し見えてきた。子どもも保護者も、今のところそれほど学力テストに期待していないようでもある。しかし、

NEWS を読み解く

行政レベルでは違うようだ。

12月24日の報道では、文科省は、来年度の実施要領で「都道府県教育委員会が市町村名や学校名を明らかにしたり、市町村教委が学校名を明らかにしたりして結果を公表することを禁じた」とあった。データを求められても、公表される可能性のある場合は、提供しないよう文科省は各教委に求めたとのことである。これに対して橋下知事は、「僕は一切縛られない」と述べた。

12月18日には、鳥取県が、09年度以降、市町村別及び学校別の結果の公表を、条件付きで公表するという条例が成立している。さらに、12月25日に秋田県の知事が、全国初となる市町村別と学校別のテスト結果公表を行った。

このような動きが全国的に広がれば、テストの点数だけが教育の評価になってしまい、教育の本質が蔑ろにされてしまいかねない。「人格の完成」を目指すならば、テストの点数だけが上がればよいというものではない。

Kさんの報告を聞きながら、この学力テストに対する次のように思う。

- 1) テストの内容は、本当に今測定すべき子どもの学力を反映しているのだろうか。
- 2) 質問紙の内容は、どのように利用されるのだろうか。
- 3) 子どもの学力調査ならば、悉皆調査が本当に必要なのか。
- 4) テスト採点が外注化され、膨大なデータが企業に流れること自体に危険はないのか。
- 5) 知事など政治の権力が予算を盾にして教育に入介してもよいのか。

1) テスト問題についてここで詳しく吟味することはできないが、例えば、広告のチラシのコピーの書き方を聞く問題があったが、国語の学力として今測るべきものなのだろうか。PISAショックから、PISAの問題を参考にしたテストが作成されているのだが、そのもとのPISAテスト自体の吟味がなされたのだろうか。OECDの目指すところの能力を聞くテストなのだが、それが人間教育、人格形成を考えるうえで妥当なものなのか。フィンランドが世界一だと言うのならば、何故そうなったのかが考察されているのだろうか。テスト問題をPISA型にし、さらに学習指導要領をそれに合致したものに改訂すれば、PISA型学力は向上する

だろう。しかし、それが日本の現代の子どもたちの様々な課題に切り込むものなのかと思うのである。

2) 質問紙の内容は、例えば第1問目の「朝食を毎日食べている」であるが、これと学力テストの点数とがリンクした場合どうなるか。「毎日朝食を食べていない子どもは学力が低い」というような結果を生む可能性がある。そこから「早寝早起き朝ごはん」というようなキャッチフレーズさえ生まれる。しかし、貧困と格差が広がり、身を削る思いで働く父母の生活を無視しては、子どもの生活改善につながらない。親の年収と教育格差ははっきりしてきている中で、朝食がちゃんと食べられるということと学力がつながるとすれば、まず改善しなければならないのは、生活の格差是正である。教育を家庭の責任に追いやる政策では改善しないのは当然である。

3) 子どもの学力の到達度や状況をみるのなら、悉皆調査ではなく、これまでのように抽出調査で十分だというのは、統計学的にも明らかだろう。悉皆調査にこだわるのは、上意下達の教育体制づくりにとってそれが不可欠だからであろう。文科省が授業時間確保と言うが、このために約4時間の授業時間を割いてテストに充てなければならない。学校行事の日程を変更したところもある。学年始めという時期に実施するということにも疑問がある。そこまでしてでも実施するということは、教育に対する統制機能を発揮したいという考えが明らかではないか。60億という巨費を投じるのなら、喫緊の課題である貧困家庭や派遣労働者の生活・就労問題にこそ充てるべきではないか。筆者も教員だが、このテストが実施されなくとも、教育レベルが下がるとは到底思えない。逆に実施することによる弊害の方が大きいと思う。

4) そして恐ろしいのが、小学校のデータが「ベネッセ・コーポレーション」へ、中学校のデータが「NTTデータ」へ送られるということだ。もちろん質問紙の内容もある。中には「学習塾へ通っているか」を聞く質問もあるわけだから、これらの企業にとっては、利用しない手はない。個人情報保護の観点からも、本当に大丈夫なのかと疑問を持たざるを得ない。文科省自身が抱えきれず、危険を冒してでも外注せざるを得ないテストを何故実施するのかと問いたい。

5) 教育現場が学力テスト体制に組み込まれていこ

うとしている。今後、正答率向上のための取り組みが上からの指示で行われる可能性が大きい。橋下知事は、結果開示を予算配分で脅し、携帯ゲーム機を使った学力向上策を提案している。その根本は、おひざ元の大坂の平均点が悪いことに腹を立てているところからきているのではないか。それを学校や教師、教育行政の責任にしている。学力テストの点数が上がればそれで教育がよくなつたと言えるのかどうか。子どもや父母の生活状況はどうなのか。安心して教育を受けられる、安心して教育ができる、そういう体制作りこそが求められる。改悪された教育基本法でさえ、「教育への不当な介入」を認めていない。橋下知事の発言は、「介入」以外のなにものでもないと思う。

文科省はテスト結果の市町村別・学校別の開示を禁じているわけだが、橋下知事の発言ややり方はなりふり構わず、かなり強権的なものであると言えよう。人間の値打ちは数値だけでは測れないものがあるんだと、当たり前のように子どもに語っている大人が、その反面で、良い点数をとれと子どもを学力競争の中へ追いやっている。この矛盾に気づきながらも、貧困、不況の中にある我が国の社会は、ヒステリックになり攻撃の材料を求めている。その格好の標的が教育だということになる。新自由主義の波は、戦後の平和憲法体制の根幹を支えた戦後教育を崩し、かつての憲法—教育基本法体制を転換させようとしてきた。その一環としての教育基本法の「改正」であったし学力テストの実施であった。わかりやすい平均正答率という数字が、子どもや現場の声も聞かず教育を改変する指標になろうとしている。点数だけで測られれば、低い結果を出したところは、鉄道やバスの路線と同じで廃止される運命にあるということになる。まさに新自由主義の考え方そのものである。

V 未来を切り開く力は 存在する

しかし、そう簡単にことは運ばないのが現実だ。

テスト結果に関して、「くそ教育委員会」と発言した橋下知事に対し、公表に反対した吹田市長は、「知事は、全国学テの結果を良くすることを目的とし、そのための組織づくりや政策を遂行しようとしている。それに対して私たちは、教育の総体を高めることによって、結果として学力が高まっていく」という発想だと反旗を翻した。さらに同市の教育長は、「他の市町村と平均正答率を比べても意味はなく、公表すればそこにはばかり目が行き、本来の教育のあり方が歪められる危険性があ」り、公表しないことは「『逃げている』のではなく、われわれは逆に攻めているのだ」ときっぱり反論している（『橋本知事の教育介入が招く負のスパイラル』星徹、『世界』2008年12月号、pp.168-169）。犬山市がテスト不参加を表明したことでも大きいが、テストに参加した自治体がこういう反応を示すことの意義は大きい。

秋田県でのテスト結果開示に対して、国でさえ結果の公開に対して「法的規制」が必要との発言をせざるを得ない状況にある。情報がどんどん公開されると、テストそのものへの参加を躊躇するところも出てくる可能性があるからである。実際、秋田県では、知事の一方的なテスト結果公開に抗して、テストを受けないと表明する自治体も出てきている。

みほさんが日記に書いて不安を持ったように、点数で比較される時代になりつつある。子どもや学校、教育、そして教師が「数字」でのみ測られ評価される社会が、この国の未来に明るい展望を与えるのだろうか。この政策に手を貸さざるを得ないわれわれ教師は、日々の実践の中に、対抗軸を見つけなければならない。もちろん、そのための民主的教育実践の蓄積がわれわれの手元に豊富にあり、直接子どもや父母、地域と接するのは、一人ひとりの教師であることを忘れてはならないと思う。

（きたがわ けんじ 所員 小学校教諭）

変化の中の労働研究の 課題と方向

「基礎経済科学研究所創立40周年記念研究大会」の共通セッションⅠ「変化の中の労働研究」の3報告を通して学んだことを踏まえて、グローバル時代の労働研究の課題と方向を整理した。



KASHIHARA Masazumi

桙原 正澄

I はじめに

本稿では、2008年12月6日（土）に開催された、「基礎経済科学研究所創立40周年記念研究大会」の共通セッションⅠ「変化の中の労働研究」での3報告（第1報告は、伍賀一道「非正規雇用の拡大と現代の貧困」、第2報告は、五十嵐仁「新自由主義と労働政策—労働再規制に向けての動きを中心に—」、第3報告は、和田幸子「グローバリゼーションにおける雇用労働問題」である）への筆者のコメントを踏まえて、労働研究の課題について考察を加えることにしたい。

まず、現代の労働環境の特徴について考えてみたい。

基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』（昭和堂、2008年）では、「資本主義の世界的発展とグローバリゼーション」の項において、グローバリゼーションの進展に伴って、世界的な低価格競争が激化し、現地労働者の低賃金の影響を受けて、本国の不熟練労働者の雇用が不安定化し、賃金が切り下げられる傾向がある¹⁾と、指摘している。

そして、グローバリゼーションの進展によって、「途上国の長時間労働に引っ張られて、先進国でも労働時間の延長圧力が強まっています」²⁾と、述べられている。

また、新自由主義によって、規制緩和と公共部

門の民営化・市場化（＝解体）によって、経済効率が優先され、人間らしい働き方は置き去りにされてきた。

まさに現代の日本は、グローバリゼーションと新自由主義の規制緩和によって、労働環境は「貧困」を極めているといえよう。

こうした労働環境の現実を念頭に置いて、以下では、共通セッションで提起された課題について考えてみることにしたい。

II 伍賀一道報告「非正規雇用の拡大と現代の貧困」について

伍賀報告では、現代の貧困の諸相として、間接雇用の問題があり、非正規雇用の拡大が労働条件の引き下げに大きく作用していることを指摘しており、低所得と非正規雇用は密接不可分であり、男性の非正規雇用化を明らかにしている。

また、正規雇用における年収300万円未満層の存在は、正社員が「貧困」と無関係とはいえない現実が生まれていることを示している。

そして、セーフティネットの機能不全は、ホームレスや貧困に直結する不安を抱えており、現代の貧困の特徴を形成している。

伍賀氏が指摘するように、現代の貧困は、非正規雇用を中心とする雇用の不安定化に、大きな要

因を持っていることは理解するのではあるが、その上で、正規雇用と非正規雇用との連携・連帶をどう構築するのか、この点が大いに深めるべき課題である。

正規雇用における貧困の要因としての、長時間労働と低賃金の構造をまずもって規制しない限り、非正規雇用の劣悪な労働条件の重圧によって、正規雇用の貧困化は進展することになるであろう。

伍賀報告の「雇用と働き方・働くかせ方の貧困一間接雇用を中心に」では、間接雇用が労働条件引き下げの要であり、雇用不安を創出することによって、賃金水準の引き下げを行い、細切れ雇用による労働災害の急増、人材仲介業者による流動的労働市場の形成（細切れ雇用のビジネス化）が指摘された。そして、2008年秋以降は、「派遣切り」、「期間工」雇い止めの状況が現出しており、派遣先（トヨタ、キヤノン等）に最大の責任があり、雇用の確保、住居の確保が第一義的課題であることを強調された。

伍賀氏は、「ワーキングプア」と「長時間労働、過労死」の併存状況に対して、労働基準の再確立³⁾を提起されている。そして、「正社員の働き方の貧しさ」は、非正規雇用の増加圧力の結果として、過重労働を生み出しているのであり⁴⁾、また、「雇用と失業の中間形態としての不安定就業」として、「正規雇用と非正規雇用（不安定就業）との境界は明確でなく、また非正規雇用と失業との境界も鮮明に区分できません」⁵⁾と指摘されている。

こうした状況打開の鍵は、伍賀氏が指摘するように、第1は、「労働基準の確立」⁶⁾であり、第2に、「就業者と失業者との結合、正規雇用と非正規雇用の協力」⁷⁾である。

そして、間接雇用に関する緊急の課題としては、伍賀氏が指摘したように、①派遣先の責任、②住居の確保（雇用促進住宅等の活用）、③失業給付措置、④緊急失業対策事業の復活、⑤反貧困ネットワーク、労働組合への支援⁸⁾は重要な課題である。

上記の課題について整理すれば、つぎのとおりである。

第1の課題としては、正規雇用と非正規雇用の連携・連帶を強めることが必要である。伍賀氏が指摘するように、正規雇用と非正規雇用（不安定就業）との境界が不明確な状況において、この問題は意識的に取り組むことが求められる。

第2の課題としては、間接雇用の増大の基礎に

ある、雇用の弾力化を容認する労働法制の規制緩和について、根本的見直しが図られることが求められている。

以上のこととは、現代日本の労働市場改革の喫緊の課題であるとともに、労働研究の課題でもあるといえよう。

III 五十嵐仁報告「新自由主義と労働政策—労働再規制に向けての動きを中心に」について

五十嵐氏は、労働政策の反転＝再規制について、その構図を丁寧に述べられた⁹⁾。

五十嵐氏は、1980年以降の労働政策における新自由主義の展開は、2006年の転換を迎えたと指摘され、2006年の転換の背景について、以下のとおり、説明された。

政治的背景としては、9月小泉退陣、安部内閣成立、12月「郵政反議員」自民党復党があり、経済的背景としては、格差の拡大と貧困の増大、社会的背景としては、1月堀江貴文ら4人逮捕、6月村上世彰ら逮捕、国際的背景としては、イラク政策の失敗、11月アメリカ中間選挙と知事選挙で民主党圧勝である¹⁰⁾。

そして、むすびにおいて、「80年代の初め以降、約四分の一世紀に及んだ新自由主義の時代は終わろうとしている。新自由主義政策の重要な構成部分だった労働の規制緩和も転換に向けての動きを強めている。その『終わりの始まり』は2006年であった」¹¹⁾と、述べられた。

そして、その転換の方向として、「第三の道」¹²⁾を提起された。それは、第1には、日本国憲法第25条の生活権、第27条の勤労権を政治と生活に活かすこと、第2には、アメリカからの自立と独自のイノベーション戦略を策定すること、第3には、大企業の側ではなく、労働者、生活者の側に立つことである。

こうした五十嵐報告に対して、労働再規制の現実的推進の可能性と変革主体の形成について、明らかにすることが重要であろう。

この問い合わせに対して、五十嵐氏は、労働再規制の政策的転換にとって、つぎの3つが判断基準になるとして、①安定した雇用、②生活できる賃金

(労働の安定的条件の必要性), ③労働時間における個人の健康確保を挙げられた。

そして、「労働国会」を開催して、内需依存型の社会を目指し、イノベーション戦略を策定する必要性を述べられた。

また、変革の主体に関しては、「知力革命」の時代であり、世論を変えていくためには、マスコミの役割は大きく、マスコミにおいても「労働」に関心を持つ人を増やすことが必要である。そして、周辺から変革を目指して、地域・地方や周辺から中核部を変えることが大事であり、ユニオン型は注目されるところであると、述べられた。

上記の課題について整理すれば、つぎのとおりである。

第1は、五十嵐氏が提起された、「労働再規制」の時代を正しく認識して、新自由主義を超える新たな経済理論の構築が求められている。この点は、「人間発達の経済学」において、働き方を含めた提起が望まれるところであろう。

第2は、五十嵐氏が提起された、「第三の道」の内容を豊富にし、日本における第三の道の定着を目指すために、そのモデル像を提示する必要がある。このことは、構造改革路線を総括することにも繋がり、日本社会の進むべき新たな方向性を提示することとなるであろう。

IV 和田幸子報告「グローバリゼーションにおける雇用労働問題」について

和田氏は、グローバリゼーションにおける急速な変化は、自然環境の悪化を進行させており、資本によって労働者の生命の源が剥奪されていると、指摘される¹³⁾。

そして、タイ、フィリピン、マレーシアの事例を踏まえ、都市で働く農民にとって帰るべき農村はなくなっている、厳しい労働条件であっても、そのまま「労働者」として働き続け、帰るべき農村（祖国）はさびれ、農村には人が住めなくなっている。これが、アジアにおけるグローバリゼーションの結果である。

こうした事態に対して、和田氏は、「これまでの長い間の資本と労働の対立関係を解決する方向性

は、『地球環境の悪化』という新たな認識が加わることによって、今大きく変化しつつあるように思われます」¹⁴⁾と、述べられている。

そして、アジアの農村には働き手がないなくて、タイでは直播が行われており、農業・自然界を軽視してきた。こうした現実を考えた時、アジア地域全体としての経済学の学問を見直すことが必要であると、指摘された。

また、新自由主義とは、「歴史的な発展性をもつものではなく、単に資本の延命を願う陳腐な思想であり皮相で、資本主義の末期の社会に蔓延した流行病の様なものでしょう」¹⁵⁾と、述べられている。

アジアの現実から、日本の雇用労働問題に視点を移した時、日本のアジア進出企業を支える低賃金構造は、日本国内における労働市場構造とどのように関連しているのであろうか。そして、日本における外国人労働者問題は、日本の労働市場の構造的性格をどのように変化させているのであろうか。

日本における雇用の弾力化による、非正規雇用の一般化は、アジアに膨大な「非正規雇用」を生み出しており、途上国の労働者をいっそう困難に陥れてしまい、日本の雇用労働問題の正常化はアジアの労働者問題に直結する問題といえる。

上記の課題について整理すれば、つぎのとおりである。

第1には、現代のグローバリゼーションを、どう認識するかが重要となることである。和田氏が指摘されるように、自然環境の悪化を引き起こしている、グローバリゼーション時代の新自由主義からの決別を打ち出し、新たな経済理論を提起する必要性に迫られているのではないか。それは、地球環境問題を視野に入れ、自然・環境のあり方を見据えた、「持続可能な社会」を支える経済理論となるであろう。

第2には、グローバリゼーションにおける雇用労働問題の本質は、資本の輸出国での労働政策における新自由主義の展開（労働市場の規制緩和）が大きく影響しており、まさにこの問題の解決を図らなければ、途上国の労働者の奮闘だけでは、途上国における雇用労働問題の解決は望めないであろう。その意味からも、日本はアジアの一員としての自覚をもち、その責任を果たすべき時期に来ているのであり、アジアの労働者と連帯・連携

して、日本の労働者は行動することが肝要といえる。それを支える労働研究が求められるところである。

V むすびに—今後の課題—

最後に、「共通セッションⅠ」の3報告を通して学んだことを踏まえて、労働研究の課題を整理しておこう。

第1には、新自由主義の終焉を見据えて、新たな経済学、「人間発達の経済学」の展開が期待されていることである。こうした要請に応え、経済学の革新を図ることが重要となってきているといえよう。

第2には、こうした新しい経済学が、日本国内だけでなく、アジア地域全体の経済学として構築されることが求められている。グローバリゼーション時代における経済学の役割を、果たす必要があるといえる。

第3には、労働法制の規制緩和の見直し、「労働再規制」、「労働基準の確立」が切実に求められているのであり、働き方・働かせ方を豊かにするための労働研究が待たれるところである。

第4には、その働き方・働かせ方と関わって、「第三の道」が追求される必要がある。それは、「アメリカ型」と「日本型」のどちらでもない、「新自由主義からの反転と対米自立への転換」¹⁶⁾を提示することであり、その具体化・理論化を図ることが、今日の労働研究に求められているのである。

これらの課題の解決に役立つことが、労働研究の展開方向を示すということではないだろうか。

注

- 1) 森岡孝二「第1講 悪化する労働環境と『資本論』の現実」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 23~25ページ参照。
- 2) 森岡孝二「第1講 悪化する労働環境と『資本論』の現実」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 25ページより引用。
- 3) 伍賀一道「第7講 非正規雇用の増大とワーキングプア」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 178ページでは、「過度労働を規制し、労働基準を確立することは働きすぎ社会を規制す

るためのみならず、失業問題の改善にとっても不可欠の課題です」と述べられている。

- 4) 伍賀一道「第7講 非正規雇用の増大とワーキングプア」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 192~193ページを参照。
- 5) 伍賀一道「第7講 非正規雇用の増大とワーキングプア」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 195ページを参照。
- 6) 伍賀一道「第7講 非正規雇用の増大とワーキングプア」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 202~203ページを参照。
- 7) 伍賀一道「第7講 非正規雇用の増大とワーキングプア」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 203~205ページを参照。
- 8) 伍賀一道「非正規雇用の拡大と現代の貧困」(基礎経済科学研究所創立40周年記念大会) 当日配布レジメ) 16ページより引用。
- 9) 五十嵐仁『労働再規制—反転の構図を読みとく』(ちくま新書, 2008年) を参照。
- 10) 五十嵐仁「新自由主義と労働政策—労働再規制に向けての動きを中心にして」(基礎経済科学研究所創立40周年記念大会) 報告要旨集) 28~29ページより引用。
- 11) 五十嵐仁「新自由主義と労働政策—労働再規制に向けての動きを中心にして」(基礎経済科学研究所創立40周年記念大会) 報告要旨集) 31ページより引用。
- 12) 「第三の道」とは、「『アメリカ型』と『日本型』のどちらでもない『第三の道』を探すしかないでしょう。参考になるのは、ヨーロッパや中南米が進もうとしている方向です」(五十嵐仁『労働再規制—反転の構図を読みとく』(ちくま新書, 2008年) 229ページ) のことである。
- 13) 和田幸子「第8講 世界史におけるグローバリゼーション」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 214ページを参照。
- 14) 和田幸子「第8講 世界史におけるグローバリゼーション」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 234ページより引用。
- 15) 和田幸子「第8講 世界史におけるグローバリゼーション」(基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂, 2008年) 236ページより引用。そして、続けて、「グローバリゼーション時代に私たちがもつべき信条は、資本主義社会の次にくるべき『持続可能な社会』に向かって、再び『自由』の歴史的な意味を確かめ、そして、本源的蓄積を急ぐあまり、労働者も、否、資本家でさえも、失いかけている人間としての尊厳を取り戻すことが必要だと思っています」と、述べられている。
- 16) 五十嵐仁『労働再規制—反転の構図を読みとく』(ちくま新書, 2008年) 230ページを参照。

(かしほら まさづみ 所員 関西大学)

新自由主義と労働政策 —労働再規制に向けての動きを中心に—

新自由主義政策の重要な構成部分であった労働の規制緩和は、2006年から密かに反転を開始した。このような労働再規制に向けての動きについて、その反転の起点と背景、要因、プロセス、現段階などについて検討する。



IGARASHI Jin
五十嵐 仁

I はじめに

金融・経済危機が全世界を席巻している。新古典派が主張した新自由主義政策によって「恐慌」が復活したのである。同様に、我が国の労働の世界では、新自由主義的な規制緩和によって『蟹工船』が復活した。非正規労働の拡大による労働の劣化は、新自由主義政策による必然的な結果であった。

以下、本論では、新自由主義的な労働の規制緩和の後、いつから、どのようにして、このような動きが反転していったのか。労働の規制緩和から労働再規制に向けて、その反転の起点と背景、要因、プロセスなどについて検討することにしたい。

II 労働政策における新自由主義の展開

(1) 日本における新自由主義政策の開始

日本における新自由主義政策の開始は、中曾根内閣の「臨調・行革路線」であった。これには、もちろん、レーガンomicsやサッチャーリズムと同様の背景が存在した。しかし、同時に、日本独

自の事情もあった。それは、財政赤字の解決が主題であり、予防的端緒的性格をもっていたということである。そのために、中曾根「臨調・行革路線」として開始された新自由主義政策は、「バブル経済」によって景気が拡大し、税収増によって財政赤字問題が解決されるにつれて下火になってしまった。

(2) 具体化における3つの段階

中曾根内閣の「臨調・行革路線」は日本における新自由主義政策の第1段階であった。その後、「バブル経済」は91年に崩壊し、以後、「失われた10年」と呼ばれる景気後退期が訪れる。94年以降、年次改革要望書などを通じたアメリカからの「ワシントン・コンセンサス」実施に向けての圧力も強まつた。こうして、新自由主義政策の第2段階が訪れる。その頂点は橋本内閣が打ち出した「6大改革」であった。

しかし、橋本内閣は消費税の導入による「9兆円の負担増」や経済政策の失敗によって97年参院選で敗北した。その後の経済不況の下で景気対策が最優先され、再び、新自由主義政策からの流れ戻しが生ずる。これを不満とし、「郵政民営化」と「構造改革」を掲げて登場したのが小泉純一郎であった。これが新自由主義政策の第3段階であり、日本における新自由主義政策の最盛期を意味する。

この間、特徴的だったのは、労働分野における

規制緩和は比較的一貫して進められてきたということである。それは、主として、労働市場政策と労働時間政策の領域で具体化されたが、このうち、労働市場政策における派遣労働の規制緩和は、1985年における労働者派遣法の制定、99年におけるポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への逆転、04年の製造業への派遣労働の拡大などの段階を追って進められてきた。

(3) 小泉構造改革の位置

大方の予想を裏切り、大衆的な支持を背景に首相となった小泉純一郎は、新自由主義政策の現代版とも言うべき「構造改革」を打ち出した。これは、目的意識的な規制緩和策であり、「官から民へ」というスローガンに示されるような官業の民営化を目指していた。その中心的な施策、いわば「本丸」として位置づけられていたのが郵政事業の民営化であった。

小泉首相は、既得権維持にこだわる「抵抗勢力」として自民党や官僚を描き出し、「自民党をぶっ壊す」というスローガンを掲げ、これら「抵抗勢力」との意識的な対決を演出して国民の支持を集めめた。それは、政官癒着と官僚主導型の「日本型」から脱却し、民間主導の「アメリカ型」への転換をも意味した。

このような政策転換を行うために、小泉首相は経済財政諮問会議と総合規制改革会議（04年には規制改革・民間開放推進会議、07年には規制改革会議に改組）という二つの戦略的な政策形成機関の利用を図った。これらの機関を通じて、トップダウン型の政策形成、労働の排除、政策課題の設定、期間の限定などの新たな政治手法が駆使されることになる¹⁾。

III 2006年の転換

(1) 背景

しかし、小泉内閣の下で最盛期を迎えた新自由主義政策は、その後、徐々に見直されていく。これが、構造改革路線からの反転である。それは、密かに2006年から開始されていたように思われる。その背景として重要なのは、以下の4点である。

第1は、政治的背景である。06年9月に小泉首相は退陣し、安倍内閣が成立した。安倍首相は基本的には構造改革路線を受け継いだものの、同時に「再チャレンジ」を掲げ、構造改革によって生じた社会の歪みに対しても対応せざるを得なかった。また、12月には「郵政造反議員」の自民党への復党を認めるなど、徐々に小泉首相との距離を置き始める。

第2は、経済的背景であり、格差の拡大と貧困の増大が明確になってきた。労働分配率は01年度の74.2%をピークに下がり始め、05年度は70.6%に落ち込む。労働者の賃金も下がり続け、97年度には467万4000円だったサラリーマンの平均年間給与総額は05年度には436万8000円となり、8年連続でダウンした²⁾。非正規雇用者は3割を超える日本の労働者（雇用者）の4人に1人は年収150万円未満、半分は300万円未満となった。

第3は、社会的背景である。構造改革の「負の側面」を示す事象は、社会の様々な面でも明らかになってきた。2005年4月にJR西日本福知山線での通勤電車の脱線・転覆事故が発生し、06年1月23日には、ライブドアグループの証券取引法違反事件で「ホリエモン」とこと堀江貴文容疑者ら4人が東京地検特捜部によって逮捕された。6月5日には、証券取引法違反の疑いで村上ファンの村上世彰代表らも東京地検特捜部に逮捕されている。規制緩和の下で企業経営者の倫理は低下し、企業犯罪や不祥事が激増した。

そして第4に、国際的背景をあげる必要がある。端的に言えば、「アメリカ・モデル」に対する疑惑と懸念の増大である。「ワシントン・コンセンサス」は中南米やアジアなどで失敗し、イラク政策は破綻した。06年11月の中間選挙で民主党は上下両院で圧勝し、サブプライムローンの焦げ付きなどでアメリカ経済は失速した。市場原理主義に基づくマネー資本主義の危うさは、すでに06年の段階でも明らかになっていたのである。

(2) 要因

こうして、小泉構造改革からの反転は、06年から徐々に進みはじめる。その変化を生み出した要因として注目したいのは、マスコミの役割と労働運動の力である。

第1に、マスコミの役割である。06年には、貧困化や格差の拡大、ワーキングプアについての報

道が相次ぎ、社会の底辺で生じている大きな変化に光を当てる役割を果たした。7月23日にはテレビがNHKスペシャル「ワーキングプア」の第一弾を放送し、『朝日新聞』7月31日付は「偽装請負製造業で横行」「実質は派遣、簡単にクビ」という記事を一面で報じた。9月11日には、『週刊東洋経済』が「日本版ワーキングプア 働いても貧しい人たち」という特集を組み³⁾、橋木俊詔『格差社会一何が問題なのか』が9月に、中野麻美『労働ダンピング』が10月に刊行されている⁴⁾。

第2に、労働運動の力である。労働運動における変化は、非正規労働者によるユニオンの結成、パート労働者の組織化、ナショナルセンターのレベルでの新たな取り組み、共同の進展などの面で生じた。特にこのなかでも、非正規労働者のユニオンの結成は06年から目立ち、日本マクドナルドユニオン、日本ケンタッキーフライドチキンユニオン、フルキャストユニオン、「ガテン系連帯」、すき家ユニオン、KDDIエボルバユニオンなどが誕生した。ナショナルセンター・レベルでは、連合は07年に「非正規労働センター」を設立し、全労連も08年に「非正規雇用労働者全国センター(準備会)」を設立し、非正規労働者に対する取組を本格化させた。

(3) 転換の進展

このようにして、06年を転機に、新自由主義政策からの密かな反転が生じた。それは、07年から08年にかけて様々な分野に波及していく。そのプロセスには揺れ戻しや糸余曲折もあったが、基本的には逆転することはなかった。

まず、第1に指摘しておくべきは、経済財政諮問会議の変容である。05年10月に小泉首相は内閣改造を行い、竹中平蔵経済財政担当相は総務相へと異動した。これによって司会役だった竹中は一参加者にすぎなくなる。会議内のリーダーシップを失った竹中は「諮問会議の景色が、これまでとはどこか違って見えた」⁵⁾という。06年秋には小泉首相自身が内閣を去り、「安倍晋三内閣のもとの経済財政諮問会議では、官および与党内からの猛烈な巻き返しが展開された」⁶⁾のである。

八代尚宏が経済財政諮問会議に加わり「労働ビッグバン」を唱えたのは、この後のことであった。すでに、諮問会議は構造改革の司令塔としての役割を低下させていたのである。06年の秋、ホワイ

トカラー・エグゼンプション問題で激しい対立が生じて制度導入に失敗したこと、翌07年1月の「労働国会」が不発に終わったことの背景には、経済財政諮問会議が変容し、規制緩和に向けての指導力が低下していたという事情があった。

第2に指摘しなければならないのは、ワーク・ライフ・バランス(WLB)論の提起と具体化の動きである。経済財政諮問会議の変質に気づいた八代議員は主張を修正して書き出しの規制緩和論を自制するようになり、「改心」⁷⁾したとの見方さえ生まれた。経済財政諮問会議内に労働市場改革専門調査会が設置され、八代はその主査となって提起したのが、労働と生活の調和を図るべきだというWLB論である。

その後、これは具体化が図られ、07年7月13日にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が設置され、12月18日には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」⁸⁾、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」⁹⁾が策定された。これは「別紙」で、5年後、10年後を目指した労働時間短縮や年次有給休暇取得率の数値目標を明らかにしており、労働時間の再規制を政策課題として提起することになる。

第3に、最低賃金の引き上げに向けての新たな動きである。これには、最低賃金法(最賃法)の改正と中央最低賃金審議会(中賃)への圧力という二つの流れがあった。法改正は、「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言を加えて、07年11月28日に成立した。

中賃への圧力は成長力底上げ戦略推進円卓会議によってなされた。中賃の答申が出される直前の7月9日、第3回会議で「従来の考え方の単なる延長線上ではなく、……『賃金の底上げ』を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議」するようにとの「合意」がなされ、翌08年においても、円卓会議は6月20日に「賃金の底上げを図る趣旨から、……当面五年間程度で引き上げる」との方針を示したのである。

第4に、規制改革会議と厚労省との攻防がある。規制改革会議の労働タスクフォースは07年5月に「脱格差と活力をもたらす労働市場へ」¹⁰⁾という文書を出し、「一部に残存する神話のように、労働者の権利を強めれば、その労働者の保護が図られるという考え方には間違っている」と主張した。これはそのまま規制改革会議の第2次答申¹¹⁾に組

み込まれた。

他方、厚生労働省は雇用・労働政策の基軸・方向性に関する研究会での検討を進め、8月に「『上質な市場社会』に向けて」¹²⁾という報告書を公表し、「多様性」以前に、「公正」と「安定」を重視すべきだと主張した。そこから出てきたのが規制改革会議の第2次答申である。これが12月25日に公表されると、すぐさま厚労省は「当省の基本的考え方と見解を異にする部分が少なくない」との反論¹³⁾を明らかにした。わずか3日後という素早さであった。その結果、規制改革会議は08年2月に「労働者の保護に必要な法的な手当を行うべきことは当然である」と釈明せざるを得なくなるのである¹⁴⁾。

IV 現段階と展望

新自由主義的構造改革からの反転は福田内閣の下でさらに強まり、自民党内部の路線上の亀裂も深まっていく。福田前首相が政権を投げ出した深層には、このような路線対立が存在していた。それは、その後の自民党総裁選挙でも争点となつたが、構造改革の継承派は分裂し、党内の多数派となることはできなかつた。その後のリーマン・ショックによる国際的新自由主義の破綻を待つまでもなく、国内政治における新自由主義路線の行き詰まりと修正はますます明瞭になっていった。

第1に、「骨太の方針2008」¹⁵⁾である。その特徴として、「構造改革」「民間開放」「労働市場改革」という用語が本文の記述から消えたこと、「労働市場改革」からWLB論への重点移動がみられることが指摘できる。いずれも、これまでの「骨太の方針」とは異なるものであり、構造改革路線からの離反を示すものだと言える。

また、雇用・労働問題の扱われかたを見ると、期間を区切った数値目標の提示がなされていること、厚労省が提起した「新雇用戦略」が採用されていることなどの特徴がある。これらも、基本的には厚労省の主張によるものであり、「官僚の復権」を示していると言えよう¹⁶⁾。

第2に、規制改革会議の動きである。07年暮れに厚労省に反論されて以来、その活動は停滞していたが、7月から年末の答申に向けての活動を再

開し、12月22日に第3次答申¹⁷⁾を出した。その「5 社会基盤」の「(2) 労働分野」¹⁸⁾で労働が扱われている。ここには規制改革会議の守勢と抵抗という二面性が示され、一方で「環境変化を意識した労働者保護政策が必要」であることを認めながらも、他方で、「眞の労働者保護は規制の強化により達成されるものではな」と主張していた。

この規制改革会議の「第3次答申」に対して、厚労省は12月26日に「規制改革会議『第3次答申』に対する厚生労働省の考え方」¹⁹⁾を示して直ちに厳しい批判と反論を行つた。つまり、07年暮れの第2次答申の時と同様のパターンが繰り返されたのである。

最後に、新自由主義や構造改革からの反転、労働再規制に向けてのいくつかの動きを見ておこう。当面の焦点は労働者派遣法の改正問題に結ばれている。相次ぐ派遣法の改正によって派遣労働者が急増し²⁰⁾、日雇い派遣がワーキングプアの温床となつただけでなく、「派遣切り」による大量解雇が発生したからである。

舛添要一厚生労働大臣は製造業派遣を禁止する必要性に言及し、民主党の枝野幸男議員は「労働者派遣法の改悪に賛成したのは間違ひだった」と認めるにいたつた。広島労働局の落合淳一局長は製造業への派遣を解禁した03年の改正について「私はもともと問題がある制度だと思っている」と述べ、「謝りたい」と発言している。

09年1月、第171通常国会への施政方針演説²¹⁾で麻生首相は「市場にゆだねればすべてが良くなる、というものではありません」と語った。これに対する代表質問で、自民党の尾辻参院議員会長は「政府の規制改革会議は、派遣労働の対象業務原則自由化などの答申で、労働者派遣法を変えてきた。……経済財政諮問会議は市場原理主義を唱えてきたが、間違ひだったことは世界の不況が証明している。その責任は重い。両会議は廃止すべきだ。」²²⁾と迫った。06年からの「反転」は、ここまで進んできたのである。

V むすび

「このごろ、しみじみ思うんだよ。市場原理の経済は良かったのかと。アメリカ式じゃなく、ま

ろやか、おだやかな世界をつくらないと、東洋的な世界をね。負け組にも入れない国民を生み出す政治はどうにか直さなきやいかん。そのために政治のかたちを変えなきやいかんと考えているんだよ」²³⁾

これは森喜朗元首相の述懐である。この人まで、こんなことを言い出すようになった。

「市場原理の経済は良かったのか」との疑念の高まりとともに、80年代の初め以降、約4分の1世紀に及んだ新自由主義の時代は終わろうとしている。新自由主義政策の重要な構成部分だった労働の規制緩和も反転し、労働再規制に向けての動きを強めている。その「終わりの始まり」は2006年であった。

反転のプロセスは、政治・経済・社会・国際面における変化、マスコミと労働運動による働きかけを背景に、自民党雇用・生活調査会の発足、経済財政諮問会議内の意見の違い、労働改革専門調査会と規制改革会議やタスクフォースとの違い、「今井・宮内論争」に示される財界内での違いなど、「政官財」の内部で分岐した多様な勢力間の複雑な作用によって生じた。その結果、規制緩和の急先鋒だった規制改革会議は孤立していく。

こうして、新自由主義政策の推進モデルだった「アメリカ型」からの反転が生じたが、次の段階は旧「日本型」という過去への復帰ではなく、新たな路線である「第三の道」の探求でなければならない。その「政策的な軸」は、①日本国憲法第25条や第27条などの理念を政治と生活に活かす「活憲」²⁴⁾、②アメリカからの自立と独自のイノベーション戦略の策定、③労働再規制など、大企業の側ではなく労働者、生活者の側に立った政策転換である。

新自由主義によって日本の労働は荒廃し、ワーキングプアが急増した。働いても生活できないような社会は異常であり、再生産による持続機能を失っている。この異常を正し、日本を持続可能な社会するために、再規制によって労働の歪みを是正することは急務である。

注

- 1) これについて、詳しくは、拙稿「労働政治の構造変化と労働組合の対応」『大原社会問題研究所雑誌』第580号（2007年3月号）参照。
- 2) 『東京新聞』2007年1月23日付。

- 3) この特集を取材した風間直樹は、後に『雇用融解—これが新しい「日本型雇用」なのか』東洋経済新報社、2007年、を出版した。
- 4) 中野麻美『労働ダンピング』岩波新書、2006年、橋木俊詔『格差社会—何が問題なのか』岩波新書、2006年。
- 5) 竹中平蔵『構造改革の真実—竹中平蔵大臣日誌』日本経済新聞出版社、2006年、298頁。
- 6) 竹中平蔵『闘う経済学—未来を作る〔公共政策論〕入門』集英社インターナショナル、2008年、210頁。
- 7) 濱口桂一郎『『労働ビッグバン』を解説する』『世界』2007年11月号、90頁。
- 8) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」については、<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>を参照。
- 9) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」については、<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>を参照。
- 10) 規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースの「脱格差と活力をもたらす労働市場へ—労働法制の抜本的見直しを」については、http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/0521/item070521_01.pdfを参照。
- 11) 規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申—規制の集中改革プログラム」については、http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/1225/item071225_02.pdfを参照。
- 12) 『雇用労働政策の基軸・方向性に関する研究会』報告書「『上質な市場社会』に向けて—公正、安定、多様性」については、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/08/dl/s0809-3a.pdf>を参照。
- 13) 厚生労働省「規制改革会議『第二次答申』に対する厚生労働省の考え方」については、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/12/h1228-4.html>を参照。
- 14) 以上の経緯について、詳しくは、拙著『労働再規制—反転の構図を読みとく』ちくま新書、2008年、とりわけ「第8章 規制改革会議の孤立と弁明」を参照。
- 15) 閣議決定「経済財政改革の基本方針2008 一開かれた国、全員参加の成長、環境との共生」については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/080627kettei.pdf>を参照。
- 16) これについて、詳しくは、拙稿「労働の規制緩和の現段階—『骨太の方針2008』の意味するもの』『賃金と社会保障』No.1472（2008年8月下旬号）を参照。
- 17) 「規制改革推進のための第3次答申—規制の集中改革プログラム」の概要についてはhttp://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222_00.pdfを参照。
- 18) (2) の労働分野についてはhttp://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222_18.pdfを参照。

- pdf を参照。
- 19) 厚生労働省「規制改革会議『第3次答申』に対する厚生労働省の考え方」については、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1226-12a.pdf>を参照。
 - 20) 拙稿「こうして貧困は作られた－派遣法に焦点を当てた労働法制の変遷」『週刊金曜日』2009年1月30日付（第736号）を参照。
 - 21) 「第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説」<http://www.kantei.go.jp/jp/asospeech/>
- 2009/01/28housin.htmlを参照。
- 22) 『読売新聞』2009年1月31日付。
 - 23) 「特集ワイド」での森喜朗元首相インタビュー（『毎日新聞』12月24日付夕刊）。
 - 24) 「活憲」については、拙著『活憲－「特上の国」づくりをめざして』（績文堂・山吹書店），2005年，参照。
- (いがらし じん 所員
法政大学大原社会問題研究所)

大会感想

基礎研40周年記念研究大会の感想と質問

服部寿子

基礎研創立40周年記念研究大会は統一テーマが『資本論』と労働研究の40年となっていて、ここ数年A.スミスの『法学講義』の翻訳、人間発達ゼミや『資本論』のゼミに参加している一人として、大きい期待をもって参加した。二日目の共通セッションでは「現代の労働過程と『資本論』」に先立ち、森岡孝二氏による記念講演の「『資本論』と労働研究の40年」は、まさに現在のテーマを長年研究してきたことに興味をかきたてられた。講演の前振りで森岡氏が『時代はまるで資本論』に出版に至ったいきさつが語られ、その的確さに共感したことであった。

初日の共通セッションのテーマは「変化の中の労働研究」となっており、「雇用」と「貧困」は大会後も連日、地域で、全国でさらに国際的・世界的に最も論議されている緊急かつ最大の問題のひとつである。現代は資本主義が成立後に、豊かさの指標の一つであるGDPを極大化させることに成功した段階ともいえるであろう。同時

に非正規雇用と多数の貧困化はその結果であり、その前に成功の要因でもある。現在は成功を手にした「資本」と中流や中小企業を含む「労働」が和解できる条件があるのだろうかと思えてしまう時代になった。

そして、セッションにおいて質問しそびれた一参加者としての疑問が残った。すなわち、現在社会保障・保険から締め出されている非正規雇用の人々にはセーフティネットとしての各種の諸保険、特に公的な制度が提供されなければならないことはほとんどの人々（労働運動のリーダー、研究者、政治家等々）が言っていることである。また最低賃金が地域・業種にかかわらず法律化され、確立することもセーフティネットとして欠くことができない。

質問したかったことは、一方で我が国において圧倒的に多数を占めている中小企業は雇用主としてその負担に耐えることができるのだろうかという点である。労働者のセーフティネットとしての保険制度も最低賃金も雇用主が負担できなければ、被雇用者にその恩恵はもたらされない（国や自治体は今年になって中小企業の事業主の相談を受け付けているようであるが）。

非正規雇用の拡大と 現代の貧困

「派遣切り」という名の雇用調整が派遣先企業によって強行されている。短期的・細切れ的雇用を促進した派遣労働は「自由な働き方」ではなく、貧困と不可分であることが明らかになった。職を奪われた派遣労働者や期間従業員は顕在的失業者に移行し、貧困の度合いを強めている。

「資本論」40年

研究

雇用の拡大

自由主義と労働

「達山の

苦

さ

の

よ

う

な

く

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

GOKA Kazumichi

伍賀 一道

I はじめに—日雇い派遣労働者Yさんのこと—

2008年大晦日から新年にかけて東京・日比谷公園を中心に取り組まれた「年越し派遣村」は、現代日本の派遣労働や期間従業員という働き方・働きかせ方が貧困と密接に関わり、生命の危機にさえも直面する状況をつくり出していることを白日の下にさらした。

この「年越し派遣村」で私は一人の日雇い派遣労働者（以下、Yさんと呼ぶ）に出会った。大晦日、各地から届けられた支援物資や布団などを日比谷公園の霞門からテントまで運ぶ作業の手伝いをしている途中、身体を休めている私の隣に腰掛けたのがYさんだった。短時間の会話だったが、日雇い派遣と貧困との深い関わりを示している。

Yさんは40代前半、九州出身である。高校卒業後、3年間は地元で働いたが、その後上京し、ラーメン店の店員を20年ほど続けた。その間に店を3軒ほどわかったが、2年半前に派遣の仕事に入った。ラーメン店では睡眠時間が4～5時間という状態が続いたため身体がもたなかつたという。

求人情報誌で見つけた派遣会社B社に登録、現在は日雇い派遣の形態で、都内の派遣先（流通業大手）で働いている。メーカーから送られた各種

の食品や雑貨類を仕分けし、包装する仕事である。作業はそれほど難しくなく、誰でもすぐにできるという。派遣先の仕事量に応じて、派遣労働者の人数は10人、20人、30人と日々変動する。

仕事は夜勤専業である。17時から翌朝5時まで、間に食事休憩1時間を含む合計90分の休憩時間があるが、実働10時間半のかなりきつい仕事だ。日給1万1900円だが、そこから400円ほど差し引かれるため手取りは1万1500円である。この額は仕事を始めて以来ずっとかわっていない。職場には10年ほど働いている人もいるが賃上げはない。給与明細をくれないので、深夜手当や残業手当が支給されているのかどうかはわからない。毎回引かれる400円の中身も不透明だ。B社は「税金だ」と説明しているが、本当だろうか。

日雇い派遣のため、毎日仕事があるわけではない。仕事の終了時に次回の予約をするのだが、すでに埋まっていることもある。明日働けるかどうかは前日の午後3時までにB社に確認の電話をするまでわからない。

仕事につけるのは週2～3日のため、1か月の所得は8万～9万円にしかならない。余裕があれば健康ランドで泊まる。午前0時までは1050円、0時を過ぎると追加料金950円を支払わなければならぬ。合計2000円払うと一晩過ごすことができるが、大きな出費である。お金が無いときはマクドナルドに行く。コーヒー1杯で朝までねばる。テープ

ルにうつぶせにならない限り、店員に起こされることはない。

日雇い派遣の仕事から早く抜け出したいのだが、月払いの仕事にはつけない。予備の蓄えがないため日払いではないとたちまち困るからだ。夜勤明けの朝10時にB社に賃金を受け取りに行く。もちろん交通費は自前である。

近頃仕事が減ってきてていることは実感している。今の仕事もいつまで続けられるか不安だ。40歳を過ぎた自分の年齢も気になる。介護なら仕事があると聞いているが、住所がないとそうした仕事につくこともできないだろう。

「派遣村」のことは昨日（2008年12月30日）の新聞で知った。ここに来ることには抵抗があったが、1月4日までの食費が厳しいため背に腹は代えられなかつた。5日にはまたB社に電話してこれまでの仕事をさせてほしいと申し込むつもりだ。もしかするとすでにふさがっているかもしれない。そうなつたら情報誌で他の派遣の仕事を探すしかないが、住所がないと相手にされないのでないかと心配だ。

Yさんの話には細切れ的な非正規労働がもたらす現代の貧困が凝縮されている。まず第1に、雇用調整を自在にできる労働力として翻弄され、失業と雇用の間を行き来する毎日である。へたをすると働けない日々が続くかもしれないという恐怖感に襲われる。所得も生存ライン以下である。細切れ的雇用は予備の蓄えを確保することを不可能にし、そのことが逆に「日払い」の仕事からの脱出を難しくしている。「月払い」では当座の生活をまかなうことができないからだ。

第2に、Yさんは住所が一定していないこと、すなわちホームレス状態であることの不利益を語っていた。携帯電話を持つことができず、仕事を探すうえでも不便であること、いま一つはより安定した職に移ることができないことがある。「住所がないため日雇い派遣から脱出できない」のである。求人情報を見て求人先に電話をかけても住所がないと伝えたとたんに面接を断られる。「住所と住居」の確保は基本的人権にかかる根本問題である。

日雇い派遣の細切れ的雇用は最低限の所得や住まいの確保を不可能にしている。健康ランドやネットカフェ、マクドナルドを転々とし、コンビニ

弁当で空腹を満たすことが、生活コストを高め、予備の蓄えを難しくしている。まさに細切れ的雇用と貧困の悪循環である。

II 非正規雇用と貧困研究の視角

(1) 「自由な働き方」論の破綻

非正規雇用と貧困との関係をめぐってはこれまで議論が繰り返されてきた。非正規雇用を不安定雇用あるいは不安定就業問題として論じた江口（1979, 1980）、加藤（1980, 1982, 1991）、伍賀（1988）らにたいして、非正規雇用と貧困とのかかわりを否定ないし軽視する見解が相次いで登場した。その代表的論客が労働者派遣法の制定（1985年）を推進した高梨昌氏であった。たとえば下記のとおりである。

「パートや派遣社員など彼らの多くはフルタイマーの正社員になることを望んでいない……。本工、正社員の身分よりもパートタイマー、派遣社員の形態の方が、自分たちの生活観なり労働觀に合っているとして働いているのであって、こうした雇用形態は不安定雇用で望ましくないと言うのは余計なお節介にすぎず、こうした発想では有効な対策も立たない」（高梨 1985）。

だが、1990年代末以降の労働法制の規制緩和、労働者派遣事業の自由化がもたらした派遣労働の実態は高梨氏の当初の見通しをはるかに超えてしまった。氏にかわって「労働市場の構造改革」を熱心に推進してきた論者は、近年まで非正規雇用を「自由な働き方」として肯定する議論を繰りかえしたが、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「派遣切り」などが相次いで流行語となり、貧困が社会全体に広がるなかで、こうした論者は一部に限られるようになった¹⁾。非正規雇用、とりわけ派遣労働という働き方・働く方方が原理的にはらむ問題性が広く共通認識となってきたからである。

現時点からふり返るならば、「自由な働き方」・「雇用形態の多様化」論は湯浅（2008）のいう「溜め」のある人、「家族福祉」を受けられる人を前提にした主張である。しかし、いまでは非正規雇用のなかで「溜め」のない人々が多数に上っている。

「雇用形態の多様化」・「自由な働き方」論は、派遣労働に象徴される非正規雇用という働き方・働くかせ方を政策的に肯定、推進することで、「溜め」のない人々にまでそうした働き方を強いてきた。しかも、非正規雇用の多くは雇用調整の容易さを売り物にした働くかせ方であるため、不況期になるとそのマイナス面が一気に顕在化し、今日の「派遣切り」に端的に表れているように、犠牲は「溜め」のない非正規労働者に集中している。

(2) 失業・半失業と貧困とは分離できない

ところで、現代の貧困は非正規雇用問題に収斂できないことは言うまでもない。貧困の発現にはさまざまな要因が働いているからである。だが、非正規雇用と貧困は密接・不可分の関係にあることもまた事実である。短期・細切れ的雇用がもたらす雇用不安は貧困の原因であって貧困そのものとは区別すべきという主張は、実態から遊離した議論である。このような当たり前のことに言及するのは、岩田正美氏の次のような見解に接したからである。

「日本ではマルクス主義の貧困化法則論の影響も強くあったせいか、とりわけ労働問題や社会階層の下で貧困が議論されてきた経緯がある。今日でも非正規労働と貧困とのストレートな結びつけでワーキングプアの議論がなされている。そうした場合貧困はその原因としての失業や不安定就労問題それ自体に収斂される傾向があり、そうだとすると特に貧困を議論する必然性がなくなってしまう」(岩田 2008 : 16頁)

では、賃金を得ることができず、衣食住に事欠くことが貧困であって、「明日の仕事があるかどうかは前日の午後3時に派遣会社に電話をするまではわからない」というYさんのような日雇い派遣の働き方自体は、貧困とは区別されるのだろうか。

また、製造ラインや物流作業などに従事する派遣労働者の多くは、技能と経験を蓄積し、キャリアアップにつなげることは困難である。短期・細切れ的雇用のため職場に仲間をつくることも難しい。これは貧困と呼べないだろうか。失業・半失業は貧困の原因であると同時に、失業・半失業状態自体が貧困なのである。両者を分断することで得られるものは何だろう。こうした意味で資本蓄積の進展とともに生じる失業・半失業（相対的過剰人口）創出の必然性と貧困の不可避性を一体のものとして論じたマルクス『資本論』の視点は今日においてなお、今日においてこそ意義があるのでないか（伍賀 2008）。

III 非正規雇用の貧困、派遣労働のリスク

(1) 低所得・非正規雇用の急増

では非正規雇用はどのように貧困と関わっているだろうか。まず所得から見よう。2002年から07年にかけて完全失業者および完全失業率の改善が見られる一方で、フルタイムで働いても生活保護水準以下の生活しかできないような仕事に従事する人が増加した。総務省「就業構造基本調査」(2007年)によれば、「役員を除く雇用者」5189万人のなかで年間所得が200万円に満たない労働者は1677万人(32.3%)、250万円未満の累計で2245万人(43.3%)、300万円未満まで広げると2691万人(51.9%)に達する(ただし15歳~24歳の在学者を除く)²⁾。このうち年間所得200万円未満層の8割近くをパートタイマー、アルバイト、派遣労働者、契約社員などの非正規雇用が占めている。今日の特徴はこうした非正規雇用が男性や若年層

表1 フルタイム型非正規雇用の増加

(単位：万人、%)

	2002年	2007年	02-07年
非正規雇用	1451 (100.0)	1733 (100.0)	282
うちフルタイム非正規	438 (30.2)	545 (31.4)	107
うち年収200万円未満	236 (16.3)	272 (15.7)	55

(注) 「フルタイム非正規」とは週40時間以上の非正規雇用を言う。

在学者を含む。

(出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(各年版)より作成。

にも広がってきたことである³⁾。

非正規雇用は短時間就労であるがゆえに低所得というだけではない。非正規雇用のなかでフルタイムで働く人々が増加しており、いまや非正規雇用のおよそ3分の1は週40時間以上働いているのである。この中には短時間のパートを複数かけもちしているケース（「二度働き」）も含まれる。表1が示すように、2002年から07年にかけてフルタイム型非正規雇用は人数および非正規雇用に占める比率ともに増加しているが、それにもかかわらず賃金は相変わらず低く、フルタイム型非正規雇用の半数は年間所得が200万円未満である。最低賃金制が有効に機能していないことを示している。

（2）細切れ的雇用がもたらす貧困、急増する労働災害

こうしたフルタイム型非正規雇用が増加する一方で、細切れ的非正規雇用もまた増えている。派遣労働や請負などの間接雇用の拡大は、この細切れ的雇用の増加と深く関わっている。

総務省「就業構造基本調査」によれば、派遣労働者は1997年から07年までの10年間に25万7000人から160万8000人へ、6.26倍になった。このうち、「日雇い」（日々または1月未満の雇用契約で雇われている者）の派遣労働者は9万2000人、「臨時雇い」（1月以上1年以内の雇用契約で雇われている者）は51万1000人である。ただし、「就業構造基本調査」は「住戸」につねに居住している世帯の世帯員が調査対象となるため、「住戸」でないところで起居する人々、たとえば冒頭のYさんのように健康ランドやマクドナルドに「宿泊」する人（「ネットカフェ難民」）は調査対象から除外さ

れている。このため統計では捉えることのできない短期・細切れ的雇用の派遣労働者が相当な数に上ると考えられる。さしあたりは雇用の継続を期待できた常用パートのような低賃金労働者のほかに、細切れ化した非正規雇用が増加していることに注目したい。

雇用が短期化、細切れ化することで急増しているのが労働災害である。1日限り、1週間限りの労働者に対して、使用者は安全確保に最低限必要な措置や安全教育を実施しない場合が少なくない。製造工程への派遣が解禁されて以降、派遣労働者の労働災害が激増している。

厚生労働省が2008年8月に発表した「派遣労働者の労働災害発生状況」によれば（表2）、派遣労働者の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、製造業への労働者派遣が解禁された04年は667人だったが、05年は2437人、06年3686人、07年5885人と急増している（派遣元から提出された労働者死傷病報告による）。

07年の被災者を派遣先の業種別でみると、製造業が2703人で全体の約7割を占める。同部門で被災した労働者の従事していた職種の経験年数をみると、「1カ月以上3カ月未満」（28.7%）が最多で、これに「1年以上3年未満」（21.5%）が続いている。年齢別では30代（29.0%）と20代（26.9%）で6割近くを占めている（派遣先から提出された労働者死傷病報告による）。

ところで、労働災害が発生した場合、派遣元および派遣先とともに所轄の労働基準監督署に届け出る義務がある。それゆえ労働災害による休業4日以上の死傷者について、派遣元、派遣先の双方から報告された数は全国集計では一致しなければな

表2 派遣労働者の労働災害による休業4日以上の死傷者数

（単位：人）

	2004年	2005年	2006年	2007年
全労働者	132,248	133,050	134,298	131,478
派遣労働者（1）	667	2,437	3,686	5,885
派遣労働者（2）	427	1,295	2,112	3,958
うち製造業	251	810	1,395	2,703

（注1）派遣労働（1）は派遣元から提出された労働者死傷病報告を、派遣労働（2）は派遣先から提出された労働者死傷病報告を集計したもの。

（注2）2004年は、同年3月1日以降に新様式の労働者死傷病報告により提出されたものを集計したもの。

（出所）厚生労働省労働基準局「派遣労働者の労働災害の発生状況について」（2008年8月）より作成。

らない。しかし、上記の厚生労働省のデータを見ると、派遣元から提出された人数と派遣先からの人数には大幅な差がある（表2参照）。2007年の場合、前者が5885人にたいし後者は3958人で、その差は実に2000人近い。これはなぜだろうか。派遣先は派遣労働者の労働災害を掌握していないか、あるいはその事実を承知してもあえて無視している可能性、さらに労働災害が発生しても派遣元が派遣先に通報していない可能性が疑われる（伍賀2009）。

以上のごとく、非正規雇用と貧困との関わりを考えるときに、雇用の不安定性の面で焦点となるのが派遣労働である。

（3）派遣労働というリスク

1990年代まで派遣労働の主役は圧倒的に女性であった。その多くが、夫や親など主たる家計維持者を他に有していたため、単身では生活を維持できない賃金水準であってもさほど問題とされず、もっぱら派遣労働の「自由な働き方」の利点が強調された。しかし、近年の派遣労働者の増加は特に男性において顕著である。その背景に派遣労働の対象業務の自由化、製造ラインへの解禁、日雇い派遣の拡大があることは明らかであろう。

ここで、あらためて派遣労働の原理に立ち返って、それがはらむ問題性を確認しておきたい。

まず、派遣先は、①使用者（ここでは派遣先）が本来負うべき雇用主責任を派遣元が代行すること（または代行する形式を取ること）、②正規労働者を直接雇用するよりもトータルのコストが低いこと、さらに③派遣先にとって派遣労働者が不要になった場合は即座に引き上げてもらえること（容易な雇用調整）、などの「メリット」を派遣労働に期待し、派遣元もこれらのサービスをセットにしてユーザーに販売攻勢をかけてきた。派遣先にとってのメリットは派遣労働者にとってはしばしばリスクとなってふりかかる。

派遣先は派遣元との間で締結した派遣契約を終了すること、あるいは中途で打ち切ることで派遣労働者の事実上の雇用調整が可能となる。雇用主責任の代行のなかには、賃金支払いや、税金・社会保険料の徴収業務などの代行だけでなく、雇用契約の開始と終了という行為の代行も含まれている。ただし、実質的な雇用契約の開始と終了の権限は派遣先が確保したままである。本来はありえ

ないはずの雇用主「責任」と「権限」の分離がこのようない形で行われている。派遣労働を活用することで派遣先が得るメリットは、雇用主責任を派遣元に代行させたまま、権限だけは保持しつづけることで事実上の雇用調整を容易にしたことである。

派遣労働のもとではこのような雇用調整サービスも商品化されている。生産の変動にあわせた雇用調整がひんぱんに行われることで派遣労働者は雇用の細切れ化、短期化のリスクに見舞われる。雇用の細切れ化、断片化は日雇い派遣において極限に至る。言うならば「雇用が細切れで不安定」であることがビジネスモデルとなっている。それが労働者にもたらす困難がどのようなものか、今日の不況の進行とともにあって露わになっている⁴⁾。

IV 2008年秋以降の急転回

（1）あいつぐ「派遣切り」

2008年秋以降、不況局面への急速な転換によって自動車や電機産業を中心に派遣先は派遣元に対し派遣契約の更新停止や中途解約を開始した。人材仲介業者の寮で居住してきた派遣労働者は雇い止めや解雇によって住み処も失い、なかにはホームレス状態になる人も出ている。派遣元が派遣先に提供する雇用調整サービスは労働者の生活基盤そのものを脅かすリスクをはらんでいることを鮮明にした。

厚生労働省が全国の労働局やハローワークをして2009年1月30日時点でまとめたデータでは、08年10月から09年3月にかけて非正規労働者の雇い止めなどの人数は全国で1806事業所、12万4802人に達するという（予定を含む）⁵⁾。このうち派遣労働者が最も多く（8万5743人、68.7%）、これに期間工などの契約労働者（2万3247人、18.6%）、請負労働者（1万456人、8.4%）、その他（5356人、4.3%）が続いている。

2009年に入ってから企業の雇用調整人数は相次いで追加され、また新規に雇用調整を行う企業が少なくないこと、およびこの調査には漏れが相当数予測されることなどを考えると、実数はこの数倍に上るであろう。さらに、日雇い派遣のように

日々雇い止めにあっている労働者は今回の調査対象に含まれていないことにも注意する必要がある。

(2) 非正規雇用から顕在的失業へ

「派遣切り」、「非正規雇用切り」によって半失業状態から顕在的失業状態においやられる労働者が増加している。電機産業では正社員に対する大規模なリストラも始まっている。『資本論』(第1巻第23章第4節)でいう「恐慌期に急性的に現れる相対的過剰人口」の増加であろう。

厚生労働省の上記の集計結果を都道府県別に見ると、12万4802人のうち最も多のが愛知で2万113人に上る。これに長野(6436人)、福島(4911人)、神奈川(4792人)、静岡(4583人)と続いている。いずれも自動車や電機産業が集積する地域である。他方、沖縄(17人)や高知(173人)のように従来から製造業拠点のない地域では雇い止めの人数は極端に少ない。だが、このことは雇用の安定を示すものではない。有効求人倍率も極端に低下しているからだ(2008年12月の有効求人倍率は全国0.72、高知0.43、沖縄0.31)。

沖縄県を例に取ろう。沖縄は従来から県外就職者の多い地域である。なかでも愛知県に集中していた。沖縄労働局のまとめでは、2007年度にハローワークを経由して県外出稼ぎに従事した労働者6744人のうち愛知県を就労先とする者は4983人(73.9%)を占めている。このなかには派遣業者の求人によるものも含まれている。自動車生産にかけがりが見え始めた2008年春先より県外就職件数は徐々に減少傾向をたどってきたが(08年2月822人、4月710人、5月585人)、11月には139人にまでに落ち込んだ(沖縄労働局職業安定課資料による)。これに歩調を合わせるように派遣先を失った派遣業者の営業所は相次いで沖縄から撤退、現地駐在員の解雇や雇い止めが発生している。派遣労働者を県外に送り出す駐在員自身も実は不安定雇用であった。

他方、県外で職を奪われた人々はいまどうしているだろう。沖縄に帰っても仕事がないため、その多くは県外で滞留しているのではないか⁶⁾。なかにはホームレス状態の人もいるだろう。「派遣切り」という名の雇用調整が派遣先によって強行されるなか、派遣労働者や期間従業員などの非正規雇用は顕在的失業者に移行し、貧困の度合いを強めている。

(3) むすびにかえて

再び「年越し派遣村」に帰ろう。2008年12月31日から1月上旬まで500人余に上る元派遣労働者や期間従業員、ホームレスの人々が派遣村に滞在した。派遣村を支えたボランティアは1500人を超えたという。東京の派遣村だけでなく、名古屋、大阪、広島でも同様の取組みが行われた。命をぎりぎりのところで支えるこうした仕組み(最低限のセーフティネット)は本来、行政責任で整備しなければならない。それが欠如している日本社会で労働組合やNPO、市民団体が自発的に立ち上がったことの意味は大きい。貧困の広がりと深化が生命の危機をも及ぼしている事態を労働・社会運動が座視しないという姿勢を示したこと、ジャーナリズムがそれを積極的に報道するようになったこと、さらにその報道を見た市民が現地にかけつけたこと、これらは日本社会のなかで現代の貧困に対するセーフティネットを張り直す運動の基礎となりうるものである。

このセーフティネットとは、最低賃金の引き上げや失業保障、生活保護制度、さらに公費による職業訓練の提供を加えたものとなろう。標準時間働いているならば自立できるだけの賃金を、失業した場合は失業手当を、それがない人には生活保護の適用を、そして再就職に必要な職業訓練を保障することである。同時に、細切れ的雇用をビジネスモデルとする派遣労働に対する規制もまた不可欠である。

注

- 1) たとえば佐藤・小泉(2007)がある。
- 2) 「就業構造基本調査」における「雇用者」とは被雇用者を意味するため、「役員を除く雇用者」とは労働者と考えてよい。
- 3) 「就業構造基本調査」によれば、1997年から2007年までの10年間に男性正規雇用は300万人減少したが、非正規雇用は逆に257万人増加した。
- 4) Ⅲ節の詳細は伍賀(2009)を参照されたい。
- 5) 派遣または請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整および有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整などの合計である。
- 6) 那覇市役所が2009年1月7日に開設した「臨時市民相談コーナー」に寄せられた相談件数は同16日までに215件であった。うち県外で「雇い止め」や「契約満了」に会った人からの相談件数は45件(20.9%)である。

る。なお、県内失業者の相談は108件（50.2%）であった（那覇市役所資料による）。

参考文献

- [1] 岩田正美（2008）「貧困研究に今何がもとめられてい るか」『貧困研究』vol.1。
- [2] 江口英一（1979, 1980）『現代の「低所得層』（上）（中）（下），未来社。
- [3] 加藤佑治（1980）『現代日本における不安定就業労働 者（上）』御茶の水書房。
- [4] ——（1982）『現代日本における不安定就業労働者 （下）』御茶の水書房。
- [5] ——（1991）『現代日本における不安定就業労働者』（増補改定版）御茶の水書房。
- [6] 伍賀一道（1988）『現代資本主義と不安定就業問題』

御茶の水書房。

- [7] ——（2008）「非正規雇用の増大とワーキングプア」基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂。
- [8] ——（2009）「派遣労働は働き方・働くかせ方をどのよ うに変えたか 一間接雇用の戦後史をふまえて—」『大 原社会問題研究所雑誌』604号。
- [9] 佐藤博樹・小泉静子（2007）『不安定雇用という虚像 —パート・フリーター・派遣の実像—』勁草書房。
- [10] 高梨昌（1980）「『不安定雇用労働者』の労働市場と 雇用政策』『不安定就業と社会政策』（社会政策学会年 報 第24集）御茶の水書房。
- [11] ——（1985）「労使は発想の転換を」『週刊労働ニュ ース』1985年1月1日号。
- [12] 湯浅誠（2008）『反貧困 一すべり台社会からの脱 出—』岩波書店。

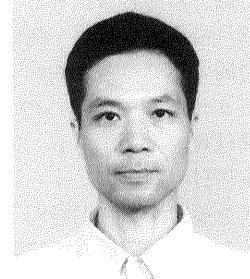
（ごか かずみち 所員 金沢大学）



会場からの質問に答える伍賀氏

戦後日本の過度労働と批判 経済学・社会医学の連携に 関する一試論

戦後日本の過度労働は、過労死認定基準の到達点をみても、『資本論』で言う「労働力の濫用」水準にあり、“高度に発達した資本主義国”像は虚構である。批判経済学と社会医学の連携は、過度労働に抗する労働安全衛生活動に必要な視点である。



NAKANE Yasuhiro
中根 康裕

I 問題の所在

戦後日本は“高度経済成長”をへて“先進国”の仲間入りをしたというのが社会的常識である。戦前來の悲願であった重化学工業化を達成し、貿易収支の大幅黒字を定着させ、世界に冠たる“経済大国”になった今日の日本には“先進国”化を裏づけるような現象と数値があふれている。しかし視点を「労働」に置いてみると戦後日本の“顔つき”は随分と変わってくる。批判経済学は「労働日の短縮、自由時間の拡大という課題」を「思想の核心」(森岡孝二「労働日の制限・短縮と人間の発達」『経済科学通信』39号、1983年、15頁)にすえて、労働者の人間発達を阻害する過度労働問題を分析してきた。この労働日制限の視点からみると、戦後日本は果たして“高度に発達した資本主義国”に値する内実を備えているのか、疑問である。この問題意識から本稿は以下の検討を試みる。

まず戦後日本の過度労働を『資本論』の過度労働把握を基準にしてとらえ、行政による過労死認定基準の到達点も検討しながら、その特質を指摘する。つぎに過度労働に対する抵抗主体の基礎づくりの一契機として、労働基準法と一体で制定された今一つの「つつましい“大憲章”」(マルクス

『資本論』第1巻、新日本出版社新書判525頁)である労働安全衛生法にもとづく安全衛生委員会活動をとりあげ、さらに労働衛生論の最近の一傾向にも触れながら、批判経済学と社会医学の連携の重要性を指摘する¹⁾。

II 戦後日本の過度労働・その特質

(1) 戦後日本の過度労働と過労死認定基準の到達点

過度労働の問題について、『資本論』は「12時間を超える労働は、労働者の健康をむしばむ傾向があり、早い老化と早死とをもたらし…家族は、家長による世話と扶養とを、もっとも必要としているときに奪われる」(同上、431～432頁)と告発した上で、工場法が勝ち取られ「標準労働日」が刻まれた歴史到達を踏まえ、過度労働について「労働者はしばしば、自分の個人的消費を単に生産過程に付随するものにすることを余儀なくされる」が「こうしたことは、資本主義的生産過程にとっては本質的ではない濫用として現われる」(マルクス、前掲書、979～980頁)と総括した。

言うまでもなく労働日に関する資本と労働との

らえ方は正反対である。資本は剩余価値生産への人狼的衝動にかられ最大の剩余労働時間（労働時間－必要労働時間）を求め、労働日延長を要求する。資本にとって労働日とは生活日（24時間）から労働力商品の保持者としての労働者の最低休養時間（最少限の食事・睡眠時間）を引いた残りの全時間であるべきとされる。逆に労働者は健康保持と文化的知的発達への人間的欲求にもとづき、労働日短縮を要求する。労働者にとって労働日とは生活日（24時間）から自らの最低休養時間と次世代を養育する育児時間と自らの文化的知的発達をかちえるための自由時間を確保した残りの時間であるべきとされる。この両者の闘争の中から【労働時間＝生活日－（最低休養時間+育児時間+自由時間）】とする標準労働日が確立された。標準労働日が空洞化し【労働時間＝生活日－最低休養時間】になれば『資本論』でいう「労働力の濫用」つまり過度労働になり、労働者は文化的知的発達を阻害され身体的精神的に萎縮する。さらに【労働時間>生活日－最低休養時間】になれば『資本論』でいう「緩慢な人間屠殺」（同上、416頁）すなわち過労死・過労自死へと労働者は追い込まれる。

戦前日本は無論、戦後日本資本主義も「労働」に関する限り「労働力の濫用」すなわち過度労働が基調と言える。労働者の知的発達を保障するための労働日制限の諸指標は惨憺たる水準である。有給休暇の取得率は4割台（1980年の61.3%から2008年の46.7%へ）にまで下落し年間約8日（1980年の付与日数14.4日・取得日数8.8日から2008年の付与日数17.6日・取得日数8.2日へ）にすぎない（厚生労働省「就労条件総合調査」）。週60時間以上つまり週20時間以上残業労働する男性正規労働者の割合は25～44歳という子育て世代で20%を超える最も高い（総務省「就業構造基本調査」2007年）。過労死・過労自死等の労働災害請求件数は増えつづけ、とくに過労自死等の請求件数の急増が著しい。“サービス残業”という名の賃金不払い残業も例えば製造業労働者で一人年間200～300時間近く存在すると推計されている（厚生労働省「毎月勤労統計調査」と総務省「労働力調査」との開差より）。官庁統計をそのまま引用しただけでも過度労働の蔓延が示されている。自殺者数の1998年以降の3万人台への急増（警察庁生活安全局「自殺の概要」）も、それ以前からの過度労働による社

会の歪みが平成不況と新自由主義“構造改革”により失業率が高まる中で噴出したものである。「収入家計・家族関係・自分の健康等によるストレスを感じている人の割合が、失業率が増加する以前に増加する場合」に失業率増加とともに「自殺率の高まり」（国立社会保障・人口問題研究所「自殺による社会・経済へのマクロ的な影響調査」『厚生労働白書』2004年版、97頁）をもたらすと指摘されてもいる。

行政の過労死認定基準について見れば、ようやく2000年前後に個別裁判での国側連敗に対応する最低の範囲で、行政の過労死（過労自死）等の認定基準は一部“改正”を強いられた。1999年の「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」では、過労性うつ病などによる「自殺」を初めて「自傷行為」から外して労災対象になり得るとした。2001年の過労性「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」改正では、拒否し続けてきた「長期間にわたる疲労の蓄積」を初めて判断の要素に加えた。しかし具体的には、発症前6ヶ月平均の所定外労働が月45時間以上で初めて健康障害の危険性が徐々に高まり、発症前2～6ヶ月平均の所定外労働が月80時間以上または1ヶ月100時間以上にもなって初めて健康障害の危険性は高くなるとする内容であり、決して「労働日の制限」に結びつく改正ではなく、むしろ過度労働による労働者の緩慢屠殺が発生することを前提した上で最低限の事後対策をとるものに過ぎない。

しかし、この“改正”は過労死・過労自死等の労働災害請求件数の激増という形で、1980年代以来、社会問題化していたこの問題をより一層数字の上でも顕在化させる役割は一定果たした。「過労死等事案」にあたる「過労性脳血管疾患及び虚血性心疾患等（含死亡）」の業務上災害請求件数は2000年度の617件から2001年の基準“改正”をへて2002年度の819件へと1.3倍の伸びを示し、「精神障害等」にあたる「過労性うつ病等（含死亡）」の業務上災害請求件数は1998年度のわずか42件から1999年の基準“改正”をへて2000年度の212件へと実に5倍の伸びを示した。2007年度についてみれば「過労性脳血管疾患及び虚血性心疾患等（含死亡）」の業務上災害請求件数は931件（2000年度の1.5倍）、「過労性うつ病等（含死亡）」の業務上災害請求件数は952件（1998年度の22.6倍）に達し、新自由主義“構造改革”が労働者の「緩慢

な屠殺」をどれほど激しく行ったかについての無残な例証ともなっている。とくに“すべてはあなたの個人の責任”の大合唱のもとで労働者の連帯が断ち切られる中、心の病での請求件数が甚だしく増加している。

(2) 戦後日本の過度労働の特質—“高度に発達した資本主義国日本”像の虚構—

ここで本稿は、戦後日本の過度労働の特質として三点を指摘したい。それはこの過度労働が、①労働基準法をはじめ労働者保護法が存在する中で、②労働組合とその全国組織が活動する中で、③労働組合の組織労働者の中でも例外なく、恒常に発生し続けているという点である。戦後日本の過度労働の特質を端的に示すものと考える。

こうした戦後日本の過度労働は「労資関係の基本単位が産業次元にある欧州的段階の以前にとどまり、企業次元にあり続け」て「企業枠を越えて賃金—労働諸条件を規制する全国的横断基準が存在せず、労働者が不利な立場で入職する個別企業の内部でもっぱら編成される企業内専決－企業別労組」という「戦後過程で形成、固定化された労資関係制度」（鈴木富久「階級・市民社会・日本の労資」『経済科学通信』108号、2005年、39頁）に根ざす構造問題であると考える。それは「高度成長開始以降10数年という短期間に、鉄鋼を基軸とする新鋭重化学工業の体系を一挙に創出した最大の秘密」である「企業内組合の形をとった戦後日本の労働運動」（久保新一『戦後日本経済の構造と転換』日本経済評論社、2005年、34頁）の問題である。戦後日本の「対米従属は【独占資本（企業）－中小零細資本（企業）－零細農耕（農業）】それぞれにあい応じて貫かれ、『三層格差系列編成』支配関係を、戦後日本資本主義の『構造』の中に錆込んだ」（涌井秀行『東アジア経済論』大月書店、2005年、52頁）が、それは労働組合の企業内封鎖という、致命的歪みを「錆込んだ」構造でもあった。日本独占資本が「日本の経営」の他の全てを投げ捨てながらも「企業内労使関係が安定経営に果たしてきた貢献はきわめて大きい」として「企業内労使関係の堅持」（日本経済団体連合会『経営労働政策委員会報告2008年版』日本経団連出版、28頁）だけは譲らない意味はここにある。

資本が資本対賃労働という関係である限り、過度労働の恒常化を前提に再生産されている戦後日

本資本主義は“経済規模は巨大”でも、労働者の人間発達を許容できない“底の浅い”資本主義であり、高度に発達した資本主義とは言えない。資本主義の発達度をとらえる際には、当該資本主義が労働者の人間発達をどの程度許容し得ているのかという質の観点を抜きには考えられない。戦後日本資本主義は今日尚、労働者が改めて「時間外労働は月45時間、年間360時間を法の上限とすること。有給休暇の100%取得を使用者に義務づけること」（東京春闇共闘会議「人間らしい働き方と暮らしの実現を求める国会請願署名」）を要求せざるを得ない程、質の低い発達度にある。

III 労働安全衛生活動と批判経済学・社会医学の連携

(1) 労働安全衛生法・安全衛生委員会活動と労働組合

この過度労働に労働現場から抗し、その取り組みを通じて労働者が自らの健康権を自覚して行く活動として、労働安全衛生法（以下、労安法と略）という法的強制力にもとづく安全衛生委員会活動をとりあげる。批判経済学は「保健・衛生」などの「非市場的・制度的諸関係を取り込んで資本主義分析」（基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』昭和堂、2008年、森岡孝二執筆28頁）を行う点に特長の一つがあると考えるからである。

労安法は労働基準法と「相まって」（労安法1条）、つまり表裏一体の法として「労働者の安全と健康を確保」（同前）することを目的に、それまでの労働基準法の「安全および衛生」条項を抜本的に拡充・体系化して1972年制定された、労働基準法と並び立つ「つつましい“大憲章”」である。労安法は同法の遵守義務を事業者、つまり企業の上層中枢に課している点で労働基準法より踏み込み、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」（労安法3条）と規定し、労働過程内にある労働者の健康権保護に関する事業者責務を明確にした。さらに労働の管理も「事業者は労働

者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない」(労安法65条の3)とし、2000年には最高裁が本条項を根拠に過労死裁判で事業者に損害賠償を命ずるなど、過労死・過労自死裁判闘争に積極的な影響を与えていた。本稿は、労安法が事業者に設置義務を課している「安全衛生委員会」を労働組合が最大限活用する能力をもつことが、命と健康問題を受け止められる労働組合への脱皮と、過度労働に職場から抵抗する基礎づくりにつながって行くと考える。

安全衛生委員会の特長は、委員に産業医や衛生管理者など専門家を入れること、最低でも月1回以上開催すること、所定労働時間内に開催することなどが義務づけられている点に加えて、委員の半数は労働者代表でなければならないとしていることである。事業所に労働組合があればその代表が委員の半数を構成する。調査審議事項は、労働者の健康障害の防止対策、健康の保持と増進対策、労働災害の原因対策・再発防止対策など安全衛生を全般的に審議する権限をもつ。2006年には「長時間労働による健康障害の防止対策」と「精神的健康」いわゆるメンタルヘルスの「保持対策」が審議事項に追加明記された²⁾。

安全衛生委員会が、具体的に過労性の脳疾患・虚血性心疾患や過労性のうつ病（それが進行すると過労死・過労自死）を防止するための調査審議を進めれば、多くの場合「収益確保・費用圧縮両面で『企業目標達成』から一方的に逆算された労働量」（拙稿「資本蓄積・労資関係の現代日本の特質と過度労働の諸問題」『経済科学通信』107号、65頁）をもたらしている過少人員体制との矛盾に突き当たる。自らの健康を維持するための休養や育児・家族団らんの時間をとれない過度労働は、職場の人員不足と深く結びついている。労働組合が安全衛生委員会に労働者代表委員を送り出し、積極的な調査審議を進め、事業者に労働者の健康を守る措置をとらせるることは、人員補充要求にもつながる課題である。ここで労働安全衛生活動を進める際、とくに労働衛生論の動向には注意を払う必要がある。

(2) 労働衛生論の最近の一傾向と批判経済学・社会医学の連携

労働衛生は働く人の生命をまも（衛）るための

研究分野である。しかし近年、労働者の健康をもっぱら個人の問題としてとりあげる傾向が労働衛生論内部で一潮流になっている。

例えば、働く「各個人がこれらの要因<ストレス要因—筆者>をどう自覚的に受け止め、積極的に対処できるかが“過労死”予防やストレス管理の中心課題」（山田誠二「『労働時間』と健康管理」『産業医学レビュー』60号、2003年、15頁）と言いたる議論や、それと表裏一体で「虚血性心疾患は、生活習慣病の代表とされるように、非職業性の種々のリスク要因がその発症に大きく関係」しており「日常生活におけるライフスタイルは、業務上のリスク要因に比べ、かなり大」で「働く人々自身の自覚と自己責任による適切な受療が極めて重要」（和田攻「労働と心臓疾患」『産業医学レビュー』55号、2002年、201頁）と主張する議論が横行し、あげくには「わが国では“過労死”を含む疾病に対しては行政の認定基準は業務上とする事例に絞りをかけようとしてきた」が「裁判所は、個別立証により寛容で、“明らかに業務による”という規定にもかかわらず、業務起因性を緩やかに認めるものが少なくないことが、わが国の特徴」（同上、209頁）と主張して、過労死認定基準の狭さを指摘した司法判断を非とする主張に行き着いている。また意識論の面から「強制されて過度に労働することもあるが、それ以上に日本人は自発的に、率先して、労働のなかにのめり込むことのなかに、一種の人生観上の美意識を感じ、満足」（今村仁司「日本人の労働観」『産業衛生学雑誌』47巻臨時増刊号、2005年、145頁）するのだとして個人責任論を補完する議論もある。この一連の議論は、過度労働の危険よりも生活習慣の危険という個人責任が大であり、また過度労働も本人が“自発的”に行う限り、いずれにせよ個人の問題とする点に最大の特徴をもつ。新自由主義の労働衛生論への反映とも見える。

しかし、資本への労働の従属という社会関係を見ない議論では過度労働と過労死・過労自死の根絶に対して無力である。「24時間労働」体制を与件にする労働衛生論は「家畜衛生学」に「陥」（渡部貞也「家畜衛生学ではなく」『産業医学』第32巻3号、1990年、卷頭頁）るとした先駆の警鐘が杞憂でなかったことを示している。

日本における社会医学の先駆は「『医学は、研究の対象を社会的生活をなす人間の集団となす医

学』、あらねばならない」(石原修「医育の欠陥と社会」原初稿1926年、『現代のエスピリ』74号、1973年、173頁)と論じ、「医学の対象たる人間の集団性、社会性などを顧慮することを俗化と感じ、医学の冒瀬と考える人々すら発生」(同上、172頁)している状況を憂慮したが、関東軍731部隊の戦争犯罪は社会性・人間性を喪失した“医学”の究極の転落先と言える(秋元壽恵夫『医の倫理を問う』勁草書房、1983年、70頁他)。かつて宮本忍氏は社会医学について「一定の社会的経済的関係によって規定されている労働者群を対象」(宮本忍『社会医学』三笠書房、1936年、31頁)とするのだから「社会科学一般、特に経済学と統計学の研鑽が必要」(同上、32頁)だと述べたが、これは同時に批判経済学にも「人間の健康状態が社会的条件」に規定される「必然性を実証的にかつ論理的」(渡部眞也「健康問題の社会医学的把握」『社会医学研究』8号、1989年、29~30頁)に解明する社会医学の知見を吸収する必要があることを教えていている。

一例だけあげれば、渡部眞也氏が「林業における振動障害流行の社会医学的機序」(同上、27頁)という図に要約した林業労働者の振動障害の社会的性質についての連関把握は、労働者・労働組合が労働安全衛生活動を進める際に活かすべき、労働衛生をどのようにとらえるかについての注目すべき例示と言える。そこでは、「出来高払賃金制度」と「単価の引き下げ」が長時間のチェンソー使用労働とそれによる「長時間の振動暴露」をもたらし、「雇用不安」は首切りをおそれ「病気をかくす」傾向を生み、労働者への安全衛生教育の“節約”は不十分な健康管理と「障害発見」の「おくれ」につながり、さらに「着衣の濡れ」や「冷えた弁当」が「寒冷暴露」を増幅させることまで、労働の現場はもちろん労働時間や賃金などの労働諸条件から背後の衣食住にまで目配りをした把握が示されている。この社会医学の眼と批判経済学の眼を連携させる時、労働安全衛生活動は有効に進められる。

IV 結 び

30余年前、南克巳氏は戦後日本の“高度経済成長”が過度労働の解消と自立的市民の確立には結びつかないと論じ、「『高度に発展した資本主義』国日本の観念の陥穽」(南克巳「戦後重化学工業段階の歴史的地位」宇高基輔他編『新マルクス経済学講座・第5巻』有斐閣、1976年、84頁)を衝き、資本支配の「歴史的意味」を「主体の側に刻まれた問題」(同上、41頁)として問う先駆的提起をされた。筆者はこの提起を導きの糸にして、別稿で過度労働は「労働者の職場人権の阻止と労働組合の『企業別』強制留置を基礎とする労資関係の諸特質の産物」(拙稿、前掲論文、66頁)と論じ、労組の企業内封殺は戦後日本の資本蓄積構造と不可分の構造問題であることに触れた。本稿では同じ問題関心から過度労働に抵抗する基礎づくりの一契機を、批判経済学と社会医学の複眼をもつ労働安全衛生活動として、職場労働の現場視点から提示した³⁾。(2009年2月4日脱稿)

注

- 1) 本稿は、基礎経済科学研究所30回研究大会ならびに40周年記念研究大会における報告にもとづき、両報告への櫻井純理、高橋邦太郎両氏のコメントを参考にした。
- 2) 安全衛生委員会の設置基準・委員構成・調査審議事項等の詳細は労安法や労働安全衛生規則(厚労省令)を参照されたいが、村上剛志・佐々木昭三著『やさしい労働安全衛生法・労働安全衛生規則』(かもがわ出版、2008年)は、こうした点を実践的観点から理念もふくめて平易に体系的にまとめている。本節は同書から多くを得た。
- 3) 基礎経済科学研究所40周年記念研究大会で池上惇氏はおよそ以下のように述べられた—『資本論』の透徹した理論に陶酔することはたやすい。しかし、厖大な資料収集と現場の調査から新たな理論を創出していく息遣いが伝わる点において、第8章「労働日」こそは『資本論』の中で最も意義深い箇所である—と。現場の息遣いからの出発が重要である。

(なかね やすひろ 所員 医療労働者)

現代の雇用労働問題考

—東南アジア諸国の事例によせて—

日本経済の発展を支えてきたアジア諸国では、ごく一部のエリート以外には「非正規雇用労働者」は一般的な大多数の労働者の姿である。彼らの契約期間は数ヶ月、1ヶ月、週契約そして日雇いなどであり、低賃金と劣悪な雇用条件の底辺を担うものとなっている。今日の日本の労働問題の解決のためにはそれらの事実の存在に目を向けなければならない。



WADA Sachiko
和田幸子

I はじめに

寒空の下で、実に数百人もの人々が、長い列をなし食べ物の配給を待って並んでいる。この光景に心が痛まなかった人はいないだろう。そこはまぎれもない日本の首都東京の中心地日比谷公園、2009年の元旦を迎えるべからざる人々のために急遽拵えられた「年越し派遣村」なのである。

世界経済の不況を口実に、トヨタ、キヤノン、ソニーなどの大企業・多国籍企業は我先に「派遣切り」や「社員寮追い出し」などの形で労働力経費の削減を行った。職も居住場所も失った人々に、テントや毛布を手配し、ともかくも温かいみそ汁とおにぎりで新年を迎えるようにしたのは労働組合や市民団体・ボランティアの人々であった。銘記すべきは、これまで長い間“先進国”的利益を恣にしてきた政府や、その支援によって世界屈指の地位を得た巨大企業たちではなかったということである。

新年早々われわれは、「2009年3月までに職を失う恐れのある『非正規雇用』の人数は8万5千人である」と予測する新聞報道に驚いた。その1ヶ月後には、その数が「12万4800人を越えるだろう」と伝えられ、さらに日本製造アウトソーシング協会は、「3月まで40万人が仕事を失う」との調査結

果を自民党の労働者派遣問題研究会に提出した（日経新聞1/28）。ILOが2009年1月末に発表した年次報告書は「2009年には世界で4000万人が新たに職を失う可能性がある」とした。それによれば、2008年末の時点で世界の失業率は6.0%であり、「経済危機がさらに深刻化すれば雇用状況は急速に危機に陥るだろう」、「この危機は先進国やEU諸国に対してより深刻な打撃を与えており、その失業率の予測は7.9%になる」というものである。

一方、アメリカ型経営の台頭によって巨額の内部留保を蓄えた大企業は、日本でも、確実に株主配当金や役員報酬を増額した。たとえば赤字経営の情報を振りまくトヨタの場合でも、1人当たりの役員報酬が1億2200万円（2007年・年額）であったと報じられている。

資本にとって、国家や国民経済、労働者そして外国人労働者等はどのような存在なのだろうか？これまで日本の製造業の多くは“国際化”や“グローバリゼーション”的の声のもとで、欧米よりもアジアで大きな利益を上げてきた。アジアこそは原料資源の供給地であり、安価な労働力の供給地であった。アメリカ市場の狭隘化に伴ってアジア市場への期待が膨れ上がったが、その低廉な労働力の存在は不可欠の要素であった。“多様な働き方”的の「非正規雇用」の増大は、相対的に高価な日本の労働力の価格の切り下げに役立つもので、それによって日本の労働者の賃金水準は着実

にアジアのそれと近づけられ、資本への有利な条件を提供するものとなってきた。ところで、今日本国内を吹き曇しているこの寒風は、アジア諸国にも吹きつけており、そこでは、これまでの悪条件をさらに悪化させるものとして人々を苦しめている。以下にそうした事実のいくつかを拾いながら国内外に広がりつつある様々な問題点について考えてみることにしたいと思う。

II 著しい日本の“悲観論”

資本はその当から、強者には自らの利潤を求めて地球を駆け巡る「自由」を保証し、弱者には強者のための従順な働き手となる「自由」を与えてきた。資本にとって、近代国家の存在は支配領域を確定し国民を統括する権限を保証するために有効であった。その範囲内においては、(今回世界を覆い尽くすほどの大量のものは稀であったが)、労働力の調整・削減は極めて日常的で合法的な経営活動の一環として乱暴に繰り返されてきたことである。

実際、こうした営みはその時々の資本の要求する内容によってその様相を変えられつつも、今まで続いている。日本では、規制緩和や自由化の推進を唱いながら、年功序列制度や終身雇用制度の安全弁を破壊し、競争の論理と格差を利用しながら労働者の団結を分断した。代わりに鳴り物入りで導入した“新しい形の働き方”的本質が、如何に労働者にとって非情で資本にとって有利なも

のであったかが、この度の不況によって端無くも暴露されることになった。「派遣労働」や「アルバイター」などの「非正規雇用」は労働力の切り売りのシステムとして資本にとっては有効ではあっても、労働者には条件改善の要求を伝える権利もなければ労働組合結成の自由も参加の資格もない。そしてついに生き残った筈の「正規雇用の労働者」たちも、交渉能力を削がれ「早期退職の勧告、正規雇用の削減」の嵐の中に投げ出された。この事は同時に日本経済が、その有能な生産システムを支えてきた独特的技術の連繋や分業体制を分断され、弱体化する過程とも重なっていたとも言えるだろう。

したがって、多くの企業が相次いで倒産に追い込まれている現在の日本では、どちらを向いても悲観論が溢るのは無理からぬ事でもあるのかもしれない。それを示すものが第1表である。

第1表は2008年11月～12月に世界19カ国市場調査会社が14555人に無差別調査を行った結果である。この時点では、日本ではまだ「日本はアメリカの影響はさほど深刻には受けないだろう」という楽観論が政府筋からも発せられていたが、本調査では日本人の悲観的な回答が際立っている事を指摘しなければならない。インドやブラジルなどのBRICsの諸国は、経済状況の改善を3ヶ月や12ヶ月と極めて楽観的に捉えており、政府の財政政策や金融システム、株式市場も回復するとする回答がよせられている。中国やアメリカでも1年もたてば若干回復すると考えている人々が多いが、日本では政府の財政政策に対する評価が、他

第1表 各国の経済危機認識度

	向こう3ヶ月先の経済状況は良くなる(%)	向こう12ヶ月先の世帯収入は増える(%)	住宅の購入に良い機会(%)	政府の財政政策運営に対する信頼度(10点満点)	銀行の健全さに対する信頼度(10点満点)	株式市場の健全さ・安定感への信頼度(10点満点)
インド	39	47	37	6.6	6.8	5.5
ブラジル	34	79	27	6.7	6.1	5.7
中国	27	38	11	7	6.6	3.8
ロシア	12	16	7	4.9	4.4	4.1
米国	14	34	38	6.3	5.4	4.3
日本	2	11	12	3	4.6	3.5
G8	8	22	22	4.6	4.9	3.7
6カ国平均	12	26	25	5.2	5.3	4

(出所；WIN Crisis Index より JETRO 作成 2009年1月22日通商弘報)

国に比較して著しく低い。

この深刻な大恐慌の発生について、何ら体系的な政府方針を示し得ない日本の政治的リーダー達に比して先のオバマ新米大統領の就任演説が注目される。「監視の目がなければ市場は抑制を失う」「富める者だけを優遇しては、国家は繁栄できない」と新自由主義的な市場経済を明確に批判をしたのである。今回の世界的経済危機の問題は2009年1月末に開催されているダボス会議でも大きなテーマとなった。報道によれば、クリントン元米大統領もその原因はアメリカにあるとする演説を行い、中国の温家宝首相も「アメリカの際限ない借金が金融危機を助長した」と批判した由である。ダボス会議でさえ、世界経済が今や従来の方式からの大転換が求められている事を議論しているのである。ODA活用による経済的支援を訴える従来型の日本の主張がさほどの関心をもって受け留められなかつたのは当然かもしれない。第1表の日本人の悲しみの一因としては、国民の苦悩に対する明確な施政方針を打ち出し得ない政府への失望感が挙げられるのは当然だろう。

さて、通信技術の進歩は、ダボス会議に集まる人々とは別に、ブラジルの「世界社会フォーラム」に集まつた人々の誇り高い演説も世界中に伝えてゐる。ブラジルのルーラ大統領はじめ、チャベス、コレア、モラレスなどラテン・アメリカの各大統領は、それぞれが取り組んでいる国内の施策への自信を込めて、大いに奔放な演説をしている。われわれは、世界的な貧困の蔓延、地球的規模での自然環境の破壊に対抗し、alternativeな世界の構築に向けて、急速に国際的連帯の輪を広げようとしている人々があり、独特な方式で成果を上げつゝある事も知らなければならないだろう。

日本人は「豊かな国の豊かな労働者である」と思っていたがそれは幻想だったのかもしれない。「日本人の特権」とは何だったのか？“万国労働者”と手を携えて、これまでとは全く異なつた新しい世界の構築のために力を出し合う時なのではないだろうか。まず、もっとも身近な東南アジアの労働者の労働者たちの現場を訪ねてみることにしよう。

III 生産拠点、そして市場となるアジア

第1図はグローバリゼーション下の労働市場の条件変化を若干チャート風に描いたものである。

1970年代から本格化した日本経済の「国際化」の流れの中で増大した対外直接投資の先には、諸外国におけるさらに有利な労働力利用が組み込まれていた。日本国内と比較すれば1/5、1/10、時には1/20ほどの低賃金で雇用出来たが、その劣悪な労働条件に不満をもらす者が労働組合などの結成のために動きだせば、すかさず当該国の官憲の動員という“安全装置”を利用する事もあった。スムーズな経済活動のためには途上国政府の（時に傀儡的な）性格が非常に重要であった。

第1図では、まずグローバリゼーションの流れを、先進国資本の途上国への対外直接投資がなされる事例を想定したものである。たとえば、1970年代アジアに日本企業が直接投資を開始した頃、その製品の市場は基本的に欧米先進国であり、アジアは主に安価な資源や労働力の調達地として位置づけられていた。一部日本に“逆輸入”される安価な商品が、驚くべき劣悪な労働市場を反映するものだと感じていながらも、日本では、途上国の大好きな賃金格差や労働者の労働条件の悪さに同情はしても、自らの労働条件の悪化との関連で認識する労働者は多くはなかった。

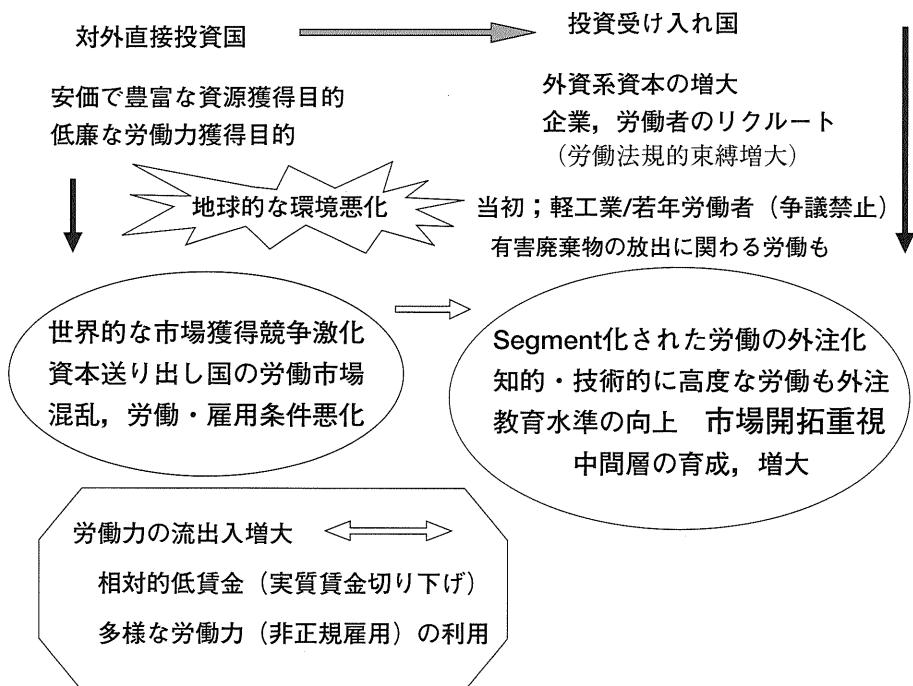
しかし近年は、グローバリゼーションの進展につれて、欧米先進国市場ばかりでなく、中東やアジアそのものを製品市場として重視せざるを得なくなつた。すなわち、M&Aなども含めて資本も海外で調達し、そこで生産のための原料・資源・労働力を調達し、市場もまた全世界での獲得競争によって確保しなければならなくなつたのである。

一方、直接投資の受け入れ国には、その資金の選択権は大きくはない。ただ、教育、技術訓練の普及により、若年の単純労働や部分労働のみならず、資本投資国内でよりも安価で調達しうる監督ないしマネジメント労働も担当するようになつてゐる。東南アジア諸国の政権も徐々に自律的性格を強めつつあるのも事実である。

IV 変化するアジア社会

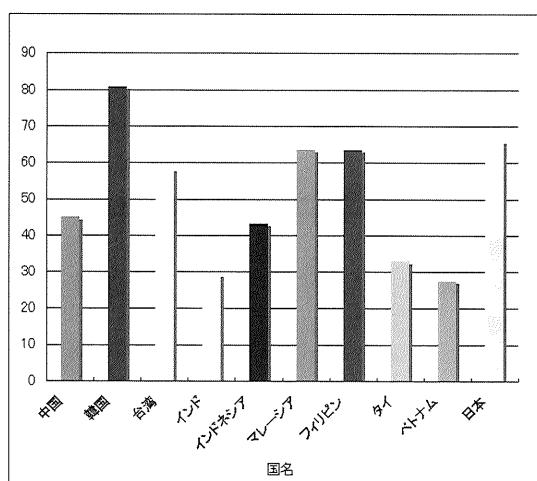
アジア諸国の経済発展の特徴の一つは、人々を経済特区や一部のメガシティに移住させ、農民から労働者へと転換させたことであった。第2図が

第1図 グローバリゼーション下の労働市場、条件変化



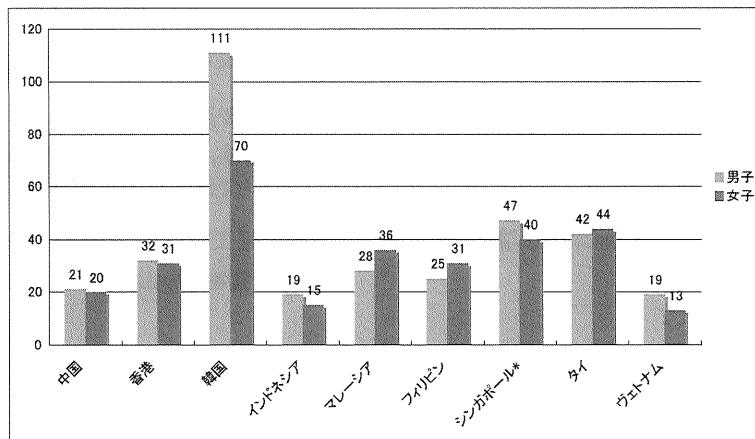
注：先進国でも途上国でも農業等伝統産業の衰退、過密なMega Cityの誕生
農村の過疎化、対外依存度のたかまり、自然環境やコミュニティーの破壊が進む

第2図 各国の都市人口の割合 2007年 (%)



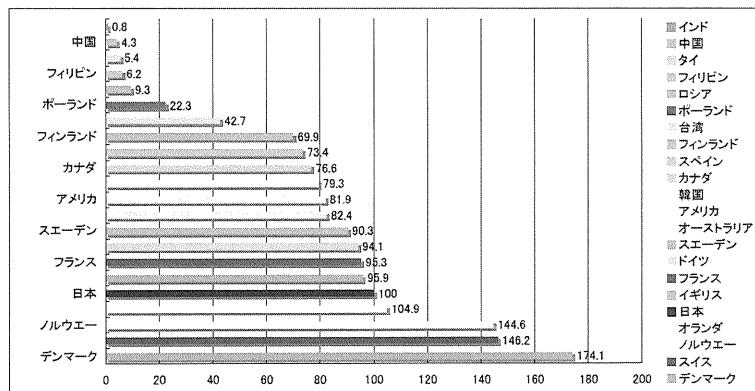
出所：Asian Development Bank “Key Indicators 2007”より作成

第3図 アジア諸国の高校レベル入学率（%）（2005年、2006年、シンガポール1997年）



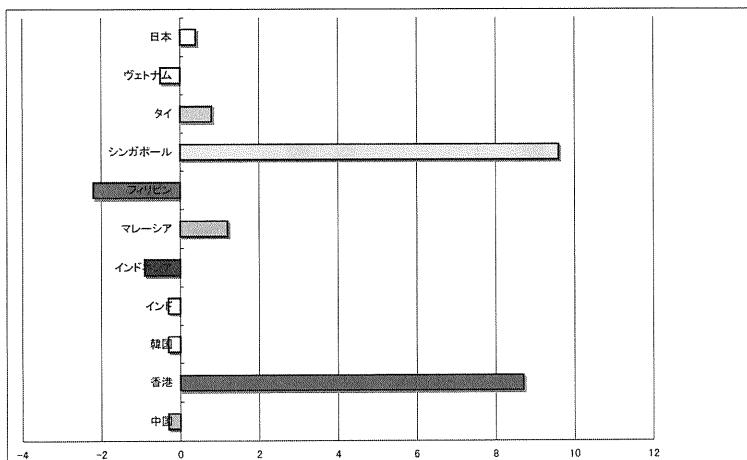
出所；ADB *Ibid* より作成

第4図 製造業の賃金比較（日本=100として計算 フルタイム、5人以上の民間事業所、時間外手当なし）



ADB "Key Indicators 2007" より作成

第5図 2000年～2005年の間の人口移住状況（単位人/1000人につき）



出所；ADB *Ibid* より作成

示すように、すでに韓国、台湾、マレーシア、フィリピンなどでは、その人口の半数以上が都市に住んでいる。第3図によれば高校レベルの入学率も着実に上昇し教育水準も向上している。第4図は世界各国の製造業の賃金を日本との比較で表したものである。これはあくまでも5人以上の企業でフルタイム労働者の場合の統計であるが、賃金の高い欧米諸国とアジア諸国との間に大きな格差については指摘するまでもないだろう。そして、第2表は、少し古い統計資料であるが、若年層の失業率を表したものである。いずれの国でも若年層の失業率は非常に高いが、特にインドネシアやフィリピンの若者にとっては働く場が如何に少ないと考えさせられる。このように若者の失業率が高いことによって、アジア諸国の労働環境は改善されず、低賃金に繋がり、そのことこそが外資にとって大きな魅力なのである。

第3表はアジアの各国の工業部門の占める割合であるが、いずれの国（地域）もその割合は、多国籍企業の国際生産の工程に組み込まれ、輸出関連や国内市場向けの生産による経済発展のシステムを確立しているのである。したがって、アメリカ発の世界経済の激震の影響を受ける事も、もはや避けられない状況になっている。

グローバリゼーションの時代、人々は条件さえあれば国境を越えて働き口を探し求めるのは当然である。アジア諸国間においてもそれは頻繁に起こるが、なかでもフィリピンは積極的に労働力の海外流出を認めている。海外労働者からの送金が国家財政の重要な部分を占める国であるゆえにフィリピンの流出は最も顕著であるがインドもベト

第2表 若年層（15～24歳）の失業率（%）2005年

国名	男性	女性
香港	13.8	8.0
韓国	12.3	9.0
インド	10.4*	10.8*
インドネシア	25.2	33.3
マレーシア	8.3**	8.3**
フィリピン	14.9	18.9
シンガポール	4.1	6.3
タイ	4.9	4.6
ベトナム	4.4*	4.9*

*=2004年、**=2000年、ADB *ibid* より作成

ナムもそして中国も韓国も、流出する人口が多い。逆に有能な労働力の流入をむしろ歓迎し、世界的な競争に勝利してアジアのリーダーであろうとする逞しさを備えたシンガポールや、背後に巨大な市場を抱えた香港には多くの労働者が参入してくれる。その状況を示したのが第5図である。

しかし、後述するように、昨年末以来の世界的不況の影響によって、従来は労働力受け入れ国であった産油国やシンガポール、マレーシアなどにも外国人労働者を受け入れる余裕がなくなっている。労働者は世界的に働き口を失いつつある現実に注目しなければならない。

1) タイの事例で

第4表、第5表はタイの賃金状況であるが、弁護士や上級公務員、マネージャークラスで、月額35755バーツ（約96000円）、製造業労働者では6568バーツ（約17700円）となる。こうした賃金を月給で支給されるエリートではなく、日給計算で賃金を得る労働者の最低賃金は、最も高い首都圏の労働者で203バーツ（日額、約550円）であり、200バーツに届かない場合の方が多い事が示されている。

タイには43の国営企業労働組合と1243の民間企業労働組合があり、411の雇用者団体があるが、2007年に発生した労働争議件数は283件（参加労働者数は20万7593人）であったが、そのほとんどが民間企業（98.59%）のものであった。参加した労働者を学歴別に分類すれば、職業訓練校の卒業生が最も多く（37.75%）、次に中学卒業者（30.9%）で、大学卒（14.64%）、それ以上の学歴を有する

第3表 工業部門の雇用者割合（2005年）

国名	雇用者割合（%）
香港	15.2
韓国	26.8
台湾	35.8
インド	18.8
インドネシア	18.0
マレーシア	30.1*
フィリピン	14.9
シンガポール	29.5
タイ	20.2

*=2004年 ADB *ibid* より作成

第4表 タイの業種別月額平均給与（単位バーツ）

	2006年	2007年	成長率
平均	7030	7385	5.05
弁護士、上級公務員、マネージャー	33946	35755	5.33
各種専門職事業者	19854	20157	1.53
各種技能職及び関連専門職	12833	13766	7.27
事務員	10169	10438	2.64
商店の販売員、サービス	6301	6530	3.62
農業・漁業技能労働者	4100	4176	1.85
製造業従事者	6279	6568	4.6
各種基本的な職業	4344	4841	11.43

出所；財団法人海外職業訓練協会 各国地域情報より

第5表 タイの県別日額最低賃金（2008年）単位バーツ

バーツ	
バンコク、ナコンパトム、ノンタブリ、パトゥムタニ、 サムットプラガム、サムットサーコン	203
プーケット	197
チョンブリ	180
サラブリ	179
チャチュンサオ、アユタヤ、ラヨーン	173
ナコンラーチャシマ	170
ラノーン	169
パンガー、チャンマイ	168
クラビ、ガンチャナブリ	165
ペチャブリ、ラチャブリ	164
ジャンタブリ、ロブリ、プラジンブリ	163
ルエイ	162
シンブリ、アントーン	161
プラジュアップキリカン、サムットソンクラム、サゲオ	160
チュンボーン、ウタイタニ	158
チェンライ、トラン、ソンクラ、ノンカイ、ウドンタニ	157

(第9表に労組は生活費の高騰によりこれよりさらに一律200バーツ値上げを要求中)

出所；財団法人海外職業訓練協会 各国地域情報より

人々の参加者は少なかった（0.49%）とされている（財団法人海外職業訓練協会）。

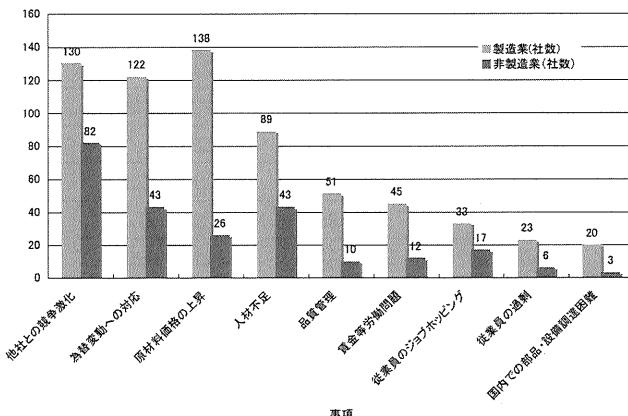
ところで、日系企業側としては、タイでの活動をどのように捉えているのだろうか？ 盤谷日本人商工会議所（Japanese Chamber of Commerce = JCC）が2008年10～11月にバンコクにある会員企業に対して行った景気動向調査によって考えてみたい。

調査に回答を寄せた会員企業は製造業224社、非製造業117社であり、1285社の会員企業の26.5%に過ぎず、この種の調査としては決して比率は高

くはないが、いくつかの注目すべき特徴が読み取れる。第6図、第7図はそれを示すものである。

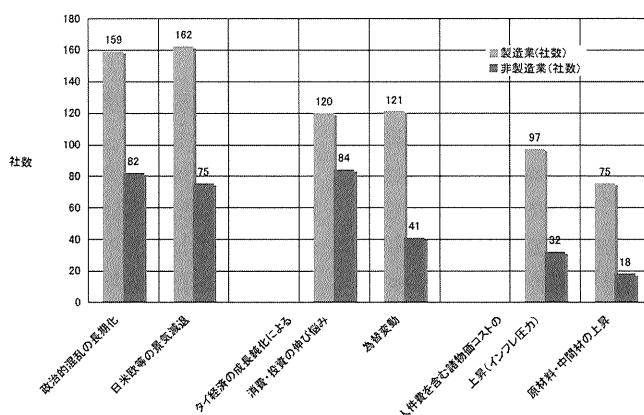
この調査が丁度世界的な原料資源の高騰が続いていた時期に実施されたことによるものと思われるが、製造業企業では「経営上の最大の問題点は原材料費の高騰」であると回答した。そして、他社との競争や為替相場の変動の問題等に比較すれば、「賃金等労働問題やジョブホッピング」を挙げた企業は意外に少ない事が注目されることだろう。非製造業についても同様で、他社との競争のためには人材は欲しいとしても、経営的には労働問題

第6図 タイでの経営上の問題点



出所；盤谷日本人商工会議所（JCC）「タイ国日系企業景気動向調査」（2008年10～11月）より作成

第7図 タイ経済の今後の懸念要因は？



出所；盤谷日本人商工会議所（JCC）「タイ国日系企業景気動向調査」（2008年10～11月）より作成

等はさほど重視しなくてよいのである。

それにも関わらず、「今後のタイ経済の懸念材料」の中に「人件費を含む諸物価コストの上昇」が挙げられるのはなぜだろうか？そこに、タイが徐々に市場としての役わりを高めつつある事實と、低賃金の供給地としてのメリットを失うまいとする日系企業のジレンマをみる思いがする。いずれにしても、この期間長い間国民の政治運動が展開されたタイでは、日系企業の多くは政治的な安定を求めたことを示している。日米欧などの先進国経済が深刻な危機に陥っている現在の状況は、アジアに進出している企業に対して大きな影響を

与えているからである。

2) フィリピン

最新の統計によればフィリピンでは労働可能な人口の36.83%は働き口がない（2008年労働統計、国家統計局（NSO）発表）。

第6表はフィリピンにおける法定最低賃金の金額である。マニラ首都圏だけはほかの地域より高いとはいえる、その金額は345ペソ（約930円）で、他の地域とは約100ペソの差がある。フィリピンに限らず、多くの場合公式の統計数値が実態を正確に反映するとは限らず、実際にはこの金額にも満たないような人々も多い。また、他のアジアの

第6表 フィリピンの法定最低賃金の例（2008年6月） 単位ペソ

地域	発行日	非農業	農業（農園）	農業（農園以外）
マニラ首都圏	2008/6/14	345～382	345	345
コルディリエラ	2008/6/16	243～260	226～242	226～242
イロコス	2008/6/27	220～240	220	195
カガヤンバレー	2008/6/16	227～235	215～223	215～223
中部ルソン	2008/6/16	251～302	236～272	216～256
カラバルソン	2008/6/1	236～320	216～295	196～275

出所；財団法人「海外職業訓練協会」前掲書より抽出

第7表 フィリピン労働者の海外進出状況（人）

	2006年	2007年	増減%	'07年 送金額
総人数	1062567	1077623	2.92	144億4992万USドル
陸上ベース	788070	811070	-2.89	122億1356万USドル
海上ベース	274497	266553	1.42	22億3636万USドル

出所；Philippine Overseas Employment Administration (www.poes.gov.ph)

“Overseas Employment Statistics 2007”より抽出作成

国々と同様、多くが日給や週給で雇用されているので、労働組合に加入できる条件もなく組織率は低い。製造業における労働組合組織率は21.6%にすぎない。“People Power”を発揮しマルコス独裁政権を覆した国ではあるが、2000年から2006年の統計によれば、労働争議の件数が徐々に減少傾向にあるのは、彼らが団結して闘う力も削がれているためでもあるだろう。したがって第5図でみたように、フィリピンの労働者の多くは海外に出稼ぎ先を求めるようになり、政府もそれを奨励する。筆者も、クリスマスのマニラ国際空港で“New Hero!”として帰省する出稼ぎ労働者と彼らを迎える家族達で大混雑した状況に遭遇した事がある。第7表によれば、2007年の海外労働者は107万7623人となっており、彼らのもたらす送金額は2007年で144億4992万USドルという巨額なものであった。

フィリピンの労働者達が向かう主な国を表したのが第8表である。

第8表によれば、海外での就労国の中頭はサウジアラビアで約24万人弱（全体の29.4%）、次いでUAEへの出稼ぎは12万人で全体の14.9%と産油国への流出が顕著である。しかし、同じ産油国のクエートへの出稼ぎは2007年にはその前年よりも1万人以上減少し、その代わりカタールとブル

ネイへの出稼ぎ者数が、その前年よりもそれぞれ1万482人、5200人あまりと増加した。

アジアでは、従来は圧倒的大多数が出かけていた香港への労働者達が大幅に減少し、シンガポールへ49431人と前年比で74.2%増、マレーシアへの出稼ぎも69.2%増大した。また韓国に出かける労働者の人数も14265人へと増大した。こうした人数の動向は多くの場合労働者受け入れ国の事情によって左右されるもので、フィリピンの労働者の選択に一義的理由があるとは限らない。多くのフィリピン人が憧れ、従来からのフィリピン人の海外出稼ぎ国であったアメリカやイギリスでも、近年は海外からの労働力流入に制限が加えられている。日本などへの移住者も2001～2年には75000人を数えたが、近年は制限が厳しくなった結果大幅に減少している。ただカナダだけは受け入れを制限していない。送金額はアメリカからの送金が最も多く75億6488万7000ドルである。日本も近年はフィリピン人の受け入れを制限しているとはいえ、その送金額は4億162万2000ドルで第7位である(ibid資料)。少しでも可能性のある国ならどこへでも働きに行かざるを得ないのがフィリピンの労働者の現実なのである。

こうしたフィリピン人の海外労働者の職種は実の多岐にわたるが、最大多数は男性の場合は生産

第8表 フィリピンの労働者達の主な海外出稼ぎ先

	労働者数	労働者数	対前年増減	全体での割合%
国名	2007年	2006年	%	2007年(%)
サウディアラビア	238419	223459	6.7	29.4
UAE	120657	99212	21.6	14.9
香港	59169	96929	-39.0	7.3
カタール	56277	45795	22.9	6.9
シンガポール	49431	28369	74.2	6.1
台湾	37136	39025	-4.8	4.6
クエート	37080	47917	-22.6	4.6
イタリア	17855	25413	-29.7	2.2
ブルネイ	14667	9461	55.0	1.8
韓国	14265	13984	2.0	1.8
日本	8867	10615	-16.5	1.1
マレーシア	9725	5749	69.2	1.2
カナダ	12380	6468	91.4	1.5
USA	9401	11443	-17.8	1.2
UK	9525	16926	-43.7	1.2
陸上ベース計	811070	788070	2.9	100.0

出所；Philippine Overseas Employment Administration (www.poes.gov.ph)

“Overseas Employment Statistics 2007”より抽出作成

労働、女性の場合には家政婦や介護等のような職種であるが、ほとんどの場合その契約は「非正規」である事はいうまでもない事である。

特にメイドなどの家事労働者の賃金は私的な家庭による雇用であり、その賃金もしばしば最低賃金以下であることや、労働者としての権利を無視して働く事を強要される場合がある (CAW News paper, Nov.4th, 2008 号より)。

3) マレーシア

第9表はマレーシアの職種別賃金額を示したものである。本資料はマレーシアへの外資を呼び込むためにマレーシア政府が公表している数値である。

第9表によれば、マレーシアでは同一の職種に属する労働であっても、その賃金には2倍、時には3倍もの格差がある。また上級管理者と下級の労働者の間の格差も大きい。

ところで、マレーシアも、現在の世界経済危機の影響を受け、2009年1月21日、製造業とサービス分野での外国人労働者の雇用の一時凍結を閣議決定したと発表した。

マレーシアでは、金融危機の影響による輸出の大幅な減少で、製造業は昨年の12月以来生産調整に入り人員削減が始まった。人的資源省によれば、12月の解雇者数は5258人（対前月比4.3倍）、その内訳はマレーシア国民83%、外国人17%であるとされているが、2009年に入りすでに1万人を越す失業者が新たに出ているとの新聞報道もある。さらに、スプラマニアム人的資源相は「旧正月中には受注減により4万5000人以上の工場労働者がレイオフされる恐れがある」との見通しを明らかにした (JETRO通商弘報2009年2月3日号)。

人口希薄なマレーシアでは、製造業、家事手伝い、プランテーション労働、建設業、サービス業、レストラン、清掃人、荷役労働、福祉ホーム労働、洗濯人、などの分野で大勢の外国人労働者が雇われている。彼らの国籍は、インドネシア、ミャンマー、ネパール、カンボジア、ラオス、タイ、フィリピン、そしてトルクメニスタン、ウズベキスタンなどさまざまである。

マレーシアで操業する日系企業も、また生産調整や雇用調整を行いつつあるが、就労ビザ（当初のみ3年間就労許可、その後は1年更新）をもつ非

第9表 マレーシアの職種別賃金の例 (US\$) /月

職種	最低	最高
General manager	2752	5137
工場のマネージャー	2318	4803
上級研究開発マネージャー	2187	3936
機械エンジニア	626	1527
プログラマー	573	1233
IT監督者	393	1022
生産現場監督者	431	940
グループリーダー (Forman)	330	896
タイピスト	203	515
不熟練労働者	153	346

出所： Malaysian Industrial Development Authority (MIDA)
Sunday, 08-Feb. 2009 より抽出作成

正規雇用の外国人の契約更新をしない、または解雇するなどの対応をとっているという（JETRO同上情報）。

V まとめにかえて

まさに未曾有の苦境を抱えた世界経済の状況である。

かつてクリントン大統領の経済諮問委員会委員や世界銀行のチーフ・エコノミストやその他の重責を担ったステイグリツは「グローバリゼーションが発展途上国、特にその国の貧困層におよぼしうる破壊的な影響を目の当たりにした」と書いた。「私はグローバリゼーションが必ず良い結果をもたらしすると確信するし、グローバリゼーションには世界中の人々、とりわけ貧しい人々を豊かにする可能性が秘められていると確信している。だが同時に…（中略）…国際貿易協定をはじめとするグローバリゼーションの進め方、及びグローバリゼーションの過程で途上国に押し付けられている各種の政策は再考を要すると確信する」。「グローバリゼーションは今日機能していない。世界の貧困層の多くにとって機能していないし、自然環境の多くの分野においても機能していない。また、グローバル経済の安定化のためにも機能していない」（J.E. Stiglitz『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』鈴木主税訳、p.7, 8, p.305）。

現在の世界的困難は、たしかにアメリカにその

発端は発生した。これまでグローバリゼーションの利益をともかく掌中に占めるのに躍起となってきた大国とそしてその利益に与ってきた国々がダメージを受けたのは事実である。決して日本だけのものではなく、日本だけが逃れられる方策を見つけられるともいえないものであろう。しかし、日本がこうした事態に対して何ら独自の対策も講じる事も出来ず、ただ右往左往していてはならないと思う。

グローバリゼーションのおかげで、経済力がついてきたともてはやされたアジア諸国ではあったが、その労働者達は些かの待遇改善の要求も厳しく制限されている。近隣諸国にこうした安価な労働力が大量に存在し、それを資本が利用する事が出来る限り、われわれの条件は向上しないのは明らかであるだろう。世界経済が困難に陥る事によって条件が悪化するアジア諸国の労働者達は決して他人事ではないのである。

貧しくも勤勉で有能なアジアの労働者の貢献に依拠して繁栄を謳歌してきた日本は、今、真剣にアジア諸国とともに発展する方策を見つけださなければならない。非正規の外国人の苦しみ等には一顧もせず、ただ自分たちの状況を慌てて嘆いても根本的な解決にはならないと思うのである。

世界経済の実情をよく知り、それと日本経済との関連を正確に捉え、今取り組むべき課題は何かを見極めるだけの識見を持ちたいものである。

（わだ さちこ 所員 名古屋学院大学）

資本主義とテクノロジー

資本主義分析におけるテクノロジー分析の意義を示し、テクノロジーの概念をめぐる論争を総括し、若干の基礎的理論問題を解明し、情報通信技術の特質および資本主義的生産へのインプリケーションについて要約的に述べる。



NOGUCHI Hiroshi
野口 宏

I はじめに

『時代はまるで資本論』では「産業革命と情報通信技術革命」というテーマ¹⁾が与えられたが、今大会で与えられたテーマはより根源的であるようと思われる。そこで本報告では上記拙稿の理論的背景について述べ、あわせて拙稿の要点を整理して提示する。大会当日の討論をふまえ、内容を補強している。

II 経済学とテクノロジー

そもそも資本主義とテクノロジーは切っても切れない関係にあり、ある意味で資本とはテクノロジーのことだとさえいえる。

歴史的に見れば資本主義は長くニッチな領域に留まり、生産を捉えることができなかつた。マニュファクチャに至ってはじめて生産を捉えたが、従来の生産にとって代わるほどではなかつた。産業革命という生産様式の変革により、ようやく資本主義が生産を全面的に捉えた。それは生産拠点が農村から都市に移り、農民と領主に代わって労働者階級と資本家階級が主役になる社会革命であ

った。

その産業革命の出発点は機械であり、やがて機械制大工業が成立して、ほとんどあらゆる生産分野に及んだ。機械を使うことで労働生産性が飛躍的に高まったからである。そして生産性向上効果による利益はもっぱら機械の所有者である資本家のものになった。なぜなら機械は道具とちがって高価であり、また一人で使いこなすこともできないので、労働者が所有することはできず、資本家しか所有できなかったからである。

生産資本には賃金（可変資本）や原材料（不变資本）も含まれるが、機械制大工業の場合には、何といってもテクノロジーの塊である機械という労働手段（不变資本）が生産資本の中心である。資本とはよりもテクノロジーのことだというのはその意味である。資本主義の二つの支柱は商品経済とテクノロジーであり、資本主義とはテクノロジーの進歩による利益を商品経済を通じて資本家が独占する仕組みということができる。

このようにみてくればテクノロジーは資本主義分析の重要な側面をなすことがわかる。じっさいアダム・スミスは「市場の見えざる手」を論じ、ケインズが市場経済の調整を唱えたのに対し、シェンペーターはイノベーション（技術と経営の革新）を重視した。

マルクスも資本の生産を論じた『資本論』第Ⅰ部を商品論からはじめ、絶対的および相対的剩余

価値論を展開した。相対的剩余価値の生産とはテクノロジーの進歩の果実を資本が独占することである。相対的剩余価値の生産こそが本来の資本主義的生産であり、それなしには資本主義は伝統的経済に打ち勝つことは出来ない。

念のためにいえば、これは資本がテクノロジーの進歩についても積極的であるということを意味しない。テクノロジーの進歩には大きなリスクがともなうから、個別資本が新たなテクノロジーを導入するのは、常に市場の競争条件によって強制された結果である。

III テクノロジーの概念

(1) 手段説と適用説

マルクスはテクノロジーの概念規定を示していない。そこでマルクス経済学はその概念規定でつまづき、技術論論争が長く続いた。主流は相川春喜の「技術とは労働手段の体系である」という規定²⁾で、手段説とか体系説と呼ばれた。戦後は中村静治によって精力的に展開された³⁾。

労働手段の代表的なものは機械であるから、この説は平たくいえばテクノロジーとは機械のことだというものである。だが機械というモノそのままでは、経済学的カテゴリーではないとして「技術とは労働手段の体系である」とするのである。

労働手段とは資本論第1部第5章の（社会関係を捨象した抽象的な）労働過程論にいう労働過程の単純な三契機（労働そのもの、労働対象、労働手段）の一つである。労働が労働手段を使って労働対象に働きかけるということで、技術の概念を労働過程論に帰着させようとしたのである。後述のようにそこに理論的な落とし穴があった。

この手段説はエコノミストには比較的に分かりやすいが、それを聞いてエンジニアは反発した。テクノロジーを機械そのものに帰したのでは、最新式の機械さえ外国から買ってくればそれでテクノロジーは一人前だということになる。エンジニアは機械のお守りをしていればいいというわけで、そんなことをいうのは科学技術に無知な資本家と同じだというのである。

しごくもっともではあるが、それではどういえばいいのか。物理学者の武谷三男は、テクノロジ

ーとは「生産的実践における客観的法則性の意識的適用である」と規定した⁴⁾。これは適用説と呼ばれるが、何々的という形容詞が三つもあって、それらを取り扱ってみれば生産における法則の適用、平たくいえば科学の応用ということである。

しかし単純にそういうと科学が技術より先行することになって歴史的事実に反する、などと揚げ足をとられかねないので、用心して「生産的実践における客観的法則性の意識的適用」というわけである。

付言すれば適用説のポイントは技術と技能の区別にある。技能は体で覚えるもので、他人に伝えるのは難しいが、技術は知識の形で他人に伝えられるものだということである。今様にいえば暗黙知と形式知であるが、それよりも深い意味をもっている。

それはともかくテクノロジーは科学の応用だといわれても、エコノミストとしてはどう扱えばいいのか分からぬ。労働手段なら商品、資本としてとらえられるが、科学は経済学にとってはたんなる与件である。エコノミストからは適用説は大工業の生産の実態を無視して研究開発論にすりかかるように見えたのである。

(2) 三木技術論

私見であるが、経済理論の立場では、テクノロジーは第一次近似で機械あるいは機械システムのことだといってよい。機械や機械システムについてマルクスは詳しく論じており、経済学的なカテゴリーになっているからである。

このように機械の体系というなら差し支えないが、それを労働手段の体系と言いかえると問題が生ずる。システム=体系というのは有機的な全体をなすものである。しかし手段とは何かの手段であるから、それ自体が全体を成すものではない。そもそも労働過程論では社会関係が捨象されているから、もともと体系を成すはずがない。テクノロジーを労働過程論に帰着させると、協業すら論じられないのである。

じつは手段説、適用説のほかに哲学者の三木清の「技術とは行為の形である」という説がある⁵⁾。目的を実現するには迂回しなければならず、迂回がうまくいけばくり返して試され、次第に定着する、その迂回の形が技術だということである。これは生産技術だけでなく、経営技術から政治技術

まで応用できる。

しかし適用説にいわせれば、これまでの日本の技術はそういうふうに表面的な形しか見ない形骸主義だから問題なのだ、大事なのは形ではなく、それを生み出す原理だと批判する。また手段説から見ても、三木説は目的論すなわち主観的觀念論であり、物質的条件が無視されているというのである。

けれどもこれらはいずれも誤解である。三木は不幸にも敗戦後1945年9月に獄死したが、生きていたら戦後の日本思想史は一変したと思わざるを得ない。三木説は1939年に『構想力の論理』の一部として書かれ、翌年『技術哲学』にまとめられて出版された。哲学者らしく精緻な考察がなされており、手段説や適用説につながる考え方も詳細に検討されている。

(3) テクノロジーと人間発達

重要なことは行為の形というときの形とはパターンではなくフォームつまり形態だということである。形態というのはマルクスにとっても根本的な概念で、『資本論』でも価値形態論が最初に現れる。『資本論』全体も経済的諸形態の分析である。

この場合の形態というのは現象形態のことであり、何らかの背後の本質や実体がそういう形態で現れるということである。つまり形態とは背後の本質の現象形態として把握されたものである。三木説でいう形もそうしたものなので、これを形骸主義というのは全くの誤解である。

そうはいっても政治技術から恋愛技術まで含むのでは、どちらどころがない。そこで私見では三木説を少し修正して「テクノロジーとは生産的実践の歴史的な発展形態であり、とりわけ自然法則による制約が支配的な領域にあるものをいう」と考えている。

こうした意味ではテクノロジーは人間労働の発達形態そのものだというのが私見のポイントである。目標に近づける回り道を発見するところに進歩がある。だからテクノロジーは人間発達だといつてもよい。

ただし疎外された形態では労働の発達が個人の人間発達に結びつかない。機械制大工業は人間労働の偉大な進歩であるが、資本主義的生産の下では労働の無内容化を伴っている。また歴史的な発展形態というのは、失敗の歴史も含んでいるので

あり、意図せざる自然破壊にも無数の実例がある。

IV 若干の理論的問題

(1) 生産力と生産関係

もともと機械の労働は協業を前提とするから、工場の組織のあり方はテクノロジーの延長上にある。テクノロジーと労働組織との間に壁を設けないことが重要である。こういうと労働組織は生産関係でテクノロジーは生産力ではないかと反論されるかもしれない。しかし物事を生産力と生産関係に分類することほど誤った考えはない。

生産関係とは生産において人間が必然的にに入る関係であり、人と人との関係であるが、それは物によって媒介される関係であるから、人と物との関係もそこに含まれる。マルクスは「労働手段は人間の労働力の発達の測度器であるだけでなく、労働がその中で行われる社会的諸関係の表示器でもある」と述べている⁶⁾。

ここでは労働手段は生産力としてではなく生産関係を表すものとして扱われている。機械はこうした歴史的産物としてテクノロジーなのである。もちろん機械は労働力の発達の測度器としてではなく労働対象に働きかける自然力としては、そして現に労働過程におかれて働いているならば、生産力である。マルクスがいうように協業や分業もまた組織が生み出す社会的生産力である。

論理的にいえば、マルクスのいう生産力と生産関係は、力学でいう力と運動形態とパラレルである。力たとえば重力が作用した結果、物が落下する。その運動形態は目に見えるが、それをもたらす重力そのものは見えない。力は実在するが、直接には目に見えないのである。エンゲルスが『自然の弁証法』で指摘している⁷⁾ように、こうした力の概念は力学においても難解な概念であり、多くの混乱を引き起こしてきたのである。

生産力とは労働力や生産手段の自然力ばかりでなく、人間が自らの生活を生産するときに活用しうるすべての人間力と自然力である。これは社会の生命力みたいなものであるから直接には目に見えない。生産力はあくまで力であって目に見える形態ではなく、目に見える形態は生産力ではない。だから生産関係とは別に生産力の体系とか構造な

どはありえない。生産関係が生産力の運動形態なのである。

(2) 技術決定論をめぐって

マルクスは『哲学の貧困』において「あらたな生産諸力を獲得することによって、人間は彼らの生産様式を変える。そしてまた生産様式を、彼らの生活の資を獲得する仕方を、変えることによって、彼らは彼らのあらゆる社会的関係を変える。手回し挽臼は諸君に、封建領主を支配者とする社会を与える、蒸気挽臼は諸君に、産業資本家を支配者とする社会を与えるであろう」と書いている⁸⁾。

この命題は技術決定論を意味するかのようにしばしば解釈されてきた。蒸気挽臼が使われるようになれば、やがて必ず資本主義経済をもたらすというのであるが、それは短絡的な解釈である。そうした直接的な因果関係ではなく、資本主義経済は蒸気挽臼に象徴されるような生産様式に照応するという意味である。

また機械を出発点とする産業革命によって資本主義経済は自立するのであるが、機械の発明が資本主義をもたらしたと考えるのは短絡的である。機械を要求する時代背景が本質的に重要であって、それが機械の著しい発展の土壌なのである。こうした土壌がまだ熟していない時期の早すぎる発明は早産に終わるほかはない。

(3) 機械は中立的か

マルクスは『資本論』の中で「機械はそれ自体として見れば労働時間を短縮するが、資本主義的に充用されれば労働日を延長し、それ自体としては労働を軽くするが、資本主義的に充用されれば労働の強度を高くし、それ自体としては自然力にたいする人間の勝利であるが、資本主義的に充用されれば人間を自然力によって抑圧し、それ自体としては生産者の富をふやすが、資本主義的に充用されれば生産者を貧民化する」と指摘している⁹⁾。

そうだとすれば機械それ自体は資本主義的充用から独立した中立的存在だということになりそうである。しかし他方でマルクスは労働者の安全への配慮を欠いた機械について言及している。つまり機械の基本は自然法則に基づく中立的なものであっても、その構造にはいろいろと設計上の選択の余地があり、そこに資本の意図が入り込むこと

を見落としてはならない。機械は生産力か生産関係かなどと二律背反で考えていると、こういうことは見えなくなる。

科学技術の負の側面という問題も、自然法則そのものは人間がつくったものではないが、科学技術の体系にはさまざまな選択が介在しており、そこから価値観の影響を受けるということである。こうした基本的見地から環境問題、災害問題、軍事問題も解明できると思われる。

V 情報通信技術（ICT）の特質

(1) 媒介の重層化

以上をふまえて情報通信技術（ICT）について考える。電話や放送のような通信技術は生産技術とはいえないから、ほとんど経済学の関心対象にならなかった。しかしコンピュータが登場すると事情は変わる。産業革命の出発点は機械であるが、ICT革命の出発点はコンピュータである。

『資本論』にはベンジャミン・フランクリンの「人間は道具を作る動物（a tool making animal）である」という言葉が引用されている⁹⁾。人間は動物とちがって直接に対象である自然に向かうのではなく、回り道をして労働対象と人間労働を媒介する労働手段を作る。人間は直接に対象に触れないで道具を通して対象に働きかける。

労働手段は石器から農機具に発展したが、長い間、簡単な道具の域を出なかった。それに対して産業革命では道具と人間労働を媒介する機械が現れる。人間は直接、道具を握って作業するのではなく、道具機を操作し、道具機が道具の運動をオーガナイズして作業を実行する。

さらに情報通信技術（ICT）革命になると機械操作と言語表現を媒介するものとしてコンピュータが現れる。人間は直接、機械を操作するのではなく、コンピュータに指示を与え、コンピュータがプログラムに沿って機械の操作をオーガナイズする。人間はボタンを押したりディスプレイを見たりプログラムしたり、といった記号操作を行うだけで、あとは自動的に生産が行われる仕組みである。

こうして人間と自然の間には道具、機械、ICTと段階を追って新たな媒介層が加わる。コンピュ

ータを機械体系と比較するとソフトウェアが道具機に、ハードウェアは動力機に対応する。直接的労働は減少するが無くなるわけではない。状況に応じた高度な判断が求められる場合、また人間の方が安くつく場合には、直接的労働が引き続き存在する。

(2) 社会的生産力としてのICT

実はコンピュータ以前にも記号表現と物的動作を媒介するテクノロジーは存在した。オルゴールとかジャカード織機である。ジャカード織機の紋紙はパンチカードであり、パンチ孔の有る無しで経糸の上げ下げを制御するものである。それによって自動的に西陣織の美しい絵柄が織り込まれていくわけである。

だが紋紙の記号表現はジャカード織機の制御しか扱うことができない。それに対してコンピュータは万能チューリングマシンであり、汎用言語を受け入れることができる。それによって言語で記述できれば、どのような対象をもそれに沿ってオーガナイズできることになる。

プログラム言語はきわめて柔軟性をもった汎用言語であるから、オーガナイズする対象は物的なメカニズムだけではない。大工業において機械化されたのは工場とか運輸だけで、オフィスはほとんど機械化されなかった。しかしICTは機械だけでなく人間の組織をもオーガナイズできる。

マルクスは協業や分業などによって生まれる新たな生産力を社会的生産力と呼んでいる。SCM(サプライチェーン・マネジメント)に見るようには、ICTはしばしば協業や分業の新たな形態と結びつき、組織の対応能力を高め、それによって社会的生産力を高める。ICTが生み出す生産力は、各種組込ソフトなど機械の制御もあるが、それ以上に社会的生産力だといえる。

(3) 生産概念の拡大

またソフトウェアは言語表現であるから、論理的に矛盾しない限り、自然法則による制約からは自由である。数学には制約されるが物理化学には制約されないのである。そのためICTは従来のテクノロジーとは性格が異なり、創造の枠が広く、アートに近い性格をもっている。

これはテクノロジーの概念の拡大といえるが、もっと根本的にいえば、生産の概念そのものが拡

大しているのである。もともと生産とは人間が自らの生活を生産するということであり、農場で農作物を栽培したり、工場で材料を加工したりするだけではない。流通過程は生産過程とは区別されるが、今日では消費者の要求を伝える流通過程からの情報なしに生産は進められない。製販一体型システムでは、流通過程も生産過程の一翼を担っている。また研究開発は以前は生産準備過程であったが、今日では生産過程の一環になっている場合が多い。使い勝手などをふくむデザインも生産活動である。

さらに今日では第3次産業がGDPの主要な部分を占める。運輸業や通信業は従来も生産を支える活動として生産過程の延長に数えられていた。しかし今日ではそれらは独自の生産過程であり、さらにソフトウェアや各種コンテンツなどの無体物(intangibles)商品を生み出す活動も生産過程に含まれる。その他多くの商業的サービスも生産過程の分枝をなしている。

こうして見ると今日の生産活動は機械の自然力に依存した物的側面以上に人間が担う文化的側面の比重が大きくなっていることが分かる。このように生産の概念自体、大きく拡大されているのである。

VII 資本主義と情報通信技術

(1) ICTと労働

ICTと労働との関わりでは、第1にICTは雇用形態を広げる。ICTを活用したコンビニではアルバイトが販売管理、仕入れ管理、店長業務までこなしている。在宅勤務や電腦内職も増えている。

ICTを活用したアウトソーシング、とりわけ中国や東南アジア、インドへのアウトソーシングも増えている。それだけ正規雇用労働者の立場は弱くなることになる。

つぎにICTは労働時間を延ばすための手段になる。情報化によって即時対応が迫られパソコン残業せざるをえなくなり、深夜までメール対応に追われる。技術革新が速くなれば投資を早く回収する必要から24時間操業が一般化する。こうして家庭と仕事のけじめもつかなくなる。

さらにICTは労働を強化する手段になる。ICT

は神経を酷使させ、精神疾患を激増させる。労働者はパソコンやケータイでつねに会社のシステムと繋がれ、たえず監視の対象になる。ホワイトカラーは無給の自己研鑽でたえず自己向上を図らないと脱落するとの強迫観念にとらわれて疲れ切っている。一部の国では過労死も深刻化している。

これらはマルクスが『資本論』で分析した機械の資本主義的利用とまったく同じであるが、ちがうのは対象となる労働者の範囲がずっと広がっていることである。

ICTが生み出す生産力は社会的生産力であるから、工場だけでなくオフィス、商店、病院、学校、官庁といった広い職域、そして一般労働者だけでなく管理者、技術者、営業マンなど非現業のホワイトカラーさらにはデザイナーなどクリエータにも関わっている。

単純労働がICTに置きかえられていく一方で、こうした多様な複雜労働、知識労働はICTによって生産性が高められる。資本の下で生産性が高まった分は剩余価値に転化する。こうして生産的労働者の範囲が大きく広がる。今や稼ぎ頭となったホワイトカラーは可能な限り長時間、事業に縛り付けられる。マルクスがいうように¹¹⁾ 生産的労働者であることは少しも幸運ではなくひどい不運なのである。

なお非正規労働がワーキングプアと結びつくのは、時間賃金の格差が大きい日本独自の問題が含まれている。

ICTの導入は女性労働の門戸を広げると考えられるが、システムエンジニアの男女比は海外では2対1ぐらいなのに、日本では男性が8割以上である。これは3K職場といわれる日本のソフトウェア業の実態が反映していると思われる。

(2) ICTと生産様式

生産様式の面から考えると、ICTは何よりも産業革命以来のマスプロダクションの行き詰まりを打開するために導入されたのがはじまりである。具体的には商品やサービスを多様化して欲望を刺激し、新たな市場を生み出すこと、狭い国内市場から脱して全世界を市場とすること、である。

ICTの役割は商品やサービスさらには生産的労働の多様化、変転きわまりない市場に生産を即応させるための高度に張り詰めた神経網、事業のネットワーク型連携といったものであるが、総じて

社会的生産力の強化といえる。

間接部門の相対的肥大化が進めば、経済は大工業中心から知識産業あるいは情報サービス中心に広がり、知識経済となる。また社会的生産力は企業を超えて社会化するので、企業間の相互依存の関係が拡大深化し、企業間ネットワークが広がっている。

(3) ICTと資本主義

こうした変化は一面では資本の力を強めるが、他方では資本主義の限界を顕わにする。知識労働者が生産的労働者になることは、それだけ情報の形の価値源泉が拡大することであるが、それは剩余価値の生産が知識労働者への依存を強めることである。

前述のように資本主義の二本柱はテクノロジーと商品経済である。大工業の生産力の大きさは機械によってほとんど決まる。テクノロジーの中心である機械が規定的な意義をもち、機械は生産資本として労働を支配する絶対的な力を發揮する。また大量一括生産による規模の利益が強く働く。

しかし知識経済では計画と実行の分離というティラー主義は適合しない。ICTが生み出すのは社会的生産力であり、そこではICTがいかにして人材力を高めるかがカギを握る。つまり資本は高度に発達した人材を必要とするようになり、人材への依存を強める。人材を使い捨てにする企業は、安全を無視する食品企業と同じで、生き残るために存在根拠を失うのである。

商品経済、市場経済も変容する。社会的生産力は企業を超えて社会化が進む。その結果、市場は自由競争市場から遠く離れ、いわゆる外部性が縦横に張り巡らされた市場になる。そこでは市場競争の様相も寡占企業の陣取りゲームからアライアンスによる多数派形成に変わる。

知識経済では規模の経済が働きにくく、大企業も比較的小規模の事業単位のネットワークに変わる。こうした状況は中小企業ネットワークの出番ともなりうるが、多くの人材を擁するという点で大企業の優位はなくならない。

VII おわりに

経済学の課題はほかにもある。大工業においては市場で取引されるのは商品であり、商業的サービスはごく限られていた。今日ではインターネットのように多数の使用価値をつなぎ合わせて高度な効用を提供する型のサービスが増えている。こうしたサービスに関する新たな経済理論を開拓せねばならない。またマルクスは生産財を生産する第Ⅰ部門と消費財を生産する第Ⅱ部門に分割して資本の再生産を分析したが、これは大工業に即した二部門分割である。今日では生産財の中でもICTの占める比重が大きくなっていることを考慮すれば、ICT生産部門とICT活用部門という二部門分割の視点も必要になろう。

注・文献

- 1) 基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』第3講、昭和堂、2008年。
- 2) 相川春喜『技術論入門』三笠書房、1941年。
- 3) 中村静治『技術論入門』有斐閣、1977年、ほか。
- 4) 武谷三男「技術論」『武谷三男著作集1』勁草書房。
- 5) 三木清「構想力の論理」「技術哲学」「三木清全集」岩波書店。
- 6) マルクス『資本論』I, MEW (マルクス・エンゲルス全集) -23 S.195.
- 7) エンゲルス『自然の弁証法』MEW-20 S.364.
- 8) マルクス『哲学の貧困』MEW-4 S.130.
- 9) マルクス『資本論』I, MEW-23 S.465.
- 10) 拙著『情報社会の理論的探究』関西大学出版部、1998年ほか。
- 11) マルクス、前掲書 S.194.
- 12) 北村洋基『情報資本主義論』大月書店、2003年。
- 13) マルクス、前掲書 S.532.

(のぐち ひろし 所友 元関西大学教授)

大会感想

40周年記念大会に参加して

笠井弘子

去る12月6日、7日、関西大学において開催された研究大会に参加しました。

「資本論と労働研究の40年」をテーマに掲げたこの大会では、とくに共通セッションにおいて労働運動への更なる期待を述べられた方々が多く、弱小零細地域労組で十数年すごしてきたわたしは大変に感動し、励まされました。

全世界を席捲する勢いの経済危機と、その影響（加えて、それをいいわけにする流れ）によって、労働者は今、未曾有の危機的状況にあります。非正規の首切り問題は連日テレビや新聞で報道され、わたしが所属しているような、地域を活動拠点とする個人加盟型ユニオンへの注目も大きくなっています。しかしながら、そこに駆け込む人は日々増加しているものの、ユニオン、そして労働者への支援や保護は削減される一方で、どこのユニオンも経済的に苦しい現状があります。専従にも最低賃金程度の報酬しか出せないところがほとんどで、わたしも無給専従のような状況です。ワーキングプアがワーキングプアを援助している、というのが現実です。

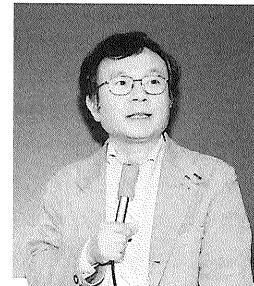
研究者の方々、特に基礎研に集う方々が労働者や労働

運動に寄せてくださる思いは大変ありがたく心強くもあるのですが、それが現場に届かない現状を悲しく思いました。わたしたちの上の世代の組合活動家には、資本論をはじめとして各種の理論を運動の中で学んだという方が多くおられるのですが、若い世代にはそれが引き継がれていません。また、若手研究者の多くも非正規雇用でしか大学に関われず、自らの研究に費やす時間すら得ることが困難な状況もあることを見聞します。こういった現状に、きれいごとではない、新たなる現実を拓く理論と実践、そして研究をこそ基礎研に求めたいと、この研究大会を通してわたしは深く感じた次第です。できれば研究者と現場で奮闘するユニオンそして労働者とのつながりの道筋を開拓する方法を検討したい、またその機会を得たいと思っています。難しいのは承知なのですが…。

基礎研自由大学院人間発達ゼミのテキストとして、このたび基礎研&昭和堂から刊行された「時代はまるで資本論」を提案します。資本論と、いま現在の労働の現実との突合せを試みた（と、わたしには見てとれました）この書籍は、なんらかの形でしっかりと検討したいと考えています。「限られた人にしか発達の可能性を許さない」この現代日本社会に、わたしは我慢なんかしません。よりよい形のオルタナティブを提案できるのが基礎研であり、人間発達ゼミだと思っています。

私的所有論としての 株式会社論

現代マルクス経済学における株式会社論の問題設定は、ヒルファディングに由来する株式会社機能論である。資本論の問題設定は資本の正当化論として私的所有論である。本稿は資本論の問題設定を復権する試みである。



ARII Yukio

有井 行夫

I はじめに

本稿の目的は、株式会社にたいする『資本論』の問題設定をあきらかにすることである。

現代マルクス経済学において株式会社論は、マルクスに由来するのではなくて、ヒルファディングの『金融資本論』に由来している。しかし、『金融資本論』の構成は、マルクスの理論的方法と水と油ほども異なるエルнст・マッハの相互依存関係論（思惟経済論、経験批判論）に依拠していた。この事実は今日でもあまり知られていない。株式会社の経済的機能（支配集中機能と資本集中機能）という現代株式会社論の問題設定は、マッハの問題設定なのだ。

マルクスは、『資本論』第3部第23章および第27章¹⁾に株式会社についてまとめた記述をのこしているが、それはヒルファディングとは異質なものである。マルクスは、資本の正当化形態としての私的所有の破綻を株式会社に見出している。しかし、この問題設定はマルクス経済学において真面目に検討されることはなかった。マルクスの生きた時代は株式会社が現代ほど普及していなかつたという「時代的制約」のゆえに、である。しかし、この時代的制約がどのように理論的な制約となったか説明した人はいない。マルクスの問題設

定において理解の条件は、資本の自己姿態としての私的所有の概念である。この一点においてマルクスにどのような時代的制約があったのか。むしろ、この一点においては、理解の条件は、マルクスにはととのっており、マルクス経済学には空白であった。マルクスにおいて私的所有は資本の自己姿態（いわば生産関係の上にある）であるのにたいして、マルクス経済学において私的所有は「生産関係の基礎」（いわば生産関係の下にある）であり、マルクスの問題設定を理解しようがなかったのだ。しかし、まさに、「生産関係の基礎としての所有」論こそは、スターリンの影響下で全世界に普及した20世紀マルクス主義の最大のドグマの1つなのである。

こうして株式会社についてマルクスの問題設定を理解することの困難は、特殊、株式会社現象に関する知見の制約にあるのではなく、私的所有の批判的把握というきわめて基礎的な理論的制約にある。しかも、その制約は、マルクスの批判的社会認識の理解の制約に直結する。ヒルファディングの株式会社機能論がマルクスの唯物論的方法と水と油の関係にあることを見破ることのできなかったマルクス経済学の基礎的制約である。

株式会社をめぐる『資本論』の記述の射程は、きわめて壮大なものである。本稿は、壮大な議論の骨格的問題設定に読者をいざなうことに集中し、先行研究の精密な批判については旧著にゆずること

とにする²⁾。

Ⅱ 株式会社に関する『資本論』の問題設定—「所有と機能の分離」と資本の正当化—

『資本論』において株式会社に関するまとまつた記述は、第3部第5篇利子生み資本論、第23章および第27章にみられる。株式会社における「所有と機能の分離」が資本の正当化を破綻させる意義について述べたものである。マルクス株式会社論の問題設定については、以下の記述を理解することで大過ないだろう。

〔引用A=第23章〕

「監督賃金は、商業的経営者〔manager〕にとっても産業的経営者〔manager〕にとっても、労働者の協同組合工場でも資本主義的株式企業でも、企業者利得からまったく分離されてあらわれる。監督賃金の企業者利得からの分離は、他のはあいには偶然的にあらわれるが、ここではコンスタントである。……株式企業一般——信用制度とともに発展する——は、機能としてこの監督労働を、自己資本であろうと借入資本であろうと資本の占有からますます分離していく傾向がある。それは、ブルジョア社会の発展につれて裁判や行政の機能が、封建時代にこれらの機能を自分の属性としていた土地所有から分離していくのとまったく同様である。しかし、一方では、たんなる資本所有者である貨幣資本家に機能資本家が相対し、信用の発展につれてこの貨幣資本そのものが社会的な性格と受けとり、銀行に集積され、もはやその直接の所有者からではなく銀行から貸されるようになることによって、他方では、借入れによってであろうとその他の方法によってであろうとどんな権原によても資本を占有していないたんなる経営者〔manager〕が、機能資本家としての機能資本家に属するすべての実質的な機能をおこなうことによって、残るのはただ機能者だけとなり、資本家はよけいな人格として生産過程から消えてしまうのである」(資本論MEW.Bd.25, S.401)。

「労働者の側での協同組合の発展、ブルジョアジーの側での株式企業の発展について、企業者利得と

監督賃金との混同の最後の口実も足場をとられてしまって、利潤は、実際にも——理論的にはこのことは否定できないものだったのであるが——、むきだしの剩余価値として、なんの等価も支払われていない価値、実現された不払労働として、あらわれてきたのであり、こうして、機能資本家は労働を現実に搾取し、そして、彼の搾取の果実は、彼が借りた資本で事業をするばあいには、利子と、企業者利得すなわち利潤のうち利子を越える超過分とに分かれるのである」(同上書Ibid., S.403)。

〔引用B=第27章〕

「株式会社の形成。これによって——、／……／3 現実に機能している資本家が他人の資本のたんなる経営者〔manager〕に転化し、資本所有者はたんなる所有者、たんなる貨幣資本家に転化すること。彼らの受ける配当が利子と企業者利得とをふくんでいるばあいでも(というのは、経営者〔manager〕の賃金は一種の熟練労働のたんなる賃金であるか、またはそうなるはずのものであって、この労働の価格は他のどの労働の価格とも同様に、労働市場で制御されるのであるから)，この総利潤は、ただ利子の形態でのみ、すなわち資本所有のたんなる報酬としてのみ、受けとられるにすぎないのであって、この資本所有が今や現実の再生産過程での機能から分離されることは、(経営者〔manager〕の)機能が資本所有から分離されるのとまったく同様である。こうして、利潤は(もはや、それの方の部分、すなわち借り手の利潤からその正当化〔Rechtfertigung〕を引きだす利子だけではなく)、他人の剩余労働のむきだしの取得としてあらわれるるのであるが、このことは生産手段が資本に転化することから、すなわち、生産手段が、経営者〔manager〕から最下級の賃労働者にいたるまでのすべてをふくむ現実の生産者にたいして、他人の〔fremd〕所有として疎外され、対立することから生じるのである。株式会社では、機能は資本所有から、したがってまた労働は生産手段および剩余労働の所有からまったく分離されている。資本主義的生産の最高の発展によるこのような結果こそは、資本が生産者たちの所有に、とはいっても、もはや相互に孤立した〔vereinzelt〕生産者たちの私的所有としての所有ではなく、連合した〔assoziiert〕生産者たちとしての彼らの所有としての所有に、直接的な社会所有としての所

有に、再転化するための必然的な通過点である」
(同上書Ibid., S.452-3)。

III 問題の「分離」は機能資本家からの機能の分離である

第23章も、第27章も、記述としてはなんら難解ではないだろう。資本の規模の発展とともに、機能資本家が生産過程で果たしている機能が専門労働者(経営者)にまかされるようになる。問題となっている「分離」は、機能資本家からの機能の分離であり、『資本論』第1部協業論で論じられる監督労働の分離と同質である。産業資本家によっておこなわれていた監督労働が専門労働者によっておこなわれるようになるのだ。

その意義は、利潤の利子と企業者利得との質的分割、ないし利子の範疇的確立にともなう利潤の源泉の神秘的隠蔽(正当化)の完成構造を破綻せしめることにある。利潤の質的分割とは、利子と企業者利得との利潤の量的な分割にすぎなかったもの(=同質なもの)が、利子と企業者利得とがそれぞれ他方に関係することで存在理由をもとめることにより、それぞれ独自の存在理由をもったもの(=異質なもの)、すなわち利子は「所有としての資本の果実」、企業者利得は「機能としての資本の果実」、さらには、企業者利得は機能資本家の労働の果実、利子は機能資本家の労働の道具としての役立ちの果実、を表現する形態に急変(転回)することである。これによって貨幣資本家による利子の取得、および機能資本家による企業者利得の取得は正当化され、利潤の源泉は神秘化される。そのさい、形態的な相互正当化は機能資本家のおこなう実体的な監督労働に現実の根拠をもっている。そこで、機能資本家の監督労働を専門的な経営者がおこなうようになると、企業者利得は取得の正当性をささえていた根拠を失うことになる。機能資本家による利潤の取得は正当性を失い「他人の剩余労働のむきだしの取得」としてあらわれ、必然の結果として、利潤の正当性から固有の正当性を引き出していた利子と企業者利得も取得の正当性を失うのだ。

マルクスの問題にする「所有と機能の分離」は、機能資本家からの監督労働の分離であって、株式

会社における「分離」も個別企業一般における協業論的「分離」も同質である。ただ、株式会社ではその私的所有の形態的特性から「分離」が必然的に生じるのだ。

IV 2つの常識的理解が理解を阻止する

引用A、Bに対照して以上は特に難解な立論ではないはずである。それにもかかわらずマルクス経済学は学派を超えてこの問題設定を拒否してきた。機能資本家からの機能の分離を認めず、マルクスの「分離」論を利子と企業者利得の分離、貨幣資本家と機能資本家の分離、すなわち利潤源泉の神秘化の形態に同一視してきたのだ。これについてはマルクス経済学に広く浸透している資本家概念にかんする2つの常識的偏見が関与しているようである。

1つは、社会関係に対する資本家の自立性に固執する立場である。資本家の存在が資本の存在を規定する。スターリンの影響下でソ連社会主义の存立を正当化するために確立した「生産関係の基礎としての所有」論である。機能資本家による「所有にもとづく支配」が資本を規定する。自己資本のない機能資本家の存在や機能資本家の機能の完全分離は考えられない。資本の存在に先行して自己資本を所有する機能資本家の存在を想定しなければならない。

これにたいする批判はつぎのようになる。資本を規定するのは資本家だとすると、この資本家を規定するのはなにか。こうして規定関係の無限後退が生じる。無限後退を阻止するためには規定関係の根源は自己規定でなければならない。そして自己規定しうるのは(自己矛盾でありますのは)、人間の主観的領域の行為である所有行為ではなく、労働行為である。「疎外された労働」が資本のシステムの全領域をささえる自己規定的労働である。所有とは取得の社会的承認であり、社会的生産が物象的に媒介される私的生産においては、所有関係は生産関係から抽象化され、すぐれて法的関係になる。それゆえ所有行為に資本関係の規定を見る立場は、文字通り「法学的世界觀」と言えるだろう。

第2は、「生産関係の基礎としての所有」論と正反対に社会関係にたいする資本家の被規定性に固執するものだ。資本家とは資本の人格化（資本＝客体の主体化、資本家の行動原理は資本によって与えられる）である。資本のシステムにおいてはすべての形態に資本の原理が浸透する。監督労働をしている者が、したがって経営者が機能資本家である。資本の機能に人格が随伴する。ゆえに機能資本家からの機能の完全分離はありえない。

この批判はつぎのようになる。資本家を資本の人格化と見るのは正しい。しかしそのばあい人格化作用は観察者の問題意識ではなく、実在する作用である。ゆえに人格化が貫くのは透明な媒体をとおしてではなく、実在する諸形態の制約を前提しこれを内容規定することによってである。資本の人格化＝主体化はそれ自体として実現しているのではなく、資本家の形態的存在を前提し、その行動原理を規制することによってである。個別資本の個別的所有者＝個別の資本家は形態として資本の人格化が発現する制約である。そのさい機能資本家と経営者の形態的区别はあきらかである。機能資本家が自己のものとして企業財産に關係するにたいして、経営者は他者のものとして企業財産に關係する。「生産手段が、経営者〔manager〕から最下級の賃労働者にいたるまでのすべてをふくむ現実の生産者にたいして、他人の〔fremd〕所有として疎外され、対立する。」

資本の人格化は、具体的には、資本の所有者において人格化の制約の契機と人格化の媒介の契機の統一においてとらえなければならない。

V 貨幣資本家の所有と機能資本家の所有

株式会社は資本一般にたいして、特殊性は資本家形態にある。特殊な資本家形態を媒介する要素は、株主と経営者である。諸株主は、統一的所有主体として総株主の団体（＝社団）を構成する。しかし社団は諸株主から独立した完全な完結体である。社団が株式会社の所有者の形態、すなわち資本家形態であり、この形態のもとで資本の人格化を追跡すると「所有と機能の分離」が導かれる。「この総利潤は、ただ利子の形態でのみ、すなわち

資本所有のたんなる報酬としてのみ、受けとられるにすぎないのであって、この資本所有が今や現実の再生産過程での機能から分離されることは、（経営者の）機能が資本所有から分離されるのとまったく同様である。」

株式会社として想定する形態は、資本の必然性、つまり資本の人格化が充分に浸透した形態、資本のシステムにおける範疇的意義における形態である。そこで資本の人格化の制約と媒介をとらえると経営者の意義が二重に規定される。これがポイントである。

ところで資本家が貨幣資本家と機能資本家とに分離することの意義はどこにあるのだろうか。資本はのっぺりとした資本一般として無差別に存在するのではない。固有の私的領域性として、私的な個別資本として、端的に個別資本として存在する。この個別資本としての私的領域性を社会的に線引きするのが資本家の私的所有である。資本関係は労働の対立的な振る舞いによって、すなわち自己の生産諸手段にたいして他人の所有として振る舞うことによって、その対立的な生命を獲得している。そのさい、労働は他人の所有という、社会的な分離線を産出し、それに拒絶されるという仕方で振る舞うのだ。労働と生産手段とのあいだに引かれた社会的分離線は労働の前提だが、この前提是労働自身の自己矛盾的な振る舞いによって産出（＝措定）される。

「労働にたいする対象的富の対立的な社会的規定性は、過程そのものから切り離されて資本所有そのものに表現されている。この一契機、それは資本主義的な生産過程の不断の結果であり、またこの過程の不断の結果としてこの過程の不断の前提なのであるが、この契機は、今や、資本主義的生産過程そのものから切り離されて、つぎのことにはあらわされているのである。すなわち、貨幣は、同様にまた商品も、即目的に、潜在的に、潜勢的に資本であるということ、それは資本として売られうこと、また、それらがこの形態では他人の労働に対する指揮権であり、他人の労働の取得への要求権をあたえるものであり、したがって自分を増殖する価値であるということである」（同上書 Ibid., S.368）。「労働にたいする対象的富の対立的な社会的規定性」、他人の所有としての対象的富は、「資本主義的生産過程」のなかでは労働の搾取にもとづいて自己増殖しうる価値だが、商品生産

であるかぎり、資本の自己増殖運動を媒介する生産関係は物象化されているので、観察者にたいしては、自己増殖が「過程そのものから切り離されて」あらわれるのだ。価値増殖は、他人の所有する対象的富の有用的属性としてあらわれるのだ。ゆえに、他人の所有する対象的富は資本として（価値増殖をその有用的メントとする「商品」として）売られることになる。資本としての商品は貨幣資本であり、資本としての商品の所有者は貨幣資本家である。ここで貨幣資本家の私的所有は、「労働に対立する対象的富の対立的な社会的規定性」であり、「労働に対立的な」社会的線引きである。

他方、貨幣資本家の私的所有にたいして、質的に区別される私的所有がある。他の個別資本家に對立して自己の個別資本をまとめあげている社会的線引きであり、機能資本家の所有である。機能資本家は諸々の貨幣資本家から取得した対象的富についてこれを自己の所有として、「意思の絶対領域」（要綱MEGA.2/1, S.361）のもとに統一する。貨幣資本家の所有は非所有者にたいする、労働者にたいする対立的な社会的線引きであり、機能資本家の所有は所有者にたいする、他の資本家にたいする対立的な社会的線引きである。

通常、マルクスの「所有と機能の分離」と混同されている「貨幣資本家と機能資本家の分離」は、実は、「所有と機能の分離」ではなく、「労働者に對立する所有と他の資本家に對立する所有の分離」、すなわち「2種類の所有の分離」なのである³⁾。資本のシステムは、労働者に對立する所有と他の諸資本に對立する所有とに、所有を分離することによって、資本の自己増殖にたいする私的所有の狭隘な制約を解除しているのだ。非所有者を排除する対立性は、ばらばらに分散的でいい。すべての対象的富に私的所有が付着していることだけが重要である。それにたいして他の個別資本の統一に對立して自己の個別資本の統一をあらわす対立線はばらばらではなくまさに統一的でなければならぬ。資本の自己増殖運動と私的所有の狭隘性とが衝突する。資本のシステムは、この矛盾を機能資本家の所有を分化することによって解決するのだ。1個の現実資本の社会的対立性は、複数の貨幣資本家の所有（ないし私的所有人格性）と单一の機能資本家の所有（ないし私的所有人格性）によって表現されている。前者は労働者にたいする対

立性を、後者は他の現実諸資本に對立して当該現実資本の統一性を表現している。当該現実資本を制約する私的所有の狭隘性は、現実資本の個別性をあらわす私的所有を対象的富の労働者にたいする対立性をあらわす私的所有から分離し再統合することで解決している。これが利子生み資本関係における資本の人格化である。

VII 株式会社において「所有と機能の分離」は必然的である

以上の、資本の人格化の資本的メントを踏まえて株式会社についてみてみよう。利子生み資本の場合、1つの現実資本に複数の貨幣資本家と1個の機能資本家が関係している。そのさい、機能資本家の本質的な契機は「監督労働」ではなく、私的人格としての存在そのものである。この私的人格性が当該個別資本の個別的統一性を線引きしているのだ。これにたいして株式会社では1つの現実資本に1つ的人造人間、人工的私的所有者が関係している。総株主の団体=社団である。社団は人工的な私的所有者、資本家であり、生きた私的個人のメントに埋没していた社会的諸規定が分離し、それぞれ純化し、再統一し、現実資本の拡大要求にたいする私的所有の制約を解決している。法的人格（個人の法的人格）、社団の意思決定機関・株主総会（意思する個人）、社団の業務執行機関（経営者）、機能資本家としての統一的所有（社団の所有、総株主の統一的所有、株主の共益権）、貨幣資本家としての個別的所有（諸株主の個別的所有、株主の自益権）。ここで注意すべきは、資本家の行方である。資本家は株主としてのみ実在し、株主の所有は直接的には「労働に對立する対象的富の対立的な社会的規定性」を媒介する。当該現実資本の統一性を他の諸資本に對立して媒介するのは、ここでは同一の諸株主の統一性であって社団として表現される。利子生み資本関係におけるのと違って、機能資本家という独自の人格は存在しないのだ。これが利子生み資本の所有構造にたいする資本結合（株式会社）の所有構造の特徴である。ここからマルクスのやや難解なつぎの言明が理解できるだろう。すなわち、「株式会社の形成。これによって——、／……／3 現実に機

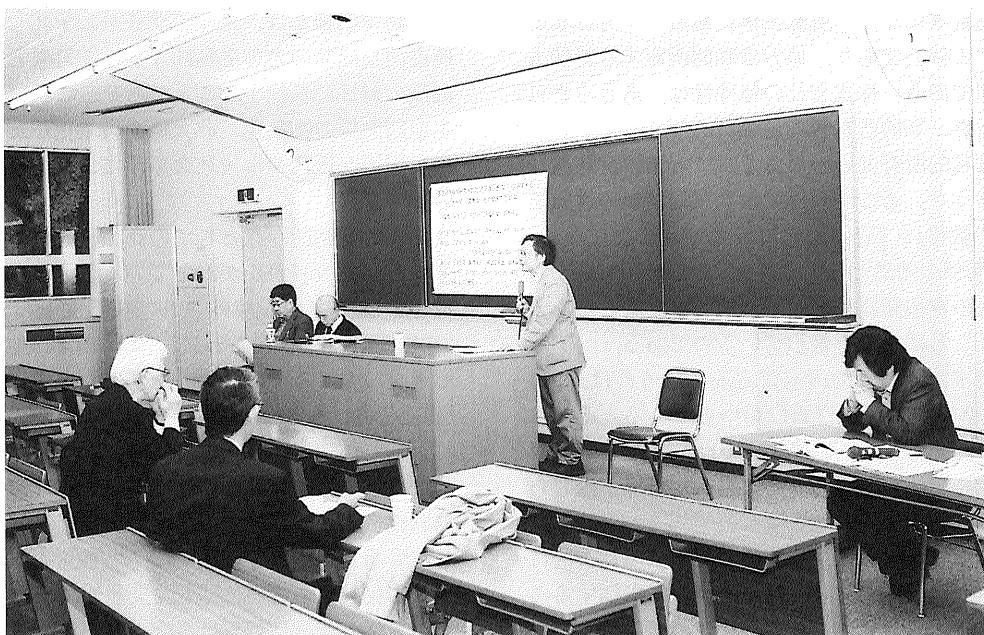
能している資本家が他人の資本のたんなる経営者に転化し、資本所有者はたんなる所有者、たんなる貨幣資本家に転化すること」[引用B]。資本家性に埋没していた経営者性は資本家性から分離され、資本家性は「たんなる所有者、たんなる貨幣資本家」の独自の形態（株主）を得る。社団という人造人間を法的人工的に構成したことから生じる私的所有者の諸契機の分離であるが、株主と経営者の分離に着目するならば、「所有と機能の分離」の法的、制度的、形態的実現と言いうるだろう。

さらに、この形態的実現は実体化しないではないのだ。まず、監督労働する経営者と株主の分離は、法的、制度的、形態的でありうる。しかし、株式会社における業務執行は、経営者と株主との分離を想定している。創業時の特殊的条件などから、当該株式会社が単に形式的で、旧個人資本の資本家が支配的大株主になり、同時に経営者になることはありうる。しかしそのばあいにも、大株主と経営者的人格的一致は単に偶然的である。制度は、優秀な専門的労働者が経営者になることを予定している。競争過程で合理的な淘汰がおこなわれるならば、制度的想定は現実化するはずである。第2に、より強い意味における「所有と機能の分離」、すなわち株主からの経営者の実体的な自

立化が必然的である。株式会社は、二重の主体性に規定されている。法的に正当な主体は、株主であり、したがって総株主の形態である社団であるが、事実的な主体は価値増殖する資本である。前者は所有関係における主体性であり、後者は生産関係における主体性であって、結局のところ、前者の主体性に後者の主体性が優越せざるをえないのだ。前者の主体性原理は株主の所得の最大化であり、後者の主体性原理は現実資本の蓄積である。ここで経営者の行動原理は株主の主体性を経由することなく、直接的に資本の蓄積である。個人企業では資本の蓄積は資本家の主体性に媒介されていた（「節欲」！）。株式会社では所有から分離、自立化した経営者によって資本の蓄積が媒介される。競争に促迫されて経営者の行動原理は資本蓄積の媒介である。経営者が労働者であることに着目すれば、株式会社とは労働者による労働者の搾取の形態、敵対的な自主管理の形態と言うことができるだろう。

Ⅷ 資本の正当化と私的所有

現代マルクス経済学の株式会社論の通説的問題



報告をする有井氏

設定は、「株式会社の経済的機能」であり、2大機能として、資本動員機能と支配集中機能があげられている。ところで、この問題設定は、マルクスにではなく、新カント派マルクス主義者、ルドルフ・ヒルファディングに由来するものである。ヒルファディングは、眼前的株式会社を金融資本の問題意識からとらえる。銀行と産業資本の融合という金融資本現象に肯定的な機能連鎖の観点から株式会社の機能を読み込むのである。この場合、株式会社の経済的機能といっても、ほかならぬ株式会社形態そのものの能動性發揮として、資本を動員したり、支配を集中したりするのかどうか、わからない。資本のシステムでは諸形態に生命をあたえる能動性は資本であるが、ヒルファディングの株式会社は資本の形態ではない。あくまで観察者の問題意識を媒介する形態なのである。

それにたいしてマルクスの株式会社を意義づける能動性は資本の能動性である。そのさい株式会社は資本の自己姿態であり、資本の能動性発揮は資本の自己姿態としての株式会社に制約されている。資本という生命の流動性が身体諸姿態（諸器官）によって媒介されるのと同時に制約されている。

では、そもそも、株式会社はいかなる身体諸器官だろうか。資本一般の形態である個人企業を株式会社企業と比較してみよう。株式会社の特殊性は現実資本なく、所有主体にある。一方は私的所有する個人であり、他方は私的所有する諸個人の社団である。株式会社の特殊性は、あきらかに私的所有、私的所有者の領域にある。

では私的所有はいかなる意味で資本の身体諸器官だろうか。ここからはマルクス経済学の常識を離れて厳格に『資本論』にしたがうことになる。「生産関係の基礎としての所有」という所有觀からは資本の身体諸器官として私的所有を論じるなどということは想像を絶しているのである。

『資本論』で私的所有が定義されるのは、第一部第2章交換過程論冒頭においてである。それに先だつ商品章第4節物神性論では私的所有における生産諸関係の物象的（非人格的）媒介が論じられている。

ところで所有とは、形式的に言えば、社会的に承認された取得であり、社会的生産に参加することとの承認のモメントである。社会の構成メンバーとして承認された主体性のことを生物的主体性で

ある「人間」から区別して「人格」と呼ぶので、所有とは人格的生産における対象取得のモメントとも言いうるだろう。しかるに、私的生産（商品生産）では生産関係は物象化（非人格化）されている。人格と人格との人格的関連（合意）によって社会的生産を制御しているのではなく、商品と商品との物象的関連によっておこなっている。ゆえに、所有諸関係から生産諸関係という内容が脱落している。商品生産において人間と人間との社会関係をなすのは、商品の交換過程である。「これまでのところ、われわれの知っている人間の経済関係は、商品所持者たちの関係のほかにはない」（資本論MEW.Bd.23, S.123）。商品所持者と商品所持者は市場において出会い、たがいに商品の私的所有者として相互承認する。この相互承認のなかではじめて3つの所有論的基礎範疇、人格（承認された人間）、物件（承認された物）、所有（承認された取得ないし占有）が発生するのである。

これを商品の側から言うとこうなる。私的生産では生産諸関係は物象化されており、商品の主体性に即して編成されている。つまり商品生産社会では商品が主体であり人間が客体なのだ。しかしこのことは、私的個人が社会構成の主体であるとする近代の市民社会原理と相容れないであろう。そこで生産諸関係の物象化と私的諸個人の市民的主体性とを媒介しているのが商品の物神崇拜なのだ。物神崇拜とは、生産諸関係を物象化している能動的な商品の力を受動的な感性的対象としての商品の属性に転換することであり、これによって生産諸関係の物象化（非人格的自立化）という異様な事態が近代の市民社会原理に調和させられているのだ。

感性的受動的存在としての商品に人格の能動性である私的所有がかかるわっている。この私的所有は生産的内容から疎外されて成立するたんなる「意思の絶対領域」であって、この内部は他人のぞき見るところではない。ただ、たがいに相手に「自己労働にもとづく取得」を推定しうるのみである。

こうして物神崇拜と私的所有を介して、商品の能動性世界が、所有する人格の能動性世界に転換して妥当している。商品すなわち物象の能動性世界は市民社会の論理に即して非正当であり、所有する人格の能動性世界は承認され正当である。しかし当該社会は商品の能動性世界、すなわち商品

のシステムである。ならば、商品に付着した私的所有という外皮は、商品が市民社会に存在するために必要な正当化外皮として商品の身体器官であると言わなければならないであろう。

Ⅷ 商品の正当化と資本の正当化

商品の交換過程（市場）で発生している私的所有という正当化外皮、正当化バリアの陰で私的に、密やかに生産がおこなわれる。この「生産」が、私的所有の外部の視線に対しては、市場に登場した商品所持者の「自己労働にもとづく取得」として妥当し、私的所有としての承認もたらしている本体である。

『資本論』の後続する展開は、商品の能動性ないし自立性を徹底することである。商品は、商品という形態としては、自身を生み出す労働を外的に前提しており、自身の能動性の結果として産出しているのではない。自己の前提を自己の結果として産み出す主体の形態ではない。ゆえに、商品が商品という形態にとどまるかぎり商品の自立性は仮象にとどまるということになる。

商品は貨幣を産み出し、貨幣は貨幣と商品の統一として労働力を包摶し資本に転化する。蓄積論のあきらかにするように、資本の前提である「二重に自由な労働者」は資本の結果なのである。つまり、商品は、資本を産み出し資本のモメントになることによって、自身の自立性を実現し生きたシステムになっている。商品の能動性のシステムとは、商品が貨幣を経て資本に転化するシステムなのだ。

そのさい、資本への転化は商品の交換過程で産み出されている私的所有という正当化外皮のもとでおこなわれるのであった。いまや私的所有は資本の正当化外皮である。「労働力の売買がその制限のなかでおこなわれる流通または商品交換の部面は、じっさい、天賦人権の真のエデンであった。ここで支配しているのは、自由、平等、所有、そしてベンサムだけである」（同上書Ibid., S.190）。

他方で、抽象的な所有関係の外皮のなかで成熟してくる経済的内容が資本の自立性であるからには、やがて、正当化外皮である自由な所有関係と労働の搾取の帰結である資本（という生産関係）

の矛盾が顕在化してくる。私的所有の外皮を破り資本が資本として現象してくる。これが蓄積論（『資本論』第1部第21章第22章）における「取得法則の転回」論である。

私的所有を発生させている商品交換は、たがいに独立した売り手と買い手とのあいだの偶然的、単発的、個人的取引である。しかし資本はその本性からして再生産過程である。再生産の過程に即して単発的、個人的取引から連続的、社会的取引に視線転換してみると事態は転回（=急変）して現れる。自由な商品生産の所有法則は資本主義的取得法則に、自由な人格的関係は階級的依存関係に、商品としてのシステム原理は資本としてのシステム原理に、私的所有は疎外された労働（=賃労働）に、無媒介に転回する。「他人の労働の搾取」が私的所有という正当化外皮を破って現象してくる。

Ⅸ 私的所有論としてのマルクス株式会社論

株式会社は構成された私的所有者（=社団）である。これによって、株式会社では、生きた私的所有者に癒着していた私的所有の本質的諸契機がそれぞれ分離し形態化して現れる。私的所有者の法的人格性が分離した法的人格に、私的所有者の意思形成が分離した株主総会に、私的所有者の貨幣資本家性が個別株主に、貨幣資本家の所有が個別株主の所有に、私的所有者の機能資本家性が分離した社団（=総株主）に、機能資本家の所有が分離した社団の所有に、私的所有者の機能資本家性に埋没していた経営者性（=管理労働者性）が分離した経営者に、それぞれ形態化しているのである。

これら諸契機の分離と形態化のなかで、私的所有者の機能資本家性に埋没していた経営者性の分離と形態化、すなわち社団（=機能資本家）と経営者の分離に着目すれば、とりもなおさずマルクスの「所有と機能の分離」の法的、制度的、形態的な実現になる。ここで「分離」とは諸契機がそれぞれ違う人格によって担われることだ。「所有と機能の分離」の実体的な実現としては、資本の人格化運動のなかで、経営者の行動原理が所有（社

団）にもとづくのではなく、直接に資本にもとづくことによって理解できるのであった。

こうして株式会社とは、実現された私的所有と言い得るだろう。ところで、商品生産にもとづく私的所有の特殊性は、その抽象性にあった。生産関係が物象的、非人格的に媒介されているがゆえに、所有関係から生産の媒介という内容が脱落しているのであった。私的所有とは、抽象的な、「意思の絶対領域」の相互承認であり、領域内の生産的根拠にたいする社会的無関心性であった。「所有と機能（生産）の分離」とは、私的所有のこの抽象性、生産的根拠からの疎外を実現したものに他ならない。ゆえに、「所有と機能の分離」こそは、株式会社の本質的契機の表現だと言いうるのである。他の諸特徴、たとえば、法的人格の形態化、全社員の有限責任制、確定資本金制、譲渡自由な等額株式制などは、「所有と機能の分離」から導きうる。商品の交換過程から発生する私的所有は私的所有一般であり、株式会社は実現された私的所有の一般的形態である。

株式会社の特殊性は私的所有者の特殊性である。株式会社は、他の私的所有者にたいして一個の私的所有者として相対する構成された私的所有者である。さて、私的所有とは資本の主体性を私的所有者の主体性に転換することによって、市民社会の原理に即して資本を正当化するための資本の身体器官であった。それでは、株式会社の形態的本質をしめす「所有と機能の分離」は、私的所有による資本の正当化についていかなる意義をもつだらうか。マルクスは2つの論理を用意しているようである。すでに触れたが再確認しておこう。

第1は、「利子と企業者利得」という対立を前提して。「量的な分割」が「質的な分割」に転回する場合である。利子は社会的に、取引の前提としてあたえられ、企業者利得は個別企業的に、取引の結果としてあたえられる。両者の「対立そのもの」が独自の存在根拠を類推せしめる。利子は「商品としての資本」、利潤を産むという有用物の価値である（「借り手の利潤からその正当化を引きだす」）。企業者利得は、すぐれて利潤を産むという「商品としての資本」の使用価値であるが、一部分は資本という道具を使う機能資本家の監督労働の監督賃金である。監督賃金と企業者利得が混同され、企業者利得が正当化される。ここで、「所有と機能の分離」、すなわち機能資本家からの監督労働の分

離は、まずは企業者利得の全体を非正当化し（「他人の剩余労働のむきだしの取得としてあらわれる」）、ついで、「借り手の利潤（＝企業者利得）からその正当化を引きだす利子」を非正当化する。

第2は、「彼らの受ける配当が利子と企業者利得とをふくんでいるばあい」。「この総利潤は、ただ利子の形態でのみ、すなわち資本所有のたんなる報酬としてのみ、受けとられるにすぎないのであって、この資本所有が今や現実の再生産過程での機能から分離されることとは、（経営者の）機能が資本所有から分離されるのとまったく同様である」。企業者利得との対立の契機を欠いて取得される配当は、孤立して「ただ利子の形態でのみ」受け取られる。労働による取得の正当性を喪失している。

ここで念のために注意しておくと、「他人の剩余労働のむき出しの取得」とは、市民社会で承認されていない非正当な取得である。自由な商品交換にもとづく取得は、商品所持者が平穏に市場に持ち込んだ商品について「自己労働にもとづく取得」を推定するのであった。取得の正当性否認は蓄積の正当性否認であり、資本の正当性否認である。資本の株式会社形態においては、株式会社の正当性問題として、資本の正当性が問われることになる。

X 株式会社通過点論と歴史的傾向論

第3部第27章株式会社通過点論は第1部資本主義的蓄積の歴史的傾向論に呼応する。両者とも資本の「自己批判」の形態である。

マルクスの歴史観は完成された矛盾である資本の概念を尺度として成り立っている。本源的統一（A点）と完成された矛盾（B点、「第1の否定」）とのあいだの「無限の色合い」（同上書Ibid., S.789）としての歴史、および完成された矛盾（B点）と媒介的統一（C点、「否定の否定」）とのあいだの「無限の色合い」としての歴史である（A点—B点—C点）。『資本論』には、3つの資本の概念があるので3つの歴史観がある。第1は、完成された疎外された労働としての資本の概念を尺度にするもの。第2は、完成された物象のシステムとしての資本の概念を尺度にするもの。第3は、完

成された私的所有としての資本の概念を尺度にするものだ。歴史的傾向論の歴史観は、第3の、完成された私的所有を理論的尺度とする歴史観である。

「完成された私的所有」とは、資本家の私的所有だが、資本家の私的所有などという私的所有はそれ自体としてはどこにもない。資本のシステムにおいて、私的所有が定義されているのは、商品の交換過程においてであり、それは「自己労働にもとづく取得」を推定せしめるのであった。資本家の私的所有が出現するのは、商品の交換過程が資本の再生産過程のモメントとして否定されることにおいてである。資本の再生産過程は、商品の交換過程の孤立的、単発的、偶然的なものから、結合的、連続的、必然的なものへ、無媒介に視線転換し、その視線転換にそくして、「自己労働にもとづく取得」の世界が、「他人労働の搾取」の世界に無媒介に転回するのである。

資本の原理が純粋に花開いたその瞬間に、資本は私的所有の言葉で自己批判するのだ。自由な法的人格として自由な主体性、自由な個別性を形態化した瞬間に、自由な人格（個別性）を支える普遍的実体の欠如を。社会的労働（普遍性）を実現した瞬間に、自己の人格性形態の欠落を。要するに、個別性と普遍性とのまったく疎外を。この矛盾のシステムを尺度に、自己労働にもとづく私的所有（A）一生産的実体と抽象的人格性の矛盾（B）一人格的労働と社会的生産の媒介的統一（C），という歴史観があらわれるのである。

マルクスの株式会社論は、取得法則の転回論、歴史的傾向論と同一の歴史観を表明するものである。株式会社論は、歴史的傾向論と同様完成された私的所有（矛盾）を理論的尺度とする。違いは、歴史的傾向論の矛盾が視線転換によって現象するのにたいして、株式会社論では矛盾が形態化していることにある。株式会社において完成された私的所有とはすなわち「所有と機能の分離」である。「所有と機能の分離」は、生産に無関心な私的所有の抽象的本性の実現であり、一方では、株主として、他方では、労働者による労働者の搾取、敵対的自主管理として形態化し、株式会社という同一場面において、生産的実体の欠落した人格性と人格性の欠落した社会的生産との相互批判として自己批判している。

IX おわりに —資本の正当化 破綻と今日の民主主義—

現代株式会社において資本の正当化破綻が深く進行しているという理解は、今日の権利問題、民主主義問題を社会変革の観点から尺度するうえで大きな意義をもつ。主要事実は搾取の露出であり、資本家の退場であり、物象的主体としての資本の露出である。保守と革新との政治的対立は、いまや、資本の代理人と労働する個人とのあいだにあるのではない。資本と、「自由な法的人格性」を獲得した諸個人とのあいだにある。株主、労働者、経営者がともに資本に対立するのである。この観点から反省してみると、今日の対立構図の理解には微妙なズレがあるように思われる。新古典派（資本サイドの経済学）は株主所有物企業論（私的所有原理主義）、反新古典派（市民サイドの経済学）はステークホールダー企業論（企業=公共物論）である。しかしマルクスによれば、私的所有と資本の矛盾を通して資本の自己批判が発現する。新古典派の株主所有物企業論は資本の正当性問題に突き当たり、資本の否定に帰着する。それにたいして、ステークホールダー企業論は現代社会の正当化危機を踏まえた正当化の転換（正当化のアトミズムから正当化のホーリズムへの転換）が介在している。本質的に現状維持の正当化論として資本の正当化論であり、もっとも現代的な資本の弁護論でありつづける。新古典派=敵、ケインズ派=味方と速断するのではなく、トータルな資本の自己否定のなかで自立的に対立構図をとらえる必要がある⁴⁾。

注

- 1) 参照の便宜のためMEW版を用いる。引用文はMEGA.2/4.2によって修正をくわえた。
- 2) 有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』青木書店、1991年。
- 3) 「彼らは事実上仲間である。すなわち、一方は資本の法律的な所有者であり、他方は、彼が資本を充用しているかぎり、経済的な所有者である」(61-63年草稿MEGA.2/3, S.1506)。
- 4) 株主オンブズマン運動は、この観点から高く評価すべき運動の1つである。

(ありい ゆきお 所友 駒澤大学)

人間発達論と社会主義 —自由・民主主義と 市場経済を基礎として—

社会主義を展望した「自由・平等、民主主義」論と「市場経済」論の近年のアプローチを手がかりにして、人間発達論を再考しようとした。



ASHIDA Fumio
芦田 文夫

I はじめに

社会主義では、生産者と生産手段の地位が逆転する。資本の利潤追求が動機・目的となって労働者が搾取・疎外されていくのではなく、生産者が主役になって人間の全面的発達の道が開かれる。ところが、20世紀「社会主義」は、世界大戦と恐慌という形で露呈してくる「市場」の欠陥を、「国家」の上からの強力的な介入によってその「廃絶」をめざそうとした。経済や社会の成熟によって国家が吸収・消滅させられていく方向性とは逆に、国家が上からそれらを権力的に統制していくという顛倒した構造がうみだされ（「国家」と「社会」の論理の逆転）、そのもとで個人の「自由と民主主義」が萎縮させられていった。21世紀「社会主義」論の再生には、生産者と生産手段の再結合（階級関係の変革）と個人の「自由・平等、民主主義」とはどのような相互関連にたつのか、そこに「市場経済」はどう関わるのか、そして「国家」はどう関わっていくのか、という課題の探求が欠かせないであろう。

基礎経済科学研究所による年来の人間発達論の課題設定が、社会主義論の方からもあらためて注目されなければならなくなる所以も、ここにあるように思われる。その人間発達論は、森岡孝二氏

が総括的にふり返って述べておられるように、『資本論』の労働過程論を基礎に置いて資本の生産過程・蓄積過程を軸としていく展開であり（2008年研究集会），そのさい往々にして価値法則の一般的抽象的な原理論では度外視されているもの、『資本論』の労働日の章や大工業の章で重視されている「企業、女性労働、児童労働、家族、地域、労働時間・教育・保健・衛生、公務労働、政府、国家などの非市場的・制度的諸関係」（2007年研究大会）を取り込んだところに特徴があった。そして、資本主義の発展は一方では貧困を生み出していくが、他方では労働者の人間発達を可能にする諸契機をも生み出す、という「貧困と発達」の弁証法的関係において展開していくとする。その体系の概要は、近刊の『時代はまるで資本論』（2008年、昭和堂）第9講で十名直喜氏が整理されているとおりであろう。

本稿は、社会主義への展望における「自由・平等、民主主義」論と「市場経済」論の近年のアプローチの側から、このような人間発達論の枠組みをさらに深めてみようとしたものである。ここには、個人の自由と民主主義的な権利についての理論軸をいっそう徹底させて、このような『資本論』の人間発達論を再構築してみたいという含意がある。

II 「市場経済」論と社会主義

ソ連を始めとする20世紀「社会主義」の特徴は、国家を頂点にたてた一元的な所有と管理というところにあり、それは商品・市場関係を廃絶した上からの指令的な計画化と結びついていた。市場の導入を軸とする「経済改革」は、これまで國家の下に覆われていた個人や集団の位置を蘇らせ、それら経済主体の権利の問題を浮上させていく。私は、ソ連経済などの実際と合わせながら、その論理的枠組みの展開を追跡してきたのであるが、つい最近もそれらを概括する小論をまとめたばかりなので、この章についてはその結論的な筋道を再確認するだけに止めておきたい¹⁾。

つまり「経済改革」は、1960年代半ば、企業集団の経営や個人の労働の「自主性」の拡大と「効率性」の向上を狙って、「生産物の市場化」から始まっていた。それぞれの活動の成果に応じて、生産物の分配に差がつけられていくのであるが、それは「国家」の下に覆われていた経済主体の「経営」と「労働」の機能を自立化させていくことになる。やがて、80年代に入って、それらが資本（生産手段）の自立的効率的な利用の仕方とも関わることから、「生産手段の市場化」にも及ぼされてくる。そうすると生産手段の「所有」に対しても新たな問題が投げかけられてくることになり、所有の主体に関する占有・利用・処分の権利と責任の問題が論じられるようになって（「社会主義的所有が“誰のものでもない”無責任なものになっている」ゴルバチョフ）、機能論的な次元から主体の本質にかかわる実在論的な次元へと深められていった。

「ラディカル派」からは、「市民と企業の所有・経営・労働と消費における完全な自由と平等」が最優先に求められ、それは必ずしも社会主義か資本主義かの体制には拘らないものになっていた。「中庸派」は、そのなかで「社会主義的方向性」を保った「新しい社会経済システム」を模索しようとしたが、これは実践的に理論的にためきれないまま体制崩壊をむかえた。「経済改革」の最終段階で析出されてきていた課題の枠組みは、生産や労働における主体の権利の確立、それらの自主性・自由と同権・平等——すなわち、一方で

企業に関わる「経営権」を正当に容認し、他方で労働者や国民に関わる「労働権」や「生活権・生存権」、さらには広義の「社会権」を基礎において、どのような新しい社会主義的方向性を堅持した社会経済構造を構築していくか、ということであったといえる。しかし、市場経済化にともなって「経営権」の自立化・効率化だけが独走し、そもそも一般に諸主体の自由と権利を社会的な制度として確立していくという課題意識が醸成されていなかったところに、20世紀「社会主義」の制約性と特殊性があったといえよう。

このようななかで、「市場経済化と社会主義」に関して2つのアプローチの方向が分岐してくるのである。一方では、国家的所有あるいは公的所有があるかぎり真の分権化と市場経済の作動はありえない、「市場化」はもともと「私的所有」としか両立しえない、社会主義への市場導入は“砂上の楼閣”だった、とする主張がなされてくる（東側の多く、典型はコルナイ）。しかし他では、主に西側の多くからは（ノープやペトウレムら）、逆に資本主義や市場経済の矛盾を克服していくという展望の側からみたとき、「実現可能な社会主義」として描き直そうとする努力がなされてくるようになる。それは、なによりも市場経済の全面化ということを基礎に置いて、企業経営の効率的発展を保証しながら、しかし労働や社会の側からそれに対する民主主義的な制御を与えていくとする枠組みをもっていた。その背景には、発達した資本主義諸国における「自由・民主主義をつうじる社会主義」への新たな路線探求の動きがあった。

1990年代以降における展開の特徴は、ローマーらの「市場社会主義論の第五段階」²⁾と称される枠組みによく表されていた。この段階では、「旧社会主義から市場社会主義へ」と「資本主義から市場（をつうじる）社会主義へ」が重ね合わせて論じられることが多くなる。そのさい、後者が一回限りの「国家的所有」の確立で終わりというのではなく、また前者が「民営化」即「私的所有化」というのではなく、それぞれ多様な所有・経営・労働の構造にそくした民主主義的変革の過程として捉えられていく。「国家的所有」か「私的所有」かのレベルだけにとどまるのではなく、現代企業の株式会社に見られるような「所有」と「経営」の分離の構造にまでふみ込んで、各経済

主体の自立性と効率性のダイナミズムを「インセンティヴ問題」や「コーポレート・ガバナンス問題」として論じていこうとする。企業は「公的所有=排他的国家管理」から自立して操業し、その「経営」主体の自立性・効率性ということを軸にして、その上であらためて「所有」の主体（株主）および資本調達や金融（資本市場や銀行）、さらには労働者や消費者・市民など「ステイクホルダー」との相互関係および彼らの参加が問われていく。そして、その構造のなかで、社会的な制御を加えながら、いっそうの社会経済的格差の克服が目指され、「平等化」（まず「所得の平等化」—それが必要とする「資産・所有の平等化」）が追求されて、そのことが社会主義への方向性をもつものとして位置づけられていくのである。各経済主体の自立性と効率性を前提にして、多様な所有・管理構造のあらゆる面にわたる「民主化」と「平等化」を陣地戦的に積み重ねていく、という民主主義的変革の過程と構造の枠組みである。

このように、企業や組織の内部構造にまで立ち入って、諸主体（所有・経営および労働・生活）の自立化と「自由」、いっそうの「平等」化へむかう関係が問われてくるようになるのであるが、他方では、その主体の自由と権利がどのように全社会的な制度として確立されていくか、というつながりが問題とされる。「市場社会主義論の第5段階」と併行して1980・90年代以降に新たな高揚をみせ始めていた「現代市民社会論」の枠組みが、ともに重なるようにして展開されていったその内容と意味に注目したいのである。それは、ポーランドの「連帯運動」や西側の「新しい社会運動」によって触発され、権威主義的な「国家」に対する市民の権利と自由、「諸個人の自立とアソシエーション（連合）」ということを基軸において、「国家」と「市民社会」と「経済（市場経済あるいは資本主義経済）」の相互関係を問い合わせ直そうとするものであった。

そこでは、主体の自由と民主主義的な権利の制度（人と人との相互作用と調整にかかる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれた）が共通の基底に置かれる。そのうえにたって、「市民社会」と「経済」の間を媒介し調整する機能をもつ「経済社会」という概念が設けられる（「市民社会」と「政治・国家」の間を媒介し調整する機能をもつ「政治社会」という

概念と並んで）。その「経済社会」なるものは、具体的には生産・分配のための組織と共同団体（通常は企業、協同組合、団体交渉のための諸制度、組合、評議会など）によって構成されるものとされる³⁾。そして、その企業や組織としての構造的内実が問題にされて、その質の高さが逆に、一方では「市民社会」全体のあり方を規定していくものとして、他方では「経済」や「国家」のあり方を自由や民主主義という点で規定していくものとして、客観的な社会経済構造全体との相互関係が展開されていくのである。それは、これまでの国家と経済・社会との「乖離」「顛倒」を克服し、社会経済的構造のあらゆる次元から「民主主義的変革」を陣地戦的に積み上げて政治権力に迫っていくとするものであったといえよう。

[なお、「体制転換」後の「市場経済」論に関しては、「社会的な制度」をめぐる問題がもう一つの焦点として登場してくるようになり、これにかかわって「インフォーマルなルール」ということにそくして、一方では「モラル」「信頼・同意」「市民社会」などの概念が、他方では中国やアジアなどの「伝統社会」との歴史的な連関が論じられるようになるが、これらの検討には踏み込むことができない。]

III 「自由・民主主義」論と 社会主義

最近、自由・民主主義と社会主義にかんする藤田勇氏の学問的大著が公刊された⁴⁾。それは、両者の相互関係を歴史的具体的諸条件のなかでみていかなければならないとして、社会主義の世界史的展開の全過程を3つの段階に分けて、実践的に・理論的に位置づけなおしてみようとしたものである。これまで、自由・平等理念の市民階級的把握（自由主義として展開）と労働者階級的把握（社会主義として展開）との分裂と対立が特徴的であったり（第1段階）、自由・民主主義の把握における階級原理（階級闘争原理）の強調が支配的であったりしたが（第2段階）、ようやく1970年代くらいから自由・人権・民主主義の「固有の価値」、普遍的価値が前面に押し出されるようになり、「自由・民主主義をつうじる社会主義」が課題

となってくる（第3段階の幕開け），とされる。

このような歴史的段階の下で，自由・平等，民主主義を基礎においた「現代規範論」⁵⁾，権利論，正義論が，政治哲学，倫理学・道徳学，社会学などの領域を中心に新たに展開されてくるようになる。それらは，「個人の相違性・自由」と「個人の平等な尊敬・配慮」の問題を，善と正義との関係づけ，権利の概念をつうじて論究していくとするものと云われる⁶⁾。必ずしも社会主義へのつながりを意識したものばかりではないが，そのような理論枠組みが人間発達論—社会主義論に対して投射してくる問題をどう受けとめていくか。本稿は，このような新しい展開に主眼をおいて，以下のような幾つかの接点について今後に深めていくべき手掛かりを見出そうとしたものである。

[1] 自由・平等，民主主義の概念を，政治的次元—社会的次元—経済的次元—人間的次元の関連のなかに位置づけて，具体化をはかっていく問題である。現代規範理論の先駆者の一人と目されるJ.ロールズの『正義論』（1972年）⁷⁾においては，まず，自由・平等な人間（人間の理想像である「道徳的人格」と社会の理想像である「秩序ある社会」の下での）が価値前提として置かれ，「原初状態」（各人がお互いに個別の状況の違いを知らない「無知のベール」に包まれた）という仮想的設定のもとから，「合理性」（個々人の利益を追求する）と「公正性」（道徳的人格を平等に取扱う）の手続を経て，「公正としての正義」の道徳原理が導き出される。各個人がそれぞれ多様な善を追求する自由の権利がなによりも肝要なものとして置かれ（功利主義のように「効用」という画一的な目的が善とされるのではなく），その平等な権利が保証されていかなければならぬとされる。

ついで，これらが社会的な制度としていっそうの具体化が図られていくのであるが，そのさいの媒介環となるのが「社会的基本財」という概念であった。それはあらゆる異なる目的を実現する手段として共通に必要とされる一般的要因であり，政治的次元の「権利」と「自由」，社会的次元の「機会」と「機能」，経済的次元の「所得」と「富」，人間的（心理的）次元の「自尊」（それが最も基本的なものとされる）が区別されていくのである。ロールズの有名な「正義の原理」——第1原理「平等な自由の原理」（政治的な自由），第2原理

（社会的経済的な自由）のa「機会の公正な均等原理」，b「格差（が認められる）原理」=「社会の最も恵まれない人の状況を改善すること」（マキシミン原理）は，このような構造的体系のもとで第1から第2，そのaからbへと優先順位がつけられて，定式化されてきたものであった。

このような展開は，政治・社会・経済・文化の対象領域全体のなかで，自由と平等の概念を位置づけていく課題を想起させてくれる。いま社会経済的な格差のいっそう拡充した今日的課題にそくして，社会的基本財（資源と表現する論者もある）を文化的な財や知的所有権としても，さらには資源・環境問題とも関わらせて，展開していくことが求められているように思われる。また現下の貧困問題が，たんなる貧乏という次元にとどまらず，人間としての「自尊」を奪い取るものとなっている，と指弾される意味もほりさげてみたい。

加えて，方法上の問題として，現実社会における日常の「道徳判断」が，再び抽象的な「価値前提」「原初状態」—「道徳原理」と突き合わされフィードバックされていく（「内省的均衡」と呼ばれる），一連のつながりが改訂されたり発展させられたりしていく。先の「現代市民社会論」における「市民社会」概念と現実の「経済」「国家」との間のフィードバックの整合化と似通った方法がとられていることである。おそらく，個人の自由・平等を出発的基礎として，個人と社会，主体と客観的構造の相互関係を展開していくとすると，このような方法が不可避になるようと思われるが，これを基礎にして資本—労働（いわゆる階級関係）を軸とする論理とどう整合化していくかの問題である。

[2] 人間主体の「自由・平等，民主主義」の発達と「人間以外の生産手段や資源」の要因との関連の問題である。政治学の領域で早くから「自由民主主義論」「所有的個人主義論」を開拓してきたC.マクファーソン⁸⁾は，西欧の自由民主主義論には2つの流れがあるとして，「効用の極大化」の主張と「力の極大化」の主張をあげる。そして，後者について「発展的力」（本質的に人間的な潜在的能力を行使し発展させる人間の能力）と「抽出的力」（他人の力を自らに移転させる力）を区別し，これに関わってくる決定的要因を労働手段に求める。「労働手段への接近から排除されない権利」

「労働手段の不平等な配分のは是正」によってはじめて人間の「発展的力」「発展的自由」(効用の消費者としての人間についてだけでなく)を最大化することができる、とするのである。G.コーエン⁹⁾は、ノージックらの「リバタリアニズム(自由至上主義)」の「自由」論を批判していくさい、それが「人間の自分自身に対する所有権」だけで「人間以外の資源への所有権」については語らない、ということを軸としていく。それに関わって、土地や資本などの外的資産と身体や能力などの内的資産との相互関係が論議されていく。つまり、「人間以外の生産手段や資源」の要因は、人間発達における「効用」「消費」と「労働」「人間的力」という違った次元の相互関係の問題をきり開いていくのである。

[3] 上の問題とも関わって、人間主体の発達の中身について、「欲求・必要—財(goods)一労働」「効用—人間的力」さらには「自由(時間)」などの相互関係の問題である。周知のA.センは¹⁰⁾「必要」の理解にはこれまで「効用」に焦点をあてる立場と「財」に焦点をあてる立場があったが、これらをともに批判して「潜在能力(ある基本的なことからを成し得る能力、「生き方の幅」とも訳される)」の概念を提起して、その自由な選択と平等をなによりも重視する。先の「社会的基本財」についても、福祉を達成するための手段にすぎないとして批判が加えられるのであるが、ロールズの場合にもその背後で能力の展開の問題が置かれていたと考えられる(例えば、機会均等の形式・実質にそくした「社会的共通資産」「才能のブーリング」)。その後の論議で、「資源」のなかに「能力」をも含めようとする提唱すらみられるようになるが、「欲求・欲求充足」—「財・資源」—「労働力能・労働」の間の構造的な関連づけを深めていく必要があるのでなかろうか。そしてその中には、社会主义論における「労働に応じた分配」から「必要に応じた分配」への移行のさいに論じられるような過程全体の発展の契機が宿されている、と考えていくべきではなかろうか。

[4] 経済的次元で不平等と格差が取り上げられていく「所得」と「富」に関わって、「所得の平等主義的な再分配」と「資産の平等主義的な再分配」との相互関係の問題である。ローマーは先の「市場社会主義論の第5段階」の枠組みにおい

て、社会経済的格差が克服されていく平等化が、「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へ進まざるをえない関係を「所有の分割」という言葉をつかって展開しようとしていた。その仕方は、独自な「クーポン型市場社会主義」と称されるもので、「株式」(所有)が全市民に平等に配分される「クーポン」(貨幣では購入できず、相続もできない)と交換され、企業利潤はそれに応じて配分され、利潤分配とその蓄積がもたらす大きな不平等が阻止される(「機会の平等」「所有の分割」)。他方で、そのクーポン株式交換市場でのレートの変動によって企業経営の効率性はモニター(監視)されていく。S.ボールズとH.ギンタスも¹¹⁾、「所有権の再分配」という言葉を使って、「所得の再分配」から「資産の再分配」への問題を展開しようとする。それは、「所有」(株主)と所有権の使用としての「経営」「労働」との分離にもとづき、利潤の「残余請求権」と「コントロール権」を「経営者」「労働者」に再分配することによって、効率性と平等性を高めようとするものであった。

アプローチの仕方における違いは、ローマーが全社会的な観点を重視するのに対して、ボールズとギンタスは企業の組織構造(労働者所有企業に収斂されていくような)に重点を置いているところにあるよう、次章における企業などの「組織」と社会的な「制度」との相互関係の問題にそくしてたち返ってみたい。構想される形態の違いはあれ、いずれの場合も「所得の平等化」と「経営に対する社会的制御・コントロール」の積み上げにもとづいて「資産・所有の平等化・社会化」に迫っていこう、と企図するものであったといえよう。

IV 人間発達論と社会主义へのアプローチ

以上のような個人の自由・平等、民主主義の権利論の展開に応えて、人間発達論—社会主义論はどのようにいっそうの探究をふかめていくべきであろうか。その論点と方向の私なりの試論を最後に要約しておくことにしたい。

[1] まず、本質論的な次元として、私も『資

本論』の労働・生産過程論、資本蓄積論が基軸に置かれていくべきだと考える。そのさい、『経済学批判要綱』にいう人類史の3段階（労働と客体的諸条件の自然的な結合——分離——社会的な再結合）のなかにおける出發的な位置づけが重要であろう。労働と生産手段・資源との分離は、自然的な大地（Erde）や個別分散的な労働用具そして共同体（Gemeinde）の狭い枠から人間を解放し、2重の意味で自由な労働を生みだし、その社会化を発展させていく。このような「分離」（「本源的蓄積」）と「再結合」（「歴史的傾向」）にはさまれて、資本の蓄積過程における「領有法則の転回」、所有と労働の外見上の同一性から出發した法則から両者の分離への転回が説かれていく（ノージックらの「リバタニアン」はこの出發的前提から帰結するあらゆるものを本源的権利として擁護しようとする）。それは、資本の価値＝剩余価値追求の運動にそくして展開されていくが、まず「絶対的剩余価値」の生産において、権利論の基礎ともいべき資本と労働の次のような関係が与えられる。すなわち、「労働力」商品の売買をめぐる交換過程では「自由」と「平等」が出發点となり基礎となるが、「労働力」の消費である労働過程・生産過程においては、資本の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の側は労働力の再生産＝人間らしい労働や生活の諸条件を求める。どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている「権利」対「権利」であるかぎり、力がことを決していく。つづいて「相対的剩余価値」の生産において、協業—マニュファクチュア—機械制大工業にそって、例の労働の「貧困と発達」の弁証法的な内容が展開されていくわけである。

さて、深めてみたい問題は次のようなものである。1つは、人間主体と客体的諸条件（生産手段や広義の資源）との相互関係である。『要綱』では、自然的な大地や共同的社会とのつながりも視野に収められていたが、社会的・文化的な基本財や自然環境とも関わらせた拡充した展開である。また、知的な財とのつながりで、労働能力における精神的機能の発達や情報化との関連である。2つは、労働・生産過程にそくした発達の契機と連動させながら、消費・生活過程における「欲求・欲求充足」—「財・資源」—「労働力・労働」の間の相互関係であり、それを次の問

題とあわせて消費者・生活者の主体的権利の構造として展開していく問題である¹²⁾。3つは、それらを総括的に権利の問題として体系化していくことである。『資本論』における展開は、上記の「労働力」商品をめぐる同等な権利と権利との間では力がことを決するという論理が、個別的な「自由な」売り手としての労働者の無抵抗な屈服、「結社（アソシエーション）」や「労働組合」による団結、資本家階級と労働者階級との間での闘争、そして国家権力や一般的法律の引っ張り出し、という基本の筋にそっておこなわれる。このなかで、「労働権」と「生活権・生存権」さらに「社会権」をめぐる社会的な制度が、資本の「所有権」「経営権」に対抗して生みだされていくのである¹³⁾。

それらをいっそう具体化していくには、次のようなアプローチの諸階梯が必要なのではなかろうか。

[2] より具体的な次元として、まず企業などの「組織」のレベルでの展開である（ミクロ）。「市場社会主義論の第5段階」において見てきたように、その内部構造にまで立ち入って、諸主体（所有・経営および労働・生活）の自立化と「自由」、いっそうの「平等」化へむかう関係がどれほど発展しているかが問題となる。「労働権」「生存権」「社会権」をめぐるルールや規準（ノルム）、制度の押し上げと拡充が、利潤の「残余請求権」と「コントロール権」を制限し、資本の「経営権」に対する社会的な制約と規制を強めていく。このなかで、社会経済的格差の克服が「所得の平等」から「資産・所有の平等」へと進んでいく道筋が切り開かれていく。それはまた、人間主体が市場的連関のなかに、労働や生活の直接的な社会的必要をしだいに浸透させていく過程、「市場経済の止揚」とも重なっていくであろう。

多様な所有・経営形態、なかでも労働者所有企業や協同組合はそれぞれ積極的なモメントをもつであろうが、社会経済構造全体のなかではローマーらのように株式会社形態にそくした展開が主流をなすとすべきであろう。他に、「現代市民社会論」でも企業と区別される「第2のアソシエーション」と呼ばれる生活的・社会的・文化的な「組織・団体」についても併行して論じられようとしていたが、いずれの場合もそれぞれを構成する諸主体の自立と平等、民主主義的な参加が問題とな

ってくるのである。

[3] さらに具体的な次元として、これら諸組織を全社会的に編成し、ガバナンスしていく国家のレベルでの展開である（マクロ）。ここで、「労働権」「生存権」「社会権」が社会的な制度として確立されてくるのである。

そのさい、かつての「ケインズ主義的国家」や「ソビエト型国家」のような国家による経済・社会への「ヒエラルキー」的な直接的介入が失敗するもとで、市場経済のいっそうの普遍化が起こり、「アーナーキー」と「ヘテラルキー」（自己編成）のような水平的な次元、主体間の権利と権利の平等的な対抗関係が展開されていく場がより優位に形成されてくるようになる¹⁴⁾。そのなかで、水平的な次元での規則（ルール）と規準（ノルム）、それをめぐる制度を媒介とする関与のし方に比重が次第に変化していく、というのが現代の特徴であろう。しかし、一方からの資本による「上から」の支配従属のヒエラルキー的関係と他方からの労働・生活の主体による「下から」の自立とアソシエーションの形成との間での対抗関係のなかで、その「ヒエラルキー」と市場の「アーナーキー」の様式が優位になるか、あるいは「ヘテラルキー」の様式が優位になるかが決まってくる。結局は、資本の「所有権」「経営権」と労働・生活主体の「労働権」「生存権」との権利と権利の間での闘争が、主動的な要因となってくるであろうと考えられるのである。

この権利の社会的制度としての編成にさいしては、生産の領域だけではなく、生活や福祉の領域、さらにはコミュニケーションなど文化や言説の積極的な役割などとの相互連関も問われてくることになる。また、「共同的社會」や「伝統的社會」などとのつながりの視野も必要とされであろう。

[4] さいごに、企業などの「組織」と社会的な「制度」との運動関係の展開である。資本主義の多様性を論じていく方法論にかんして、「企業」を出発点とする置き方と「制度」を出発点とする方法があるといわれる。前者は、「関係としての企業」を動的な諸能力と自ら活動する制度的枠組みの発展を追求する行為主体として定義し、労使関係、職業訓練・教育、コーポレート・ガバナン

ス、企業間関係、企業と雇用者との間のコーディネーション問題という諸分野に主眼を置いていくとされる¹⁵⁾。これに対して、後者の典型はレギュラシオン学派であり、なによりも社会的な調整と妥協の諸「制度」という概念が中心に置かれようとする¹⁶⁾。しかし、以前の拙論で検討したように、いま後者の中からも企業や組織の問題が重視されざるをえなくなり、社会的な「制度的レベル」（マクロ）と「組織的レベル」（ミクロ）との相互連動が新たに問い合わせられるようになってきている。制度の生成や転換に関して、先ずある個人や企業組織の新たな行動によって「局地的な」インフォーマルな「慣行」がうみだされ、そこでは企業組織の内部構造の質、所有・経営・管理・労働の相互関係のあり方が問題となる。次いでその「慣行」が「社会的な」（強い・あるいは・弱い）制度と相互連動していく（補完的に・あるいは自律的に・あるいは矛盾して）という次元が続き、その総結果として新たなフォーマル・ルールが「社会的な」制度として確立されていく、とされるのである。

私も、企業「組織」、資本と労働の関係を全体の起動的な要因として置く立場であるが、それを現代資本主義の特徴にそくして、ルールや制度をめぐる権利の構造として、実際と理論の面から内在的に展開していく課題である。

以上、主体の権利を軸においた新しい「自由・民主主義」論と「市場経済」論が、人間発達論—社会主義論に投げかけてくるであろうと私が考えた論点のあらましを記したのであるが、多くの方々のご批判と論議をお願いする次第である。

注

1) 「自由・民主主義と市場経済を通じる社会主義」『日本の科学者』第44号（2009年2月）。これは、以下の拙論を概括したものであり、引用した諸論者の参考文献についてもそれらの参照をお願いして、ここでは最小限の注にとどめた。拙稿「『市場経済化』と『労働・人間疎外の克服』（1）」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』894号、2006年12月、同（2）『ロシア・ユーラシア経済—研究と資料』（改誌名）898号、2007年4月。拙稿「社会主義・市場経済論と『市民社会』」『立命館経済学』第56巻5・6号、2008年3月、「レギュラシオン・アプローチと『市民社会論』」『立命館経済学』第57巻1号、2008年5月。

2) Bardhan P.K. and Roemer J.E., *Market Socialism*,

- Oxford University Press, 1993.
- 3) 例えば、もっとも積極的な展開を先導していると思われるアラートとコーベンらのもの。A.アラート, J.コーベン「市民社会と社会理論」(マーティン・ジェイ編, 竹内真澄監訳『ハーバーマスとアメリカ・ランクフルト学派』青木書店, 1997年)。J.コーベン「市民社会概念の解釈」(マイケル・ウォルツァー編著, 石田淳他訳『グローバルな市民社会に向って』日本経済評論社, 2001年)。もう一人の代表的な論者ウォルツァーは、「共同的社会」の概念を媒介として展開を図ろうとするが、それも具体的には「様々な組合、教会、政党、そして運動、生活協同組合、近隣、学派」などの組織や団体からなるとされる。M.ウォルツァー「市民社会の概念」(上掲の編著, 第1章)。
 - 4) 藤田勇『自由・平等と社会主义』(青木書店, 1999年, 493頁), 同『自由・民主主義と社会主义』(桜井書店, 2007年, 705頁)。
 - 5) その概要是、有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム—社会的規範論への招待』ナカニシヤ書店, 2000年, を参照。
 - 6) 塩野谷祐一『価値理念の構造—効用対権利—』東洋経済新報社, 1984年, 第4編第3章「権利論の構造」。経済学の領域からのものはそう数が多くないように思われるが、そのなかで優れた労作の1つであろう。
 - 7) 邦訳は、矢島鈞次監訳『正義論』1979年, 紀伊国屋書店。
 - 8) マクファーソン, 西尾敬義・藤本博訳『民主主義理論』青木書店, 1997年, 原書は1973年。
 - 9) コーベン, 松井暁・中村宗之訳『自己所有権・自由・平等』青木書店, 2005年, 原書は1995年。
 - 10) アマルティア・セン, 鈴村興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東陽経済新報社, 2000年, 原書は1997年, 1973年の最初の論文も収められている。
 - 11) ポールズ, ギンタス, 遠山弘徳訳『平等主義の政治経済学』大村書店, 2002年, 原書は1998年。
 - 12) 基礎研には、角田修一氏の先駆的な労作以来の蓄積がある(『生活様式の経済学』青木書店, 1992年)。
 - 13) 伊藤周平『福祉国家と市民権—法社会学的アプローチ』法政大学出版局, 1996年, を参照。
 - 14) B.ジェソップ, 中谷義和監訳『資本主義国家の未来』お茶の水書房, 2005年, 原書は2002年, を参照。
 - 15) P.ホール, D.ソスキス, 遠山弘徳訳『資本主義の多様性』ナカニシヤ出版, 2007年, 原書は2001年。
 - 16) B.アマーブル, 山田銳夫・原田裕治訳『五つの資本主義』藤原書店, 2005年, 原書は2003年。

(あしだ ふみお 所友 元立命館大学)

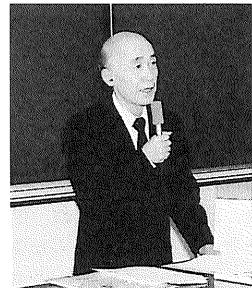
SPECIAL EDITION

特集

『資本論』と労働研究の40年

人間発達の経済学の新地平 —『資本論』に学ぶ21世紀的視点—

『資本論』に立ち返り、21世紀視点から「人間発達の経済学」を捉え直すとともに、ラスキンやモリス、センの人間発達論と切り結びつつ、21世紀を切り拓く課題と視点を構想する。



TONA Naoki
十名 直喜

I はじめに

工場と労働の世界が、かつてなくクローズアップされている。2008年流行語大賞のトップテンに「蟹工船」「名ばかり管理職」が選ばれ、アメリカ発の金融危機を契機とする世界不況やリストラが吹き荒れるなど、過酷な労働や切り捨てにみられる不安定な構造と非人間性に批判の目が注がれているのである。

人間発達の経済学については、基礎経済科学研究所において数多くの本が出版され、本誌でも幾度となく特集が組まれるなど、多角的に論じられてきた。論じ尽くされた感も無くはないが、多様に分析されるに伴い、工場現場や『資本論』の臨場感いわば泥臭さが薄らぐ気配も感じられる。そこで小論では、原点としての『資本論』に立ち返り、工場を舞台にして多様に展開するものづくりと肉体労働の世界に立脚するように心がけたい。工場の経済学は、工場法の経済学と統合されて人間発達の経済学へと進化するのである。

なお小論の原型は、2008年末に出版された『時代はまるで資本論』（基礎経済科学研究所編、昭和堂）の「第9講 人間発達の経済学としての『資本論』」にある。そこでは、人間発達の経済学としての『資本論』の核心を読み解く視点とし

て独自に、次の3点を提示した。

第1は、「人間抑圧」概念をクローズアップさせ、「人間発達」の対概念として提示したことである。両者の対照性とせめぎ合いのダイナミズムに注目する。

第2は、人間と社会の復元力・潜在力への厚い信頼性であり、それをふまえ分離・破壊と再結合・創造のダイナミックな把握にある。

資本主義的生産が促す際限なき分離・分化は、人間抑圧と破壊を無際限に進めるが臨界点に達すると、その規制を求める社会的反作用を呼び起こし、人間発達を促す諸条件の形成・発展を促さざるをえない。しかし資本主義は、こうした社会進歩の要素すら利潤追求システムに包摂し、自然と人間のより深い収奪と破壊をもたらして、資本主義そのものの変革を人間社会の死活的課題として迫る。こうして、社会の改革・改良と革命のダイナミズムを浮かび上がらせるのである。

第3は、自然と人間の持続可能な社会、すなわち人間発達社会のあり方に深い示唆を投げかけていることである。

大工業は自らの死活をかけて、人間と自然の物質代謝の適合的・体系的確立および、それを担う主体としての「全面的に発達した人間」という、2つの課題の実現を求める。それは、分離・分化から結合・総合化へのパラダイム転換を通して、すなわち労働と教育、体育の適切な結合、多様な

労働体験と転換、都市と農村の交流、農業と工業のより高次な総合が推進されるなかで可能となることを示している。

小論は、上記の拙稿をベースに次のような視点を加味して編集したものである。

一つは、上述の視点を俯瞰したオリジナルな図解4点を織り込み、それを軸にコンパクトかつ立体的にまとめる。

二つは、J.ラスキンやW.モリス、A.センと『資本論』(およびそこに至るマルクスの諸論稿)との比較検討をふまえ、『資本論』の視点そのものの再吟味を通して、人間発達の経済学をめぐる論点・課題に切り込む。

II 工場の経済学から人間発達の経済学へ

(1) 工場（協業と分業）の経済学

『資本論』ほど、工場について深く考察した経済学の理論書は見当たらない。産業革命を経てスミスからほぼ1世紀後の機械制大工業時代に生きたマルクスは、歴史的に刻々と変容する労働と技術、様々な人間像の舞台となった工場空間を多面的かつ系統的に描き分析した。

工場は、一般的にはモノやサービスを生産する空間（場）といえるが、それだけでは工場の本質を捉えきれているとはいえない。マルクスは工場を、「歴史的にも概念的にも資本主義的生産の出発点をなすもの」で、時間や空間（場所）、商品の種類、資本家の指揮を同じくして、多数の労働者が働くところ、と捉えている。工場は図1にみるように、「協業の経済」が基本をなし、「規模の経済」やさまざまな分業（「分業の経済」）と有機的に結合して、以前にはなかったような「生産力の創造」空間として、工業社会の基軸をなすのである。協業では「全体労働（者）」、分業では「部分労働（者）」の概念が登場する。

工場内の協業と分業は、経済社会にさまざまなプラス効果をもたらすが、負の側面も内在している。例えば、協業には指揮の機能が不可欠であるが、工場ではしばしば資本の専制とワンセットになって現れる。他方、工場内分業においては、人間労働の細分化やその固定化・階層化などを伴い

やすく、マニュファクチャの下で多くの問題を深刻化させる。

(2) 工場法なき工場空間とその変容

労働手段の革命、すなわち道具から機械への転換に基づく大工業は、工場と労働を一変させるが、その革命性・破壊性は図1にみるように人々の想像を絶するものがあった。

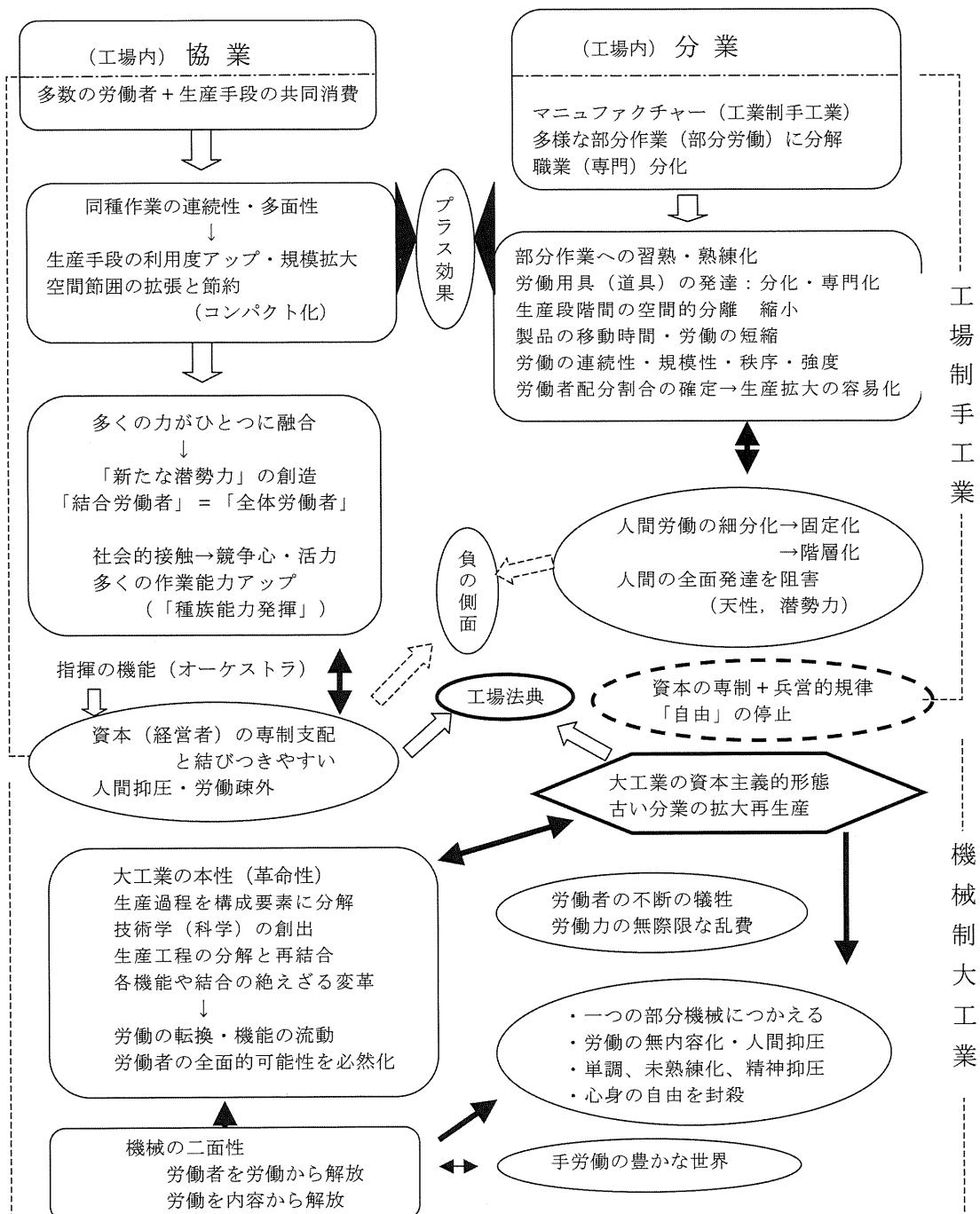
大工業の本性は革命的で、生産過程の分解と再結合を促し労働の転換・機能の流動を進める。しかし資本主義的利用のもとでは、古い分業を拡大再生産する一方で突發的な労働転換にさらなど、「労働者の不断の犠牲と労働力の無限な乱費」をもたらすのである。機械は本来、「労働者を労働から解放する」ものであるが、「労働を内容から解放する」側面も併せ持っている。それゆえ、マニュファクチャという手労働の世界ではみられないような、「内容」からも疎外された非人間的な機械労働の世界が出現するのである。また、資本が強制するめまぐるしい労働転換は、それらへの懸命な対応と学び、いわば労働の苦しみを通して、潜在能力の形成を促すという側面も見落としてはなるまい。

『資本論』には「人間（の）抑圧」という表現がよくみられる。「人間抑圧」とは、人間の働き方や生き方に種々の制約を課すことで、人間の個性や潜在能力の自由な発達と展開が抑圧され、肉体的・精神的な苦痛と疎外感をもたらすことである。部分労働への特化による潜在能力の「一面的の発達」とその資本主義的利用は、それらの能力を浪費＝搾取しつつ、他の潜在能力の放置・抑圧とセットで進められるために、個々の人間にとては抑圧感・疎外感をより高めざるをえない。

機械はまた、筋力のない労働者、身体の発達は未熟でも身体の柔軟な労働者を充用するための手段となり、女性・児童など性や年齢の見境もなく労働者家族の全員を資本の直接的支配のもとに編入していく。さらに、24時間連続労働や夜間労働の導入・拡大など労働日の無限な延長のなかへ彼らを放り込むのである。

産業革命後とくに19世紀前半のイギリスの工場、そしてそれらが集積する都市は、人間らしい労働・生活環境とは程遠い惨状を呈していた。大都市には土地を奪われた農民たちが流入して貧民窟などに溢れ、居住・食・衛生環境は悲惨を極め、

図1 工場（協業と分業）の経済学



伝染病の巣窟と化していた。他方、工場内に足をふみ入れると、惨状はさらに目を覆うものがあった。工場は、騒音や煤塵、高温、危険な設備、狭い作業空間などで、「緩和された徒刑場」(フーリエ)の如き様相を呈していた。

こうした非人間的な工場における労働時間の無制限な延長は、労働者の衰退、低寿命化をもたらした。とりわけ、児童や少年、女性の心身や知性にも深刻な悪影響を及ぼし、退廃や早すぎる消耗・死滅を拡大再生産するなど、「人間抑圧」の臨界点を超えて、社会生活の根源を脅かすに至ったのである。

(3) 工場法と人間発達の経済学

資本の無際限な行き過ぎによる工業労働者の深刻な衰退は、社会的な批判と取り締まりを呼び起こし、労働日（1日の労働時間）を法律によって制限し規制し一様化するという社会的な反作用をもたらす。工場調査報告書の衝撃のなか誕生する工場法、とりわけ標準労働日の創造は、図2にみるように工場空間に新たな可能性を切り拓くのである。

議会に設置された工場調査委員会の各種報告書は、工場監督官や医務官など各専門調査委員の目を通して、非衛生かつ過酷な環境下での長時間労働の実態を明るみにさらけ出した。織維工業に適用された1833年の工場法は、こうした報告を受けて生まれたものである。1日の労働時間を、13-18歳の少年は12時間、9-12歳の児童は8時間以内に規制するというもので、成人は対象外であったが、これを契機にやっと「標準労働日」が現れはじめた。

標準労働日の創造は、労働者が売り渡す時間はいつ終わるのか、彼自身のものである時間（すなわち自由時間）はいつ始まるのか、を明らかにするもので、画期的な歴史的意義をはらむものだった。労働時間の節約は自由時間を増大させ、自由時間を享受するなかで人びとは享受能力を高め、そのことがまた労働の生産力を高めることにつながる。

労働日の規制は、経営、技術、労働などに巨大なインパクトを及ぼし、工場空間を大きく変えていく。労働時間の短縮は、労働の規則性、均等性、連続性、エネルギーを驚異的に高め、技術進歩を促した。マルクスは工場法を、社会が生産過程に

加えた「最初の意識的・計画的な反作用」、「大工業の必然的な産物」と位置づけている。

1833年の工場法には保健・教育条項も含まれていたが、これらは図3にみるように工場環境を改善し、人間発達空間の創造を促すうえで大きな役割を發揮するのである。

工場法の保健条項といつても、まったく貧弱なもので、最も簡単な保健衛生設備さえ強制法によって押しつけられたが、次第に作業環境を改善し工場空間を変えていく力に転化していく。

他方、工場法の教育条項によって、14歳未満のすべての子どもに毎日2時間の強制就学が実施され、違反した工場主は処罰されることになった。知的退廃の淵に瀕していた工場児童への教育は、やがて高い学習水準となって現れ、学校教師のみならず工場監督官たちを驚かせる。正規の昼間生徒の半分しか授業を受けていないのに、同じかそれ以上を学んでいる。それはまさに働きつつ学ぶダイナミズム、すなわち半労半学が生み出す学習の意欲と効率の相乗効果のなせる技だった¹⁾。資本の専制支配下にある過酷な工場空間から抜け出し、学校という自由な社会空間に身をゆだね、知的刺激のなか学習にいそしむようになる。厳しい労働すら学びの触媒にもなり、酷な工場空間さえ変わった意味をもちはじめる。学校と教育の有機的な結合、工場空間の社会的変容が始まるといえよう。

資本主義的な大工業労働の苦しみのなかで形成される多様な潜在能力は、教育を媒介にして科学・技術や芸術・文化と結びつき磨かれる機会を得ることになり、労働の苦しみは喜びにも転化するのである。働く子供たちへの教育実践が示す高い効果、すなわち半労半学のダイナミズムをふまえて、マルクスは労働と教育（そして体育）を適切に結びつけたものを、「全面的に発達した人間を生みだす唯一の方法」として提示する。大工業の死活を握る課題とされる「全面的に発達した人間」像は、大工業労働と教育との適切な結合、さらには多様な労働体験による潜在能力の開発と育成のなかで陶冶されるのである。

(4) 工場の発展と変容—過去・現在・未来—

工場の発展と変容のプロセス、その過去・現在・未来は、図4のように描くことができる。

縦軸は、農業社会から工業社会、知識社会へと

図2 工場法と人間発達

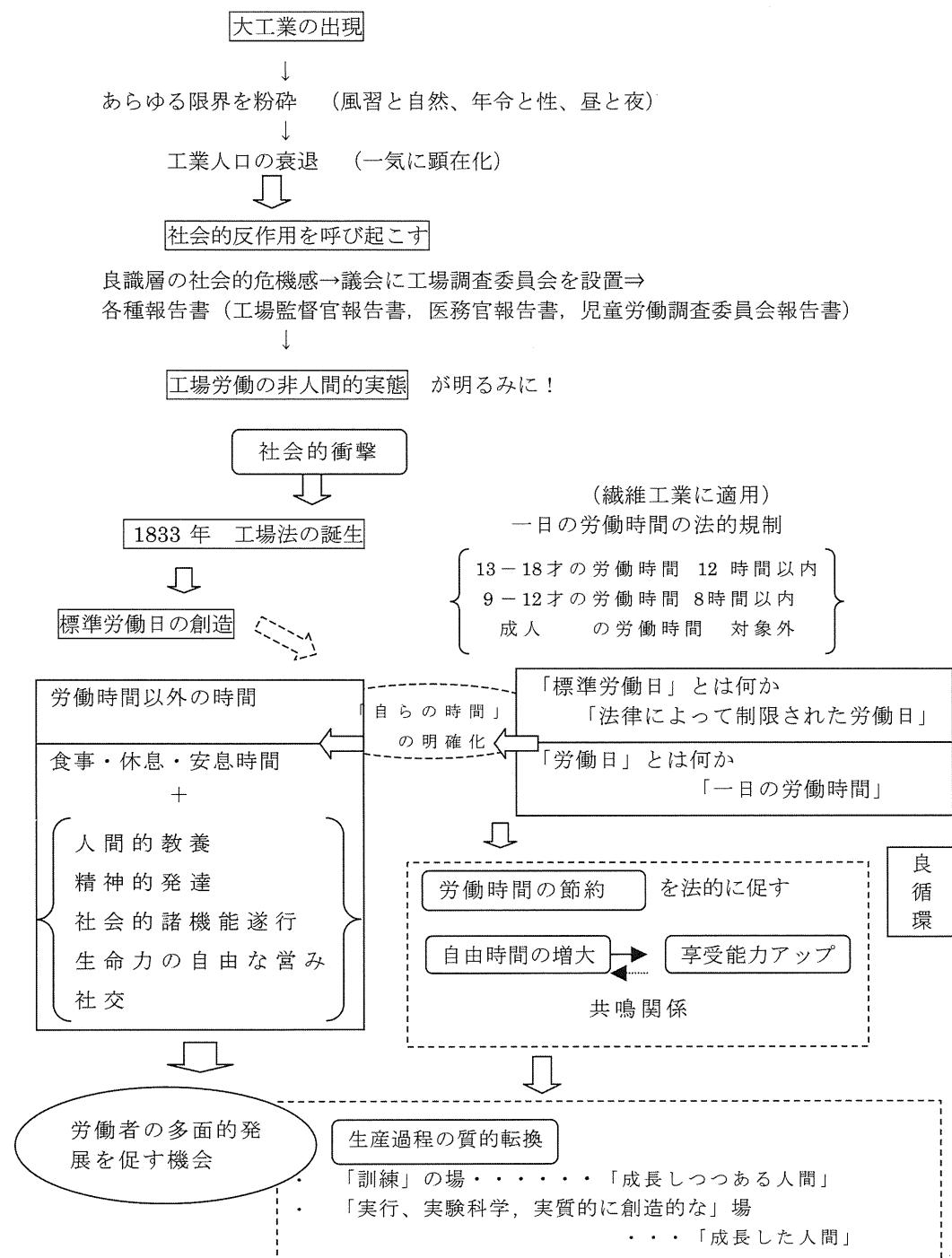
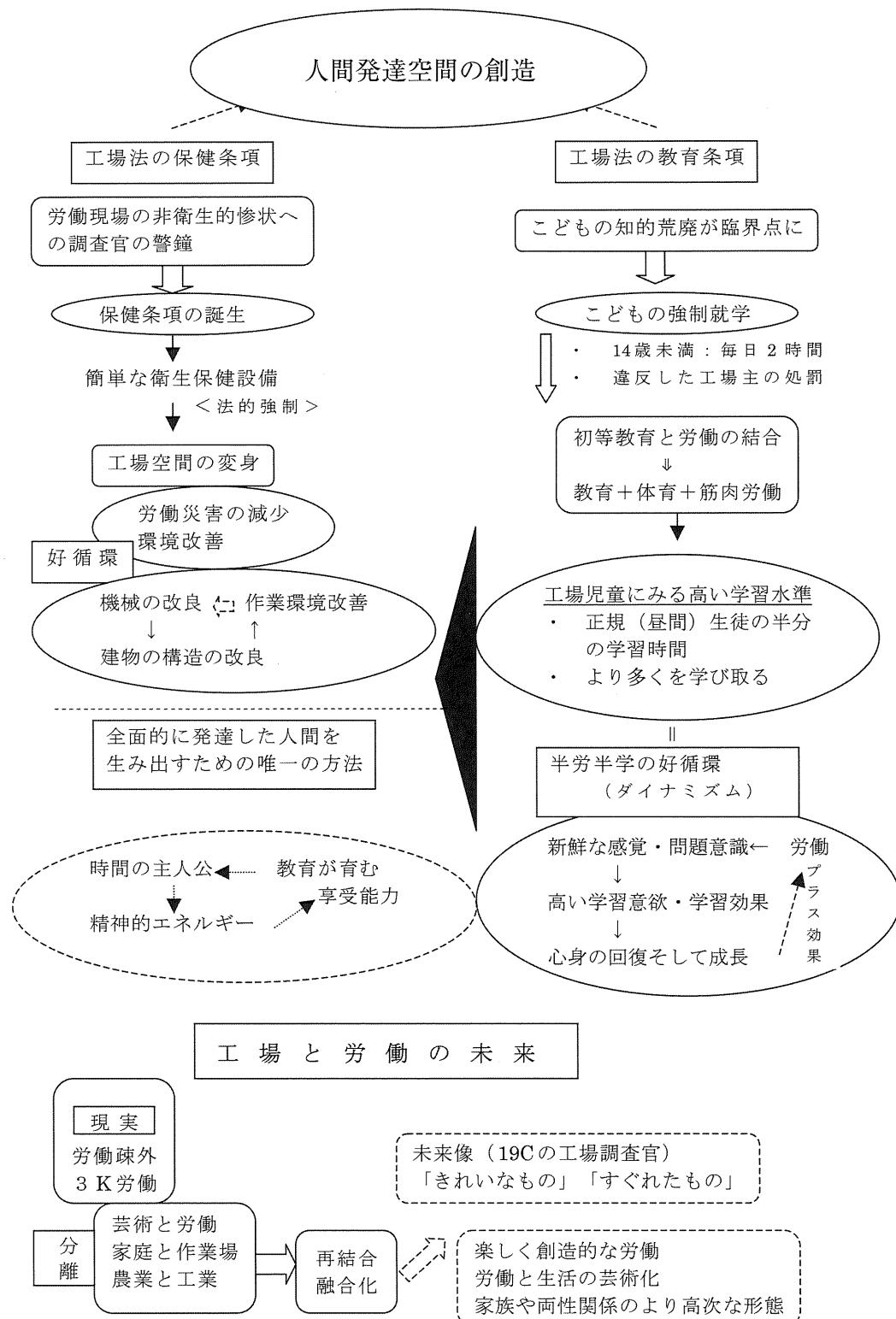


図3 人間発達空間の創造



シフトする社会変化を表わすものである。工業形態は、産業革命さらには情報通信革命により、家内工業から工場制手工業（マニュファクチャ）へ、さらには機械制大工業、システム制ネットワーク工業²⁾へシフトする。

一方、横軸は、家庭と仕事場、農業・工業・サービス業、さらに主役、工場イメージが社会の変化とその下での工業形態の変化に伴い、どのように変化するかを分離・分化と再結合という視点から捉えたものである。工場は、農家の一角での家内工房であったものが、工場制手工業への移行に伴い家庭から分離・分化して独自に発展し始める。大工業の出現に伴い、工場は、大規模化・遠隔化して家庭との分離を加速化するのみならず、技術者、技能者、事務・管理者などへの階層分化、さらには工場とオフィスなど、分離・分化を極限的に進めるのである。

情報通信革命によって、工程間のシステム化や工場内、工場間、さらにはメーカーとユーザー間などのネットワーク化などが進むなか、工場は巨大工場から実験工場、SOHO、さらには電腦工場など多様化してきている。

工場は、産業革命の頃から20世紀後半に入る頃まで長らく、騒音や煤塵、汚水などが充満する3K労働の世界であった。しかし、1970年代以降、世界一厳しいと言われた公害規制法や石油危機を契機に、社会の関心や監視が強まり、公害防止・省エネ技術や電子制御技術が進展して、工場のクリーン度や公開性が高まる傾向もみられるなか、工場イメージは大きく変容はじめている。

『資本論』では工場労働は、非衛生的かつ危険な環境下での過酷な肉体労働として描かれているが、将来は変わりうるものともみている。「きれいなもの、すぐれたものでありうる」との指摘は、工場監督官報告書からの引用によるものである。工場労働の未来像は、物理的環境のみならず、成人男女から少年・児童まで多様な階層を含めた働き方としても示されている。彼らに生産過程での決定的な役割を割り当て、「家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基礎をつくりだす」など、家族や男女関係の未来像まで示唆している。工業の主役は、ながらく人間（すなわちその手ワザ）にあったが、大工業の出現に伴って機械にその座を奪われ、人間は脇役を余儀なくされるのである。しかし、システム制ネットワーク工

業に基づく知識社会にあっては、再び人間が、その知的創造性すなわちその知的わざが、主役となりつつある。人間の全面発達が問われるに至っている。

工場と家庭、労働は、大工業の資本主義的な発展のなかで分離・分化を極限的に進めるが、他面では再結合する契機と手がかりを見出していくのである。

マルクスは、労働を「自然と人間の物質代謝」、また農業を「人間と土地との間の物質代謝」と捉えている。資本制大工業と農業は、「人間が食料や衣料の形で消費する土壤成分が土地に変えることを、つまり土地の豊饒性の持続の永久的自然条件を、搅乱する」。有機的なつながりを断たれた農業と工業は、対立的な関係を余儀なくされるが、両者の分離・対立は、都市と農村のいづれの労働者をも疲弊させる。いかなる進歩も、「労働力そのものの荒廃と病弱化」によってあがなわれ、土地（すなわち自然）の「豊度の不斷の源泉を破壊することの進歩」として現れる。こうしたなか、大工業はその死活的課題として、農業と工業を再結合させ「一つの新しい、より高い総合」を進めることを求めるに至るのである。それは、まさに環境文化革命に他ならない。

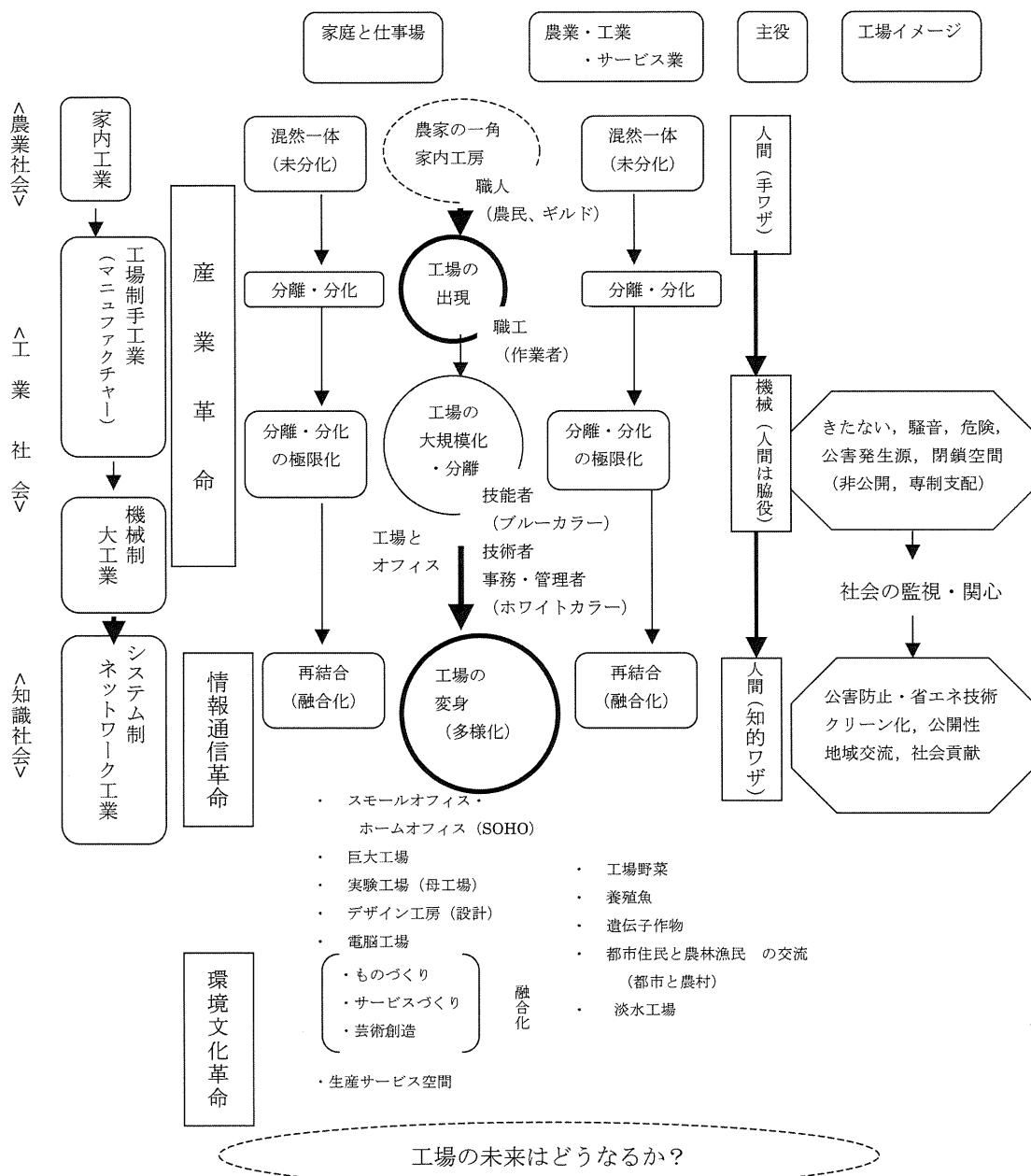
III 人間発達の経済学の課題と展開

(1) 人間発達の経済学の発掘・体系化

1970年代から80年代半ばにかけて日米で相次ぎ、人間発達の経済学が体系的に提示された。人間の「潜在能力」と機能に経済学の光をあてたA.セン『福祉の経済学—財と潜在能力—』(Commodities and Capabilities) が出版されたのは、1985年のことである。

その先駆をなすのが、島恭彦監修『講座・現代経済学Ⅱ 『資本論』と現代経済』(青木書店, 1978)³⁾ および基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』(青木書店, 1982年) である。人間発達の経済学は、資本蓄積過程における人間の潜在能力の形成、とくに人間の全面発達のための条件の形成を論じた『資本論』(とくに第8-13章)に着目し、深く学び直すなかで生みだされた。潜

図4 工場の発展と変容（過去・現在・未来）



在能力形成論を、大工業理論などより多面的な角度から検討し直し、工場法など人権ルールとのかかわりを検討するなかから、人間発達の経済学として体系化されたのである。そうした着想と問題意識は、執筆者たちが設立してきた基礎経済科学研究所の「働きつつ学ぶ」権利を確立する運動のなかで育まれた。

『人間発達の経済学』は、①人間発達の潜在力を社会発展のうちにつかみとり、その顕在化の法則を探り出す、②労働・生活・統治の諸能力として多元的に捉え、互いに関連・作用しあうものとして統一的に把握する、③民主主義的人権・制度の形成・発展が潜在力の顕在化に必要な条件とみる、④労働時間の短縮による自由時間の拡大が民主主義的人権・ルールの中核をなす、⑤人間発達保障労働を重視する、という5つの基本的視点からなっている。また、「人間発達」「人間の全面発達」概念を、法則発見能力・創造性、全体性・総合性、共同性・連帯性、自立性、という4つの要素で捉えている。

人間発達の課題に果敢に切り込む同書は、その斬新性・先進性ゆえに大きな反響を集めた。それから12年後に、改訂版として基礎経済科学研究所編『人間発達の政治経済学』(青木書店、1994年)が出版された。J.ラスキンの固有価値論やセンの潜在能力アプローチなどをふまえ享受能力、評価能力などの視点を織り込むなど、深化させ発展させている。「全面発達」を万能のみならず万人に開かれた概念、と捉えている点も注目される。

『資本論』の中から発掘され体系化された人間発達の経済学は、センやラスキン、モ里斯などの理論をふまえて、より広く深く展開されてきた。しかし、深刻化する諸問題に直面する21世紀の視点から俯瞰すると、『資本論』にみる先駆的視点とは何か、透視できていない点は何かをあらためて問い合わせ明らかにする必要が浮かび上がってくる。そこで、センやラスキン、モ里斯との共通点および違いは何かなどの論点をふまえつつ、人間発達の経済学の原点そしてフロンティアとは何かについて深めることができるのである。

(2) 疎外と搾取、改良と革命—ラスキン、モリスとマルクス—

人間の本質をなし人間のあり方を規定する労働、その根本を問う「疎外された労働」概念は、

『1844年の経済学・哲学手稿』でマルクスが提示したもので、出発点における最大の発見といわれ、『資本論』にも貫かれている。しかし、『資本論』では、「搾取」概念がより精緻化されるなか、「疎外」概念⁴⁾は後景に退いた感もみられる。より厳密に理論化した「搾取」概念によって、小ブルジョア的な主觀的要素を排除しようとしたものであるが、「搾取」論を押し通すと、相手（「搾取」主体・システム）の存在を消すまで闘争が避け難いものとなる。工場という労働現場は資本の專制空間と化し、支配の打倒（政治革命）しかないと考えざるをえなくなる。多様な選択幅から選択するという視点が弱くなり、選択幅も乏しくなるといえよう。

一方、人間性に立ち返る「疎外」論では、人間対人間の関係であるゆえ疎外されない形での再構築も選択肢の中に入ってくる。ラスキンとモ里斯は、人間と自然のいずれの固有性も無視された世界は人間疎外の極致をつくりだすと捉え、疎外概念を重視した。モ里斯は、実用性と芸術性、小芸術と大芸術の分離こそ、現代的な疎外の真の原因とみる。ラスキンは、反芸術的設計によって人間の生命の尊厳は著しく傷つけられ、生命と生活の障害をもたらすとした上で、疎外された存在も一定の条件下では価値あるものに変わりうることを示した。また「ユートピアに帰れ」において、産業平和は実現可能であると言い切っており、改良と改革による社会の穏和な変革も可能とみている⁵⁾。

いずれにせよ、改良・改革を社会変革プロセスの一つとして視野に入れることで、「革命」論にも幅ができる。革命自体、多様な形態の政治革命はもちろんのこと技術革命や文化革命、教育革命さらには包括的な社会革命など、多様なものとして捉えることができる。「搾取」論についても、それだけに収斂するのではなく、いくつかの理論の一つとして位置づけることが求められているのではなかろうか。

『資本論』には時代的な制約もあって、多様な選択肢から選択するという視点は弱く、選択幅も少ないと、権利を生かす条件が少ないと、衝突も避け難くなるといえよう。そうしたなかにあって、第1巻第3,4篇とくに労働日から大工業に至る章は例外的である。各種専門の調査官による工場調査報告書が随所に引用されており、資本が支配する工場という労働空間に、社会的な関心と監視が

入り込み、法的な規制と誘導の下で別の空間としての側面ももつようになることがリアルに描かれている。

工場法のもつ社会改革の意義は、図3にみるようすに多面的に分析されている。1日の労働時間規制、(安全衛生)設備改善、児童の就学、を法的に義務づけ導入すると、心身の回復と精神的・文化的な成長など労働者的人間発達を促し、そのことが労働生産性や技術の向上をもたらすという産業・経営の良循環が生まれるのである。さらに、享受能力を高め、多様な労働能力を磨くなかで、社会変革を担う主体への成長、人間の全面的な発達を促していく。しかし資本主義的生産は、そうした積極的側面すら利潤追求システムに包摂して資本主義的な変容を余儀なくさせ、自然と人間のより深い収奪と破壊をもたらし、資本主義そのものの変革を迫る。まさに、改良と革命のダイナミズムが描かれているのである。

(3) ケイパビリティ概念と潜在能力—センとマルクス—

Well-being と capability は、A.センの「潜在能力」アプローチ、すなわち人間発達の経済学を構成するキー概念である。Well-beingは、「暮らしぶりの良さ」を表わすことばで、「福祉」と訳されている。

一方、ケイパビリティ (capability) 概念は、「ある人が選択することのできる『機能』の集合」であり、社会の枠組みの中で「何ができるか」という可能性を表わすもの」である。「機能」とは、「ある状態になったり、何かをすること」であり、「暮らしぶりの良さ（福祉）を表わす様々な状態や行動」を指す。センが機能に注目するのは、人の福祉を直接表わすからである。capabilityは「自由」と密接に結びついた概念で、どのような生活を選択できるかという個人の自由を表しており、それ (capability) が大きいほど価値ある選択肢が多くなり、行動の自由も広がる。

capabilityは「潜在能力」と訳されているが、訳者自身「かなりズレがある」⁶⁾と指摘している。日本語訳の「潜在能力」概念には、(日本社会に根深い) 能力平等観も反映されていて、独自な含みとバイアスがみられる。潜在能力は、万人が有し万人に開かれた可能性としての能力とみられ、勤労と勉学のなかで引き出され磨かれ顕在能

力として発揮されるものとされる。

capabilityは、capacity と ability の造語とみられる。capacityは「潜在的な能力」、「将来の可能性も含めて…できる能力」を意味するのに対し、abilityは「実際に物事ができる能力」のことである。したがって、capabilityには本来、潜在的な能力と顕在化した能力の両方が含まれており、潜在能力から顕在能力への転化すなわち「顕在化力」がコアをなすとみられる。したがって、capabilityを「顕在化力」と訳するのも一つの卓見といえる。

なお、『資本論』(英訳版⁷⁾、第1巻第5章)にも、capability、capacity という言葉がみられるが、productive capabilities (生産的な能力)、working capacity (労働能力) として表現され、生産と労働のなかで発揮されるに能力として捉えられている。とくにproductive capabilities は、instincts (素質) とセットでproductive capabilities and instincts (生産的な能力と素質) と表現されており、顕在能力と潜在能力を区別してとらえる視点もみられる。潜在能力を示すinstinctsについては、他にslumbering powers (潜勢力)、his own nature (天性) などの表現もみられる。

『資本論』では、capabilityとcapacityのいずれも労働能力として捉えられている。第13章にみられる「人間の全面発達」(fully develop, all development)について、労働能力のみならず、享受能力や統治能力も示唆されている。ただし、享受能力や統治能力についてはほとんど未展開といえる。

一方、センのcapability論は、生活過程における享受能力についての具体的かつ多様な考察がみられるが、労働能力および統治能力とりわけ(『資本論』が重視する)潜在能力を引き出し育むプロセスについての視点は後景に退いている感が否めない。

(4) 富の創造と時間・空間—セン、ラスキン、モ里斯とマルクス—

マルクス『経済学批判要綱(第II分冊)』⁸⁾は、富の創造と時間のあり方について未来像にまで立ち入り実に興味深い考察を行っている。富の尺度すなわち創造の源泉は、生産力が高まって必要労働時間の短縮が進むなか、労働時間から自由時間へシフトする。そのシフトは、享受能力の高まり

を媒介にするもので、量から質へのシフトを意味する。それはまた、労働時間で測る「労働価値」から固有性・創造性に基づく「固有価値」へのシフトに他ならない。固有価値は、ものや人の潜在価値、その潜在能力の顕在化と深くかかわる価値でもある。

ここに、自由時間と固有価値を媒介にしてマルクスとラスキン、モリスの共有領域を見出すことができる。また、分離・分化と再結合・融合化の視点は、『資本論』に貫かれているが、実用性と芸術性の分離と再結合などを軸にラスキンとモリスの基調ともなっており、まさに共有領域に他ならない。

なお、空間視点からの（ラスキンやセンとマルクスの）比較も興味深い。センは、空間を「いくつかの変数によって表わされる点の集合」とみなし、capabilityは機能空間⁹⁾における点（すなわち様々な機能の組み合わせ）の集合と捉える。一方、『資本論』では、労働日から大工業に至る章において空間視点が集中的に出てくる。協業と分業は、工場と労働に利用空間の節約と拡張を促す。他方、工場法は、資本が専制支配し私的空间と化した工場のなかに、社会的な規制と監視に基づく別の空間、いわば自由空間を生みだすのである。しかし、自由空間の視点は、その他の章ではありませんりみられない。

ラスキン¹⁰⁾は、たまたま塵が、ある空間と条件のなかでダイヤモンドのように輝く瞬間があるという。それは、自由空間が生まれ固有空間に変わる瞬間に他ならない。この二つの空間をつなぐには、何らかの知的能力、創造性が必要であるという。それは、センが「エンタイトルメント」と呼ぶものもある。上述の『資本論』に沿ってみると、議会が各種専門家の能力を活用するのである。工場でのものづくりという経済行為のなかに、医者や教師という専門能力、すなわち知的なものが入ってきて別の空間をつくりだす。労働時間と作業環境の改善、労働と教育の結合は、工場空間の社会的変容、さらには人間発達をも促すのである。

IV おわりに

小論では人間発達の経済学について、原点とし

ての『資本論』に立ち返り、そのエキスを図解などで整理しつつ、さらにセンやラスキン、モリスとの比較を通して論点や課題にメスを入れてきた。最後に、パラダイム転換および地球的視点から残された課題について考えてみたい。

20世紀後半から21世紀にかけて、分離・分化から再結合・融合化へのパラダイム転換が、科学や技術、経営、文化など社会の多様な領域にわたって進行しつつある¹¹⁾。『資本論』には図1～4にみるように、この視点が先駆的に提示されており、さらに一歩深めて分離・破壊から再結合・創造への転換とそのプロセスが描かれている。その基底にあるのが、一つは大工業の革命性すなわち生産過程の不斷の分解と再結合、もう一つは破局的な臨界点への社会的反作用すなわち人間と社会の復元力・潜在力、という把握である。

その後1世紀余を経て、社会制度や技術、文化など人間をとりまく環境の変化はすさまじいものがある。とりわけコンピュータの出現と発展は、ハードウェアとソフトウェアへの分離と再結合を多様な形で促し、さらに情報通信手段の発展と結合して技術融合・産業融合を進展させ、知的労働のあり方をも大きく変えるなど、パラダイム転換を進める技術として注目される。他方で、グローバル化に加えて情報通信や遺伝子など最新技術をも媒介に地球環境破壊と人間疎外はかつてない深刻な状況で、まさに地球レベルでの臨界点¹²⁾を迎えるといえよう。

『資本論』には確かに、人間と自然の間の物質代謝の回復、適合的なかたちでの体系的確立、それを担う主体形成（人間の全面発達）という21世紀的な視点も含まれており、小論はそこに注目してきた。しかし、19世紀という時代的な制約から透視できなかった点も少なくない。近年にクローズアップされる有限地球観、近代科学・技術の限界性、消費の疎外の深遠、地球的自然と人間の深い創造性などへの認識はさほどかがえず、地球レベルでの臨界点の認識には至っていないとみられる。こうした視点をとりこんだ人間発達の経済学の創造的展開が求められているといえよう。

注

- 1) その後における学校教育制度の拡充発展は、工場法の教育条項を起点とするものであるが、教育と労働が

分離され、利潤追求システムにより深く包摂されるなか、種々な問題点を抱えることになる。

2) 情報通信技術の発展・普及によって、「機械制大工業」は「システム制ネットワーク工業」へ、すなわち「機械」は「システム」へ、「大」は「ネットワーク」による多様な形態へ、シフトするに至っている。

3) 「工場法と発達の経済学」として初めて提示されたのは、『講座・現代経済学Ⅱ』(1978)である。さらに、そうした問題意識と発想の起点をなすのは『経済科学通信』No.7 (1973)で、労働日から入門(池上惇)、大工業理論・働きつつ学ぶ(十名直喜)などが提起されている。

「大工業聖論への一考察(上)」(1973年、戸名直樹のペンネームで発表)は、筆者の最初の論文で、『資本論』および『経済学批判要綱』に立ち返り、大工業の技術と労働に正面から切り込んだものである。基礎経済科学研究所が大工業理論に注目する嚆矢をなしたものとみられる。

4) 「疎外」概念は、ヘーゲル哲学から受け継いだもので、弁証法の形式はそのままにして唯心論から唯物論に編集し直したものである。

5) 社会変革をめぐるマルクスとラスキンの違いは、政治と教育のいざれを最優先課題と位置づけるかにある、とみられる。政治革命先行論のマルクスに対し、ラスキンは教育革命先行を掲げ、人間を先に良くしないと革命も難しく、たとえ起こっても失敗するとみている。

- 6) A.セン『不平等の再検討—潜在能力と自由—』(池本幸生他訳、岩波書店、1999年)の「訳者まえがき」。
- 7) K. Marx, "Capital Volume 1", First English edition of 1887, translated by S. Moore and E. Aveling, edited by F. Engels.
- 8) K.マルクス『経済学批判要綱(第Ⅱ分冊)』(原書、1857年)高木幸二郎監訳、大月書店、1961年。
- 9) センは、財や所得や効用などといった「財空間」と、生活の構成要素から成る「機能空間」を区別している(前掲書、71ページ)。
- 10) J.ラスキン『塵の倫理』(原書、1865年)小林一郎訳、玄黄社、1918年。本書への視座は、池上惇氏の示唆によるものである。
- 11) 分離・分化から再結合・融合化へのパラダイム転換については、拙著(『現代産業に生きる技—「型」と創造のダイナミズム—』勁草書房、2008年)の「終章 技術と芸術の創造的融合」で取り上げている。そこでは、W.モリスやL.マンフォードなどにも立ち返っているが、マルクスの『資本論』にまでは筆が及んでいない。小論は、その隙間を埋めようとするものである。
- 12) 「臨界点」とは、物理的性質が不連続的に変わる境界のことと、…地球的自然システムの許容限界とぶつかり、人類の生存環境が根底から脅かされる境界を示すものである。

(とな なおき 所員 名古屋学院大学)

論争史のなかの経済学

—根井雅弘著『経済学とは何か』を評する—

Tsukamoto Yasuaki

塙本 恒章

I はじめに

かつてハーバード大学で学んでいた故・都留重人氏は、同大学で学問的交流を深めたオスカー・ランゲに幾度となく学術文献の教示を求めたそうだが、いつでも「記憶のなかの引き出し」からモノを取り出すようにすらすらと論文名を書き連ねてゆく彼の姿がまことに印象深かったという述懐を、ランゲへの追悼文のなかで述べていた。根井雅弘氏による本書『経済学とは何か』(中央公論新社、2008年)を読了し、本文や脚注を通じて引用・列挙された数多くの諸文献を眺めながら思わず想起させられたのが、上記の都留氏の回想であった。「本書は比較的短期間に書き上げられたもの」(179頁；以下、断りのない場合は本書の頁数)であるという見解も、その述懐が奏でる映像を鮮明化する作用を發揮した。あるテーマを扱う際の分量配分を含む綿密さとしての「筆致バランス」と、学界状況と時代状況の絡み合いを的確に掴む複眼としての「精神バランス」を調和させようとする姿勢は、職人的風格ともいるべき佇まいを随所に漂わせている。

本書の表題は、易々と付けることのできない直球型の果斷なタイトルであり、読者の自問自答を誘発するレトリカルな機能を内包している。当該問題に真正面から回答しうるためには、もちろん「経済学」という言説以外のものによって示されなければならず、自然科学や経済学以外の社会諸科学との質的相違など多岐に及ぶ難題にも取り組ま

なければならない。そこで著者が採用する方法論上の戦略・目的は、経済学の現状を広い歴史的視野のなかで俯瞰しながら、「過去の色々な論争を通じて、経済学が現にある状況とは違った発展の道筋もあったことを明らかにしたい」(v頁)ということである。一読すれば直ちに分かるように、本書の論述は「経済学のあり方」や「経済学の考え方」(後者にはジョーン・ロビンソンの邦訳書や宇沢弘文氏の著書がある)といった内容であり、より正確なタイトルとして『論争史のなかの経済学』が実質に近い。

主題としての「経済学とは何か」は、過去から現在(いま)に、そして絶えず練り直されてゆくべき「未来」への問いかけでもあり、「論争」とはそうした認識営為に必要不可欠な「開かれた場(動的プロセス)」に他ならない。

II 本書の概要と意義

本書は全4章(+「あとがき」に代えて)から構成されており(第1章：「市場メカニズム」について、第2章：社会主義崩壊の衝撃、第3章：『一般理論』は「革命」だったのか、第4章：「ケインジアン」分裂の帰結)、「小さな本ながら、私がふだん現代経済学について考えていることのほとんどすべてを盛り込んでいると思う」(179頁)という率直な見解が表明しているように、これまでの著者の諸作品との重複を伴いながらも、社会科学としての経済学における重要な思想的・理論

的問題群が集約的に取り扱われている。第1・2章、第3・4章が「セット」であることは一目瞭然だが（「概要」はこれに従う）、「市場メカニズム」をめぐるケインジアンとマネタリストの攻防などを鑑みると、各章を通じた全体としての連関にも配慮されている。巻末の「あとがき」に代えては、「学派」の功罪と経済学の一元化が照射する問題性が、イギリスとフランスの教育現状とともに紹介されており、コンパクトながら含蓄に富む内容が語られている。当該箇所を先に読めば、著者の学問精神と本書の理解がより深まるであろう。

（1）第1・2章の概要

第1章では、学派の「内」・「外」における、経済学諸概念（市場・競争・均衡）をめぐる理論的理解の顕著な相違とその含意が平易に解説される。保守派の牙城ともいるべきシカゴ学派において、フリードマンとステイグラーの経済哲学（いわゆる市場メカニズム万能主義、市場至上主義）は、当該学派の始祖フランク・ナイトの経済倫理学（市場メカニズム相対化主義、市場メカニズムへの「適度な懷疑主義的」接近）と明確に区別されなければならない（25頁）。「市場の失敗」より「政府の失敗」のほうが、環境や教育などの各分野において有害で深刻な諸帰結をもたらすと想定する、フリードマンらの「価値判断」（おそらくはイデオロギーという表現に換言可能）がきわめて偏向した特質を有しているのに対して、市場メカニズムの欠陥についても深い省察を重ねたナイトは、まさに「複眼的な」パースペクティブを備えた思想家として高く評価される。ナイトの社会哲学に光を当てる試みは、「市場」認識・評価の観点で特に新鮮だ。

他方、学派外に目を転じれば、価格のバロメーター機能と需給均衡価格決定機能に専念する新古典派（一般均衡論学派）が描く「完全競争（均衡）」とは根本的に異なり、スマスヤリカード、現代古典派のスラッファの経済理論パラダイムにおいては、企業家の営利活動に起因する各産業における均等利潤率の成立を「均衡」と捉え、最大利潤を求める諸資本の自由可動性をこそ「競争（過程）」と定義した。こうした古典派的竞争觀（動的競争過程觀）は、昨今台頭してきた「グローバル資本主義」という現象把握のための有効な視座を提示し、その重要性を増している。この点に関す

る故・田中真晴氏の認識が大きな示唆に富むという著者の主張も傾聴に値する（47頁）。

第1章の内容を引き継いで展開される第2章の末尾は、G・ソロスの『グローバル資本主義の危機』からの引用文で締め括られ、ジャーナリズムの世界でのみ「市場原理主義」的言説が勢力を保持し続けていたことは「滑稽」と称される（91頁）。そうした表層的事態の背後で精力的に推進されてきた経済理論分野における新たな研究成果が、その学説史的系譜を踏まながら、社会主義崩壊の「衝撃」として叙述される。ある意味で「資本主義の危機は社会主義の隆盛」に呼応していたが、「社会主義の失敗は資本主義の勝利」、ないしは後者の前者に対する圧倒的優越さという単純な了解構図を意味していない。そもそも「資本主義」対「社会主義」の問題は、フリードマンのような「自由市場」対「計画経済」のそれに単純化・矮小化できるものではない（74-5頁）。

社会主義崩壊の主因を説明する核心的論拠をなすものとして、著者はハイエクの知識論を高く評価する。社会主義社会の存立可能性を論証しようとしたランゲラ理論家は、「現場の知識」（知識の分散性・局所性）を看過したが、それは市場の社会的過程を捨象した一般均衡分析を支持したことの論理的帰結であった。組織としての企業理論の先駆的業績であるコースの「取引費用」論（「市場と企業の代替機能」論）、「経済的要因」と「非経済的要因」の「循環的・累積的因果関係」論を開拓したミュルダールの学説の意義が簡潔に示され、新旧制度学派の潮流を統合化してゆく試みのなかに青木昌彦氏によって開拓された比較制度分析が位置づけられる（82-6頁）。

分析言語であるゲーム理論（ことにナッシュ均衡）を援用して「資本主義」の多様性を解明する比較制度分析は、「複数均衡」の可能性によって経済システムの多元性を明確化するという意味で、「多元的経済の普遍的分析」（青木）をなしている。総じてこうした研究プログラムは、シェンペーターによる（「資本主義」対「社会主義」としての）比較「体制」研究から比較「制度」研究、資本主義「衰退」論から資本主義「多様性」論への研究フィールドの比重の移行を含意し、ガルブレイスの「体制収斂」論も「制度多元性」論として読み替える。資本主義の「調整様式（制度）的多様性」に关心をもつレギュレーション学派の見解も比

較制度分析と連動する貢献である。社会主義崩壊の衝撃を、冷静な観察眼と心構えに留意して汲み取る著者の姿勢は教訓的だ。

(2) 第3・4章の概要

この2つの章では、経済思想史における『一般理論』の位置やケインズ体系の「革新性」の所在などが詳述される。その過程で、サムエルソンの「新古典派総合」、ケインズ理論への反革命を担ったフリードマンのマネタリズムとその系譜（特にルーカスの「マクロ経済学のミクロ的基礎」を貫く方法論）、「新古典派総合」的世界観とルーカスの方法論を継承するマンキューの「ニュー・ケインジアン」、そしてJ・ロビンソンら「ポスト・ケインジアン」の思想的・理論的諸関係が焦点化される。

というのは、上記目的を周到に遂行すべく、「ケンブリッジ学派」という『正統派』の内部と、その他の世界の学界の動向の両方を視野に入れる複眼的な眼が必要（110頁）とされるからである。この主張には、次のような著者の問題意識も明確に反映されている。すなわち、「ケインジアン」分裂の究極的原因は、一部例外を除けば、ケインズ経済学を中心とする「マクロ経済学」と一般均衡理論を中心とする「ミクロ経済学」両者の理論的連結のあり方を十分に考慮せずに研究・教育がなされてきたという、学問プログラムの欠陥から生じているという総括である（138頁）。両章の論述内容をあえて単純化すれば、「アメリカ主流派」と「イギリス異端派」の競合性を慎重にフォローし、ケインズ経済学の新たな可能性を展望する意欲的な嘗みをなすものだ。

それではケインズ理論の「革新性」はどこにあるのか（第3章）。『一般理論』以前にもケインズと類似した洞察を個別に指摘していた論者（ピグーやロバートソン）は存在していたが、ケインズ自身は、有効需要不足のために「非自発的失業」が生じうる完全雇用以下の水準で経済システムが「静止」してしまう可能性を明示的に論証しているという意味で、公共投資が必要とされるまさに「合理的根拠」（菱山泉）を提示した。ゆえに、パーツとしては既知で断片的であったものを「より洗練化された形で有機的な理論体系（不完全雇用均衡の可能性を示唆する全体としての産出量決定理論）に統合した」（伊藤宣広；115頁）ことにケ

インズ理論の革新的成果がある。

ケインズが「短期」の想定を採用していたという解釈が影響し、上述の「革新性」の真髓は正確に理解されてこなかったが、ケインズ理論における「短期」と「長期」の結合を目指した試みも存在していた。たとえば、「投資の二面性」（有効需要の一部をなす「短期」における投資の、「長期」におけるシェンペーター的な革新投資への転換）に注目した伊東光晴、「ケインズ政策」を単なる短期の景気浮揚効策と等値せず、技術・輸出競争面における諸産業の潜在能力を開花させる「サプライサイドの刷新」論として再定義するカルドアラの多角的理解は、実に興味深く説得的だ。「短期」・「長期」に関係なく、「貨幣の非中立性」が成立するとみなすアメリカの「ポスト・ケインジアン」のP・デヴィッドソンによる、ケインズ理論の核心を「生産の貨幣理論」と把握する見解も重要視される。彼の解釈は、マネタリズムやルーカスの「マクロ経済学」不要説（の予言）、「ニュー・ケインジアン」への有力な反論を形成する議論でもある。

第3章の内容を敷衍しながら第4章では、米英の「ケインジアン」の対立と「ケインジアン」に反旗を翻した諸学説が整理される。1970年代前半まで「主流派」経済学として君臨したサムエルソンの「新古典派総合」は、「現実と机上（書斎）の狭間で乖離した思考様式」を伴った妥協・折衷論であり、そこに含まれる諸問題は、J・ロビンソンによって具体的に指摘された。「雇用内容」の軽視、「資本論争」¹⁾における集計的生産関数と新古典派資本概念の欠陥、「歴史的時間」や「不確実性」概念の捨象などだ（142-156頁）。他方アメリカでは、「新古典派総合」が衰退してゆく過程で登場したフリードマンの「自然失業率仮説」やルーカスらの「合理的期待形成仮説」は、ケインズ政策の「無効性」を唱える命題をなし、景気循環や失業は「均衡」そのものの変動（失業は「自然失業率」それ自体の推移）と捉える「リアル・ビジネス・サイクル理論」が、新古典派の究極形態＝「終着駅」（吉川洋）として出現した（156-162頁）。

更にいえば、「メニュー・コスト」、「総需要外部性」や「効率賃金仮説」といった、価格や賃金の硬直的傾向を説明すべく「ミクロ的基礎」を通じて、ケインズ経済学を再生させようとするマンキューら「ニュー・ケインジアン」の理論的展開は、

たしかに「主流派」経済学の一翼を担ってはいる。とはいえる、彼らの研究プログラムは、「市場の不完全性」によって一時的に生じるケインズ的状況(有効需要不足による「非自発的失業」の発生)の長期におけるそれらの解消とともに、新古典派体系がふたたび蘇ると想定する経済学方法論に立脚しており、いわゆる「長期的雇用理論」としてのケインズ経済学の復権を志向する問題関心とは基本的に異質である(164-6頁)。

結局のところ、こうした著者自身の立ち位置は、いわゆるマーシャル体系における「短期・長期」の意味内容とは区分しうる、「産出量や雇用量の決定に持続的に働く諸力」としての「ケインズの『短期』の想定の背後に隠れた『長期的』含意」(128-9頁)を重要視するという、スタッフに多大な影響を受けた「ポスト・ケインジアン」によるケインズ理論再解釈を支持するものに他ならない。その代表的論者の一人であるイートウェルが呼称した「市場メカニズム・グループ」や「不完全主義者」に含まれうる「ニュー・ケインジアン」らが共有する研究精神は、ケインズのそれと同一視しえず、上述のデヴィッドソンの「貨幣の非中立性」論から捉え返すならば、そこには「新古典派総合」と同様の欠陥が内在するものとして理解されることとなる。

サムエルソンの「現実感覚」に敬意を示しつつ、アメリカの「主流派」経済学ではなく、J・ロビンソンによる「新古典派総合」批判とその基盤をなしたスタッフ理論の学問的系譜(「イギリス異端派」、より正確にはデヴィッドソンを加えた「ポスト・ケインズ学派」)、レギュラシオン理論、新古典派内部からの「拡張(=革新)」といいうる進化ゲーム理論による比較制度分析や「行動経済学」(166-7頁)に多くの期待を寄せる著者の姿勢からは、経済理論の多元主義的アプローチを尊重する経済学観がひとまず窺えよう。本書で格別の関心を寄せられる「ケインズ経済学」をめぐる洞察の深化は、マーシャルを始祖とする「ケンブリッジ学派」の思想的・理論的発展に根ざしている。

(3) 本書の意義について

本書の論述内容とその含意を評者なりに構造的に再構成してきたつもりだが、最後に本書の意義を簡潔に述べておくこととしたい。

1つ目は、「まえがき」での著者の見解とは逆説

的だが、「経済学とは何か」という主題に対して「唯一の回答なるものは提示しえない」ことを、「論争史」のなかの多様な経済思想を概観することで説得的に解き明かそうとしている点である。「経済学の歴史」を「論争の歴史」とみなして上記主題にあえて回答すれば、経済学とはいわば「論争」学であるということになろうか。「論争(史)」に主眼を置くスタイルも興味深い。偉大な先達の結晶である「古典」の的確な引用による概念説明、最近の研究動向にも配慮する著者のスタンスからは多くを学ぶことができる。かつてW・ブルスはラスキとの共著で、その大きさは、著作に投じられた時間と労苦の量を明示するよりはむしろ隠すものだと述べたことがあるが、積み重ねられてきた著者の思索の軌跡を鑑みれば、(大著ではなく小著である)「本書の真価は細部に宿る」といえるのかもしれない。

多様な経済思想を学ぶ・知るという認識営為は、むろん単一の思想によって経済学をめぐる世界観(=経済学観)を構築しない以上、経済学観それ自体を潤いある豊かなものとして形成することに意義があり、そうした世界観は頑健さを秘めた弾力性に富むものとなろう(逆にいえば、唯一の思想・理論が正しいとみなす特權的で崇拜的な思考様式を抑止する機能を發揮する)。現代経済「思想」の「歴史」を学ぶことの意義は、絶えず新たな息吹を注がれてきた生命力ある「思想の重み」、深い知的洞察が貫流する牽引力ある「歴史の重み」を知ることと密接不可分の関係にあるのだ。『旧約聖書』における「コヘレトの言葉」である「知識が増せば痛みも増す」という意味で、それはまた、「無知の知」を悟ることでもある(根井[2006]140-2頁)。著者が唱える「寛容の精神」は、多様な経済思想を深く学ぶことを通じて会得しうるのであり、そうした構えは、経済学以外の学問分野に接するときにも妥当する普遍的価値を有している。

もう1つは上記とほとんど重複するが、本書を通じて、著者が「多面的」思考様式を積極的に推奨している点である。いわゆる「多面体」とは、「4つ以上の多角形で囲まれた立体」を(数学的には)意味するそうだが、あえて根井氏の「経済思想の多面体(=経済思想体)」を構成する諸学派を列挙するならば、そこには、「新古典派(主流派)」、「ケンブリッジ学派(ポスト・ケインズ学派)」、ス

ラッファの「現代古典派」、そして「新旧制度学派」の少なくとも4つが「基盤」になっている（歴史学派やマルクス派、オーストリア学派についても以前の諸著作のなかで語られているが、その比重は多くない）。本書で何度か登場する「複眼的な眼」とはそうした「多面的」思考様式（＝「経済思想体」）とみなしてよく、それを醸成する能動的営為が、開かれた「自由社会における寛容性につながると信じる」（178頁），著者の確固たる「理念」は看過されてはならない。それゆえ、アメリカ的な新自由主義社会とヨーロッパの社民型福祉国家社会をめぐる「制度」的対立という事実がわれわれに投げかけているのは、「社会を見る複眼的な視点をもつ必要があること、時代をとらえる経済思想の重要な役割を示している」（上条 [2006] 12頁）とみなす上条勇氏の見識とも、本書のメッセージは共鳴し合っている。

III 幾つかの疑問・要望点

以下では、本書における幾つかの疑問点を、評者の著者への「要望」を交えながら率直に提起してみたい。論点は「個別の章」についてのものと、本書を貫く著者自身の経済学観（＝経済思想の「多様性」論）についての2つに区分される。

（1）第1・2章の内容・展開をめぐって

資本がより高い利潤率を求めて自由に駆動することを的確に射程化した古典派的競争観と、新古典派的なそれとの概念区分の意義が説かれた第1章では、「資本主義」という言葉を多用するだろうと著者は明記しているが、それでは結局のところ、新古典派的市場論にはどのような「総括」が与えられるのか。フリードマンらの「市場原理主義」とは異なり、新古典派内においても「市場設計＝デザイン」の思想と理論が大きな脚光を浴びつつある。たとえばジョン・マクミランは、市場には「多様性を容認する」と「批判を許容する」という2つのすぐれた機能的特性が内在し、「市場設計の挑戦は、利潤追求を社会的に生産的な方向へ導くメカニズムを考案したり、そうしたメカニズムの進化を促したりすることにある」（マクミラン [2007] 327頁）と主張する。著者の目的からは逸

れるだろうが、「市場メカニズム」について現時点での論じる以上、市場理論をめぐる最新の研究動向の考察（評価を含む）もやはり欲しいところだ。

第1章の後半における、ロビンズによる「経済学の定義」の問題とそこから派生した学説であるA・センの「合理的な愚か者」論（純粹な「経済人」モデル批判）は、「市場メカニズム」という主題との関連がひまひとつ不分明ではないか。そこで議論は、新古典派の方法論・思考様式に内在する欠陥を突くものである以上、むしろ社会主義崩壊の「衝撃」の一環として（以前の作品でその意義が高く評価された「社会主義経済計算論争」を踏まえて）考察したほうが、展開構成上、より望ましかったのではないか。マクミランは上記著作の「序」で、「市場の物語は、失望や失敗だけでなく、人間の創意と創造性に満ちている」（ii頁）と述べているが、文中の「市場」は「経済学」に置換可能であり、「経済学における市場」と「（社会）科学における論争」はまさにパラレルな位置関係にあるといえる。巻末の「あとがき」に代えて」のなかで、シェンペーターの所見をもとに著者なりの「論争」観は提示されているが、（第1章でも）その方法論的・実践的意義に触れられていれば、本章を締め括った「理論」と「実践」の狭間の緊張関係を尊重したマーシャルの卓見も、更にその重みを増したのではないかと思われる。

第2章のタイトルのみ、「社会主義」崩壊の衝撃というように「括弧」が付されていないのは、社会主義と呼称できる諸国がほとんど姿を消した現実動向と、いわば「社会主義の新たな可能性」なる主題に著者自身の関心があまりないこの証左であろうが、経済民主主義の充足や社会的再生産過程を担う経済活動における「人間労働（労働者）」の観点は依然として重要で、むしろその意義を高めている。マルクス派において、「資本主義（的市場経済）の原理とか原則の経済思想史的な確認の作業」（上条 [2006] 163頁）が展開され始めているし、現代制度派のホジソンも「混成原理（非純粹性原理）」によって「資本主義の多様性」を論じつつ、「労働者自主管理モデル」を将来的なオルタナティブ社会として積極的に構想している（ホジソン [2004]）。ソ連型集権的計画経済の失敗は、民主的で協同的な社会主義モデルの選択可能性をあらためて考え直す契機ともなっていないか。「社会主義の新たな可能性」を模索する学問上の問

題関心の有無（ないしは濃淡）に起因しているとはいえる、社会主義崩壊の「衝撃（＝成果）」として、本書では進化ゲーム論に基づく比較制度分析がやや過大評価されているような印象を受ける。

（2）経済思想の「多様性」論をめぐって

多様な経済思想を学ぶことは自らの学問的立場を「相対化」し、「寛容の精神」を養うことにも寄与しうると本書では主張されている。〈多様性〉とは「物事のさまざまな様子」・「変化に富んでいる様子」を意味し、経済思想・理論はたしかに「論争」を通じて複線的・多系的な発展を遂げてきた。とはいえる、多様な経済思想が存在してきた歴史的経緯を「確認」する作業と、多様な経済思想を「容認」する行為とは異なる。だとすれば、本書のあらゆる章で行われている、フリードマンの経済哲学に対する著者の痛烈な批判的評価（むしろ「否定」・「否認」だろう）は本書の問題精神（＝「寛容の精神」）と整合性を欠くのではないか（著者が尊敬してやまないシュンペーターの処女作『理論経済学の本質と主要内容』の「序文」が、「すべてを理解することはすべてをゆるすことである」という文章から始まることなど十分に承知のはずだ）。フリードマンによる一連の議論に深刻な問題があるとはいえる、それらも既存の経済学批判の帰結として、経済思想を多様化したものであるという肯定的評価の対象にもなりうるからだ。彼の先駆的貢献を公正に再評価することもむろん可能である（エーベンシュタイン〔2008〕）。

フリードマン経済哲学の「否認」という行為は戦略的であったに違いない、それを表現した箇所を列挙すれば枚挙に暇がないほどだ²⁾。フリードマンに対する「敵性の本質」をあらためて再整理すれば次のようになるだろう。すなわち1つ目として、時代・論壇状況において支配的な「市場原理主義（市場メカニズム万能論）」の急先鋒に位置するイデオロギーであるフリードマンの経済哲学を容認することはできない。もう1つは、ナイトの経済倫理学とケインズ理論の真価をほとんど理解せずして矮小化し、貧困化させたという意味での「二重の誤り（＝罪）」を犯した論者であるということである。フリードマンの学問的系譜（ルーカスの経済学方法論など）が姿態を変えながら、依然として学界状況に多大な影響力を及ぼしていることに対する懸念も含まれている。フリードマ

ンの「非常識」とナイトの「良識」（「常識」でなく）、ある種の知的ヒロイズムを備えた「偉大な勇者」としてのケインズという評価がかくして与えられる。

著者のこうした立論を一言でいえば、「フリードマン（の経済哲学それ自体）から得るものはありませんでした」ということになる。彼はいわば「反面教師」に過ぎない。かりに「寛容の精神」を「批評の精神」、すなわち、ある学説の起源、妥当性・限界をトータルに吟味しつつ、そのなかから肯定的な意味での可能性（潜在性）を見出す主体的行為と捉えるならば、フリードマンへの「極端な」スタンスも幾分か緩和されたものになったのではないか。「長期」における政府による有効需要政策を否認するフリードマンの「自然失業率仮説」が、ケインズ理論の真価と新たな可能性を、「長期的雇用」理論や公共投資の「合理的根拠」論に求める著者の学問的志向性と真っ向から対立することは明らかだ。しかしたとえば、将来の増税が予想（期待）されれば現在の減税は実質的な景気浮揚効果を發揮しないとみなす新古典派の命題（「ルーカス批判」の一形態とみなしうる「リカードの等価定理」）は、消費税引き上げが話題となる現代の日本経済において、少なくないリアリズムを有しているともいえるのではなかろうか。

経済理論が「時代文脈性」（佐和隆光）に依存していることはもちろん、「多様性」とは異なる表現をあえて用いれば、経済思想は自由度を伴った「弾力性」を秘め、一面的理解では自己完結しないという意味での「開放性」を備えたものであるということになろうか。著者が「論争」に期待する有意義な「対話」³⁾が実現し維持されるならば、既存の思想・理論体系を深化・昇華させるべく、単なる「反目」ないしは「競合」状態から「共創的」ともよべる状態への移行が可能になるであろう。「多様性」論とは「共創性」論である。ケンブリッジのマルクス経済学者M・ドップをセンが‘bridge-builder’と称したことが今しきりに想起される。著者自身も、「ケインズ経済学が退潮していくのには、英米のケインジアンがお互いの良さを認め合わなかったことが関係しているとも言えるのではなかろうか」（151-2頁）と述べ、ここでいう「共創の精神」のあり方を示唆する率直な問題提起を行っている。残念ながら、その対話の「突破口」についての具体的論述は展開されていな

いが、評者はそうした著者の姿勢を「ウィトゲンシュタイン的な学問精神の発露」をなすものとして、「寛容の精神」をもって受け止めておきたい。

IV おわりに

J・ステイグラーは自伝のなかで、「経済学で暮らしていると、経済学者は他の人々とは一味違った考えをするようになる」(ステイグラー [1990] 10頁)と回想したが、本書に込められたメッセージを汲み取れば、それは、「現代経済思想史で暮らしていると、思想史家は他の人々（理論家）とは一味違った考えをするようになる」という文章へと変換できようか。都留重人の『現代経済学の群像』(岩波現代文庫として、『近代経済学の群像』とあわせ2006年に復刊)の「あとがき」を担当された伊東光晴氏によれば、彼はもう1冊の書『経済学の群像』を執筆する意欲を持たれていたそうであるが、「寛容の精神」とともに本書から透けてみえる「共創の精神」を積極的かつ究極的に推進させるならば、都留氏が構想していた上記未完書に匹敵しうる、もしくはそれをも突き抜ける学問的高揚感みなぎる作品が将来的に誕生するといえるかもしれない。本書がそのエチュードであるという推測は、むろん「合理的根拠」を欠いた（というより、そもそも「合理的根拠」など示しえないというべきか）評者の「深追い（＝深読み）」に過ぎない。

ケインズ研究で著名な伊東光晴、ケネー及びスタッフ研究の第一人者である故・菱山泉の両氏から「本流としての近代経済学（ケンブリッジ学派）」の醍醐味を含む多くを攝取し、豊かな読書量に逞しく支えられた根井氏の落ち着きある文体が放つ一連の論述内容には、抑制を課したパッションに宿る「静かなる使命感」に導かれ、幾らかの留保が付されるにせよ、経済思想の多様性論が啓蒙的に示唆されている。最初と最後の2つの章をマーシャルの「言葉」で締める構成には彼への敬意が感じられ、特にケンブリッジ大学教授就任講

演からは、「美なるものへの知的関心」と「勇敢なる心的姿勢」を堅持することの肝要さを教えられないか。いずれにせよ本書『経済学とは何か』は、自らの経済学観を照らし真摯に問い合わせ直すための「鏡」となり、これから経済学の様相を展望すべく貴重な「架橋」となるであろう。多くの方に精読を推奨したい⁴⁾。

注

- 1) 本書では「資本論争」について、「あまり実り多い論争とは言えなかったように思える」(150頁)と述べられているが、それは以前の評価（根井 [1994] 131頁）と温度差があると思われる。
- 2) すなわちフリードマンは、「ナイトの思想の歪曲の上に成立した研究者集団」(36頁)の代表者、「ケインズから学ぶべきものがない」という主張」(118頁)の提唱者である。そして彼によって、『一般理論』は「貨幣が重要ではない」経済学として「意図的に曲解されることになる」(127頁)。なおケインズとナイトの関係についての記述はないが、2人がまさに「同時代」の学者であったことは興味深い。
- 3) やや古いが、「21世紀への対話」と題された青木昌彦とフリードマンによる討論は、著者の評価が明確に分かれている両者の「対話」だけに一読の価値がある（『読売新聞』2000年1月4日）。「資本主義の未来」を問う内容も刺激的だ。この「21世紀への対話」は青木氏のHPからダウンロードできる。
- 4) 平井俊顕編『市場社会とは何か』(SUP 上智大学出版、2007年)との併読も有益であろう。

参考文献

- [1] 上条勇 [2006] 『グローバリズムの幻影』梓出版社。
 - [2] 根井雅弘 [1994] 『現代経済学講義』筑摩書房。
 - [3] 根井雅弘 [2006] 『経済学の教養』NTT出版。
 - [4] エーベンシュタイン, L. [2008] 『最強の経済学者 ミルトン・フリードマン』(大野一訳、日経BP社)。
 - [5] スティグラー, G. [1990] 『現代経済学の回想』(上原一男訳、日本経済新聞社)。
 - [6] ホジソン, G. [2004] 『経済学とユートピア』(森岡孝二他訳、ミネルヴァ書房)。
 - [7] マクミラン, J. [2007] 『市場を創る』(瀧澤弘和他訳、NTT出版)。
- (つかもと やすあき 所員 東大大学院修了)

グローバル経済社会を読む（中）

MASUDA Kazuo

増田 和夫

III グローバルな現実資本蓄積

グローバルな経済社会における労働過程の変革



が、21世紀型のさまざまな経済・社会問題の震源地となっていることを、平易かつ詳細に紹介したのが、パリー・C・リンの『つながりすぎたグローバル経済（End of Line : The Rise and Coming Fall of the Global Corporation）』（岩木貴子訳、オープンナレッジ、2007年）である。

以下、本書の内容を著者に語らせてみよう。

「20世紀の国際企業は分解され混合されすぎて、どれがどれだかわからないくらいになっている。ユニークな個性をもつ個々の企業ではなく、グローバル生産ネットワークというものがあらわれてきている」（p.16）

「その結果できあがった生産システムは、どの企業、どの国家にも支配されない。逆に、かかわっているすべての国々が、テクノロジーや資本、労働力をこのシステムにどんどんそそぎこみ、かわりに製品を受け取るようになっている。」（p.17）

「生産システムにおける権力は、メーカーや製造業者から、他社の製品を売買する会社の手にわたった。こういった会社は、生産システムにひそむ危険性をつきとめたり抑えたりする必要性を、今まで経験したことがないのだ。」（p.18）

著者は、デルの在庫削減が1995年コンパック

の110日分に対して35日、1996年17日、1997年、11日。1999年には6日になったことを取り上げ、「デルにとって生産とはものづくりではなかった。生産とは他社が生産したものを買い、移動し、組み立て、発送することだった。」（p.129）「デルは、新しい運営ツールのソフトウェアを使い、組立工場に部品をおくりこむサプライチェーンの中でもはるかに上位の生産工程を統合・調整し、競争相手のだれよりも緊密に（特に海外の）外部サプライヤーと連結している。」（p.129）

「世界中から購入した部品を移動させたり統合させたりする知識」（p.128）が、デルの利益と競争力の源泉となったことを指摘する。また、デバイス機器大手のシスコを取り上げる。

「製造に重点をおくのではなく、サプライヤーが生産するもの、および競争相手が生産するものを決定する企業になることにシスコは専念した。ボラスとザイスマンの言葉を借りると、シスコは『純粋な製品定義』会社になったのだ。」（p.176）

「シスコは他社に果樹園の世話をさせる技術を体得しただけでなく、他社に種をまかせる技術まで見つけ、自分はいつも成熟した最良の実をもぎとることのできる市場パワーを築きあげることに専念したのだ。」（p.224）

「潜在的な競争相手をこの膨大な資産によって買収することで、有益な技術を買い上げる。そうしてシスコは技術が中核市場に導入されるペースをさらに支配できるようになる。シスコは本来千変万化といえるほど組織が確立されていない企業であり、伝統的な市場リーダーや市場メーカーというより市場そのものなのだ。」（p.224）

デルやシスコは、20世紀の製造業のように、生産プロセスに特化し競争力を確保するのではなく、剩余の実現を第一義とする、貨幣と資本を製造する、製品コンセプトを販売する市場そのものといえる存在にまで進化したと主張する。このような事態は、「産業全体が単一の外部サプライヤーにたどりきるという現状」(p.226)を生み出す。

TSMCという台湾の半導体製造企業を例にとりながら、生じてくる決定的な問題を指摘する。「アウトソーシング型の生産システムでは専門化と集中化がすすみ、変革やリスクに影響をおよぼす傾向があるということもあきらかにしている。TSMCの台頭自体がこのいい例だ。」「張忠謀という人物が世界初の「専門」のウェーハ铸造所であるTSMCを設立」「半導体ウェーハだけを製造し、それを顧客すべてに供給するというものだった。チップのデザインは顧客が用意する。または、顧客が第三者にチップのデザインを依頼する。要は、張は、印刷所モデルを半導体に応用したのである。」(p.228)「高度に特化したチップを自社でデザインし、シリコン製作はTSMCにたのむ。前工程のビジネスパートナーを増やしていく。」(p.229)

工場をもたないデザイン企業は、トヨタ生産方式を企業レベルで特化した存在となった。「アウトソーシング化された生産ネットワークは、所有することによるコストや責任なしに、昔の垂直型統合における権力をすべて再現することができる」(p.232)

「今日のメーカーの多くは生産の大部分をアウトソーシングするため、数社のサプライヤーにどれだけ自社が依存しているのか知らないでいる」(p.233)

このような生産の単一ソース化は、死滅したはずの、眞の単一ソース社会である「ソビエト」の再来であると著者は警告している。

「ほとんどすべての生産工程やサービス事業が商品化された。」「計画と資本さえあれば、まったくだれでも事業をおこすことができるようになった。」(p.254)

「主導権は小売業者とソフトウェア会社にほとんど完全にうつってしまったようだった。どのような『スナップトゥギャザー（つなぎあわせ）』がおこなわれるにしても、その中身はたった数社に決定されることになった。」(p.259)

生産過程のグローバルな統合化が、この「スナップアンドトゥギャザ」によって達成されるとき、労働過程に関して、ロバート・ライシュが『ワーカオブネイションズ』で展開した予言は、どこまで当てはまつただろうか。

「シンボリック・アナリスト（シンボル分析者）」「問題解決者（プロブレム・ソルバー）」「戦略的媒介者（ストラテジック・ブローカー）」というライシュが変革の旗手として期待した、「知的資産の値段を自分でつけることができるような人々」は、再度、資本と蓄積のくさびに結び付けられるようになったのである。

「『知識労働者』をふたたび『プラグアンドブレイ部品』にもどそう」(p.264)という戦略が現実のものとなったのである。

「どのような生産システムにおいても、一番大きなパイの切れをせしめたのはトップ企業であり、もっと具体的に言うとトップ企業の支配権をますます強めている投資家だったのだ。アウトソーシングは仕事と責任を企業の外へもちだしたが、権力まではもちださなかった。」(p.264)

「今日の従業員は、…巨大な垂直型統合企業の正門を毎日くぐるのではなく、契約でつながれた先の場所で労働しているだけのことなのだ。」(p.264)

「ライシュがまちがったのは、物質的な企業の解体が、企業という形態自体の崩壊と同じだと考えた点だ。」(p.265)

「この解体が実際に意味したのは、資本家が今まで以上に権力を行使できるように、資本を集中できるようになったということだった。ほかのどのような現象よりも、企業が、スナップアンドトゥギャザー式生産の部品へと物理的に解体されることにより、株主は企業のことを一できることなら、株主が絶対にちかい支配力をもつ市場での一製品やサービスの賢い買い手としてとらえなおすことができるようになったのだ。」(p.265)

企業と株主の関係の変化は、企業経営者の立場にも大きな変化を引き起こした。

「企業の本質的な活動が変わったように、CEOの本質的な責任も変わった。解体、分解をつづけることがおもな目標になったのだ。」(p.266)

「重役に指示を出す株主の法的『権利』をかなり増強し、同時に企業の行動の責任を負わないと

いう株主保護を強化するものだ。」(p.268)

「企業の日常活動に意見をはさむという、すでに投資家がもっている『権利』をさらに積極的に行使するということだった。」(p.268)

企業内の投資家代表としてのCEOが君臨し、現代の不在地主が企業を支配するようになった。以下、グローバル経済社会のもとでの現実資本の蓄積が孕む矛盾について総括がおこなわれる。

「これから企業は、結果をまったくかえりみることなく、自分のおこなっていることの社会的な影響にまったく関心をもたずに、他者の財を削り取ることばかりを考える、ずっと単純な機構になるのだ。」(p.270)

「あまり緊密かつ複雑につなぎあわされているので、ちょっとした遅れが、システム全体で解決するには何週間もかかる障害へと雪だるま式に増幅する。」(p.274)

ジャストインタイム+アウトソーシング+グローバルネットワーク=巨額の節減ということから生じるリスクは、システムが吸収するには大きすぎるものとなってくる。

「このような進歩はまた、波紋状に広がる経済瓦解がおこる可能性が格段と高くなるということでもある」(p.277)

「全体でみてリスクが個々の事業から社会全体にうつる」「個々の企業のリスクに満ちた行動をすべてたとすと、惨劇がおこるリスクは『非常に高い』場合が多く、またリスクは増加する場合が多い。」(p.282)

「アウトソーシング革命は、一度で三倍の打撃をグローバル生産システムに与えた。

「アウトソーシングはトップ企業がシステム全体を理解し管理する能力を侵食する。トップ企業がサプライヤーに支払う価格をたえまなくさまざまようとしつづけるのは、こういった弱小企業が自社のシステムを管理する能力侵食する。その結果しばしばおこる活動の極度な専門化は、生産システム全体の健康をむしばむ。」(p.285-6)

「個々の企業とシステム全体の力を同時にむしばみながら、トップ企業がサプライヤーのあいだでアビトラージをおこなうということ、という事態を許すようなシステムのしくみ」(p.286)

労働過程を生産過程から切り離し、その生産過程をさらにバラバラに解体し、相互に競争関係に立たせることによって、再生産のバランスを極度

にまで疲弊させることで、現実資本蓄積の権力を、そのステイクホルダーに移譲することになったのである。

「今日の産業ネットワークにおいて、トップ企業の権力はその他のトップ企業に対し行使されなくなってきた。買い手や従業員だけではなく、おそらくもっとも頻繁に、実際に生産の仕事をおこなうサプライヤーに対して行使されているのだ。」(p.286)

「すがたをあらわしつつある、極度に専門化された、極度に硬直化した生産システムは、正直に言えば、グローバル化とアウトソーシングが政府の完全な不干渉と組みあわされば、当然おこることなのだ。国境と企業の境界線が同時に開かれると、さまざまな産業で次々に連鎖反応がおこり、高度にネットワーク化され、高度に特化された単一の生産システムができあがるということだ。」(p.289)

この新たな生産システムが、どのようなものであり、さらにそれがどのように機能しているのか。詳細で厳密な研究が求められている。この課題を前進させている二つの著作を紹介しておこう。



まず、中本悟『アメリカン・グローバリズム』(日本経済評論社、2007年)である。

ITの発展は、製造業ではCAD(Computer Aided Design:コンピュータを利用した設計)によって製品設計図をデジタル情報としてグローバルに送受信することを実現し、またCAM(コンピュータを利用した生産)によって製造をかなりの程度標準化できるようになった。そのことはまた、グローバル市場への供給のための生産を自社の在外子会社以外にも、OEM(相手方ブランドで販売される製品の製造)や下請け生産といった多様な生産形態を可能にした。同じくサービス業においても、IT化によって、かつては国際取引が困難であったサービス業務がグローバル規模で調達可能になった。オフショアリングと呼ばれるこのサービス業務の在外調達には、ソフトウェア設計、建設設計、半導体設計、コールセンター、データ・ベースの作成、保険請求事務、給与計算事務などがある。こうなると製造業であれサービス業であれ現代の多国籍企業とは、研究開発から製造、販売、サー

ビスにいたる多様な業務を分解し、グローバル規模で、誰に、どこで何を外注生産させるか、何を社内で生産するのかを決定し、それらの多様な業務を統合するグローバル統合企業（Globally Integrated Enterprise）ということになる」(p.6-7)

このグローバルな統合企業の活動が、いかにして資本主義の成長と危機を生み出すのかが解明される必要がある。



また、水岡不二雄『グローバリズム』(八潮社、2006年)では、上記の問題が、資本循環の時間的な軸のみではなく、空間的・地域的編成の問題として深められている。

「生産工程を垂直分割する技術的な可能性が現実のものとなったのは、発達した交通・通信技術が通信・物流の高速化・大容量化を進め、グローバルな空間統合 spatial integration をつくりだしたから」(p.24)

IV グローバルな貨幣資本蓄積

つづいて、金融グローバリゼーションという観点から議論されている、グローバル経済社会での貨幣資本蓄積にかかる著作を紹介したい。



秋山誠一・吉田真広編『ドル体制とグローバリゼーション』(駿河台出版社、2008年)では、欧米とその他の国との間で生じた近年の「逆不均等発展」から問題を説き起こしていく。

共同著作の課題を、国際通貨国特権（シニヨレッジ）にもとづくドル体制延命の理由（金融グローバリゼーションはドル体制の維持・存続に貢献しているか）とし、第一章では、その理由を以下の3点に絞り込んでいく。

- 1) 通貨・為替政策による「制度」の「補完」
- 2) 世界市場としてのアメリカ金融市場の深化・拡大
- 3) 東アジアを生産拠点（世界の工場）とし、アメリカを消費基地とする再生産過程のボーダレス化による「グローバル・インバランス」の調整メカニズム

グローバル体制下での「金融市场の統合は、他面ではドルリスクの堆積を意味する」(p.19) という観点から、ドルの「過剰流動性」に焦点をあてる。それが、「現実資本の過剰から貨幣資本の過剰に転化する過程で生まれるものと規定」(p.19) するとともに、銀行の貸出動機の変容に注目し、「銀行の貸出（融資）が新たな金融仲介のための貨幣資本の供給源となっている。」(p.19) ことを指摘する。

また、国際的な過剰資本の誕生についても、「…金融のグローバル化（国際化・証券化）こそが…国内的な貨幣資本を国際的な過剰貨幣資本に転化させる可能性を拡大」(p.24) させているとし、直近で大きな話題となっている「サブプライム問題は世界的低金利の下で堆積を続けた過剰な貨幣資本が、その投下部面を信用リスク管理が不徹底な証券化商品に見出した結果、市場リスクの拡大に結びついた例証」(p.26) であると喝破している。

リスクのグローバル化が「取引が金融市场で圧倒的なウエイトを積み上げているドル建てで構成され、十分なリスクのヘッジやカバー手段を欠いている場合には、その市場リスクが『基軸通貨ドルのリスク』に転嫁する可能性をはらんでいる」(p.26) という形で表面化しつつあることを主張する。

第二章では、米国ドル体制の国際通貨制度における役割について論じられる。

「国際投機的資本移動の原因は、投機集団の背後にあるアメリカの民間銀行の信用創造それ自体にあることを見逃すべきではない。」(p.55)

「アメリカは資本輸出の原資を自国銀行の信用創造によって設定したドル預金債務に求めることができるという国際通貨国特権を持つのである。」(p.56)

「『借り入れなくとも貸し出すことができる』というのが国際通貨国アメリカである。」(p.57)

「国際通貨特権によってアメリカは経常取引総額（輸出と輸入）も資本取引総額（資本輸出と資本輸入）も他国に比し隔離して巨額である。これはアメリカが世界の再生産や金融流通の中心地としての地位をますます高めていることを物語る。」(p.60)

ここでは、ドルのファイナンス（対外経常赤字と国内財政赤字）が、ますます金融におけるアメ

リカの地位を上昇させているという矛盾した事態が解明されている。

第三章においては、ドル過剰のメカニズムが説明される。経常収支赤字の持続的拡大ということのみでなく「資本収支において短期性とボラティリティが増大している下での経常収支赤字拡大の拡大進行という意味において、将来におけるドル価値下落と過剰の顕在化の可能性が一層増大している。」(p.86)

「貸付可能な貨幣資本が非国際通貨国からアメリカに一時的に譲渡されたにすぎないのであるから、ドル過剰は本質的に何ら解消されていない。加えて、ドル高・高金利自体は、本来。現実資本から貨幣資本への蓄積を誘引し拡大させる要因であるから、解消されていないだけでなく、潜在的に過剰はむしろ加速している。…重要なのは単に還流または相殺されているかどうかではなく、その還流の仕方・相殺の形態なのである。」(p.87)という問題意識のもとに、ドル・ファイナンスの構造そのものが矛盾を拡大再生産することを解明している。

第四章では、「友好的圧力」としての消費市場の維持が、アメリカの金融ヘゲモニーの実現過程として実践されていることが指摘される。

個人消費が巨額の家計債務（モーケージローン、ホームエクイティ・ローンおよび消費者信用）をテコとして拡大されており、「アメリカ的ライフスタイル＝自立自助」が社会的圧力として国民全体に強要されたことが注視される。

「アメリカがその巨大な海外市場を維持することは、国際通貨国特権を維持することにつながると同時に、海外からの安価な輸入品は、アメリカ国民の生活を支える要素となる。」(p.126)

非国際通貨国において過剰となる可能性があった商品が、「本来であれば所得の壁の存在が理由で消費されないはずの商品が所得の壁を超えて消費される状態」=過消費のもとで実現されていることの危うさが警告されている。

第五章では、日米関係にもたらされたドル体制の問題性が指摘される。

「超金融緩和政策による過剰な貨幣資本の創造が、金融資本に対してはグローバルな形での投機的な金融資本を供給することにつながっていった」(p.148)

「介入政策を続ける限りドル残高という外貨準備は累積する。しかしそれでも、円高圧力を押しとどめる作用には限界がある。ここに矛盾が現れる。すなわち、一方での民間部面における対米経常収支の黒字を原因とする円高圧力と、他方での公的レベルにおけるドル資産保持という宿命である。結局この結果は、一方で進む円高によって、他方で累積していた公的ドル残高、すなわち公的レベルでの対米債権（米国からみれば対日債権）を棒引きすることに帰着する。これは理論的には、日本が生み出した富=価値がアメリカへと吸い上げられたことと同じことを意味する。」(p.157)

「日本の輸出企業がドルを還流させている（=アメリカの金融市場でドル建て金融資産を保持している）ということ（=対日経常赤字の対日資本収支黒字でのファイナンス）は、アメリカが日本からの商品輸入に対して対日債務（ドル預金）で支払いをしていることを意味する。つまり、日本からの借金で日本製品を購入しているのである。」(p.160)

第六章では、グローバルな貨幣資本蓄積の規模が、国内での資本蓄積を大きく上回ってきた新たな現実について説明される。

「日本の全資本が生み出す営業利益額にほぼ匹敵するだけの利益額を、日本の産業資本と国民経済から離脱した資本が外国で生み出し、あるいは間接的に取得し始めたこと」(p.173)

「日本経済は、海外そして擬制資本たる証券投資から生じる利益の取得という二重の寄生的性格を急速に強めていった」(p.17)

（まだ かずお 所員 京都経済短期大学）

編集局注：（下）は次号に掲載いたします。



勤労・実践を捉えかえす学び(15)

「格差社会」の現場から、 人間発達と社会進歩をめざして —働き、学び、教え 自らも成長を求めて—

SAKURAI Yoshiyuki
桜井 善行

I はじめに

その1 働く現場から

冒頭私の「仕事」と「職場」のことをまず書きたい。それは私の職場があまりにも現代社会を反映しており縮図だと思うからである。私が勤務する高等学校は、愛知県下でも唯一の3課程（定時制課程昼間・夜間・通信制）の併置校であり、いわば1つの学校の敷地内に3つの異なった課程の学校が並立し、様々な類型の生徒が在籍し学んでいる。私はその中で、定時制課程昼間に在籍し、赴任して今年度で8年目になる。この昼間定時制は、いわゆる単位制によるコース制（二部制）による教育課程が敷かれている。といっても完全な単位制ではなく、様々なしづりをもうけた学年制をベースとした単位制の高校である。

本課程は1学年4クラス160人の募集により、定時制課程は通常4年間の在籍で必要単位数（74単位以上）を修得して卒業する訳であるが、併修科目を同時的に修得する特例を活用して、3年で卒業する生徒が多数をしめる。（これは実は、教育課程において様々なひずみをもたらしている。）

したがって、本校定時制課程昼間入学生徒は一方では『定時制』という負い目を持ちながらも、

制服を着て昼間の時間帯に高校に通えるという、生徒も親も保有しているある種の願望が実現できる高校である。しかもうまくいけば3年間で卒業できるのである。これが本校への志願者が入学定数を超えている理由の1つであろう。ただし、後述するカリキュラムの柔軟さから、ごく一部ではあれ、「この学校は楽に単位が取れて卒業できるから」という安易な思いで入学してきた生徒も少なからずおり、一部ではこうしたことが口コミで伝播されている事実もある。

もう一つ本校を特徴付けるのは、欠席・遅刻の多さである。だいたい全校生徒が450名弱であり、1日あたりの欠席者数が毎年度夏休み前（7月）には全校で100名のラインに到達し、秋になると毎日100名を超える欠席者数として常態化し、遅刻の数は欠席数と変わらない数字が並ぶのである。行事当日は担任が「やきもき」するのはいつものことである。

いつ頃からか、本校定時制課程昼間には不登校経験者が多数を占めるようになった。何もそういうことを謳っているのではないが、教育課程にそういう生徒が適応しやすい傾向があったのである。実際に毎年入学生の70%前後を占めるようになっている。本校の学校生活を通じて観察した結果、本校入学生とは以下のように類型化されよう。

①中学校時代不登校経験者（小学校時代も含む）

- ②過年度卒（全日制高校などのドロップアウトが中心）
- ③生活困窮世帯ならびに困難な家庭状況
- ④全日制高校を不合格になったケース
- ⑤その他（熟年、高齢者など）

外国人子弟は意外と少ないのは、本校が選抜試験で学力テストを導入しているのと無関係ではない。例年は160名の募集定数に対して、多い年度では300人近い生徒が受験するわけだから、実に100人以上の受検生が振り分けによって不合格の目に遭うのである。これがいわゆる不登校生徒のエリート校と本校がいわれるゆえんである。

その2 地域社会からながめて

私の生活基盤である愛知県西三河地域は、かつては南北に流れる矢作川の水路を活用した「日本のデンマーク」安城のような豊かな農業地帯を形成していた。この地域の北部には我が国輸送機器メーカーの雄であるトヨタ自動車の本社が設置され、高度経済成長とともに国内でも有数の工業集積地域と生産労働者居住地域へと変質していった。西三河地域はいわば田んぼの中に巨大な工場が林立する奇妙な光景が出現したのである。

住民も高度成長以来、他府県から流入し、いまや「先住民」は限られており、団塊の世代を中心にこの地域への流入者の孫がすでに小学校に通う段階になっている。私もまた流入者の一人である。以前は娯楽施設などで会った人の出身地の方言はあまり気にならなかったのが、最近では気になる。さらに他府県ナンバーの車も目につく。それだけ他府県で生活している人がこの地に来ているからであろう。

また1990年頃よりトヨタ関連のグループ企業では日系人の雇用も始まり、地域社会の中で外国人の存在も目につくようになった。近年は派遣法の製造業分野への解禁に伴い、各地に派遣会社の寮ができ、そこからマイクロバスでトヨタ関連企業に送迎する光景は珍しくなくなった。さらに最近では「外国人研修生・実習生」への脱法的な働き方でこき使うケースも目にする。病院やスーパーで会話を聞いて外国人だとわかるケースもある。地域社会の中核が解体し、郊外に巨大な店舗が目つくようになった。

全国に先駆けたこうした事例は、このように地域社会そのものが大きく変貌しているのである。

よくいわれるトヨタシステムとは、最適性をもとめて最大の利益を生み出すために効率的なものが求められる。我々の生活基盤である地域社会も効率を重視したトヨタシステムの影響におかれている。関連しているいないにかかわらず、この地域の企業、そして自治体や学校、さらに住民もまた大きな影響を無意識なまま受容している現実がある。こうした現実の認識は重要である。しかし、昨年秋以来の「トヨタショック」は、この地域の労働者、特に非正規労働者の生活を脅かしている。元気な愛知も様変わりしつつある。

II 私の実践的な関わり

団塊の世代である私は、青年時代は社会変革は当たり前の「事業」であると考えていた。そうした環境の中で育った人は同世代では多いだろう。その描いた社会は、差別も格差もない平等な社会、社会主义こそ理想としていた。ただし、当時の既存社会主義国が私たちがめざすべき社会であるということには懷疑的であった。そうした思いを内包した実践参加であったゆえ、大言壯語に惑わされることはほとんどなかった。先頭で華々しくやることはなかつたが、さりとて一線を越えた方向転換した生き方もできなかつた。まあ後からついて行くというスタイルであった。

しかしながら従来から「左翼」にあった「権威主義」にはへきへきしながらも、不思議とそれとはつきあうことができた。運動においてつきものの「イデオロギー」にはこだわらず、つねに後からついて行くことが私のモットーであった。だからこそ立派な先頭ランナーが次から次へと脱落しても、しぶとく生き延びることができたのが現実である。気がついたらもう前には先頭集団はいなかつた。

私たちが若い頃から体験してきたのは、「小異」にこだわる運動であった。小さな集団が「小異」にこだわるのは、さらに運動の輪を狭めていくことになる。この繰り返しが私たちの周囲で何回となく見られた。にもかかわらず、ポリシーを捨て切れなかつたのは、この社会には未だに卑しめられ虐げられた人が存在し、私も含めた我々が決して満足することが出来なかつた社会構造があつたからである。

教育労働者の職を獲得したあとは、ずっと職場の分会という基礎組織で、情宣活動と地域運動の担当をやってきたが、これは現在も続いている。これは私たちのやっていることを周囲に知らしめ、理解共感を得てもらうということと、私たちもまた狭い枠にとらわれずに、異集団の中に入していくことが不可欠であることを痛感したからである。

III 学問的な関わり

とはいっても学問的な関わりといえば、願望はあっても1990年までほとんどなかった。しかしながら1993年、たまたま当地で登場した社会人大学院の走りにかろうじてのっかかることが出来た。「基礎研」が社会人大学院の先駆的役割を果たしていたことは、あとから知るわけであるが、当時労働者が大学院に行くためには、職を辞してのぞむか、あるいは一時期休職をしてその道に進むことを覚悟しなければならなかつた。

我が国の1989年に始まった社会人大学院の設立動機は必ずしも、好ましいとはいえないが、当時社会人大学院を開設した筑波大学と名古屋市立大学の関係者は先見の明があったのであろう。その後の雨後の竹の子のように登場してきた大学院の中には、サテライト大学院や修士の「学位」取得だけを自己目的とした修士論文の提出すら義務づけていないものまで登場している。

ということはさておいて、私は1993年名古屋市立大学大学院経済学研究科修士課程入学して、労働経済学をベースに、学問への道に少しのめりこむようになった。私の関心事は私自身が西三河に居住していたこともある、トヨタのような大企業で働く労働者の働き方や企業のありかた、そして苦痛を伴うと思える労働を受容しているように見える労働者の実態とそれは何故という疑問を抱き、その解明こそ必要ではないかと考えるようになった。いわば企業本位の企業中心社会についてである。この企業構造への解明こそ大きな課題となった。修士論文は、「企業社会日本の形成過程と展望への一考察——日本の労使関係の光と影を求めて」というタイトルだけは壮大なものであった。

修士論文審査の時に副査で対応された「日本の経営論」の権威の教授が、「企業社会」や「企業福

祉」とはなんだという攻撃的質問をされて正直びっくりした。近接領域であっても潮流や方法論の違いによってこんなにも違うのかなと思った。その中でも今も生々しく覚えているのは、「企業の社会的責任」とはなんだということを聞かれたときに、「トヨタカレンダーの、夏季の土日に働くかせ、平日に休日を振り替えた1987年の事例」を紹介したら、教授はそのことを初めて知ったようである。彼は、トヨタに関わる著書がいくつかあったにもかかわらずである。学問とは、これだけ「狭い視野」から探求しなければならないのかと思った次第である。

運動ならびに実践の場にいると、バイアスがかかり、誇張や都合のいいつまみ食いがよく見られる。データ的に裏付けがない、あるいは出所不明の資料（匿名の告発なども場合によっては必要だが）などで批判するという場合である。これは当事者、身内の中では傷口を嘗めあって自己満足するかもしれないが、外の世界では全く通用しない代物である。これは実は我々の周辺の論議の中でよく見られる傾向である。

IV 基礎研と出会って

今から30年ほど前、書店で「帝国主義論年表」とかいう薄ペらい書物を拝見した。しばらく立ち読みをして、どういう訳か、購入して現在も手元にある。それが基礎経済学研究所発行となっていた。現在は理事などの役職に就いている面々が、当時は新進気鋭の若き研究者として共同研究の成果のたまものとして出版したのだろう。そしてその後はしばらくは基礎研の存在も忘れていた。

その後、目についたのは「日本型企業社会の構造」という共著の書籍であった。この著書の面々のユニークな顔ぶれとその主張に相通じるものを感じた。とはいっても、それ以上のことができる方法も人脈もなかったのでそのままであった。

1993年、先に触れた社会人大学院に入学した。私が入学したところの経済学は新古典派の牙城であった。計量的手法を使い、最適性を求める方法論に、同僚のマルクス経済学崩れの人は傾倒し思想的にも解体されていった。その光景を私は冷ややかの視線でみていたが、私は計量的手法が苦手ということもあり、学内では少数派の実証分析の

方法を選択した経過がある。この大学は現在でこそ人文学部も移転してきたこともあり、図書館や共同資料室の書籍には様々なジャンルの雑誌などもおかれていた。しかし、当時図書館や資料室で私にとって「有用性」のある雑誌は限られていた。このとき、目にしたのが「経済科学通信」であった。これが基礎研との3度目の出会いであった。それから所員になる前に、この雑誌の読者になった。しばらくして地元での研究会の案内が来た。地元といつても岐阜まで出向かなければならなかつたが、今思えば参加することによってとてもいい刺激となつた。その後、事情の許す限り、春季学習会や秋の総会には参加するようになった。そしていつのまにか基礎研の所員になつていていた。

基礎研との関わりは、私からすればたいしたものではないが、それでも「働きながら、学び、研究する」視点はすごく共鳴するゆえんである。その過程で出会った人も、また貴重な存在である。こうしてそう大きくはないものの、私の生活と実践の中で基礎研は確固たる関わりを持つようになったのである。

V 次世代の担い手をめざして

実は、今我々が直面しているのは、現在の関わっているポジションを、いかに次の担い手に受け継がせていくのか課題がある。労働運動にとりわけ、労働問題研究に限定すると実はお寒い現実がある。例えば研究分野では、労働問題の周辺においてはそれなりの蓄積や継続はみられるが、「労働問題本体」の研究については逃避の傾向や枯渇現象がみられる。これはどうしてだろうかという根本問題がある。以前大学にずっと非常勤講師をしてきたある労働問題研究者は、「労働問題研究ではなかなか職が見つからないからね」と言っていたのを思い出す。これが現実なのだろうか。

労働運動の分野においては、実はこの10年来、後継者難に悩まされてきた。労働組合の役員も構成員も現在においては団塊の世代に多くが集中している。役員体制と組織体制もこのまま続けばほんの数年後には、対応変更を余儀なくされるであろう。しかしながら、そのことを本当に気がつきこれからについて真剣に活動している層は、限られている。おそらくこのすぐ先には行くところま

で行って、その後は一気に大波が寄せて来るであろう。それは前途多難の水準ではないことだけは明らかである。

私は、実は職業的なこともあります、この間ずっと青年層である若者とつきあつてきました。自分の子どもよりも若い世代の行動様式や生活ぶりを見ていると、確かに違和感を感じ、ついて行けない部分もあるが、一方では一部ではあるが感性豊かな若者とも接することができた。しかし彼らの豊かな感性を磨き育てあげるには、あまりにも彼らの存在が同世代では「エリート」すぎた。実は彼ら彼女たちは、我々の世代の二世であり、同じ共同体の一員でしかなかったのであり、若い世代への影響力は限られていた。

しかし現代社会のドラスティックな展開は、そうした常識すらぶっ飛ばそうとしている。

「ロスト・ジェネレーション」といわれた層が、すでに30代になりつつある。彼らの多くが現在の弱肉強食の新自由主義の犠牲者であり、彼らの世代以降は我々の固定概念から解放されるようになった。さらにそのあと世代である20歳前後の若者にとっては、もはや失うべき地位や恐れる権威などないであろう。労働運動の次の時代の若い担い手は、おそらく私たちの既成の常識の範囲を超えた形で登場するであろう。我々は必ず彼らに乗り越えられなければならない。またそうあるべきである。そこに「次世代育成」のための私たちの役割がある。

VI これからを展望して

もうじき私も現在の職業も定年になり、正規雇用については一応は終焉を迎える。しかしその後どうするかという課題がある。正直、現段階では、それこそ今のスタンスを行くところまで行くという以外に他の選択肢はない。

しかしながら、現役リタイア後に生活費の確保だけは必要であるが、最低限の方向性だけはある。それは「勤労・実践を捉えかえす学び」として、「働きながら、学び、研究する」場の地域での確保である。それは、老若男女を問わない担い手の確保であり、次世代へのメッセージを伝えて行くことだけは可能な限り追求したいと考えている。

具体的には、基礎研的手法をこの地域で再生さ

することである。企業主義的文化が跋扈する中で再構築するのは至難の業である。よく知られるように、この地域を支えてきたのはクルマ社会であり、パチンコや競馬・競艇などの刹那的・享楽的な大衆文化であった。そこに食い込みながら、働き学ぶ拠点を構築していくのはすごく大変なことであるが、やりがいのある作業でもある。この地域で企業主義的文化と、企業社会へ楔を打ち込んでいく当たり前で崇高な作業をしていくためには何をしていくべきであろうか。私がやれること、やるべきことは何があるだろうか。その試論をあげてみたい。それは①学び研究する場所と、②遊び学ぶ場所の確保である。

①学び研究する場所には、地域社会の実態分析や、学習研究の継続としての場所であり、こうした場所の確保が我々も含めた「民度」を高め

ることにもなろう。

②遊び学ぶ行為には、たとえば自己表現としての演劇の上演や映画の上映・製作などにも関わることが考えられるし、さらには様々なレク的な関わりがあろう。

こうしたことに関わりながら、自らも成長していく場所を私たちはこの地域につくり、継続していく必要がある。その課題の実現のために、まずは基本的な学ぶ場の設定とその継続をめざさなければならない。私は自分の目が黒いうちに、まだまだやらなければならないことがある。その方向として未来に向けて、やっとスタートした次第である。諸兄の絶大なご援助をこれからこそお願いする次第である。

(さくらい よしゆき 所員

名古屋市立大学経済学部研究員)

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

編集後記

▼ 今号では、昨年12月に関西大学を会場にして開催された「基礎研40周年記念研究大会」の成果を特集しました。

▼ 大西広さんは、基礎研史上6代目の理事長ですが、冒頭には、大西・現理事長の「栄えある40周年を増勢で迎えて」という意気高い巻頭言を配しました。ついで2代目理事長だった森岡孝二さんの記念講演「『資本論』と労働研究の40年」、初代理事長だった重森暁さんの「基礎研発足時の3つの合言葉」、基礎研創立の父ともいべき池上惇さんのエッセイへと続きます。4代目理事長を務めた経験をもつ編集子としては、今号には、いろいろな思い出がぎっしりと詰まっています。

▼ 40周年記念の懸賞論文には8編の応募があり、2編の作品に奨励賞が与えられました。今号では、まず宮田惟史さんの「信用恐慌と現実資本」を掲載しました。もう

一つの奨励賞論文は、次の120号に掲載する予定です。

▼ 「特集・『資本論』と労働研究の40年」というテーマのもとで、伍賀一道さん、五十嵐仁さんをはじめ、9名もの論客が力作を寄せいただき、充実した記念号となつたことを喜びたいと思います。40周年記念という意味をこめて、わが研究所が公刊した『時代はまるで資本論』ともども、味読していただき、感想を寄せていただけると幸いです。

▼ 2009年の3月14日—15日に09年春季研究交流集会を開催し、「阪南大学で哲学思想とアメリカ経済を討論する」というテーマのもとで、充実した交流を行うことができました。次号では、この成果もふまえた特集を組む予定です。

(藤岡 悩)

時代はまるで資本論

——貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二二五二〇円

「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴァイバル。長年忘れられていた「貧困」が、現代日本で進行しつつある。新しい貧困にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。

経済Ⅱ 統計学 基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四一五円

推定・検定の方法を四種の場合に分け、カイ²乗分布やt分布が登場する理論構造、中心極限定理などがなぜ重要なのかをクリアに理解。

情報財の経済分析 藤山英樹著 三五七〇円

大企業と小企業の競争、ネットワーク、協力

「情報財」のある方をめぐる市場、企業間競合、ネットワークの生成などをゲーム理論とともに経済学的に分析。

統計学からの計量経済学入門 藤山英樹著 三一五〇円

経済学を学ぶために必要な数式を丁寧に解説、基礎固めの一冊。

現代資本主義への新視角—多様性と構造変化の分析 山田鋭夫・宇仁宏幸・鍋島直樹編 三七八〇円

現代資本主義における構造変化と多様性について、理論と実証の両面から分析。

市民社会と福祉国家 現代を読み解く社会科学の方法 渡辺雅男著 三〇四五円

渡辺雅男著 三〇四五円

◎近刊

階級政治！—現代日本を理解するための社会科学の方法（仮題） 渡辺雅男著 二四一五円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版 昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 *定価は税5%込み価格です。
<http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

経済科学通信 第119号 2009年4月15日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

中谷 武雄

大西 広

神谷 章生 藤岡 悅 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子

田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎 森本 壮亮

佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 價格税別表示

三宅忠和[著]

産業組織論の形成

産業組織論における反独占理論の形成と新自由主義・市場原
理主義台頭の意味と役割を学説史的に追跡して、市場と規制
について考える。

R・パクストン[著] 瀬戸岡紘[訳]

A5判上製・4500円

ファンズムの解剖学

ファシズムとは何か ファシストとは誰か ファシズムは過去
形で語ることができるか

B・テシェイケ[著] 君塚直隆[訳]

A5判上製・5200円

近代国家体系の形成

ウェストファリアの神話 資本主義と国家の形成・発展と人
類史の geopolitics の転換を追究して新たな近代世界史像を提示。

古野高根[著]

A5判上製・3500円

20世紀末、バブルはなぜ起つたか

日本経済の教訓 バブル経済を金融ビジネスの第一線で体験
した著者が理論的・実証的に問い合わせ。元金融マンが書いたバブル論！

A5判上製・4300円

市民社会の帝国

近世世界システム
の解明

岩田勝雄[著]

A5判上製・2600円

現代世界経済と日本

R・ヤツクー・シーウォンほか[編] 関二文字[監訳]

A5判上製・2600円

フィンランドの先生

どこがちがうのか？ フィンランドの教員養成を紹介

A5判上製・2000円

季刊 経済理論

第46巻第1号
(2009年4月)

経済理論学会[編]

特集 ○ サブプライム・ショックと グローバル資本主義のゆくえ

アメリカ発のグローバル金融危機
金融サイドから見たサブプライムローン・ショック

アメリカの消費から見たサブプライムローン

問題の本質

歴史的パースペクティブから見たサブプライム危機
姉歯 晓
ロベール・ボワイエ／西洋訳

J・ローゼンバーグ[著] 渡辺雅男・景子[訳] A5判上製・4300円